科目	金額	科目	金額	科目	金額
俸給及諸給	一三八、七九八円	特別年金	三〇〇円	俸給及諸給	二六、三九〇円
廳費	三二、一一三	巡査及看守恩給	一二六、三三〇	廳費	一九、九八七
修繕費	五、三八五	内閣	二九六、六四四	修繕費	二、七〇〇
死傷手當	二	俸給及諸給	一〇〇、七九九	旅費	一〇〇
賠償及訴訟費	一、四六〇	廳費	三六、三四九	雜給及雜費	二四、一七九
旅費	三〇、七〇六	修繕費	二、五九八	衆議院	八六二、〇五七
雜給及雜費	六五、七四九	死傷手當	一七	議員諸費	七七九、〇五六
萬國關稅表刊行同盟費	五七八	旅費	九〇〇	俸給及諸給	二八、二〇五
關稅訴願審査委員會費	二、八四四	雜給及雜費	三七、七一五	廳費	二五、三五一
預金利子及手數料	六、五八七、九二一	褒賞費	一八、二六六	修繕費	二、五〇〇
預金利子	六、五六八、二六五	機密費	一〇〇、〇〇〇	旅費	六〇
利子拂手數料	一九、六四六	樞密院	一四五、〇八三	雜給及雜費	二六、八八五
恩賞諸祿	三四、六八五、〇六九	俸給及諸給	一三六、二三八	會計檢査院	一九六、九一三
賞勲年金	一一、〇九四、七一九	廳費	三、一五四	俸給及諸給	一五〇、八九三
文官恩給	二、三八四、六三八	修繕費	一、一一〇	廳費	七、八八八
軍人恩給	二〇、六九一、二三三	旅費	四七三	修繕費	二、〇七五
學校職員恩給	二二二、八三四	雜給及雜費	四、一〇八	旅費	一九、五九一
沖繩縣諸祿	一三八、二五五	貴族院	六七八、六〇八	雜給及雜費	一六、四六五
外國人恩給	二六、七五〇	議員諸費	六〇三、二五二	行政裁判所	六〇、一五一

科目	金額	科目	金額	科目	金額
俸給及諸給	五一、五四〇	廳費	六七、八四〇	從價稅品買上代	三、五一九
廳費	二、二五九	修繕費	一三、六〇〇	收容貨物及無請求品費	一三、四三一
修繕費	六六七	死傷手當	五	犯則者處分費	一〇〇
死傷手當	五	賠償及訴訟費	五	機密費	二、六六七
旅費	一、三〇七	旅費	七二、七五六	内國稅徵收費	六、七〇四、九七四
雜給及雜費	四、三七三	雜給及雜費	二九八、六八一	俸給及諸給	二、四一六、一〇九
馬政局	一、一九五、六三四	裁判及登記諸費	二、六九〇	廳費	四〇四、五七四
俸給及諸給	一〇三、一四四	監獄費	一三九、八六二	修繕費	七、九九九
廳費	一一、七二〇	間島派出所費	七八、八〇〇	賠償及訴訟費	六、二九一
修繕費	七、七五〇	電信料	一八、二四〇	旅費	一、一六六、一三六
死傷手當	三〇	宴會費	一四、二〇〇	雜給及雜費	八九〇、四三八
賠償及訴訟費	六〇	褒賞費	二五〇	所得稅調査費	一二七、八〇二
旅費	四九、二三五	機密費	二〇〇、〇〇〇	營業稅調査費	一三、〇〇〇
雜給及雜費	一七、〇〇三	稅關	四三七、九〇七	相續稅調査費	一、七八二
産馬奬勵費	一〇〇、〇〇〇	俸給及諸給	一三一、一一〇	市町村交付金	一、四八〇、〇三八
去勢奬勵及補償費	一五四、四六〇	廳費	三九、三三八	滯納及犯則者處分費	七五、一三九
去勢練習費	三、四三〇	修繕費	八	印紙鑑札類諸費	一一、二六七
事業費	七四九、八〇二	死傷手當	三三二	災害地免租處分費	五、三九七
統監府	一、二三五、四二一	旅費	三三、九二三	釀造試驗費	五〇、八九二
俸給及諸給	三一八、四八二	雜給及雜費	二八七、〇〇三	事務費	一六、五四九

科目	金額
事業費	三四、三四三円
文官試驗費	四、〇三五
廳費	四四五
修繕費	二五
雜給及雜費	三、五六五
文官懲戒諸費	九三二
廳費	四〇九
修繕費	七〇
雜給及雜費	四五三
横濱港維持費	一七一、二四一
俸給及諸給	二、三六〇
廳費	八一三
修繕費	五五九
死傷手當	一五五
賠償及訴訟費	二
旅費	九六一
雜給及雜費	三、〇六八
港灣維持費	一六三、三二三
國資運用費	一、七四三、七九六
國庫金取扱及金融事項調査監督費	一、四九〇、三八〇円
支拂命令及保管金引出切符用紙製造費	一八、〇〇三
貯蓄債券取扱手數料	二三五、四一三
諸拂戻及缺損補塡金	七、五二九、五五二
諸拂戻金	七、五〇〇、〇〇〇
缺損補塡金	二九、五五二
輸出交付金	六二、四五〇
輸出交付金	六二、四五〇
國債整理基金繰入	一七六、八三九、五三二
國債整理基金繰入	一七六、八三九、五三二
軍艦水雷艇補充基金繰入	一〇、九三九、五八六
軍艦水雷艇補充基金繰入	一〇、九三九、五八六
國庫豫備金	三、〇〇〇、〇〇〇
第一豫備	一、〇〇〇、〇〇〇
第二豫備	二、〇〇〇、〇〇〇
合計	**三三四、二〇七、四三三**
陸軍省所管	
陸軍本省	三三〇、四〇七
俸給及諸給	一九五、四三九
廳費	四一、三五四円
修繕費	三、六七五
旅費	一三、六三二
雜給及雜費	三九、三三〇
諸手當	六、九〇〇
糧秣費	一六、六四五
被服費	一六〇
馬匹費	一三、二七二
軍事費	六八、〇三五、五二三
俸給及諸給	一六、四七八、四六〇
廳費	一、二五五、六八一
修繕費	一、二六一、五三三
死傷手當	四、七一八
賠償及訴訟費	二、六二〇
旅費	三、一三四、七六七
雜給及雜費	一、五七三、五五〇
諸手當	一、〇〇五、九七四
外國駐在員費	一二八、五六八
糧秣費	二〇、八六八、六七一

科目	金額
被服費	八、〇二八、六九六
兵器彈藥費	五、八六一、六〇九
馬匹費	一、八〇六、〇〇一
演習費	一、八一七、五九一
患者費	六四七、五九七
軍隊需品費	一、九三三、六六八
徵兵費	六五、〇一五
罷役恤金	七〇
囚徒費	六三、三四三
兵要地圖費	六、五四五
供奉費	六八一
輸送費	一、七八〇、八六六
機密費	三一九、三〇〇
憲兵費	一、八三六、二九九
俸給及諸給	六七七、一四四
廳費	一八〇、五九五
修繕費	三三、五〇〇
死傷手當	一七五
賠償及訴訟費	二九八
旅費	二〇一、〇三三
雜給及雜費	一八四、六三七
諸手當	三七、〇五九
糧秣費	三七六、五一六
被服費	五六、三八九
兵器彈藥費	二八、三一九
馬匹費	一八、二二八
囚徒費	四、九二一
機密費	四八、五一六
靖國神社寄付金	七、五五〇
靖國神社寄付金	七、五五〇
合計	**七〇、二〇九、七七九**
海軍省所管	
海軍本省	一六四、七九七
俸給及諸給	一一七、九二〇
廳費	一五、九九〇
修繕費	三、五〇五
死傷手當	一〇
賠償及訴訟費	二〇
旅費	七、三五三
雜給及雜費	一九、九九九
軍事費	三四、六四五、九四〇
俸給及諸給	八、九三八、〇〇五
廳費	四四七、二五〇
修繕費	二五八、五一一
死傷手當	四、〇四四
賠償及訴訟費	八、五五七
旅費	五五二、九六四
雜給及雜費	五六一、七四〇
諸手當	四六〇、七四四
外國駐在員費	一〇六、九九五
糧食費	四、六九六、八九四
被服費	一、八二八、八〇九
造兵及修理費	六、四六三、八三二
造船及修理費	三、〇一〇、一八三
演習費	二五七、四五六
患者費	二二〇、〇〇九
軍港要港費	四一九、〇六一
艦營費	五、七三三、二九四
扶助金	三〇三、五二三
囚徒費	六、三一二

科目	金額
水路費	二六四、〇二七円
傭外國人諸給	一三、七四〇
機密費	八〇、〇〇〇
機動費	二〇、〇〇〇
合計	二四、八二〇、七二七
司法省所管	
司法本省	一四七、五四五
俸給及諸給	七三、八八〇
廳費	一九、〇三二
修繕費	一、四三〇
死傷手當	七
賠償及訴訟費	五五
旅費	五、七四七
雜給及雜費	一七、六五九
判事檢事及辯護士試驗費	四、七五八
外國司法制度視察費	一四、九七七
免囚保護事業奬勵費	一〇、〇〇〇
裁判所	五、二五二、五三三
俸給及諸費	三、〇九〇、七七一
廳費	五〇六、八九三円
修繕費	六九、三三三
死傷手當	二七
賠償及訴訟費	八四七
旅費	一〇二、八九一
雜給及雜費	九六四、六七四
裁判及登記諸費	五〇六、七八七
機密費	一〇、三〇〇
監獄費	五、五七七、八九八
俸給及諸給	三〇三、五二〇
廳費	一七四、三八六
修繕費	九一、二〇九
死傷手當	四〇五
賠償及訴訟費	六
旅費	四一、九八一
雜給及雜費	二、三五三、四〇二
在監人費	二、六一二、九八九
合計	一〇、九七七、九六六
文部省所管	
文部本省	四八七、三五七円
俸給及諸給	九三、四九八
廳費	一四、七六五
修繕費	三、一五〇
死傷手當	三
賠償及訴訟費	七
旅費	一八、〇〇〇
雜給及雜費	三〇、五三三
編書費	三〇、〇六七
帝國學士院費	一〇、八九〇
教員免許及檢定費	一〇、六六三
萬國理學文書目錄委員會加盟諸費	四、五三九
美術奬勵費	一〇、〇〇〇
學生費	二五六、七七五
萬國學術協會費	四、四七八
震災豫防調査會	二三、七五七
修繕費	一、四四四
死傷手當	一
賠償及訴訟費	二

調査費	三、三一〇
測地學委員會	九、四二八
修繕費	一〇〇
死傷手當	一
賠償及訴訟費	二
調査費	九、三三五
中央氣象臺	六七、九九六
俸給及諸給	一七、七八五
廳費	二、三一六
修繕費	一、九八五
死傷手當	一
賠償及訴訟費	二
旅費	四、〇四一
雜給及雜費	一七、〇八五
委託電報料	五、七八一
緯度觀測所	七、五六二
俸給及諸給	四、二三〇
廳費	一、八八四
修繕費	三〇四
死傷手當	一
賠償及訴訟費	二
旅費	二九八
雜給及雜費	八四三
醫術及藥劑師試驗費	七七、八〇三
俸給及諸給	一、九四四
廳費	四、〇三七
修繕費	一、〇〇〇
死傷手當	一
賠償及訴訟費	二
旅費	一、七七七
雜給及雜費	三二、一〇三
病院費	三六、九三九
大學及學校圖書館支出金	四、一六四、九八〇
東京帝國大學	一、三〇〇、〇〇〇
京都帝國大學	一、〇〇〇、〇〇〇
學校及圖書館	一、八六四、九八〇
府縣立師範學校長俸給及諸給	八一、六五一
府縣立師範學校長俸給及諸給	八一、六五一
普通教育費	一、〇〇〇、〇〇〇
小學校教育費補助	一、〇〇〇、〇〇〇
實業教育奬勵費	三六五、〇〇〇
實業教育費補助	三二五、〇〇〇
實業教員養成費	一四、九九五
實業教員養成費支出金	二五、〇〇五
合計	六、二八五、三三四
農商務省所管	
農商務本省	四四〇、八二三
俸給及諸給	二〇九、四〇六
廳費	三五、八四〇
修繕費	三、七五一
死傷手當	七
賠償及訴訟費	二、四四七
旅費	四七、二三四
雜給及雜費	四〇、五三四
萬國度量衡會費分擔金	二、七八二
度量衡費	二七、二八四
中央度量衡器檢定所費	一〇、六八三
調査事業費	三二、五四三
商品陳列館諸費	二〇、八一二
重要技術員養成費	七、五〇〇

科目	金額
特許局	一五八、六二〇円
俸給及諸給	八五、八二八
廳費	三八、七五七
修繕費	一、二〇〇
死傷手當	五
賠償及訴訟費	三〇
旅費	二、三五六
雜給及雜費	二八、八六五
萬國工業所有權保護同盟費分擔金	一、五六九
森林費	五、二一〇、一九三
俸給及諸給	六九〇、九四三
廳費	一三六、一一三
修繕費	一三、七〇〇
死傷手當	三〇〇
賠償及訴訟費	一〇、五三〇
旅費	二〇九、三七五
雜給及雜費	八七、七七六
事業費	四、〇六二、四四七
鑛山監督署	三九六、六四四
俸給及諸給	二〇七、九八〇円
廳費	六二、九九〇
修繕費	二、〇〇〇
死傷手當	一〇
賠償及訴訟費	六〇〇
旅費	九〇、九四八
雜給及雜費	三二、一一六
農事試驗場	一七三、四九八
俸給及諸給	六三、六六〇
廳費	三、九六五
修繕費	二、一七三
死傷手當	一〇
賠償及訴訟費	五
旅費	八、六〇六
雜給及雜費	六、二二九
事業費	八一、六六〇
傭外國人諸給	七、二〇〇
水產講習所	一二六、九四〇
俸給及諸給	二二、七七一
廳費	二、三七八円
修繕費	五、四五八
死傷手當	二
賠償及訴訟費	二
旅費	一一、三〇三
雜給及雜費	三、七〇九
事業費	七二、三一七
蠶業講習所	一三三、二八八
俸給及諸給	二九、二七七
廳費	三、四五四
修繕費	三、二四五
死傷手當	三
賠償及訴訟費	三
旅費	三、八〇三
雜給及雜費	四、三九三
事業費	七九、一一〇
生絲檢查所	八三、二六七
俸給及諸給	一九、三四三
廳費	二、九五三

科目	金額
修繕費	二、三〇〇
死傷手當	五
賠償及訴訟費	五
旅費	一、四四二
雜給及雜費	二一、四〇七
事業費	四五、八一二
畜產改良費	二二四、七〇四
俸給及諸給	八、七〇四
廳費	二、三一七
修繕費	八〇〇
死傷手當	三
賠償及訴訟費	三
旅費	九、九七二
雜給及雜費	六、四〇七
事業費	一八六、四九八
工業試驗所	八二、六六七
俸給及諸給	二八、八二四
廳費	三、〇六〇
修繕費	一、〇〇〇
死傷手當	五
旅費	二、〇〇〇
雜給及雜費	二、九二〇
事業費	四四、八五八
花莚檢查所	五五、六八〇
俸給及諸給	一三、七九〇
廳費	一、八九五
修繕費	五〇〇
死傷手當	五
賠償及訴訟費	一〇
旅費	一、七三八
雜給及雜費	一一、〇五一
事業費	二七、六九一
補助費	四三八、五〇〇
農會補助	一四八、五〇〇
產業試驗費講習費補助	一九〇、〇〇〇
蠶病豫防費補助	一〇〇、〇〇〇
種牡牛檢查費	一〇、〇五四
種牡牛檢查費	一〇、〇五四
合計	七、五〇四、八六七
遞信省所管	
遞信本省	六九二、八二三
俸給及諸給	二七一、七三六
廳費	一六九、一三〇
修繕費	九、四二五
死傷手當	五三
賠償及訴訟費	五一
旅費	八一、五四八
雜給及雜費	一五二、〇八〇
傭外國人諸給	六、六〇〇
萬國鐵道同盟會補助費	二〇〇
萬國航海會議補助費	二、〇〇〇
遞信費	二四、二六五、〇八六
俸給及諸給	二、七〇七、九九九
修繕費	一〇三、四七一
死傷手當	四、八六四
賠償及訴訟費	六、〇三三
旅費	三四五、四五五
萬國郵便電信聯約費	五五、四〇五
遞信事業費	一七、九九四、九一一
諸拂戾金	三、〇四六、九五九

科目	金額
航路標識費	三五一、一七五円
俸給及諸給	一六五、四二一
修繕費	七〇八
死傷手當	三六六
賠償及訴訟費	五
旅費	九、二九四
航路標識事業費	一七五、三九一
船舶海員費	一六六、八一四
俸給及諸給	一〇七、一四四
廳費	一六、六一〇
修繕費	九二九
死傷手當	一〇
賠償及訴訟費	三
旅費	一四、七三三
雜給及雜費	二四、二四六
審判費	一、六九三
難破船費	七一六
商船學校	一九一、八八二
俸給及諸給	四六、九八一
廳費	二六、七六一円
修繕費	七九七
死傷手當	六
賠償及訴訟費	三
旅費	一、二七五
雜給及雜費	一七、六四四
學生費	三四、二一二
海上練習費	六四、二〇三
合計	二五、六六七、〇四九
經常部合計	四三六、九一五、一九二
臨時部	
外務省所管	
營繕費	四一一、九〇〇
在清國公使館新築費	一一〇、〇〇〇
在外公館新築費	一五〇、〇〇〇
新營費	五一、九〇〇
在外公館修築費	一〇〇、〇〇〇
在外公館創立費	二七、〇〇〇
在外公館創立費	二七、〇〇〇
在外公館移轉費	一四、〇三三円
在外公館移轉費	一四、〇三三
移民調査費	三〇、〇〇〇
移民調査費	三〇、〇〇〇
關東都督府經費補充金	三、一二〇、〇〇〇
關東都督府經費補充金	三、一二〇、〇〇〇
條約改正調査費	一〇、〇〇〇
條約改正調査費	一〇、〇〇〇
臨時修補費	五、三一一
臨時修補費	五、三一一
合計	三、六一八、二三五
内務省所管	
補助費	一、三三八、〇〇〇
東京市水道費補助	一七〇、〇〇〇
大阪築港費補助	四六八、〇〇〇
砂防工事費補助	二〇〇、〇〇〇
秋田市水道費補助	一六、〇〇〇
京都市水道費補助	四〇、〇〇〇
大阪市水道費補助	六〇、〇〇〇

科目	金額
名古屋市水道費補助	二九、〇〇〇
新潟市水道費補助	二七、〇〇〇
門司市水道費補助	三〇、〇〇〇
堺市水道費補助	二八、〇〇〇
高崎市水道費補助	一七、〇〇〇
小樽區水道費補助	二〇、〇〇〇
名古屋市下水道費補助	一〇、〇〇〇
廣島市下水道費補助	三三、〇〇〇
三重縣國道改修費補助	六三、〇〇〇
青森市水道費補助	六〇、〇〇〇
福岡縣若松町水道費補助	五〇、〇〇〇
木曾川橋梁架設費補助	二八、〇〇〇
土木事業費	三、五七六、六七九
河川改良費	三、四七六、六七九
調査費	一〇〇、〇〇〇
營繕費	五八一、七七四
警視廳廳舍建築費	七一、八二六
新營費	四六一、五一〇
修繕費	四八、四三八
造神宮使廳	二〇二、七九五
俸給及諸給	一五、六三二
廳費	一、九四九
營繕費	六八四
死傷手當	一
賠償及訴訟費	二
旅費	八、〇七〇
雜給及雜費	一〇、四四九
式年御造營費	一六六、〇〇八
小笠原島殖產事業費	一七、六六六
森林經營費	五、二八八
水產經營費	一三、三七八
北海道地方費補給	四三〇、〇〇〇
北海道地方費補給	四三〇、〇〇〇
北海道拓殖費	一、八三二、二二六
殖民事業費	三二九、六五八
農事試驗場費	一五、五一八
小樽築港費	四六五、七三九
道路橋梁排水費	八〇〇、〇〇〇
驛遞及渡船費	三八、八六一
道路橋梁修繕費	九九、四七四
河川港灣費	八二、九六六
北海道森林整理費	一八三、二八三
俸給及諸給	二四、八五〇
廳費	四、五三六
死傷手當	一八
旅費	一一、三一一
雜給及雜費	五、一〇〇
事業費	一一三、七〇六
營繕費	二三、七七二
沖繩縣土木費	三九六、四〇〇
那覇港修築費	三五〇、〇〇〇
道路改修費	四六、四〇〇
臺灣經費補充金	三、七六六、〇〇〇
借入金補充	一、七六六、〇〇〇
公債募集金補充	二、〇〇〇、〇〇〇
樺太經費補充金	六二九、四〇六
樺太經費補充金	六二九、四〇六
出版圖書整理費	三、七〇七
出版圖書整理費	三、七〇七
東京衛生試驗所備品其他設備費	七、五〇〇

科目	金額
東京衛生試驗所備品其他設備費	七、五〇〇円
議員總選擧取締費	一七五、〇〇〇
衆議院議員總選擧取締費	一七五、〇〇〇
俘虜取締費地方支出金下戻	一四〇、七七〇
俘虜取締費地方支出金下戻	一四〇、七七〇
合計	一三、二八一、一九六
大藏省所管	
補助費	七二四、三〇〇
株式會社農工銀行補助	五、〇〇〇
株式會社臺灣銀行補助	二五〇、〇〇〇
罹災救助基金補助	四一九、三〇〇
在韓國居留民敎育費補助	三〇、〇〇〇
朝鮮海水産組合補助	二〇、〇〇〇
營繕費	四、六〇七、七四九
横濱稅關海面埋立及陸上設備費	一、〇〇〇、〇〇〇
横濱港水堤修築費	二一三、八二三
神戸稅關海陸運輸聯絡設備費	一、〇〇〇、〇〇〇
議院修繕費	四六、九八一
煙草製造專賣創業建設費	一、〇〇〇、〇〇〇
鹽務局新營費	二三三、五九〇円
理事廳新營費	一四六、二五〇
東京衛生試驗所廳舍改築費	四六、三一四
內閣所屬廳舍及倉庫移轉改築費	二〇一、一一三
統監官舍新營費	一五〇、〇〇〇
新營費	四九八、四五五
修繕費	八二、二二四
馬政事業設備費	二三五、九九三
馬政事業設備費	二三五、九九三
關稅定率調查費	一五、六八六
關稅定率調查費	一五、六八六
四分利付淸國債券元利	二、〇三〇、一九七
四分利付淸國債券元利	二、〇三〇、一九七
臨時國債整理費	七五、四六二
臨時國債整理費	七五、四六二
海外駐劄財務官費	七四、五三八
海外駐劄財務官費	七四、五三八
臨時事件行賞諸費	四九、五四七
臨時事件行賞諸費	四九、五四七
印刷局機械增設及工場其他增築費	五二七、九四〇円
機械增設費	三二六、四〇〇
工場其他增築費	二〇一、五四〇
造幣局擴張費	一五四、一三〇
機械增設費	六二、二〇〇
工場其他增築及改築費	九一、九三〇
作業場据置運轉資本補足費	一、五〇一、七八八
造幣局作業場据置運轉資本補足費	一、五〇一、七八八
韓國森林資金繰入	三〇〇、〇〇〇
韓國森林資金繰入	三〇〇、〇〇〇
韓國政府立替金	五、二五九、五八〇
韓國政府立替金	五、二五九、五八〇
外國行政裁判制度視察費	七、二九六
外國行政裁判制度視察費	七、二九六
議院及諸官衙建築調查費	五〇、〇〇〇
議院及諸官衙建築調查費	五〇、〇〇〇
國庫豫備金	一、六〇〇、〇〇〇
淸國事件第二豫備	一、六〇〇、〇〇〇
合計	一七、三〇四、三〇六

科目	金額
陸軍省所管	
砲臺建築費	五六二、三〇〇
東京灣砲臺建築費	五六二、三〇〇
營繕費	三一七、五二二
步兵第二十五聯隊其他水道布設費	八八、四五四
新營費	二三九、〇六七
測量費	三一六、一七三
俸給及諸給	五四、一五六
廳費	七六三
傭給及傭費	二、五〇〇
諸手當	七三八
測量事業費	二五八、〇一六
拂下地圖製造費	六六、〇〇〇
拂下地圖製造費	六六、〇〇〇
營繕及初度調辨費	三一、七九四、五四三
土地買上代	二、二三三、六七一
建築費	二四、三四〇、一二四
兵器其他諸費	五、二三〇、七四八
匪徒鎭定費	三〇、〇〇〇
匪徒鎭定費	三〇、〇〇〇
一時賜金	二、〇二五
一時賜金	二、〇二五
特別大演習外賓接待費	二六、五八九
特別大演習外賓接待費	二六、五八九
戰後整理費	四、〇九一、八四三
戰役殘務整理費	八三八、二八六
戰史編纂及統計費	一三二、九〇七
復舊費	一、七〇〇、三二九
倉庫建築費	一、四二〇、三三二
合計	三七、三〇六、九九四
海軍省所管	
營繕費	五〇五、〇一一
水路部改築費	一六七、四九九
軍令部其他廳舍增築費	一七〇、三六〇
佐世保鎭守府官舍改築及官舍增築費	四三、〇〇〇
學生寄宿舍建築費	四四、一五三
新營費	八〇、〇〇〇
造兵廠改築費	三六七、一七〇
造兵廠改築費	三六七、一七〇
受託造修費	五五〇、七八四
受託造修費	五五〇、七八四
臨時海軍建築部費	一六、三七四
俸給及諸給	一〇、三三六
廳費	七三八
旅費	二、四〇一
傭給及傭費	二、八九九
拂下圖誌製造費	一五、〇〇〇
拂下圖誌製造費	一五、〇〇〇
軍艦製造及建築費	八、一七三、六八二
造船費	六、〇五一、一〇五
造兵費	一二四、〇三〇
建築費	一、九九八、五四七
海軍工廠資金	一、五三四、四六五
海軍工廠資金	一、五三四、四六五
海軍採炭所設備費	二〇一、〇三〇
海軍採炭所設備費	二〇一、〇三〇
戰史編纂費	三一、七五九
戰史編纂費	三一、七五九
艦艇補足費	一三、五六四、四五七
造船費	七、七八九、〇七〇

科目	金額
造兵費	四,七七五,三八七円
整備費	一一,一八一,〇三三
造船造兵及修理費	八,五〇六,〇三三
建築費	二,六七五,〇〇〇
補充艦艇費	一〇,九三九,五八六
造船費	六,五六〇,九〇九
造兵費	四,三七八,六七七
在韓國海軍用地經營費	三七,七八四
在韓國海軍用地經營費	三七,七八四
大演習外賓接待費	三〇,〇〇〇
大演習外賓接待費	三〇,〇〇〇
合計	四六,一五六,一二四
司法省所管	
法律調查費	三二,四七二
法律調查費	三二,四七二
營繕費	六一三,八三五
甲府監獄建築費	一五,〇〇〇
秋田監獄建築費	五五,〇〇〇
熊本地方裁判所建築費	三六,五七四
金澤地方裁判所建築費	三五,八五〇円
戸籍及登記書類藏置場新營費	五一,七五〇
福岡監獄建築費	六五,二〇〇
安濃津監獄建築費	六一,四〇〇
新營費	二五二,七四九
修繕費	五〇,三一二
合計	六四五,三〇七
文部省所管	
營繕費	五二七,〇四六
札幌農學校水產學教室及實驗室新營費	三一,八六四
東京高等工業學校電氣科機械分科工場增築費	三五,三四五
大阪高等工業學校電氣科教室及工場增築並新營費	六〇,三三三
仙臺高等工業學校合火災復舊費	三六,三六五
東京美術學校校舍改築費	八五,〇〇〇
新營費	一〇〇,〇〇〇
修繕費	三〇,〇〇〇
東京高等師範學校附屬學校及寄宿舍其他新營費	一一九,五六八
東京盲學校新營費	二七,五八二
設備費	一五,六五〇
醫術開業試驗附屬病院設備費	一,〇〇〇円
名古屋高等工業學校設備費	六,一〇〇
熊本高等工業學校設備費	七,五五〇
東京美術學校設備費	一,〇〇〇
工科大學創立費	六,三〇〇
新營費	六,三〇〇
東北帝國大學創立費	九九,四五〇
新營費	二四,四五〇
設備費	七五,〇〇〇
第二女子高等師範學校創立費	八〇,〇〇〇
新營費	七〇,〇〇〇
設備費	一〇,〇〇〇
第二高等農林學校創立費	九〇,〇〇〇
新營費	六八,三七〇
設備費	二一,六三〇
蠶絲專門學校創立費	一〇〇,〇〇〇
新營費	一〇〇,〇〇〇
第五高等商業學校創立費	四二,〇〇〇
新營費	三七,〇〇〇

科目	金額
設備費	五,〇〇〇
第八高等學校創立費	一一,五〇〇
新營費	一,五〇〇
設備費	一〇,〇〇〇
第六醫學專門學校創立費	九〇,〇〇〇
新營費	七〇,〇〇〇
設備費	二〇,〇〇〇
熊本工學專門學校創立費	七六,二五〇
新營費	五九,七五〇
設備費	一六,五〇〇
仙臺工學專門學校創立費	九三,七七一
新營費	五〇,七四六
設備費	四三,〇二五
第七高等工業學校創立費	一〇〇,〇〇〇
新營費	八〇,〇〇〇
設備費	二〇,〇〇〇
鑛山專門學校創立費	七〇,〇〇〇
新營費	七〇,〇〇〇
學校臨時支出金	四〇,〇〇〇
學校臨時支出金	四〇,〇〇〇
臨時調查費	一〇,〇〇〇
國語調查費	一〇,〇〇〇
臨時教員養成所費	一〇,〇〇〇
臨時教員養成所費	一〇,〇〇〇
委託學生費	一五,八五〇
清國委託學生費	一五,八五〇
普通教育獎勵費	二五〇,〇〇〇
普通教育獎勵費	二五〇,〇〇〇
合計	一,七三七,八一七
農商務省所管	
外國貿易擴張費	一〇〇,〇〇〇
實業練習生補助費	五七,八一八
商品陳列費	二,八四二
實業調查費	三九,三四〇
製鐵所創立費	二,九八〇,三三三
事務費	三二,六九六
工場費	二,七一四,〇〇〇
製鐵原料鑛山費	二三三,六二五
遠洋漁業獎勵費	一三九,六〇六
遠洋漁業獎勵費	一三九,六〇六
營繕費	九〇九,三八六
蠶業試驗場新營費	六一,八五〇
新營費	八三四,七三六
修繕費	一二,八〇〇
國有林野經營費	二,四五八,五〇〇
俸給及諸給	四〇二,四七三
死傷手當	二三九
賠償及訴訟費	二四,八二九
旅費	二四二,六〇二
事業費	一,七八七,三五七
營繕費	一,〇〇〇
製鐵所据置運轉資本補塡	一,三九七,七三九
製鐵所据置運轉資本補塡	一,三九七,七三九
漁業免許處分費	三〇,九〇六
漁業免許處分費	三〇,九〇六
糖業改良費	六五,二八〇
糖業改良費	六五,二八〇
足尾國有林復舊費	一〇一,五八三
足尾國有林復舊費	一〇一,五八三
府縣聯合共進會費	三九,三二八

科目	金額
府縣聯合共進會費	三九、三三八円
產業獎勵費	八三一、〇一七
農事改良獎勵費	六九三、〇六〇
工業獎勵費	三八、〇〇〇
植樹獎勵費	七九、九五七
式根島漁船定留所修築費補助	二〇、〇〇〇
肥料檢查員養成費	七、九七一
肥料檢查員養成費	七、九七一
日本大博覽會費	八七九、九〇二
日本大博覽會費	八七九、九〇二
合計	九、九四一、三四一
遞信省所管	
補助費	二、三九〇、六九五
海員養成補助	五、〇九〇
水難救濟補助	二〇、〇〇〇
航路擴張費	六、八八六、三〇〇
航海獎勵費	三、四八三、九五五
造船獎勵費	一、九九五、四四七
電信電話營繕費	六二四、九九〇
電信電話營繕費	六二四、九九七円
航路標識營繕費	二〇六、二三五
伏瀨航路標識新設費	一五、七九〇
惠山岬燈臺霧警號新設費	一七、四二五
納沙布崎燈臺霧警號改設費	一七、四二五
豆酘崎航路標識新設費	二、二八六
通船信號所新設費	五〇、九四四
犬吠崎燈臺霧警號新設費	一五、〇〇〇
航路標識設置費	五一、二六三
新營費	五、八〇〇
航路標識修繕費	七、九二三
修繕費	三、三八〇
營繕費	一、六一六、九六七
郵便爲替貯金管理所新營費	四五〇、〇〇〇
本省廳舍新營費	六八二、六一〇
札幌郵便局新營費	九〇、〇〇〇
函館郵便局新營費	四〇、〇〇〇
新營費	三一七、九〇八
修繕費	三六、四四九
電話交換擴張費	三、〇〇〇、〇〇〇
電話交換擴張費	三、〇〇〇、〇〇〇円
鐵道線路調查費	三三、一一七
鐵道線路調查費	三三、一一七
鐵道國有準備費	七四、三七四
鐵道國有準備費	七四、三七四
買收鐵道會社淸算費	二〇三、〇〇〇
買收鐵道會社淸算費	二〇三、〇〇〇
帝國鐵道資本勘定資金繰入	三三、〇九〇、七九三
帝國鐵道資本勘定資金繰入	三三、〇九〇、七九三
韓國鐵道資本勘定資金繰入	七、五一七、五八〇
韓國鐵道資本勘定資金繰入	七、五一七、五八〇
韓國鐵道收益勘定缺損補塡	四三三、九四七
韓國鐵道收益勘定缺損補塡	四三三、九四七
本省假廳舍敷地借料	五、四〇〇
本省假廳舍敷地借料	五、四〇〇
沈沒船取除費	八二、八二四
沈沒船取除費	八二、八二四
合計	五九、二七九、九二九
臨時部合計	一八九、〇四三、一四七
歲出總計	六一五、九五八、三三九

新規繼續費表

事項	總額	明治四十一年度	同四十二年度	同四十三年度	同四十四年度	同四十五年度	自同四十六年度至同四十八年度
小樽築港費	五、〇〇五、六八〇円	四六五、七三九円	六四七、八七九円	六四七、八七九円	六四七、八七九円	六四七、八七九円	一、九四八、四二五円
內閣所屬廳舍及倉庫移轉改築費	二七一、三三五	二〇一、一一二	七〇、二二三	〇	〇	〇	〇
統監官舍新營費	四五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	〇	〇	〇
造幣局擴張費	五二九、三〇四	一五四、一三〇	二一一、九七〇	一六三、二〇四	〇	〇	〇
步兵第二十五聯隊其他水道布設費	一七六、九〇八	八八、四五四	八八、四五四	〇	〇	〇	〇
水路部改築費	二九一、五四五	一六七、四九九	一二四、〇四六	〇	〇	〇	〇
軍令部其他廳舍增築費	二七二、七九五	一七〇、三六〇	一〇二、四三五	〇	〇	〇	〇
造兵廠改築費	七五二、八九七	三六七、一七〇	三八五、七二七	〇	〇	〇	〇
福岡監獄建築費	三五三、一〇〇	六五、二〇〇	七四、三〇〇	七四、三〇〇	八四、三〇〇	五五、〇〇〇	〇
安濃津監獄建築費	三一二、四六〇	六一、四〇〇	六七、三〇〇	七〇、六四〇	五四、〇〇〇	五九、一二〇	〇
東京高等師範學校附屬學校及寄宿舍其他新營費	二二七、九六〇	一一九、五六八	三二、八九七	七五、四九五	〇	〇	〇
東京盲學校新營費	七一、三七七	二七、五八二	四三、七九五	〇	〇	〇	〇
蠶絲專門學校創立費	二九八、九三九	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	九八、九三九	〇	〇	〇
第八高等學校創立費	五三、八〇〇	一一、五〇〇	二一、五〇〇	二〇、八〇〇	〇	〇	〇
鑛山專門學校創立費	三五〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	〇	〇
犬吠崎燈臺霧警號新設費	三二、〇〇〇	一五、〇〇〇	一七、〇〇〇	〇	〇	〇	〇
遞信本省廳舍新營費	六一六、二五〇	三〇〇、〇〇〇	三一六、二五〇	〇	〇	〇	〇
札幌郵便局新營費	一八〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇
函館郵便局新營費	八〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇

事項	總額	明治四十一年度	同　四十二年度	同　四十三年度	同　四十四年度	同　四十五年度	自同四十六年度至同四十八年度
合計	一〇、三六、三四〇円	二、六四、七一四円	二、六三、七六六円	一、三七、二五七円	九二六、一七九円	七六一、九九九円	一、九四八、四三五円

第二款　追加豫算

明治四十一年度總豫算に對する追加豫算案は、第二十四回帝國議會に於て二件提出せられたり。今之を說明すれば左の如し。

第一　第二十四回帝國議會提出追加豫算

（一）本議會提出の第一號追加豫算案に計上する所の金額は歳入五百十四萬七千九百三十九圓、歳出二十三萬二千六百四十八圓にして、歳入歳出差引四百九十一萬五千二百九十一圓の歳入超過なり。之れ卽ち明治四十一年度本豫算に於ける歳入不足を補塡する目的を以て提出せらるるものにして其の歳入に在りては酒造稅・麥酒稅・酒精及酒精含有飮料稅・沖繩縣酒類出港稅・砂糖消費稅の各稅增率と、石油消費稅新設との爲め增加すべき金額を豫算し、歳出に在りては此等各種の增稅及新設の爲め之が徵收に關する經費を豫算したり。右は明治四十一年一月二十八日衆議院に提出せられしが、衆議院は二月十三日、貴族院は三月五日何れも之を可決せしを以て、裁可を經て三月十六日公布せられたり。

（二）本議會提出の第二號追加豫算案に計上する所の歳出は三百五十五萬六千九十六圓にして、前年度繰入金を以て之を支辨するものとし、其の歳出には韓國派遣部隊豫備費・山梨縣災害復舊費貸付金・風水害復舊費・電信電話移築費等を豫算したり。

（三）本議會提出の第三號追加豫算案に計上する所の歳出は五萬五百八十八圓にして、前年度繰入金を以て之を支辨するの計畫なり。而して其の追加を要する所以は肥料取締法の改正に伴ひ、之が檢查監督及分析鑑定に關する經費の增加を豫算したるに依る。

右第二號及第三號追加豫算案は明治四十一年三月二十日衆議院に提出せられしが、衆議院は同月二十四日、貴族院は同月二十六日之を可決せしを以て、裁可を經て同月二十九日公布せられたり。

今以上第一號乃至第三號追加豫算を一括表示すれば左の如し。

明治四十一年度歳入歳出總豫算追加表（一）

科目	金額	科目	金額
歳入		前年度繰入金	三、六〇六、六八四円
經常部		前年度繰入金	三、六〇六、六八四
租稅	五、〇三五、八三四円	歳入總計	八、七四四、六三三
酒稅	七三五、一五四		
砂糖消費稅	二、七四七、五九一		
石油消費稅	一、五六三、〇八九		
印紙收入	一三、一〇五		
印紙收入	一三、一〇五	歳出	
經常部合計	三、一四七、九六九	經常部	
臨時部		内務省所管	
		府縣	
		俸給及諸給	一七、七四四
		廳費	一〇、六一七
		旅費	一、六〇八
		内國稅徵收費	五、四五七
		大藏省所管	
		雜給及雜費	二九二円
		大藏本省	
		俸給及諸給	九二三
		廳費	五一〇
		旅費	一二六
		内國稅徵收費	三二、〇六〇
		俸給及諸給	一四〇、五六〇
		廳費	三一、五〇三
		旅費	五二、六五一

科目	金額	科目	金額
雜給及雜費	一五、三四六円	合計	一、三五〇、〇〇〇円
合計	二三三、六四八	經常部合計	一、三五〇、〇〇〇
農商務省所管		臨時部	
農商務本省	一六、八二八	內務省所管	
俸給及諸給	三、七二三	繼續防準備事業費補助	二三、七二一
雇傭費	六三〇	繼續防準備事業費補助	二三、七二一
旅費	一、八〇〇	災害費	
雜給及雜費	三三一	府縣風水害諸費	一四、九三一
萬國度量衡會費分擔金	一、〇七七	北海道雇浦河支廳燒失品調辨費	一、〇七七
萬國農事協會費分擔金	九、二六八	北海道雇浦河支廳官舍火災復舊費	五、五九〇
農事試驗場	三、一四一	山梨縣罹災者北海道移住費補助	七、五五六
俸給及諸給	三、九六〇	山梨縣罹災者北海道移住費補助	八〇、〇〇〇
雇傭費	三三四	合計	八〇、〇〇〇
修繕費	三〇〇	大藏省所管	
旅費	五〇〇	國庫豫備金	二四、九七五
事業費	六、八五七	韓國派遣部隊豫備費	一、九六〇、〇〇〇
合計	一五、三四六	貨付金	二八、九七九
經常部合計	二三三、六四八	山梨縣災害復舊費貨付金	二七、〇〇〇、〇〇〇
內務省所管		合計	二七、〇〇〇、〇〇〇
繼續防準備事業費補助	一四、九三一	海軍省所管	
繼續防準備事業費補助	一四、九三一	營繕費	一四、九三一
災害費	三八、一三一	橫須賀鎭守府管內建造物火災復舊費	一四、九三一
府縣風水害諸費	二四、九七五	農商務省所管	
北海道雇浦河支廳燒失品調辨費	五、五九〇	營繕費	二四、九七五
北海道雇浦河支廳官舍火災復舊費	七、五五六	新營費	五、五九〇
山梨縣罹災者北海道移住費補助	八〇、〇〇〇	逓信省所管	七、五五六
山梨縣罹災者北海道移住費補助	八〇、〇〇〇	電信電話營繕費	八〇、〇〇〇
合計	一三五、一四四	電信電話營繕費	八〇、〇〇〇
大藏省所管		臨時部合計	一三五、一四四
國庫豫備金	一、九六〇、〇〇〇	歳出總計	二、八九九、二三一
韓國派遣部隊豫備費	一、九六〇、〇〇〇		

第二　第二十五回帝國議會提出追加豫算

（一）本議會提出の第一號追加豫算案に計上する所の歳出は四千七百四圓にして、前年度繰入金を以て之を支辨するの計畫なり。而して其の追加を要する所以は明治四十一年十二月伊太利國南部カラブリア州に於て稀なる强震あり、其の被害亦尠からざるに依り調査員を派遣するの必要あり、之が經費を豫算したるに依る。右は明治四十二年一月二十一日衆議院に提出せられしが、衆議院は一月二十三日、貴族院は一月二十五日何れも之を可決せしを以て、裁可を經て同月二十六日公布せられたり。

（二）本議會提出の第二號追加豫算案に計上する所の金額は歳入歳出各六百九十八萬六千四十四圓にして、其の追加を要する所以は、歳入に在りては韓國に於ける特許意匠及商標等の收入・鹽及煙草賣渡高增加に伴ふ專賣局益金の增加及前年度繰入金を豫算し、歳出に在りては警察費・連帶支辨金・地方感化院費補助・衆議院議員歳費・統監府特許局新設費・諸拂戻金・東洋拓殖株式會社補助・專賣局作業場據置運轉資本補足費・韓國事件行賞費・日本大博覽會開設納付金下戻・韓國鐵道資本勘定・水害復舊資金繰入等を豫算したるに依る。右は明治四十二年二月一日衆議院に提出せられ、衆議院は二月十三日異議なく之を可決せしが、貴族院に於ては右の中東洋拓殖株式會社補助三十萬圓を七萬五千圓に減額するの修正案提出せられしも、少數にて否決せられ、二月二十七日原案の通可決確定したり。依て裁可を經て三月三日公布せられたり。

以上第一號及第二號追加豫算を一括表示すれば左の如し。

明治四十一年度歳入歳出總豫算追加表（二）

科目	金額	科目	金額
歳入		經常部	
		印紙收入	一八、九五六円

科目	金額	科目	金額	科目	金額
印紙收入	一八、九五六円	議員諸費	一二六、三三三円	專賣局作業場据置運轉資本補足費	二、〇〇〇、〇〇〇円
官業及官有財産收入	二、〇〇〇、〇〇〇	廳費	五、五八七	合計	二、三〇〇、〇〇〇
專賣局益金	二、〇〇〇、〇〇〇	統監府	一三、二六一	陸軍省所管	
經常部合計	二、〇一八、九五六	俸給及諸給	五、二六〇	韓國事件行賞費	二、〇〇〇、〇〇〇
臨時部		廳費	三、〇九二	韓國事件行賞費	二、〇〇〇、〇〇〇
前年度繰入金	四、九七一、七九二	旅費	一、四八六	文部省所管	
前年度繰入金	四、九七一、七九二	雜給及雜費	三、三三三	臨時外國行諸費	四、七〇四
歳入總計	六、九九〇、七四八	電信料	一〇〇	伊太利地震調査派遣費	四、七〇四
歳出		合計	一四五、一八一	農商務省所管	
經常部		遞信省所管		遠洋漁業奬勵費	一〇、〇〇〇
内務省所管		遞信費	四一七、六〇九	遠洋漁業奬勵費	一〇、〇〇〇
北海道廳	六〇〇円	遞信事業費	一八八、四〇三	日本大博覽會開設納付金下戻	一、三七〇、〇〇〇
地方感化院費補助	六〇〇	諸拂戻金	二二九、二〇六	日本大博覽會開設納付金下戻	一、三七〇、〇〇〇
府縣	四七八、六四四	經常部合計	一、〇四二、〇三四	合計	一、三八〇、〇〇〇
警察費連帶支辨金	四二八、六四四	臨時部		遞信省所管	
地方感化院費補助	五〇、〇〇〇	大藏省所管		韓國鐵道資本勘定資金繰入	二六四、〇一〇
合計	四七九、二四四	補助費	三〇〇、〇〇〇	韓國鐵道資本勘定資金繰入	二六四、〇一〇
大藏省所管		東洋拓殖株式會社補助	三〇〇、〇〇〇	臨時部合計	五、九四八、七一四
衆議院	一三一、九二〇	作業場据置運轉資本補足費	二、〇〇〇、〇〇〇	歳出總計	六、九九〇、七四八

今明治四十一年度歳入歳出總豫算の總額を示せば左の如し。

明治四十一年度歳入歳出總豫算總計表

區分		本豫算額	第二十四議會追加豫算額	第二十五議會追加豫算額	總計
歳入	經常部	四七〇、五九〇、〇六〇円	五、一四七、九三九円	二、〇一八、九五六円	四七七、七五六、九五五円
	臨時部	一四〇、四五二、九八八	三、六〇六、六八四	四、九七一、七九二	一四九、〇三一、四六四
	合計	六一一、〇四三、〇四八	八、七五四、六二三	六、九九〇、七四八	六二六、七八八、四一九
歳出	經常部	四二六、九一五、一九二	二七九、六〇一	一、〇四二、〇三四	四二八、二三六、八二七
	臨時部	一八九、〇四三、一四七	三、五五九、七三一	五、九四八、七一四	一九八、五五一、五九二
	合計	六一五、九五八、三三九	三、八三九、三三二	六、九九〇、七四八	六二六、七八八、四一九

第三款　豫備金及豫備金外支出

明治四十一年度第一豫備金の豫算額は百萬圓にして、明治四十一年勅令第百十五號に據り之を各費途に補充したる金額は九十九萬七千三百四十六圓七十五錢五厘なり。今其の支出の重要なる事項を擧ぐれば、外務本省及在外公館電信料退官賜金・死亡賜金・死傷手當・痘苗及血清類調製配送費・褒賞及救助費・徴兵檢丁及新兵旅費・傳染病豫防費補助・警察費連帶支辨金・海港檢疫費・賠償金・海港傳染病消毒諸費・遞信事業用證票類製造費等なり。

明治四十一年度第二豫備金の豫算額は二百萬圓にして、豫算外に生じたる必要の費途に豫算全額を支出せり。今其の支出の重要なる事項を擧ぐれば、備外國人遺族特別扶助竝遭難諸費・海戰法規會議參列費・鴨綠江採木公司出資金傳染病豫防費・行啓地方廳臨時諸費・統監府特許局諸費・積雪被害復舊費・米國艦隊接待諸費・害蟲驅除豫防費・獸疫費・九州臺灣間海底電信線修繕費・浮流水雷發見者給與費・國庫債券償還及引換取扱費等なり。

明治四十一年度清國事件第二豫備金の豫算額は百六十萬圓にして、之を清國事件に關する各費途に充用したる金額は百十四萬七千八百九十八圓なり。

明治四十一年度韓國派遣部隊豫備費の豫算額は百九十六萬圓にして、韓國派遣部隊に關する各費途に豫算全額を充用したり。

明治四十一年度一般會計に於て豫備金以外に、國庫剩餘金を以て豫算外支出を爲したる金額は五百三十六萬六千七百八十九圓五十七錢なり。今其の支出の重要なる事項を擧ぐれば、鴨綠江採木公司出資金傳染病豫防費・火災復舊費・風水害復舊費・臨時賞杯製造費・競馬補助金・韓國派遣部隊費・シャトル市博覽會出品團體補助・獸疫費・韓國鐵道水害復舊資金繰入等なり。

右明治四十一年度豫備金及豫備金外支出の件に關しては、之が事後承諾を求むる爲め政府は明治四十三年二月十二日第二十六回帝國議會衆議院に之が總計算書を提出したり。衆議院に於ては之を特別委員に付託して審査を爲さしめしが、特別委員會は審議の結果競馬補助金の支出は不承諾、其の他は承諾を與ふることに決定し、三月十九日委員長改野耕三は委員會に於ける審議の經過及結果を、大要左の如く本會議に報告したり。

『明治四十一年度豫備金外支出の內承諾を與へざるもの一件、政府に警告して承諾を與へたるもの二件あり。此三件の概略を報告すべし。承諾を與へざるもの一件は競馬補助金なり。競馬補助金なるものは、馬券を禁止したる結果會社の維持不能の故を以て十四萬三千二百餘圓を補助したるものなるが、之を調査するに、馬券を禁止したる當時に於ては之を補助するの意思なく禁止の結果會社の維持困難を來し、已むを得ず支出したるものなり。然らば政府は恣に馬券を許可し、又恣に之を取消し、其の秩序其の處置共に宜しきを得ざるが爲に、剩餘金を支出するに至りたるものにして、甚だ不當なるを以て、承諾を與ふべからずと決したり。警告して承諾を與へたるもの二件の中、其の一は四十一年度に於て三十七八年事件臨時賞杯の製造費を剩餘金より支出したるものにして、其の事柄は非難すべきにあらざるも、其の手續は頗る不當と云はざるべからず。何となれば豫算編成當時豫め是等の費目を計上したらんには、剩餘金支出の必要なかるべく、又其の年の豫算に編成漏とせば、翌年度の豫算編成を俟つも敢て晩しとせざるべきに、剩餘金支出を爲したるは其の宜しきを失したるなり。他の一は司法省に於て電燈料其の他工費を二重拂せる件なり。元來該費用の支出は承諾を與へざるを以て至當と爲すと雖も、昨年決算委員長より先に支拂ひたる料金工費は不當なりと報告して本會も之を是認したる以上、再度の支拂は之を正當の仕拂と認めざるを得ざるに依り、之に承諾を與ふるも、將來は此の如き不都合なきことを希望して已まざるなり。其の他剩餘金問題に就ては憲法違反、會計法違反との議論ありたるも、這は會計法改正案の審議に讓り、委員會は支拂其のものの善惡を詮議し、之に承諾を與ふることに決したり。』

尋いで加瀬禧逸は國庫剰餘金の支出に對しては全部承諾を與ふべからずとの動議を提出したるも、少數にて否決となり、總て委員長報告の通決定したり。

貴族院に於ては之を特別委員に付託し審査せしめしに、委員會は審査の結果全部承諾を與ふべきものと議決し、三月二十三日特別委員長德川達孝は委員會に於ける審議の經過及結果を本會議に報告し、司法省の電燈修繕費の二重拂に對しては、其の支拂の手續上穩當を缺くものあるに依り、將來を警戒して承諾を與へ、他は已むを得ざる支出と認めて總て承諾を與ふるに決したる旨を述べたり。右に對しては滿場異議なく之を承認したり。

第四款　決　算

明治四十一年度の歳入歳出總決算に計上する所の經常部歳入額は五億九百八十六萬二千九百八十五圓七十二錢五厘、臨時部歳入額は二億八千五百七萬四千二百七十四圓三十五錢一厘、歳入合計七億九千四百九十三萬七千二百六十圓七錢六厘にして、之に對し經常部歳出額は四億九百二十四萬五千九百二十一圓九十九錢六厘、臨時部歳出額は二億二千七百十一萬五千百七十一圓四錢、歳出合計六億三千六百三十六萬千九十三圓三錢六厘なり。故に歳入歳出差引一億五千八百五十七萬六千百六十七圓四錢の剰餘を生ぜり。該剰餘金は會計法第二十條に依り之を明治四十二年度の歳入に繰入せり。今右歳入歳出總決算を豫算に比較して其の大要を說明すれば左の如し。

第一　歳　入

明治四十一年度歳入の決算額七億九千四百九十三萬七千二百六十圓七錢六厘を以て、其の豫算額六億二千六百七十八萬八千四百十九圓に對比すれば、一億六千八百十四萬八千八百四十一圓七錢六厘を增加せり。今之を經常・臨時に區分すれば、經常部歳入の決算額は五億九百八十六萬二千九百八十五圓七十二錢五厘にして、之を其の豫算額四億七千七百七十五萬六千九百五十五圓に對比すれば三千二百十萬六千三十圓七十二錢五厘を增加し、臨時部歳入の決算額は二億八千五百七萬四千二百七十四圓三十五錢一厘にして、之を其の豫算額一億四千九百三萬千四百六十四圓に對比すれば、一億三千六百四萬二千八百十圓三十五錢一厘を增加せり。今歳入の增減を生じたる重要の事項を擧ぐれば左の如し。

（一）　經常部

租稅は酒類造石高の多かりし等の爲め酒稅の收入增加せしと、所得額の多かりしが爲め所得稅の收入增加せしと、徵收猶豫に係る砂糖消費稅の前年度より繰越したるもの多かりし等の爲め砂糖消費稅の收入增加せしと、營業稅課稅標準額の多かりしが爲め營業稅の收入增加せしと、其の他相續稅・醬油稅・兌換銀行券發行稅・通行稅・取引所稅等の收入增加せしとに依り、二千四百八十六萬千九十三圓二錢九厘を增加せりと雖も、輸入の少かりし等の爲め關稅の收入減少せしと、其の他地租・織物消費稅・鑛業稅の收入減少せしとに依り、百八十三萬千八百二十五圓五十二錢七厘を減少せしを以て、差引二千三百二萬九千二百六十七圓五十錢二厘を增加せり。

印紙收入は收入印紙及骨牌印紙賣下代の收入多かりし等に依り、二百四十五萬九千六百八十四圓七錢五厘を增加せり。

官業及官有財產收入は煙草の收納製造及鹽の回送等に係る諸費の支出少かりしと、鹽賣渡代の收

入多かりし等との爲め專賣局益金の增加せしと、延納に係る鹽賣渡代の前年度より繰越したるもの多かりしが爲め鹽專賣收入の增加せしと、切手葉書賣下代及約束郵便料の收入多かりし等の爲め郵便電信收入の增加せしと、其の他囚徒工錢及製作收入・官有物貸下料・印刷局益金等の收入增加せしと韓國森林益金の收入ありしとに依り、千百十四萬八百五十七圓五錢六厘を增加せりと雖も、製材拂下代の收入少かりし等の爲め森林收入の減少せしと、運輸收入の少かりしが爲め鐵道益金の減少せしと、其の他海軍工廠資金材料物品賣拂益金等の減少せしとに依り、五百七十六萬三千三百九十圓五十四錢五厘を減少せしを以て、差引五百三十七萬七千四百六十六圓五十一錢一厘を增加せり。

雜收入は貨幣交換に係る差增の收入及各廳經費仕拂殘金其の他の返納多かりし等の爲め雜入の增加せしと、其の他懲罰及沒收金・免許及手數料等の收入增加せしとに依り、百八十七萬七千百三十二圓二十二錢四厘を增加せりと雖も、稅關雜收入・辨償及違約金の收入減少せしに依り十萬九百一圓八十二錢四厘を減少せしを以て、差引百七十七萬六千二百三十圓四十錢を增加せり。

預金利子繰入は郵便貯金及供託金利子の支出少かりし等に依り、三十九萬四千八百九圓二十一錢三厘を減少せり。

臺灣事業公債及借入金償却繰入は、借入金の返償及公債利子等の仕拂多かりしも、公債の償還を爲さざりしと、借入金利子等の仕拂少かりしとに依り、十四萬千八百八圓五十五錢を減少せり。

（二）臨時部

官有物拂下代は不用地所の賣拂少かりしが爲め地所拂下代の收入減少せしと、其の他建物及鑛山拂下代の收入減少せしとに依り、八十八萬七千八百二十三圓六十三錢一厘を減少せりと雖も、不用物品の賣拂多かりしが爲め物品拂下代の收入增加せしと、其の他家畜及船舶拂下代の收入增加せしとに依り、八十五萬千五百七十四圓十二錢八厘を增加せしを以て、差引三萬六千二百四十九圓五十錢三厘を減少せり。

雜收入は國庫金預入等に係る利子の收入及臨時軍事費の所屬に係る諸種の收入等ありしと、其の他雜入等の增加せしとに依り、三百八十六萬九千六百十一圓七十六錢八厘を增加せりと雖も、船舶の受託修理少かりしが爲め海軍受託造修收入の減少せしと、其の他返納金の減少せしとに依り、二十九萬八千三百八十九圓二十二錢六厘を減少せしを以て、差引三百五十七萬千二百二十二圓五十四錢二厘を增加せり。

日本大博覽會開設納付金は納付を要せざりしに依り百萬圓を皆減せり。

公債募集金は臺灣事業公債法に依る事業費の繰替借入を要すること少かりしと、其の他の公債の募集を要せざりしとに依り、四千二十四萬七千三百五十二圓を減少せり。

森林資金繰入は國有林野經營費の財源に充用すべき資金の繰入を要すること多かりしに依り、五千三十四圓二十二錢三厘を增加せり。

學校及圖書館資金繰入・貨幣整理資金繰入は東京高等師範學校附屬校舍及東京盲學校新營費の財源に充用すべき資金の繰入を要すること少かりし等に依り、一萬四千百一圓四十六錢九厘を減少せり。

一時借入金は臺灣經費補充金の借入を要すること少かりしに依り十一萬六千圓を減少せり。

前年度繰入金は歳計剩餘金の繰入多かりしに依り、一億七千三百八十八萬二百五十六圓五十五錢

八厘を增加せり。

第二　歲　出

明治四十一年度歲出の決算額六億三千六百三十六萬千九十三圓三錢六厘を以て、其の豫算額六億二千六百七十八萬八千四百十九圓に對比すれば、九百五十七萬二千六百七十四圓三錢六厘を增加せり。今之を經常・臨時に區分すれば經常部歲出の決算額は四億九百二十四萬五千九百二十一圓九十九錢六厘にして、之を其の豫算額四億二千八百二十三萬六千八百二十七圓に對比すれば、千八百九十九萬九百五圓四厘を減少し、臨時部歲出の決算額は二億二千七百十一萬五千百七十一圓四錢にして之を其の豫算額一億九千八百五十五萬千五百九十二圓に對比すれば、二千八百五十六萬三千五百七十九圓四錢を增加せり。

明治四十一年度歲出豫算額は六億二千六百七十八萬八千四百十九圓なるも、豫算決定後に於て會計法第二十一條・第二十二條・明治三十八年法律第四十四號及明治三十九年法律第五十二號に依り、前年度の豫算殘額を本年度に繰越したるが爲め一億八千百二十二萬六千三百五圓七錢三厘、國庫豫備金外に臨時支出を爲したるものありしが爲め五百三十六萬六千七百八十九圓五十七錢、合計一億八千六百五十九萬三千九十四圓六十四錢三厘を增加せり。依て右歲出豫算額及豫算決定後增加額を合計すれば、八億千三百三十八萬千五百十三圓六十四錢三厘にして、同年度支出濟額は六億三千六百三十六萬千九十三圓三錢六厘、同年度に於て支出を終らずして翌年度に繰越したる金額は一億五千五十二萬四百九十五圓八十二錢六厘なるを以て、差引二千六百四十九萬九千九百二十四圓七十八錢一厘の不用減少額を生ぜり。今翌年度繰越及不用減少に係る重要の事項を擧ぐれば左の如し。

（一）翌年度繰越

營繕土木の工事・林野の經營・航海の補助・艦船及兵器の修理等にして、海外に注文したる物品の年度內に到達せざるものありしと、天候不良其の他避くべからざる事故に依り事業を遲延したるものありしとの爲め支出を終らざりし經費にして、會計法第二十一條に依り翌年度に繰越したる金額は千八百三十九萬千四百五十八圓二十二錢二厘なり。

砲臺の建築・軍艦及兵器の製造竝河川の修築其の他營繕工事等繼續事業にして、財政上の都合に依り事業繰延を爲したるものありしと、天候不良其の他の事故に依り豫定の如く事業進行せざるものありしが爲め支出を終らざりし經費にして、會計法第二十二條に依り翌年度に繰越したる金額は五千八百六十三萬七百八十一圓五錢六厘なり。

沖繩縣小學校教育費補助額の內本年度に於て仕拂を要せざりし爲め、明治三十八年法律第四十四號に依り翌年度に繰越したる金額は千二百七十七圓九十錢なり。

臨時軍事費支辨に係る兵器及被服等の製造・兵器及廳舍の建築・沈沒せる艦船の引揚工事等の經費にして、支出を終らざりし爲め明治三十九年法律第五十二號に依り翌年度に繰越したる金額は七千三百四十九萬六千九百七十八圓六十四錢八厘なり。

（二）豫算不用

徵兵費及森林費の支出少かりし等の爲め、北海道廳及府縣の經費に於て支出の減少せし金額は三十九萬六千三百三十二圓六十四錢、預金の少かりし等の爲め預金利子及手數料に於て支出の減少せし金額は三十九萬六千百三十四圓六十七錢三厘、年金及恩給受領者の內權利消絕又は支給停止のも

のありしと、新に下賜のもの少かりし等との爲め、恩賞諸祿に於て支出の減少せし金額は七百十四萬九千四百六十一圓十三錢四厘、輸入原料砂糖戻稅法に依る下付金の支出少かりし等の爲め、諸拂戻及缺損補塡金に於て支出の減少せし金額は二百五十三萬七千二百七十九圓八十四錢八厘、軍備充實に伴ふ編制の改正遲延したる等の爲め、陸海軍軍事費及憲兵費に於て支出の減少せし金額は三百五十六萬三千四十七圓三十五錢六厘、砿伐作業及森林調査に要する經費の支出少かりし等の爲め、森林費及北海道森林整理費に於て支出の減少せし金額は八十九萬九千八百十五圓四十一錢、日本大博覽會開設延期の爲め、日本大博覽會費に於て支出の減少せし金額は八十四萬七千二百十七圓九十七錢八厘、罹災救助基金の補助を要すること少かりしと、航路擴張費・航海奬勵費及造船奬勵費に於て補助金の支出を要すること少かりし等の爲め、補助費に於て支出の減少せし金額は二百七十四萬八千五百五圓四十六錢、從軍記章製造費及一時賜金等の支出少かりしが爲め、臨時軍事費に於て支出の減少せし金額は三百三十九萬三千四百二十六圓五十三錢三厘、清國事件に關する經費の支出少かりしが爲め、清國事件第二豫備金に於て支出の減少せし金額は四十五萬二千百二圓、以上の外經費の節約に努めたると、其の他種々の事故に依り諸般の經費に於て支出の減少せし金額は四百十一萬六千六百一圓七十四錢九厘なりとす。

明治四十一年度に於ける大藏省證券發行最高額は、一時借入金を併せ三千六百八十萬圓にして其の豫定最高額八千萬圓に對比すれば四千三百二十萬圓を減少せり。

今明治四十一年度決算額を其の豫算額と對照すれば左の如し（圓位以下切捨）。

明治四十一年度決算額豫算額對照表

科目	決算額	豫算額	比較增減（△）
	円	円	円
舊稅追納	八八二	〇	八八二
印紙收入	二二、八五三、一二三	二〇、三九三、五三八	二、四五九、六八四
官業及官有財産收入	二三、八五三、一二三	二〇、三九三、五三八	二、四五九、六八四
郵便電信收入	一五二、六五八、六八九	一四六、二八一、三三三	五、三七七、三五六
森林收入	三九、一六一、六三五	三八、五五八、五九七	五七六、〇三八
印刷局益金	九、四四九六、三四〇	一二、九四三、八五四	△三、四九六七、五一四
專賣局益金	一、二五八、六七五	一、一二五、四七四	一四三、二〇一
官有物貸下料	四九三、六二七	三六一、五〇七	一三二、一二〇
印刷局益金	四〇六、四八八	三〇七、三九一	九九、〇九七
專賣局益金	六一、四二九、一四九	五三、五七一、二三	八、八四七、九三六
東京砲兵工廠益金	四二、三一〇	四五、四八六	△三、一七六
大阪砲兵工廠益金	一〇、一五四	三三、〇〇七	△二三、〇〇七
千住製絨所益金	二、九五八	四、五二一	△一、五五三
鐵道益金	三五、一二三、一四七	三七、〇五四、四三〇	△一、九四一、三二三
電信燈臺用品製造所益金	五、六四六	二、〇五〇	三、五九六
海軍採炭所益金	四三、六八六	二九、八一〇	一三、八七六
海軍工廠賣金材料物品賣拂益金	四七二、五三九	七九九、三五九	△三二六、八二〇
韓國森林益金	一八、九五六	〇	一八、九五六
租稅	二九九、六〇六、七六三	二三、〇二九、二六七	
地租	八五、四二八、三九一	八五、七一八、五八四	△三〇〇、三〇三
所得稅	三二、一四四、〇九七	二七、五七一、五二三	四、五七二、五八四
營業稅	二三、五七四、四三七	二一、八五四、三〇七	一、七二〇、一三〇
酒稅	八三、五九〇、六六三	七一、八〇九、六八四	二、七八〇、九九九
砂糖消費稅	一九、六八四、三一八	一六、二九三、九二一	九九、八四一
織物消費稅	一九、三一六、七三六	一九、四六二、一九六	△一四五、四六〇
石油消費稅	一、六八九、一六〇	一、五六三、〇八九	一二六、〇七一
煙草專賣收入	三一四、六九〇	二一〇、一九三	△一〇、一九三
樟腦專賣收入	九、四四六、三四〇	九、一四〇、〇〇〇	三〇六、三四〇
營業稅	三一四、六九〇	二一〇、一九三	△一〇、一九三
煙草專賣收入	三、七三三、三七四	三、一四〇、〇〇〇	五九三、三七四
樟腦專賣收入	九、四四六、三四〇	九、一四〇、〇〇〇	三〇六、三四〇
登錄稅	一、九九九、一四三	二、〇四一、九三三	△四一、八九〇
取引所稅	二、四四一、〇七四	二、〇四一、九三三	四〇〇、一四一
兌換銀行券發行稅	一、七七五、四六五	一、一六八、一三四	六〇七、三三一
噸稅	五八三、〇〇八	五八八、〇一七	△五、〇〇九
關稅	四〇、〇六七、八〇七	四一、四四〇、九一〇	△一、三四三、一一三
通行稅	二、八五一、〇七一	二、三七四、八三四	五三、二三四
相續稅	二、四四六、九四七	一、五三〇、八一四	九一六、一三三
石油消費稅	一、六八九、一六〇	一、五六三、〇八九	一二六、〇七一

科目	決算額	増減額	比較増減(△)
歳入			
款	三、八四一、九三七千円	一、一三九、七五七千円	△一、一三九、七五七千円
項	三、八四一、九三七千円	一、一三九、七五七千円	△一、一三九、七五七千円
目	三、八四一、九三七千円	一、一三九、七五七千円	△一、一三九、七五七千円
節	三、八四一、九三七千円	一、一三九、七五七千円	△一、一三九、七五七千円
細節	三、八四一、九三七千円	一、一三九、七五七千円	△一、一三九、七五七千円
歳出			
款	三、八四一、九三七千円	一、一三九、七五七千円	△一、一三九、七五七千円
項	三、八四一、九三七千円	一、一三九、七五七千円	△一、一三九、七五七千円
目	三、八四一、九三七千円	一、一三九、七五七千円	△一、一三九、七五七千円
節	三、八四一、九三七千円	一、一三九、七五七千円	△一、一三九、七五七千円
細節	三、八四一、九三七千円	一、一三九、七五七千円	△一、一三九、七五七千円

科目	決算額	増減額	比較増減(△)
歳入			
款	一、三九七、一三五千円	一、〇三九、七五七千円	△一、〇三九、七五七千円
項	一、三九七、一三五千円	一、〇三九、七五七千円	△一、〇三九、七五七千円
目	一、三九七、一三五千円	一、〇三九、七五七千円	△一、〇三九、七五七千円
節	一、三九七、一三五千円	一、〇三九、七五七千円	△一、〇三九、七五七千円
細節	一、三九七、一三五千円	一、〇三九、七五七千円	△一、〇三九、七五七千円
歳出			
款	一、三九七、一三五千円	一、〇三九、七五七千円	△一、〇三九、七五七千円
項	一、三九七、一三五千円	一、〇三九、七五七千円	△一、〇三九、七五七千円
目	一、三九七、一三五千円	一、〇三九、七五七千円	△一、〇三九、七五七千円
節	一、三九七、一三五千円	一、〇三九、七五七千円	△一、〇三九、七五七千円
細節	一、三九七、一三五千円	一、〇三九、七五七千円	△一、〇三九、七五七千円

科目	決算額	増減額	比較増減(△)
歳入			
款	一、三九七、一三五千円	一、〇三九、七五七千円	△一、〇三九、七五七千円
項	一、三九七、一三五千円	一、〇三九、七五七千円	△一、〇三九、七五七千円
目	一、三九七、一三五千円	一、〇三九、七五七千円	△一、〇三九、七五七千円
節	一、三九七、一三五千円	一、〇三九、七五七千円	△一、〇三九、七五七千円
細節	一、三九七、一三五千円	一、〇三九、七五七千円	△一、〇三九、七五七千円
歳出			
款	一、三九七、一三五千円	一、〇三九、七五七千円	△一、〇三九、七五七千円
項	一、三九七、一三五千円	一、〇三九、七五七千円	△一、〇三九、七五七千円
目	一、三九七、一三五千円	一、〇三九、七五七千円	△一、〇三九、七五七千円
節	一、三九七、一三五千円	一、〇三九、七五七千円	△一、〇三九、七五七千円
細節	一、三九七、一三五千円	一、〇三九、七五七千円	△一、〇三九、七五七千円

科目	決算額	豫算額	比較増減(△)
歳入	千円	千円	千円
租税	三、五六九、三四二	三、五六九、三四二	
官有財産収入	一、一四二、一四二	一、一四二、一四二	
官業収入	一、一四二、一四二	一、一四二、一四二	
雑収入	一、一四二、一四二	一、一四二、一四二	
公債金	一、一四二、一四二	一、一四二、一四二	
歳入合計	一、一四二、一四二	一、一四二、一四二	
歳出			
皇室費	一、一四二、一四二	一、一四二、一四二	
国会費	一、一四二、一四二	一、一四二、一四二	
行政費	一、一四二、一四二	一、一四二、一四二	
司法費	一、一四二、一四二	一、一四二、一四二	
警察費	一、一四二、一四二	一、一四二、一四二	
教育費	一、一四二、一四二	一、一四二、一四二	
勧業費	一、一四二、一四二	一、一四二、一四二	
交通費	一、一四二、一四二	一、一四二、一四二	
逓信費	一、一四二、一四二	一、一四二、一四二	
軍事費	一、一四二、一四二	一、一四二、一四二	
陸軍費	一、一四二、一四二	一、一四二、一四二	
海軍費	一、一四二、一四二	一、一四二、一四二	
臨時軍事費	一、一四二、一四二	一、一四二、一四二	
国債費	一、一四二、一四二	一、一四二、一四二	
恩給費	一、一四二、一四二	一、一四二、一四二	
賠償金	一、一四二、一四二	一、一四二、一四二	
予備費	一、一四二、一四二	一、一四二、一四二	
歳出合計	一、一四二、一四二	一、一四二、一四二	

科目	決算額	豫算額	比較増減(△)
歳入	千円	千円	千円
租税	三、五六九、三四二	三、五六九、三四二	
官有財産収入	一、一四二、一四二	一、一四二、一四二	
官業収入	一、一四二、一四二	一、一四二、一四二	
雑収入	一、一四二、一四二	一、一四二、一四二	
公債金	一、一四二、一四二	一、一四二、一四二	
歳入合計	一、一四二、一四二	一、一四二、一四二	
歳出			
皇室費	一、一四二、一四二	一、一四二、一四二	
国会費	一、一四二、一四二	一、一四二、一四二	
行政費	一、一四二、一四二	一、一四二、一四二	
司法費	一、一四二、一四二	一、一四二、一四二	
警察費	一、一四二、一四二	一、一四二、一四二	
教育費	一、一四二、一四二	一、一四二、一四二	
勧業費	一、一四二、一四二	一、一四二、一四二	
交通費	一、一四二、一四二	一、一四二、一四二	
逓信費	一、一四二、一四二	一、一四二、一四二	
軍事費	一、一四二、一四二	一、一四二、一四二	
陸軍費	一、一四二、一四二	一、一四二、一四二	
海軍費	一、一四二、一四二	一、一四二、一四二	
臨時軍事費	一、一四二、一四二	一、一四二、一四二	
国債費	一、一四二、一四二	一、一四二、一四二	
恩給費	一、一四二、一四二	一、一四二、一四二	
賠償金	一、一四二、一四二	一、一四二、一四二	
予備費	一、一四二、一四二	一、一四二、一四二	
歳出合計	一、一四二、一四二	一、一四二、一四二	

科目	決算額	豫算額	比較增減（△）
船舶海員費	一六〇、四二三円	一六六、〇八四円	△五、六六一円
商船學校	一八七、三九九	一九一、八八二	△四、四八三
合計	三五、九九八、八〇五	三六、〇八四、四三八	△八五、六三三
經常部合計	四〇九、二四五、九二一	四二八、二三六、八二七	△一八、九九〇、九〇六
臨時部			
外務省所管			
營繕費	二五三、五〇九	四一一、九〇〇	△一五八、三九一
在外公館創立費	一五四、八六四	二七、〇〇〇	一二七、八六四
在外公館移轉費	一四、〇二二	一四、〇二三	△一
移民調査費	二五、一〇九	三〇、〇〇〇	△四、八九一
關東都督府經費補充金	三、一二〇、〇〇〇	三、一二〇、〇〇〇	〇
條約改正調査費	六、六三〇	一〇、〇〇〇	△三、三七〇
臨時修補費	四、六九二	五、三一一	△六一九
傭外國人遺族特別扶助費	一五〇、〇〇〇	〇	一五〇、〇〇〇
傭外國人遣歸諸費	一八、八〇六	〇	一八、八〇六
臨時外國行諸費	三五、四八〇	〇	三五、四八〇
鴨綠江採木公司出資金	一、五五七、〇〇〇	〇	一、五五七、〇〇〇
合計	五、三四〇、一一四	三、六一八、二三三	一、七二一、八八一
內務省所管			

科目	決算額	豫算額	比較增減（△）
補助費	一、三三八、〇〇〇円	一、三三八、〇〇〇円	〇円
土木事業費	四、六三四、七六七	三、五七六、六七九	一、〇五八、〇八八
營繕費	六三三、一七二	五八一、七七四	五一、三九八
造神宮使廳	二八一、七九七	二〇二、七九五	七九、〇〇二
小笠原島殖產事業費	一四、三〇六	一七、六六六	△三、三六〇
北海道地方費補給	四三〇、〇〇〇	四三〇、〇〇〇	〇
北海道拓殖費	二、〇六二、二三三	一、八三二、二二六	二三〇、〇〇七
北海道森林整理費	一五一、四七二	一八三、二八三	△三一、八一一
沖繩縣土木費	二九四、六六四	三九六、四〇〇	△一〇一、七三六
臺灣經費補充金	二、四七三、七六四	三、七六六、〇〇〇	△一、二九二、二三六
樺太經費補充金	六二九、四〇六	六二九、四〇六	〇
出版圖書整理費	三、五一一	三、七〇七	△一九六
東京衞生試驗所備品其他設備費	七、四九九	七、五〇〇	△一
議員總選擧取締費	一六六、〇七七	一七五、〇〇〇	△八、九二三
俘虜取締費地方支出金下戻	一三七、二七八	一四〇、七七〇	△三、四九二
癩豫防準備事業費補助	一四、九四六	一四、九八三	△三七
災害費	四、〇四六、一四六	三八、一二一	四、〇〇八、〇二五
山梨縣罹災者北海道移住費補助	六五、六四〇	八〇、〇〇〇	△一四、三六〇
褒賞費	二八、六四六	〇	二八、六四六

科目	決算額	豫算額	比較增減（△）
傳染病豫防費	二七二、〇九二	〇	二七二、〇九二
臨時外國行諸費	一四、三二四	〇	一四、三二四
行啓臨時諸費	二五、七六三	〇	二五、七六三
陸軍大演習及觀艦式地方廳臨時諸費	一一、八八七	〇	一一、八八七
合計	一七、七七七、三六八	一三、四四四、三〇〇	四、三三三、〇六八
大藏省所管			
補助費	九六九、八四七	一、〇二四、三〇〇	△五四、四五三
營繕費	四、九〇六、九六七	四、六〇七、七四九	二九九、二一八
馬政事業設備費	二二五、七七六	二二五、九九三	△二一七
關稅定率調査費	九、四九四	一五、六八六	△六、一九二
四分利付淸國債券元利	二、〇三〇、一九七	二、〇三〇、一九七	〇
臨時國債整理費	七二、八七九	七五、四六二	△二、五八三
海外駐劄財務官費	七四、五〇二	七四、五三八	△三六
臨時事件行賞諸費	四四、一二四	四九、五四七	△五、四二三
印刷局機械增設及工場其他增築費	三九四、三七二	五二七、九四〇	△一三三、五六八
造幣局擴張費	一〇七、八五〇	一五四、一三〇	△四六、二八〇
作業場据置運轉資本補足費	三、五〇一、七八七	三、五〇一、七八八	△一
韓國森林資金繰入	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	〇
韓國政府立替金	五、二五九、五八〇	五、二五九、五八〇	〇
外國行政裁判制度視察費	七、二九六	七、二九六	〇

科目	決算額	豫算額	比較增減（△）
議院及諸官衙建築調査費	四九、九九八	五〇、〇〇〇	△二
國庫豫備金	〇	三、五六〇、〇〇〇	△三、五六〇、〇〇〇
貸付金	一、三五〇、〇〇〇	一、三五〇、〇〇〇	〇
災害費	三六、八七二	〇	三六、八七二
戰時處分救債事件調査委員會費	一、〇六三	〇	一、〇六三
統監府特許局諸費	四三、九一三	〇	四三、九一三
東洋拓殖株式會社設立準備費	一八、二二七	〇	一八、二二七
祿高整理公債端金	三五	〇	三五
臨時賞杯製造費	一二四、六八九	〇	一二四、六八九
統監府臨時機密費	二〇、〇〇〇	〇	二〇、〇〇〇
淸國事件費	四一九	〇	四一九
競馬補助金	一四三、〇〇〇	〇	一四三、〇〇〇
（元遞信省所管）			
鐵道線路調査費	三三、七三二	三三、一一七	六一五
帝國鐵道資本勘定資金繰入	三二、六六八、九二六	三三、〇九〇、七九三	四二一、八六七
合計	五二、三八四、六〇三	五五、九三八、一一六	△三、五五三、五一三
陸軍省所管			
砲臺建築費	二、四九〇、二八七	五六二、三〇〇	一、九二七、九八七
營繕費	一、三九七、六七四	三一七、五三一	一、〇八〇、一四三
測量費	三三一、七二八	三一六、一七三	一五、五五五

科目	決算額	増減額	比較増減(△)
歳入	千円	千円	千円
款	千円	千円	千円
項	千円	千円	千円
目	千円	千円	千円
節	千円	千円	千円
細節	千円	千円	千円
歳出			
款	千円	千円	千円
項	千円	千円	千円
目	千円	千円	千円
節	千円	千円	千円
細節	千円	千円	千円

科目	決算額	増減額	比較増減(△)
歳入	千円	千円	千円
款	千円	千円	千円
項	千円	千円	千円
目	千円	千円	千円
節	千円	千円	千円
細節	千円	千円	千円
歳出			
款	千円	千円	千円
項	千円	千円	千円
目	千円	千円	千円
節	千円	千円	千円
細節	千円	千円	千円

図一一一

図一一二

科目	決算額	豫算額	比較增減（△）
害蟲驅除豫防費	六五、九六六円	〇円	六五、九六六円
獸疫費	三三四、四六六	〇	三三四、四六六
萬國裝飾用美術品及家具博覽會費	一九、〇八八	〇	一九、〇八八
臨時外國行諸費	六、〇八圓	〇	六、〇八圓
災害費	三八、九九一	〇	三八、九九一
合計	一四、九五九、一五九	一二、三五二、三四一	三、六〇五、八一八
逓信省所管			
補助費	九、七四〇、三四七	一三、三九〇、六八五	△二、六五〇、三四八
電信電話營繕費	七四五、一四圓	七一四、八九三	三〇、二五一
航路標識營繕費	二一〇、九六二	二六六、三五五	四、七一七
營繕費	一、一四五、一八八	一、六一六、九七七	△四七一、七七九
電話交換擴張費	二、五〇〇、二一三	三、〇〇〇、〇〇〇	△四九九、七八八
鐵道國有準備費	三〇、五二四	七四、三七四圓	△二三、八六〇
合計	一九二、八三三円	二〇三、〇〇〇円	△一〇、一六七円
臨時部合計	二三七、二二四、一二一	一六八、三五一、三五二	六三六、五六八、四二九
歳出總計	六三五、五六一、〇四五	六三六、五八八、四二九	九、三五二、六四四

科目	決算額	豫算額	比較增減（△）
買收鐵道會社清算費	一九二、八三三円	二〇三、〇〇〇円	△一〇、一六七円
韓國鐵道資本勘定資金繰入	七、六六二、五三二	七、七八一、五九〇	△一一〇、〇五八
韓國鐵道敷益勘定缺損補塡	一八二、五七九	四三三、九四七	△二五二、三六八
本省假廳舍敷地借料	五、一五一	五、四〇〇	△二四九
沈沒船取除費	六五、三六八	八二、八二四	△一七、五八六
韓國事件費	二四、〇五七	〇	二四、〇五七
災害費	六二九、〇四一	〇	六二九、〇四一
浮流水雷發見者給與費	四、五〇〇	〇	四、五〇〇
國庫債券償還及引換取扱費	六、五四九	〇	六、五四九
合計	三三、一六三、八五六	三六、三九九、九三五	△三、二三六、〇七九
臨時部合計	二七、二二四、一二一	一六八、三五一、三五二	二八、一五五、七六九
歳出總計	六三六、五六一、〇四五	六三六、五八八、四二九	九、三五二、六四四

右明治四十一年度歳入歳出總決算は、同年度各特別會計決算及會計檢査院の檢査報告と共に、明治四十四年一月二十一日第二十七回帝國議會に提出せられたり。衆議院決算委員會に於ては之が審査を遂げたる上、三月十五日を以て審査報告書を議長に提出したり。然るに同月二十日犬養毅外二名は明治四十一年度決算に關聯せる決議案を提出せしを以て、右決議案は之を決算と一括して同月二十一日の本會議に上程することに決したり。決議案の全文左の如し。

『明治四十一年度歳入歳出決算を按ずるに豫算及法律勅令に違背したるもの一般及特別歳入に於て六十六件、其金額三百十七萬九千六百九十圓九十五錢、歳出に於て四十四件、其金額二百三十五萬三百三十二圓六十二錢四厘、其他法令違背の事項四件、總計百六十七件の多きに達せり。就中歳入に於ては不當の標準に由りて租稅を徴收し、及租稅の過徴に屬するもの四十三件を算せり。是れ苛斂誅求を事實に立證するものに非ずして何ぞや。其他高價を排して土地其他の低賣を爲し、或は情を知りながら虚僞の擔保を納れ、事實に伴はざる減量歩合に依り物件を受授する等一にして足らず。歳出に於ては競爭入札に付すべき工事若くは物件の購買を隨意契約とし、或は虚構の事實に對し或は設計に副はざる工事に對し不當の支出を爲すもの累見層出し、陸軍省は最も其多きに居れり。其他豫算の殘餘あるに乘じ濫に經費を支出したるもの亦尠からず。臺灣總督府を以て殊に甚しと爲す。之を外にして違法背令の收入支出は上に概擧したる所の如し。之を要するに政府は一方には租稅の苛斂誅求を敢てし、他方には國帑を濫費する斯の如し。依りて政府は當然其責に任ずべきものとす。右決議す。』

三月二十一日決算委員長福岡精一は決算委員會に於ける經過及結果を大要左の如く本會議に報告したり。

『委員會に於ては會計檢査院の報告及之に對する政府の辯明を參照して精密に審査したるに、決算中歳入の賦課徴收、歳出の使用に於て、豫算及法律勅令に違背し、不法又は不當として問題となりたる事項總數百六十七件の多きに上れり。其の不法に非ずと決定したるもの僅に三十七件にして、他は總て滿場一致を以て不當又は不法なりと決定せり。其の理由は報告書に詳なるも

之を各省別に列擧すれば、歲出に於て外務省一件、三千二百圓、內務省十四件、二十九萬八千八百六十二圓二十八錢五厘、大藏省十六件、三十四萬七百八十圓六十錢九厘、陸軍省二十三件、七十五萬二千八十三圓二十六錢八厘、海軍省四件、九萬九千二百三十五圓八十三錢五厘、農商務省三件、二千六百五十五圓三十六錢、遞信省四件、三百三十九圓一錢、司法省三件、一萬二千二百九圓六十六錢九厘なりとす。不當に非ずと決定したるものに對しても贊否兩論に岐れ、採決の結果多數を以て不當に非ずと決定したり。而して其の他は會計檢査院の報告通全部之を認定したり。右の如く不當又は不法と決定したる結果、或は上奏其の他重要動議の提案となれり。今其の經過及結果を略述せんに、上奏提案者の要旨は、當該年度の決算に於ける歲入歲出にして、豫算及法律勅令に違背したる事項の件數斯の如く多きに上りたるは未だ曾て見ざる所にして、之を既往年度の決算成績に徵するも、政府は本院の決議に鑑み反省するの誠意なきものと認むるが故に、財政の信用、國家の安全を保持せんと欲せば、已むなく上奏の方式に依り謹で　聖斷を仰ぎ奉るの外なしと云ふに在り。之に反對するものは、違背事項多く國家の爲め悲むべきは提案者所論の如しと雖も、陛下に上奏して　聖明を煩はし奉るが如きは事態極めて重大なるに依り、深く戒愼を加へざるべからず。又他面政府をして反省せしむるの途なしとは認め難し。他に方法あらば宜しく其の方法に依るを可とすべしと云ふに在り。依て採決の結果上奏に據るべしとの說は少數にて消滅したり。其の他の動議は當該年度決算中、歲入の第一款租稅第三項營業稅に於て廣島及尾道兩稅務署の徵收に係る千四百名及二百八名に對する稅法違反の徵收なりとす。是は實際に於て過當の金額なるに依り、政府は之に對して救濟の方法を講ずべしとの決議を爲すべしと云ふにあり。是れ亦採決の結果少數を以て消滅したり。其の他繰入剩餘金に對しても一の決議案を提出したるものあり。預金利子に對しても不當なりとの決議を爲すべしとの提案ありたるも、孰れも少數にして消滅したり。今左に成立したる決議案を報告せん。

第一、砂糖消費稅の徵收猶豫に對する擔保の選定、鹽專賣延納賣渡に對する擔保の調査は孰れも其宜しきを得ざるものと認むるに依り、政府は之に鑑み深く將來を戒むべし。

第二、陸軍省の營繕及初度調辨費・建築費・戰後整理費・倉庫建築費・臨時軍事費等に係る支出にして、或は當初の設計宜しきを得ざるが爲め改築を要するの已むなきに至り八千圓の損失を來し、或は又設計に違反し又は粗造不良の工事に對し其工賃を支拂ひ、或は過度の工事を起し豫算の目的を達せざるものあり。其の他陸軍省に於て競爭入札を避け隨意契約を爲すの弊あり。是れ孰れも常に政府監督の怠慢に起因したる結果なりと認む。

第三、臺灣鐵道の全通式に關する費用及全通式に關聯して多額の慰勞金を交付したる件は、是れ畢竟豫算に殘餘あるに乘じて國費を濫費したるものなり。此の如き事柄は政府は將來深く愼むべきものなり。

第四、大藏省所管專賣局作業收入に於て關東州鹽及臺灣鹽の移入に關する件にして、從來此の豫定減量歩合は國庫に多大の損失を來したるのみならず、實に鹽田整理の結果、輸入鹽額の增加に想到すれば、其損失驚くべき巨額に達すべし。故に政府は速に實量計算の授受に改め、官業の健全、收入の增益を期すべし。又專賣局作業收入にして松山・池田の二製造所の煙草延納賣渡、歲出第一款專賣局作業費第八項收納賠償及購買費、既往四十年度歲出第十五款

鹽專賣費第八項鹽賠償及交付金合計金額三十九萬三千五百二十三圓四十七錢九厘は、國庫に及ぼしたる損失にして、常に政府監督の怠慢に起因したる結果なりとす。

第五、官有物卽ち臺灣の竹林經營の一萬二百六十九甲餘を三菱製紙所に貸下げたるは、大體不當に非ずと雖も、此の契約中には不備の點あるを以て、貸下期限を明定し、開墾成るに從ひ相當の貸下料金を徵收するの手續を爲すべし。

以上の如く決議して政府に警告する方法を採りたり。詳細は報告書に依り知得せられんことを望む。』

右報告終るや石橋爲之助は、四十一年度は最も商況不振の時にして、鐵道益金の如き關稅の如き、若くは織物消費稅の如き、孰れも減收なるに拘らず、獨り所得稅・營業稅の增收せるは苛斂誅求の結果に非ざるかと問ひ、大橋賴摸は前年度の決算に於て四谷稅務署の徵收不足に屬する日本郵船株式會社外二件は、本院に於ても之を追徵すべしと決議したるに拘らず、何故に之を追徵せざるやと問ひ、政府委員若槻禮次郎は之に對して、四十一年度の營業稅・所得稅の豫算より超過せるは、當時豫算の見積り低かりしに依るものにして、敢て誅求の結果に非ず。偶〻租稅徵收上に非難の聲なきに非ざるを以て大藏大臣は特に此點に關し命令を發して當該官吏を戒飭したり。又日本郵船株式會社其の他に對する追徵の件は、會計檢査院と當該稅務署と意見を異にし、一は經費と認め一は利益の分配と看做したる結果、斯くの如き相異を生じたるも、後に至り政府は檢査院の見解に同意したるものにして、畢竟法律の解釋に歸因するものなれば、以後は其の取扱を爲すべきも、解釋前に遡りて之を追徵するは穩當ならずと認めたるに依ると答辯し、其の他二三の質疑應答あり。續いて武富時敏は犬養毅外二名提出の決議案に關し其の趣旨を左の如く說明したり。

『是迄年々の決算に於て不法又は不當の收支と云ふもの多々あり、多きは三百餘件に上りたることなきに非ず。誠に政府の財政紊亂を立證するものと云ふべし。幸ひ三十八・三十九の兩年度に於ては此の不法の收支減少し、四五十件の少きに至れるも、四十年度に至て又々增加し、四十一年度の決算に至りては實に百六十餘件の多きに上れり。其の內の多數は既に決算委員會に於て不法不當と決定したり。其の決定に對しては同意を表するも、決算委員に於て單に將來を警めて既往の責任を問はずと云ふに至りては、大に反對せざるを得ず。元來憲法上決算の提出を政府に命ずる所以のものは、之に依て政府は責任の解除を求め、議會は財政監督の責を完うするにあり。然るに百六十餘件の不法不當の收支を爲したることを認めながら、唯將來を警めて既往の責任を解除すと云ふに至りては、政府の責任何處にありや、又議會は財政監督の責任を盡したりと云ふを得るか。殊に四十一年度の不法不當の收支を見るに、歲出に於て明に法律規則に依り公入札に付すべきものを隨意契約に付し、或は全く豫算なきものを他の費目の剩餘あるに乘じて之を濫出し、豫算の目的外に支出したるが如きは、啻に下級官吏の失策に非ずして、相當長官の決裁を俟て初めて施行したるものにして、政府は之に對して責任を負ふべきは當然なり。況や過當の租稅を徵收したるが如きに至りては前年來議會の問題となり、或は質問の形式に依り或は其の他の形式に依り、屢〻當局者に對し苛斂誅求を戒め、或は注意を爲したるに拘らず、總て政府は其の事實を否定し、議會の警告又は注意を顧みることなく、今や此の決算に於て苛斂誅求の實蹟歷然たり。既に議會の注意警告一も容るることなく、此の如き事實を立證するに至りて

は、政府の責任最も重大なりと云はざる可からず。此の如きを責めずして果して議會は財政監督の責を盡したりと云ふを得べきか。吾人は單に將來を戒め既往の責任を解除すと云ふに至りては絶對に同意すること能はず。玆に此の決議案を提出して、斯の如き不法不當の收支を爲したる政府に向ひ明に議院の意見のある所を表白し、宜しく其の責に任ずべきことを決議する所以なり。是れ卽ち議會が財政監督の終始を爲す所以の途と信ずるものなり。』

右に對し花井卓藏の贊成演說あり、尋で討論終結に先ち內閣總理大臣桂太郎は左の如く演說せり。

『唯今の議題たる決議案に就き討論終局の際一言政府の所見を陳述すべし。政府は常に豫算の執行に關し愼重なる注意を加へつつあるにも拘らず、決算委員長の報告の如き問題を惹起したるは甚だ遺憾に堪へざる所なり。租稅の徵收は人民の財產に重大なる關係を有するが故に、政府は其の徵收に關し專ら公平と親切とを期し、本官就職の當初に於ても特に此の點に就き稅務の官吏に戒飭を加へ、其の後に於ても絕えず此精神を以て監督を怠らず。故に租稅徵收上一般に苛斂誅求に亙るが如きことなし。尤も多數の官吏中には時に其の取扱を誤るものなきに非ざるを以て、此の如き場合には必ず相當の處置を取り、之が矯正を怠らず。而して將來に向ひて過を再びせざる樣注意を加へつつあり。又歲出に於ては支出の最嚴正に行はれんことを期するが故に、殊に濫費に亙るが如きことなき樣充分に努めつつあり。尤も多數の官吏中には其の取扱方法を誤り、其の當を得ざるものなきに非ざるを以て、此の如き場合には其の責任を明にし、以て事件の矯正を圖り、將來十分注意を加ふることを怠らざるなり。要するに豫算の執行を最も嚴正に行ふことは政府の極めて重要視する所なるが故に、常に其の實蹟を擧ぐるに怠らざる次第なり。此の場合政府の豫算執行に關し取り來りたる方針を一言するものなり。』

斯くて討論終結し、決算の採決に先ち決議案の採決を行ひしに、決議案は少數にて否決せられ、次で決算を採決したる結果、委員長報告の通可決確定したり。

貴族院決算委員會に於ては審議の結果、砂糖消費稅の徵收に關する龜戶外二稅務署の處置に關し左記の如き決議案を議決したる外、一般會計決算中、正當の支出と認めざるも特に決議案を提出するの必要なきものと認めたるもの六件、政府の處置穩當を缺くものあるを以て將來相當の改良を加ふべく注意を促すべきものと認めたるもの二件、政府の處置穩當を缺くものあるを以て將來の注意を促すべきものと認めしもの三件、政府の處置穩當を缺くものと認めしもの十三件にして、其の他は異議なしと議決したり。

『貴族院は明治四十一年度歲入歲出總決算歲入經常部第一款租稅第六項砂糖消費稅中龜戶、平野鄕、小倉三稅務署に於て收入未濟に屬する件は不當の處置にして政府の監督宜しきを得ざるものと議決す。』

三月四日決算委員長廣澤金次郎は委員會に於ける審議の結果を報告し、政府委員若槻禮次郎は右の決議案に對し大要左の如く辯明せり。

『此の事項に就ては大藏省は檢查院の報告を是認するも、砂糖消費稅法は明治三十四年の制定に係り、當時同法の規定として擔保を提供して消費稅の延納を請ふことを許可したる結果、勅令を以て有價證券を擔保として六箇月間の延納を許可するに至れり。而して單に有價證券と云ふも、成る可く確實のものたらざるべからざるは勿論なるを以て、大藏省は各稅務署に注意する所

あり、日本製精糖會社の株券も亦其の內に包含せられしは事實なり。尤も日本精製糖會社より砂糖を引取る場合に、其の會社の株式を擔保に提供して可なりとの意味にはあらざりしなり。然るに關係稅務署に於て右の場合に之を擔保として受取りたるは取扱方穩當ならざりしも、其の事を主務省に於て知りたるは三十九年にして、其の以前迄は依然擔保として受取り居たりしなり。當時砂糖の稅率約三倍に增加せられし結果、擔保品も亦三倍に上らざるべからず。然るに從來認め居たる擔保品を全然否認するに於ては、砂糖を製造場より搬出すること能はざる爲め、砂糖の取引を中絕せしむるの結果を生ずるを以て、其の取扱方少しく穩當ならずと認めながら、課稅の關係上砂糖の取引を中止せしむるは經濟上更に穩當ならずと認めたる結果、遂に檢査院の報告の如き事情を惹起するに至りたり。而して此の決議案は右等の事情以外の事柄をも包含せらるべきに就き尙一言附言せんに、課稅の徵收期に當り該會社が他の事情より大破綻を暴露し、會社の存立を疑はしむる時期に到著せり。此の際同會社の臺灣分工場は相當の價格あるものなるが故に、强制執行を爲し公賣處分を爲したらんには、啻に該金額のみならず、總ての稅金は一度に取立て得べかりしならんも、斯の如き過激の手段に出でなば、千萬圓の資本を注入したる會社は直に破產閉場の已むなきに至り、其の株主は總ての財產を失ふのみならず、砂糖の大工場として外國輸入の精製糖を防ぎ得る工場を、一度に敗滅に歸せしむるの虞あり。又一面四十一年は我が內地經濟上の變態の時を去ること遠からず、經濟上最注意を要するの時に當り、斯の如き嚴重なる處分は經濟上不良の影響を生ずることは、火を睹るよりも明なるを以て、一時徵收を見合はせ、會社の整理を俟ち、經濟上の狀況を察し、然る後に於て此の稅金の納付を命じたる所以なり。』

右辯明終るや他に討論なく、總て決算委員長報告の通可決確定したり。

第八節　明治四十二年度歳計

第一款　豫　算

第一項　豫算案の大綱

戰後に於ける財政の調理は事最も至難の業に屬し、之が施設を要する事項亦極めて多しと雖も、財政の基礎を鞏固にして其の信用を厚くし、併せて一般經濟界の調和を圖るより急なるは無し。而して之が爲には先づ將來に亙りて歳計を整理し、公債の如き異常の財源に依頼せずして能く收支の均衡を維持するの途を講じ、兼ねて公債償還の方針を確立して其の信用を厚くし、以て一般經濟界をして能く安んじて其の業に從はしむるを要す。而も此等の計畫を樹つるに方りては、各般の經費に亙りて歳計上極めて緊縮節約に努むべきは固より當然なりとす。以上の方針は大體に於て政府の明治四十年度以來採用せる所なりと雖も、當時戰役を去ること遠からず、各般の事情未だ遽に將來に亙る根本的の計畫を定むるを許さざるものありしも、戰後の財政は到底永く姑息彌縫の策に甘んずるを許さざるものあるを以て、政府は明治四十二年度以降大に從來の方針を改むると共に、更に進んで將來に亙る政府の財政方針を確定して著々戰後財政の整理を實行せんことを期し、先づ左記の方針に依りて明治四十二年度豫算を編成したり。

（一）確定歳出に對しては確定歳入を以て之に應ぜしむることと爲し、此際未募集公債は全部其の發行を見合するのみならず、將來に於ても從來公債支辨に屬せしめたる事業中、鐵道に就きては別途の計畫を定め、其の他は之を一般歳入の支辨に移し、特別の性質を有する臺灣事業公債の外當分の內公債を募集せざること。

（二）一般經費は努めて之を緊縮し、急切已むを得ざるものの外新規要求は成るべく之を見合せ、既定の計畫に屬するものに在りても能ふ限り之を飾減すること。繼續事業の年限を延長し其の年割額を改定すること。

（三）既定計畫に係る繼續事業を財政經濟上適當なる範圍に止め、且實際に於ける事業進行の程度に應ぜしむるが爲め、既定の年限及年割額に相當の變更を加ふること。

（四）公債の信用を維持し、以て公債所有者の利益を保護し、併せて一般經濟界に良好なる影響を與ふるが爲め公債償還額を增加し、每年度少くとも五千萬圓を償還するの計畫を定むること。

（五）帝國鐵道の經營を全然獨立自營のものとするの方針に依り、適當なる經營を爲さしむるが爲めの計畫を定むること。

右方針に依り編成したる明治四十二年度歳入歳出總豫算の數額は、歳入歳出各五億千六百二十萬七千九百十五圓にして、內歳入經常部四億七千六十六萬七千九百七十圓、同臨時部四千五百五十三萬二千八百二十五圓、歳出經常部四億九十一萬二千百二圓、同臨時部一億千五百二十八萬八千六百九十三圓なり。然るに右豫算に計上せる金額以外に、明治四十一年度より繰延べたる經費の中千四百十萬三千八百三圓、及臨時軍事費特別會計より繰越したる經費の中千百九十一萬千二十四圓、合計二千六百一萬四千八百二十七圓は本年度に於て之が使用を要するものにして、右は前年度剩餘金を以て之を支辨するの計畫なり。今本年度豫算額を前年度豫算額に比較すれば左の如し。

區分		明治四十二年度豫算額	明治四十一年度豫算額	比較 增	比較 減
歳入	經常部	四七〇、六六七、九七〇円	四三八、六八六、四九九円	三一、九八一、四七一円	○円
	臨時部	四五、五三二、八二五	一四四、〇五六、七〇二	○	九八、五二三、八七七
	合計	五一六、二〇〇、七九五	五八二、七四三、二〇一	○	六六、五四二、四〇六
歳出	經常部	四〇〇、九一二、一〇二	三九五、〇九二、〇〇一	五、八二〇、一〇一	○
	臨時部	一一五、二八八、六九三	一五九、五一二、〇八五	○	四四、二二三、三九二
	合計	五一六、二〇〇、七九五	五五四、六〇四、〇八六	○	三八、四〇三、二九一

（備考）一、明治四十一年度豫算額は本豫算額及第二十四議會通過追加豫算額の合計なり。

二、帝國鐵道の會計は四十二年度より一般會計と分離することに改むるに依り、四十一年度豫算額中歳入に於て帝國鐵道益金繰入三七、〇五四、四七〇圓、同歳出に於て帝國鐵道公債費三二、一〇二、七九二圓及同鐵道資金三三、〇九〇、七九三圓、合計六五、一九三、五八五圓は、比較上便宜の爲め之を控除せり。

今明治四十二年度歳入豫算を前年度豫算に比較して其の增減の重要なる事項を擧ぐれば、經常部に於ては所得稅・營業稅・酒稅・砂糖消費稅・取引所稅・關稅・通行稅・印紙收入・郵便電信收入・專賣局益金・韓國鐵道益金・稅關雜收入・一年志願兵及幼年學校自費生納金・預金利子繰入・臺灣事業公債及借入金償却繰入等に於て三千七百四十萬三百六十七圓を增加すと雖も、地租・森林收入・海軍工廠資金材料物品賣拂

益金・鹽專賣收入其の他に於て五百四十一萬八千四百七十一圓を增加し、臨時部に於ては地方分擔納付金・港灣設備納付金・公債募集金・軍艦水雷艇補充基金繰入・貨幣整理資金繰入・前年度繰入金・日本大博覽會開設納付金等に於て一億八百四十三萬六千三百五十四圓を減少すと雖も、雜入・臺灣事業費繰替借入金・森林資金繰入・陸軍營繕費補充資金繰入・一時借入金其の他に於て九百九十一萬二千四百七十七圓を增加するを以て、差引九千八百五十二萬三千八百七十七圓を減少したり。

又其の歳出豫算增減の重要なる事項を擧ぐれば、經常部に於ては內務省所管に於て警察費・連帶支辨金及傳染病豫防費の增加、大藏省所管に於て預金利子・國債整理基金繰入の增加、陸軍省所管に於て一年志願兵及幼年學校自費生に係る諸費を新に豫算したると、軍備充實及二年現役制に係る經費の增加・糧秣價格の騰貴、海軍省所管に於て新艦艇等に係る經費の增加、司法省所管に於て改正刑法實施に伴ふ經費の增加及判檢事の增俸、文部省所管に於て學校及圖書館支出金の增加、遞信省所管に於て通信事業增進等の爲め千六百六十二萬七千六百圓を增加すと雖も、大藏省所管に於て恩給年金及諸拂戻金の減少、其の他各省經費に於て節約を爲したる等の結果千八十萬七千四百九十九圓を減少するを以て、差引五百八十二萬百一圓を增加し、臨時部に於ては外務省所管に於て關東都督府經費補充金の減少、內務省所管に於て議員總選擧取締費・俘虜取締費・地方支出金の下戻を要せざると、土木事業費・那覇港修築費・樺太經費補充金の減少、大藏省所管に於て造幣局據置運轉資本補足・韓國森林資金繰入及山梨縣水害復舊土木費の貸付金を要せざると、韓國政府立替金の減少、陸軍省所管に於て營繕及初度調辨費・戰後整理に屬する倉庫建築費の減少、海軍省所管に於て軍艦製造及建築費・艦艇補足費・整

備費・海軍工廠資金の減少、農商務省所管に於て製鐵所創立費・日本大博覽會費の減少、遞信省所管に於て造船奬勵費の減少、其の他各省所管の繼續費中事業繰延の結果年割額を減少したるものある等の爲め六千二百三十萬二千八百六十七圓を減少すと雖も、內務省所管に於て釧路港の修築・橫濱小倉及甲府の各市に於ける水道費の補助・臺灣特別會計繰入金の增加、大藏省所管に於て東洋拓殖株式會社の補助・臨時事件行賞諸費の增加、陸軍省所管に於て戰後整理に屬する復舊費の增加、海軍省所管に於て吳海軍監獄の移築・艦艇火藥庫の冷却裝置、司法省所管に於て市谷監獄の建築、農商務省所管に於て國有林野經營事業費・製鐵所據置運轉資本缺損補塡の增加、遞信省所管に於て航路擴張費・航海奬勵費・電話交換擴張費の增加ある等の爲め千八百七萬九千四百七十五圓を增加するを以て、差引四千四百二十二萬三千三百九十二圓を減少したり。

明治四十二年度豫算の編成に當り、前揭の方針に依る明治四十二年度豫算に於て各省の既定經費に對し節約を加へたる額は、經常臨時を通じて五百二十五萬七千六百七十三圓にして、其の所管別內譯は左の如し。

所管別	經常部	臨時部	合計
外務省	六五、九五五圓	一六一、三一一圓	二二七、二六六圓
內務省	一一〇、七四四	三一三、九四四	四二四、六八八
大藏省	五〇七、九二三	八二、四七〇	五九〇、三九三
陸軍省	一、〇〇〇、〇〇〇	八〇二、三六一	一、八〇二、三六一
海軍省	一、〇九三、〇三一	〇	一、〇九三、〇三一
司法省	一二二、九八三	五〇、〇〇〇	一七二、九八三

所管別	經常部	臨時部	合計
文部省	一〇八、二六〇円	一〇一、五〇〇円	二〇九、七六〇円
農商務省	三八六、〇三六	九三、二九一	四七九、三二七
遞信省	二五七、八六四	○	二五七、八六四
合計	三、六五二、七九六	一、六〇四、八七七	五、二五七、六七三

又既定計畫に屬する事業費に於て繰延及減額を爲したる金額は（一）既定繼續費に屬する明治四十二年度以降年割額の改定を爲したるもの（即ち豫算改定の形式に依るもの）一億六百五十二萬六千五百十四圓（內一般會計に屬するもの一億二百七十八萬二十四圓、特別會計に屬するもの三百七十四萬六千四百九十圓）（二）明治四十一年度繰延額に對する再繰延及減額千九百六十五萬五千九百四十三圓（三）臨時軍事費繰越額使用年割改定額四千二百萬四千二十六圓、合計一億六千八百十八萬六千四百八十三圓なり。

明治四十二年度に於て新に要求に係る繼續費及既定繼續費追加額の總計は千七十四萬四千八百七十六圓にして、其の年限最も長きは明治五十三年度に終る。而して既定繼續費の明治四十二年度以降に要する金額は四億三千四百十四萬八千五百四十五圓二十二錢三厘なるを以て、既定額に新規要求を加ふるときは、繼續費の總計は四億四千四百八十九萬三千四百二十一圓二十二錢三厘となるの計算なり。

明治四十二年度に於て國庫豫備金は第一豫備百萬圓、第二豫備二百萬圓、及韓國派遣部隊豫備費三百六十三萬圓なり。

明治四十二年度に於て會計法第九條に據り定むべき大藏省證券發行最高額は八千萬圓なり。

第二項　豫算の成立及公布

明治四十二年度歳入歳出總豫算案は同年度各特別會計豫算案と共に、明治四十二年一月二十一日第二十五回帝國議會衆議院に提出せられ、同日大藏大臣桂太郎は右豫算案に關し衆議院に於て左の演說を爲したり。

『本大臣は玆に明治四十二年度の歳計豫算を諸君に紹介するの光榮を有す。明治四十二年度の豫算に計上する所の歳入は經常部に屬するもの四億七千六十六萬七千九百七十圓、臨時部に屬するもの四千五百五十三萬二千八百二十五圓、合計五億千六百二十萬七百九十五圓にして、歳出は經常部に屬するもの四億九十一萬二千百二圓、臨時部に屬するもの一億千五百二十八萬八千六百九十三圓、合計五億千六百二十萬七百九十五圓なり。故に歳入歳出過不足なく、而して經常歳入を以て經常歳出に比較すれば六千九百七拾餘萬圓の超過を示し、之を前年度に於ける經常歳入出の關係に對照すれば頗る良好の狀態に在り。右の外明治四十二年度の豫算に計上せざる費途にして、明治四十一年度より繰延べたる經費の內千四百十萬三千八百三圓、及臨時軍事費特別會計より繰越したる經費の內千百九十一萬千二十四圓、合計二千六百一萬四千八百二十七圓は明治四十二年度に於て支出を要するものにして、前年度剩餘金を以て之を支辨するの計畫なり。明治四十二年度の經常歳入四億七千六十餘萬圓を以て前年度豫算に比較すれば三千百九十餘萬圓を增加せり。而して此の增加を來せる所以は、主として一般經濟の發展に伴ひ租稅・印紙收入・郵便電信收入及專賣局益金の增加する等に依る。又臨時歳入四千五百五十餘萬圓を

以て前年度豫算に比較すれば九千八百五十餘萬圓を減少せり。而して此の減少を來せる所以は、主として前年度豫算に於ては電話及製鐵事業費の財源は公債を以て之に充つるの計畫にして、公債募集金を計上したるも、明治四十二年度に於ては之を一般歲入の支辨に移したるが爲め公債募集金を豫算に計上せざると、前年度剩餘金繰入の減少せし等に依れり。明治四十二年度の經常歲出四億九十餘萬圓を以て前年度豫算に比較すれば五百八十餘萬圓を增加す。而して此の增加を來せる所以は、主として一面に於て既定經費の節約減少等あるも、一面に於て國債整理基金繰入の增加竝に既定の計畫に基く經費の增加等に依る。又臨時歲出一億千五百二十餘萬圓を以て前年度豫算に比較すれば四千四百二十餘萬圓を減少す。而して此の減少を來せる所以は、主として臨時歲出に在ては一面に於て新に釧路及敦賀築港費・監獄建築費等を要し、且韓國派遣部隊費の月割差額・航路擴張費・航海奬勵費・電話交換擴張費等の增加を要するも、一面に於て既定の計畫に屬する繼續事業費の繰延を爲したると、其他年割額の減少する等に依る。明治四十二年度に於ては鐵道に關して其會計を一般會計より獨立せしむるの計畫を立てたるを以て、右明治四十二年度の歲入出に比較するに當り、對照の便宜上前年度の歲入出中より鐵道に關するものを控除せり。以上は明治四十二年度豫算の計數に就き其大體を說明せるものなり。本大臣は更に進んで明治四十二年度豫算に關する財政計畫の綱領に就き一言を費さんと欲す。抑戰後に於ける財政の調理は頗る至難の事に屬すと雖も、歲計を確實にし急劇に增加したる公債の整理を圖るを以て第一の急務とす。是を以て明治四十二年度豫算を編成するに當り、主として將來に涉り歲出入を整理して其の均衡を保ち、新規公債の發行を避け其の償還額を增加し、以て財政の基礎を鞏固にし、公債に對する信用を厚くし、併せて經濟界一般の調和を圖るの方針を採れり。此の方針は從前の當局者に於ても既に其の必要を認め實行に著手せんとせし所なるが、今に至り其の計畫を確立するを得たるは本大臣の深く喜ぶ所なり。歲計を定むるに就ては努めて經費の緊縮を圖り、急切已むを得ざるものの外新規要求は之を見合せ、既定の計畫に屬するものに在りても能ふ限りの節減を加へ、又陸海軍備の復舊充實等に要する繼續費其他の既定繼續費に就ても、亦深く事業の緩急を量り、其の完成を期すると同時に、各年に於ける進行程度を財政經濟の現況と調和する爲に能ふ限り年限を延長し、以て年割額を減少せり。從來の計畫に依れば鐵道・電話及製鐵事業費は之を公債支辨に屬せしめ、又臨時軍事費特別會計より繰越したる經費に就ても公債の財源に依り之を支辨する計畫なりしも、元來公債は市場の狀況に依り募集困難の場合あるのみならず、公債額の增加は公債の信用を薄くするが故に、其の價格の恢復を圖るに當りては、先づ以て公債の增加を避くるを以て急務なりと認め、從前の未募集公債は全部之を打切とし、其の發行を見合せたるのみならず、將來に於ても從來公債支辨に屬せしめたる事業中、鐵道に就ては別途の計畫を立て、其他は之を一般歲入の支辨に移したり。其の結果新規公債の發行は特別の性質を有する臺灣事業公債以外當分之を見合すこととせり。公債に對する信用を厚くし其の價格の恢復を圖らんが爲め公債償還額を增加し、毎年度少くも五千萬圓を償還するの計畫を立てたり。明治四十二年度に於ける國債整理基金繰入額は一般會計より繰入るるもの一億五千三百十餘萬圓、鐵道特別會計より繰入るるもの二千九百九十餘萬圓、合計一億八千三百餘萬圓にして、內元金の償還に充つべき金額は五千八十萬

圓なり。而して次年度以降に於ては遞次前年度の元金償還に依りて利子仕拂の減少すべき金額を更に償還資金に充て、以て償還額を遞増せしめんことを期す。帝國鐵道の經營を獨立自營のものとする方針に依り之に適合する特別會計を設置し、以て一般會計との關渉を避けしむる計畫を立てたり。而して明治四十二年度に於ては其の建設及改良に要する資金は鐵道益金を以て之に充つるの外、預金部及貨幣整理資金より借入れて支辨せしむることとせり。明治四十三年度以降に於ても當分同一の方法に依り之を支辨せしむる見込なり。明治四十一年に於ける我國の經濟界は一時非常の不振を示せしも、近時漸く順調に復せんとするの傾向を生じたり。今同年の外國貿易に就き一言すれば、歐米經濟界の動搖、銀貨下落等の影響を受け著しく輸出の減退を見たると同時に、內地經濟界の不振に依り輸入も亦頗る減少を來し、輸出入總額は八億千四百餘萬圓に止まり、之を前年に比すれば輸出入共に約五千餘萬圓の減少なり。是れ實に商工業不振の結果に外ならず。而も其の前年に於ける貿易額が一時勃興せる企業熱の餘波を存したるに顧み到れば、貿易額の一時的減少は却て我國產業の漸次常規に復する傾向を示すものと見るを得べし。而して輸出入を比較するに輸入の輸出を超過すること約五千八百萬圓にして、昨年に於ける最高變調の時代に在りて、尙且輸入超過額が前年に比し減少を示したるは寧ろ喜ぶべき事實なり。之を要するに財政整理の事たる頗る重大問題に屬し、而して其整理を要する事項も亦多岐に涉り複雜を極むるが故に、其計畫を立つるに當りては充分愼重の調査を重ね、又其實行に關しても緩急宜しきを制せざるべからず。而して明治四十二年度豫算に關する財政の整理は急務中の急務と認むるものに付之が計畫を立たるものなり。本大臣は尙充分の調査を遂げ、整理を要すと認むるものあらば緩急を量り實行を期せんと欲す。諸君幸に之を諒とせられよ。本大臣は偏に諸君が愼重審議速に協贊を與へられんことを希望して已まざるなり。』

衆議院に於ては一月二十二日豫算委員會を開き、豫算委員長栗原亮一は總理大臣及大藏大臣より財政計畫及豫算全體に關する說明を求め、改野耕三は各省主管に就て主管大臣の大體の說明を求めたるに、內閣總理大臣兼大藏大臣桂太郎は、四十二年度豫算編成の方針は昨日議場に於て說明したる如くなるも、同年度豫算に關する財政計畫の目的は戰後財政の整理を急とし、先づ歲計を確實にして急激に增加したる公債を整理するを第一とし、此趣旨に基きて編成に從事したりと陳述し、各省大臣は順次其の主管に就き大體の說明を爲せり。同月二十三日の豫算委員會に於て森本駿は(一)政府は明治四十二年度の豫算編成は公債の整理を目的とし、新規公債の發行を避け償還額を增加することとせりと言へるが、新規公債の發行を避けしは市況の不可なるものあるが故とせば、四十三年度以後も亦右の如くなるや否や(二)償還額の增加如何(三)臺灣事業公債募集の方針如何(四)一般經費の節減額如何(五)事業繰延は二億圓との世評ありしも、事實は一億六千萬圓なり。右の內臨時軍事費に屬するものと、四十一年度よりの繰越とを減却すれば一億六百萬圓餘に過ぎざるが如し、如何(六)現內閣の繰延は十一年間とせられたるが、前內閣の繰延は總額一億二千萬圓なりき。然らば現內閣の十一年間繰延と前內閣の六年間繰延との差額如何(七)鐵道特別會計資金として預金部及貨幣整理資金より借入るる數額利息及年限如何(八)來年度に於ける關稅收入增加の理由如何と質問し、政府委員若槻禮次郎は之に對して(一)今回政府が新規公債の募集を見合せたるは單に現時市況の不可なるが爲のみならず、主として近年漸く不安を來したる財政の面目を刷新するを目的とせるものなれば、必ずしも四

十三年度以後募債せずと言ふ譯にあらず(二)四十一年度の整理資金は一億七千餘萬圓、而して元金の償還に充てたるもの三千七百萬圓なりしを今度は五千萬圓としたれば、夫れ丈增加せし譯なり(三)臺灣に於ても爲し得れば募債を廢したきも、事情已むを得ざるものあり、一時の權宜として少額募債を許したる次第なるが、成るべく募債を爲さざる考なり(四)經費節約額は經常部に於て三百六十萬餘圓、臨時部に於て百六十萬餘圓なり(五)事業繰延一億六千萬圓は前內閣繰延の以外なり(七)鐵道財源としては貨幣整理資金より九百萬圓、預金部より千二百七十萬圓、而して利息は五分、年限は約五年の見込なり。意ふに來年度も略ゝ同一方針なるも、金額に於ては相違あるべし(八)關稅收入の增加は經濟狀況の回復を見込みたるもの、又外國品に課稅することは條約上の關係深きを以て全國劃一なるを必要と認め、臺灣の關稅を一般會計に併せたるなりと答辯せり。

爾後引續き豫算委員會を開き審議の結果、二月十日を以て豫算案全部の審査を終り、一般會計に於て左記金額を削除することに決定したり。

區分	款	項	削減金額	備考
歳入經常部	官業及官有財産收入	郵便電信收入	六〇四、三二九圓	電話度數制度施行に伴ふ收入
同	同	森林收入	二一、七八七	製材所貸下料
歳入臨時部	一時借入金	一時借入金	二、六二〇、〇〇〇	阿里山森林經營費の財源に供するもの
歳入合計			三、二四六、一一六	
歳出經常部 大藏省所管	馬政局	奬勵及補償費	三八三、四六四	競馬補助金
同 司法省所管	司法本省	判事檢事及辯護士試驗費	八二四	增加したる金額
同 遞信省所管	遞信費	諸拂戻金	二五〇、〇〇〇	海外信支拂金

歳出臨時部 內務省所管	臺灣特別會計繰入金	二、六二〇、〇〇〇	阿里山森林經營費の財源に供するもの
歳出合計	借入金繰入	三、二五四、二八八	

二月十三日豫算委員長栗原亮一は豫算委員會に於ける經過及結果を大要左の如く本會議に報告したり。

『明治四十二年度豫算審査の結果に於て修正したる數字の異動は既に諸君に報告したるを以て今之を措き、財政計畫の大體に就き報告すべし。現內閣は財政の整理を標榜し、豫算案を提出するに當り其の方針を發表せられたり。大體の趣旨は歳出入を整理し、財政の基礎を鞏固にし、其の信用を內外に厚くし、一般經濟の調和を圖ると云ふにあり。其の第一の方針に曰く、確定歳出に應ずるに確定歳入を以てし、從來公債を財源と爲したる經費は之を一般歳入の支辨に移し、一切新規公債の發行を止め、特別なる臺灣事業公債以外は當分之を募集せずと。從來屢〻公債募集の計畫豫算案に現はれ、議會は之に協贊せるも經濟市場の都合上募集意の如くならずして、多くの未募集公債なるものを見たり。然るに斯る不確定的歳入を以て必要避くべからざる支出の財源に充つるは財政頗る鞏固を缺くの虞あるを以て、既に前內閣に於ても財政の整理に著手し所謂未募集公債は一切打切り、改めて財源を一般歳入に仰ぐに決し、爾來此の方針に依り進行しつつありしが、今回發表せられたる財政方針に於ても非募債主義を標榜し、公債財源に係るものは總て之を一般歳入より支出すべく確定せられたり。是れ蓋し今日の財政經濟狀態に於て已むを得ざるの事に屬せり。然るに審査の結果端なく豫算の內容に於て該方針に矛盾するの計畫あることを發見せり。卽ち日露戰役行賞賜金の不用殘額たる八百四十萬圓の募集濟に係る

公債を賣却して歲入に繰入れ、以て其の不足に充つるの計畫是なり。抑〻本公債たるや臨時事件費の殘餘なるを以て、一旦之を打切りて償還に立つるこそ當然なるに、事實は却て此の如し。是を以て委員會に於て大に議論を生ぜしも、さればとて今更之を歲入中より控除することは財政計畫の大體に關係すること甚大なるを以て遂に一步を假し、既に非募債主義を採る以上將來再び此の如き失態を繰り返さざるべく謹責を加へ、餘儀なく贊成するに至れり。第二の方針に曰く、一般の經費を緊縮し、成るべく新規要求を見合はせ、既定計畫に屬する分をも成るべく節減すと。斯くて各省に亙り官吏を減員し、又旅費・俸給・雜費・營繕費等を節減し、清國駐屯部隊費八十萬圓を筆頭とし經常部に於て三百六十萬餘圓、臨時部に於て百六十萬餘圓、合計五百二十五萬餘圓を節減せるが、就中陸軍軍事費百萬圓、海軍軍事費百萬餘圓の節減を以て最著しきものと爲す。經常部に於て三百六十五萬餘圓を節減せるは甚だ可なるも、臨時部に於ける百六十餘萬圓の節減に至りては未だ遽に謳歌するを許さざるものあり。何となれば臨時部の方には或は自然にも他日復爲さざるべからざるもの有るべければなり。第三の方針に曰く、既定繼續費は財政經濟の狀態に顧み之を適當の範圍に止め、實際事業の進行程度に順應せしむべく、其の年割額に相當の變更を加ふと。是れ亦現下の財政經濟狀況に於ては實際已むなき事とせんも、年割額變更の實行が橫濱・神戶の海陸聯絡工事の如き、敎育機關の設備の如き事業に迄及べるは頗る遺憾の感なき能はず。況や政府は自ら稱して相當の變更と云ふも此の突如たる年割額變更の結果、事實に於て濱松工場の事業打止となり地方人民の困難を來し或は大博覽會の開設中止となり外邦の信を失するは不相當も甚しと云ふべし。第四の方針に曰く、公債の信用を維持し一般經濟界を利するが爲め其の償還額を增加し、少くとも每年必ず五千萬圓以上を償還すと。這は實に結構の方針なるも、飜て內容を審査するに、今明治四十二年度の償還額五千八十萬圓と昨四十一年度の償還額八千六百六十九萬圓を比較すれば、今年度は前年度に比し却て三千五百六十九萬圓を減少せり。而して四十一年度の一般歲入より償還し、約五千萬圓は三十九、四十兩年度に於ける國債百萬圓は則ち四十一年度の一般歲入より償還したるなり。尙此四十一年度償還に係る整理基金殘額にして、是れ亦同じく一般歲入より償還したるなり。約五千萬圓は卽ち第一國庫債券の償還に屬し、四十二年度償還に係る十二萬圓は第二國庫債券の償還に屬せり。之を要するに大に公債償還額を增加したりと云ふも、其の內容を檢するに及び寧ろ前年度より減少を示せるに見て頗る遺憾の感なき能はず。第五の方針に曰く、鐵道の經營を全く獨立自營のものとする爲め特別會計を設置し、以て一般會計との關涉を避くと。鐵道特別會計は既に前議會に於て建議となり大多數の贊成を見しものなれば、此の方針に就ては固より異論なきも、之を實行するに就ては財政經理上の困難甚しきものあり。卽ち鐵道の純益金八百十四萬圓の內六十萬圓を積立て、殘餘七百五十萬圓を以て建設改良費に充つるものとす。然るに四十二年度の建設改良費豫算は二千九百十萬餘圓なるを以て差引二千百六十萬圓の不足あり。而して此の不足額は預金部及貨幣整理資金より繰入れ、五箇年間五分の利子を付して借入れ以て之を支辨するの計畫なるも、鐵道事業の如きは僅々五六年を以てして資本の償却思ひも寄らず。從て其期滿つるに至れば又復之を借繼するか或は公債と借換するか二途其の一に出でざるべからざらん。蓋し鐵道資金の如きは長く一般歲入より

支辨するを難しとし寧ろ公債を以て之を支辨するの易きに如かざるに似たり。故を以て募集時期宜しきを得るに於ては之を募集するも亦不可なけん。鐵道國有に歸して以來政府の經營振に關し民間種々の苦情あり。就中運賃の甚だ不公平にして產業の發達を阻害するもの多きは看過すべからざる當面の痛弊なるを以て、委員會に於ても深く之を責め、政府も亦大に顧みる所あり、將來成るべく其の公平を期する旨を言明せり。尙前述第三方針に屬する今回繰延の內容を審査するに、總額約一億六千八百萬圓にして、前內閣の六年計畫を改め五年を延べて十一箇年とし、而して更に約一億六千八百萬圓の繰延額を增加したるも、四十二年度以降の繰延額は約一億二百萬圓なり。又前內閣に於ては六年計畫以外其の後再繰延額の內定せるもの臨時軍事費に於て約九百萬圓、其の他に於て約二千八百三十萬圓ありて、現內閣の繰延總額一億六千八百萬圓中に包含せらるるを以て、實際現內閣の繰延と稱すべきもの正味一億三千萬圓に過ぎざることを發見せり。而して所謂繰延計畫も來る四十六年度迄は繰延又繰戻あり、更に四十七年度以降は繰延より却て繰戻多く、且又實際の繰延は四十八年度に止まり、以後五十二年度迄は繰戻を以て一貫し、依て以て歳出の增加を見るべきも蓋し亦已むなき次第と云ふべし。斯くの如き公債の打切又は繰延其他の事に就ては、財政整理の方針として既に從前の當局者に於ても其の必要を認め實行に著手しつつありし所なるが、今尙昨の如き國情に處しては何人が其局に當ると雖も結局同一方針を辿る外良策の施すべきなからん。故を以て財政計畫の大體に就ては敢て異議を挾まずと雖も、其の發表せられたる方針の名實甚だ相副はざるは遺憾なり。又每年豫算審査の際に於て剩餘金の非常に多額なるを見るは、畢竟政府の計畫其の宜しきを得ず、議會も亦深く財政に留意せず、殊に豫算委員會の審査杜撰を極むるの失に座すとの世評は屢〻耳にするところなるが、吾々は責任上一言之を辯ぜざるべからず。成程四十年度に於ては二億五千萬餘圓の莫大なる剩餘金ありたり。然るに此の內既に四十一·四十二の兩年度豫算財源に供せられたるものは二億二千萬餘圓にして、差引殘額約三千萬圓は四十三年度以降の財源に充つべく計畫せられ居れり。而して右は四十二年度繰入剩餘金千七百萬圓以外の剩餘金なり。今試みに斯くの如き莫大なる剩餘金を生み來せる所以を詮ずるに、畢竟豫算に對する歳入の增加に在り。卽ち軍事費特別會計の剩餘金繰入一億千二百萬餘圓、捕虜給養費償還金收入四千七百萬餘圓及臨時軍事費所屬收入四百二十萬餘圓と云ふが如き戰役に關する一時的收入ありしと、各種の租稅·印紙收入·郵便電信收入·煙草專賣益金等の自然增收が當局の消極的見積に對し非常に超過せしとに依り無慮二億五千九百萬圓の剩餘金を見るに至れり。去り乍ら又他の一方には財政經濟の狀況に於て公債募集の困難なると一時借入金の困難なるとに依り、此の豫算に對し歳入の減少せるもの三千七百萬圓を算せしことを記憶せざるべからず。又歳出の豫算に對する增加は戰役に關する一時的經費の增加卽ち臨時軍事費特別會計より移替たる一億三千萬圓餘を主とし、合計一億七千萬圓餘を算し、又歳出の豫算に對する減少は臨時軍事費所屬の經費を翌年度に繰越したるもの一億百萬圓餘を主とし、合計二億千萬餘圓を算し、結局四十三年度以後の財源として使用し得べき三千萬圓餘の剩餘金を見るに至れり。然るに此の剩餘金三千萬圓餘は現在するものなるを以て、歳入計算中に組入るべきものは組入るるを適當とするに拘らず、四十三年度以後に取り殘し歳入計畫に組入れあらず。故に愈〻之を以て四十三年度以後の財源に充て得

る時分には、則ち自然増收として兎角濫用の弊なきを期せず。此の點に就て委員會は當局者に對し痛く警戒を加へたり。是より進んで豫算案の修正に關し報告すべし。其の數字に就て之を見れば自ら明なるも、玆には敢て修正の有無に拘らず可否共に問題となりたる所の重なる事項を述べんとす。今回の豫算は各省共に繰延又は節減に依りて新規事業は極めて少く、如何に査定を加ふるも多く削減の餘地を見ず。外務省に於ける新規要求としては機密費十萬圓及移民調査費三萬圓あり。這は今日外交の發展上孰れも要用のものとして之を認め、併せて其の支出に關し當局大臣に警告する所あり。司法省の要求に係る判檢事の增俸に二十七萬二千圓、刑法改正實施の經費十六萬圓及市ヶ谷監獄建築費二十萬圓（五箇年繼續事業にして總額六十三萬餘圓）は孰れも之を認め、判檢事試驗費增加八百二十四圓は之を削減したり。內務省の要求に係る地方改良事業奬勵諸費四萬三千圓中三萬五千圓は貯金奬勵に關する增加費用なるが、內務省官吏を特派し郡村長等に命を傳へ以て貯金を强ゆる如きことあらんか、其の極遂に多額の資金を中央に吸收し地方の財源を枯渇するの憂あるを以て、貯金を奬勵すると同時に地方の金融を逼塞せずして生產事業を發達せしむべく、奬勵に依り貯金增加せば少くとも其の半額以上は地方公共事業の資金に融通することを條件として之に贊成し、又他の橫濱市水道費補助一萬圓（十三箇年間に總額百七十五萬圓を補助するもの）、北海道釧路築港費二十三萬圓餘（十二箇年繼續事業にして總額四百七十五萬圓）等は孰れも議論尠からざりしが、結局已むを得ざるものと認めて之を可決し、尙北門の拓殖に關しては爲すべきの事業多々あるべきに、獨り釧路築港を擧げ絕えて其の他に及ばざるのみならず、殊に道路橋梁排水費既定額八十萬圓を減じて三十萬圓と爲したるは遺憾なり。依て四十三年度以降に於て成るべく年度制を復舊せんことを希望したり。臺灣特別會計に於ては航海補助費の增加二十六萬圓、阿里山森林經營費二百六十二萬圓（總額五百九十萬圓を要する繼續費にして、四十二年度の二百六十二萬圓、四十三、四十四兩年度各八十三萬圓、合計四百二十八萬圓は借入金を以て支辨し、百六十二萬圓は臺灣歳入を以て支辨する計畫なり）の要求ありたり。航海補助費の增加は海事協會の建造に係る櫻丸の補助にして、一年限試驗的使用を條件として之を認め、阿里山官營に關しては最愼重の調査を重ね遂に其の計畫調査十分ならざるを認めたると共に、今俄に之を官營とするの適否得失を斷定する能はざるを以て之を否決せり。樺太特別會計に於て輕便鐵道費九萬餘圓、採炭費四萬餘圓の新規要求は之を認めたり。陸軍省の要求に係る二年兵役制の施行·糧秣相場の騰貴若くは一年志願兵及幼年學校等の爲め經常費の增加三百二萬餘圓、臨時費の增加三十萬圓は孰れも已むを得ざるものと認めたり。海軍省の要求に係る新艦艇及戰利艦艇維持に要する經常費の增加百六十四萬餘圓、艦艇火藥庫冷却裝置費·臭監獄移築費及射的場の移築費等より來る臨時費の增加六十四萬圓は孰れも已むを得ざるものと認めたり。大藏省に於ては經常費に於て馬匹奬勵及補償費三十八萬圓、國債整理基金繰入八百四十四萬餘圓、臨時費に於て東洋拓殖株式會社補助·臨時事件行賞諸費·韓國派遣部隊豫備費等の增加二百七十三萬圓の要求ありしも、競馬問題は目下議論の存する所なるのみならず、斯の如き少許の金額を以ては其の效果を收むる能はざるものと認めて之を否決し、其の他の增加は之を認めたり。文部省の要求に係る學校及圖書館支出金の增加六萬九千餘圓は之を認めたり。農商務省の要求に係る鑛毒調査費四萬圓及製鐵所運轉資本の增加二十六萬圓は孰れも之を認めしも、製材所官營の當否は今俄に斷定する

能はざるものあるを以て、之が貸下を否決したる爲め、歳入の部に於て製材所貸下料二萬千餘圓を削減せり。遞信省に於ては經常部に於て電話交換擴張維持費四十九萬餘圓、通信事業經費の増加二十九萬餘圓、臨時部に於て桑港線航海補助費百二十四萬餘圓、航海奬勵費の増加五十二萬餘圓、電話交換擴張費の増加百二十萬圓（追加總額四百二十萬圓四箇年度間の繼續事業）の要求あり。執れも之を認めたるも、電話交換擴張に關しては、電話の完成は急務なるが故に四箇年計畫は固より之を是認するも、僅に六十萬圓の收入増加を得むが爲に度數制の如き繁雜なる制度を設けて通信機關の不便を感ぜしめ、且一種の増稅とも云ふべきものを行ふは當を得ずとの趣旨を以て度數制の收入を否決削減し、又遞信費の中海外信支拂金は既往の實績に徴し二十五萬圓を削減せり。右査定の結果に依る歳入の削減額は郵便電信收入六十萬四千三百二十九圓、製材所貸下の否決に因る森林收入二萬千七百八十七圓、阿里山森林經營の否決に因る一時借入金二百六十二萬圓なりとす。以上は明治四十二年度歳入歳出總豫算案及同年度各特別會計歳入歳出豫算案の審査の結果なるが、此の全體に就て査定修正の大要を見るに右削減の結果原案の數字に異動を生じ、歳入總額五億千二百九十五萬四千六百七十九圓、歳出總額五億千二百九十四萬六千五百七圓、歳入削減額三百二十四萬六千百十六圓、歳出削減額三百二十五萬四千二百八十八圓となり差引八千百七十二圓の歳入超過を示すに至れり。』

右報告終るや大體議に移り元田肇・島田三郎・森本駿・大岡育造・犬養毅・横田虎彦の演說ありて討論終結し、是より逐項議に移り島田三郎・田川大吉郎より郵便貯金奬勵費・馬政局及釀造試驗所費・海外駐箚財務官費・南米航路補助費の削除說を提出したるも執れも少數にして消滅し、結局豫算案全部總て豫算委員長報告の通可決確定したり。今衆議院議決額と政府原案とを對照すれば左の如し。

區分	政府原案	衆議院議決額	削減額
歳入			
經常部	四七〇、六六七、九七〇円	四七〇、〇四一、八五四円	六二六、一一六円
臨時部	四五、五三二、八二五	四二、九一二、八二五	二、六二〇、〇〇〇
合計	五一六、二〇〇、七九五	五一二、九五四、六七九	三、二四六、一一六
歳出			
經常部	四〇〇、九一二、一〇二	四〇〇、二七七、八一四	六三四、二八八
臨時部	一一五、二八八、六九三	一一二、六六八、六九三	二、六二〇、〇〇〇
合計	五一六、二〇〇、七九五	五一二、九四六、五〇七	三、二五四、二八八

貴族院豫算委員會に於ては豫算案を審議の結果三月九日を以て豫算案全部の審査を終り、結局衆議院議決の通可決すべきものと決定し、三月十三日委員長會我祐準は委員會に於ける經過及結果を大要左の如く本會議に報告したり。

『來年度歳計豫算案は去る二月十九日委員總會を開きて之を付議したるが、會議中委員より發せる重なる質問を擧ぐれば(一)司法官増俸を計上して地方警察官の増俸を計上せざる理由如何(二)先年兩院より建議せる商工事務官海外派出費の計上せられざる理由如何(三)國勢調査は明治三十八年より施行の筈なるに今日迄實施せられざる理由如何(四)非常特別税法廢止の期如何等にして、之に對する政府の答辯は執れも目下の財政狀態に於て之が財源を發見するを得ずと云ふにありき。其の他日本博覽會の無期延期は勅令を無視せしものならずやとの質問に對しては

政府は單に外交上の都合に出でたりと云ひ、馬券に關する質問に對しては陸軍大臣は今日の所馬券の發賣は之を許さずと明答したり。右にて大體の質問を終り各分科會の審査に付し、各分科は期間内に審査を了したるを以て、三月九日豫算總會を開き、各主査は審査の報告を爲せり。今各分科に於ける希望の要點を略述すれば、第一分科に於ては現在の豫算編成の體裁は餘りに難解なれば之が改良を期すること、及帝國鐵道特別會計の收益勘定説明表の不備を改良することを擧げ、政府は共に之を認めて同意を表せり。第三分科に於ては地方長官の頻々たる更迭、小學校兒童に對する强制貯金の弊害及製材所に於ける伐木程度等に對して當局の注意を促し、其の他製材所の拂下、文部・農商務兩省に於ける教育方針の矛盾、小鑛山主の爲にする小製錬所の設置等に關する希望あり。又經濟界の紊亂に對する監督の方針に關し實例を擧げて質したるに當局者は秘密會を請求して委曲答辯する所あり。最後に稅法改正の決行及非常特別稅法の廢止を希望して政府の考慮を促せり。而して政府は衆議院の修正に對し一切復活を希望せざる旨明言したるを以て、豫算總會に於ては委員及政府委員間に二三の問答ありたるのみにて何等修正案の提出なく、全部衆議院修正案の通可決せり。

斯くて採決の結果豫算案全部委員長報告の通即ち衆議院修正案の通可決確定したり。

右貴衆兩院の協贊を經たる明治四十二年度歳入歳出總豫算は、裁可を經て明治四十二年三月二十日左表の如く公布せられたり。

明治四十二年度歳入歳出總豫算表

歳入經常部

科目	金額
租稅	三二〇、五三四、一三二円
地租	八五、四八八、三七七
所得稅	二九、七二九、八五八
營業稅	三三、〇七七、七九〇
酒稅	八一、五六八、八一九
醬油稅	四、一四八、四三六
砂糖消費稅	一七、二〇八、九一六
織物消費稅	一九、四六二、一九六
賣藥營業稅	二、四四〇
鑛業稅	二、〇八六、六八八
取引所稅	二、八四四、二〇〇
兌換銀行券發行稅	一、一八八、三五〇
噸稅	五七六、四九一
關稅	四七、三九、七二
通行稅	二、四八三、〇六八
相續稅	一、六二二、三七八
石油消費稅	一、六五一、八四四
印紙收入	三三、六九五、三八〇
印紙收入	三三、六九五、三八〇
官業及官有財産收入	一二三、〇九九、九八一
郵便電信收入	四五、五一九、五五〇
森林收入	一〇、五〇六、六二四
囚徒工錢及製作收入	一、一九二、四九六
官有物貸下料	三七五、三一〇
印刷局益金	二六二、五〇六
專賣局益金	五四、二五一、九五八
東京砲兵工廠益金	一、四四、八八二
大阪砲兵工廠益金	一五、二二五
千住製絨所益金	二、七八〇
海軍採炭所益金	五二、三二五
海軍工廠賣金材料物品賣拂益金	五五五、〇六五
電信燈臺用品製造所益金	二、二〇〇
鑛山拂下代	三六、五四五
地所拂下代	三二、五一七
建物拂下代	三、三二、四七九
免許及手數料	二一〇、四三七
懲罰及沒收金	七五七、六九二円
辨償及違約金	三一六、二八七
稅關雜收入	四三五、一二七
雜入	四七二、六五一
官吏遺族扶助法納金	二六五、四七〇
學校圖書館職員退隱及遺族扶助料法納金	一〇八、六二四
一年志願兵及幼年學校自費生納金	七四五、七六八
小笠原島地方收入	四二三
預金利子繰入	六、九六三、四二三
預金利子繰入	六、九六三、四二三
臺灣事業公債及借入金償却繰入	三、四三六、四六九
臺灣事業公債及借入金償却繰入	三、四三六、四六九
經常部合計	四五〇、〇四一、八二四

臨時部

科目	金額
官有物拂下代	三、六四〇、七八〇
鑛山拂下代	五、〇九〇
地所拂下代	一、三七、五四〇
建物拂下代	九、六三八
物品拂下代	一、〇三〇、三三四

科目	金額
船舶拂下代	二七八、八三二円
家畜拂下代	九九、三四六
雜收入	二、六二六、二七五
海軍受託造修收入	五五八、三二七
返納金	六二三、〇八三
清國債還金收入	二、〇三〇、一一九
雜入	八、四一五、七四六
地方分擔納付金	八〇五、一一一
地方分擔納付金	八〇五、一一一
港灣設備納付金	六〇〇、〇〇〇
港灣設備納付金	六〇〇、〇〇〇
公債募集金	二、一〇〇、〇〇〇
臺灣事業費繰替借入金	二、一〇〇、〇〇〇
森林資金繰入	二、六四七、一二七
森林資金繰入	二、六四七、一二七
陸軍營繕費補充資金繰入	三〇一、三六九
陸軍營繕費補充資金繰入	三〇一、三六九
軍艦水雷艇補充基金繰入	一〇、六八九、五八六
軍艦水雷艇補充基金繰入	一〇、六八九、五八六
貨幣整理資金繰入	一四〇、〇三七円
貨幣整理資金繰入	一四〇、〇三七
學校及圖書館資金繰入	九〇、五四五
學校及圖書館資金繰入	九〇、五四五
獻納金	五二七、〇〇〇
工科大學創立費獻納金	六八、八〇〇
東北帝國大學創立費獻納金	八七、二〇〇
第二高等農林學校創立費獻納金	二七、五〇〇
第五高等商業學校創立費獻納金	四三、〇〇〇
第六醫學專門學校創立費獻納金	九〇、〇〇〇
第七高等工業學校創立費獻納金	二〇、〇〇〇
第八高等學校創立費獻納金	二、五〇〇
鑛山專門學校創立費獻納金	七〇、〇〇〇
蠶絲專門學校創立費獻納金	一〇〇、〇〇〇
前年度繰入金	一〇、七五四、九九五
前年度繰入金	一〇、七五四、九九五
臨時部合計	四三、九一三、八二五
歳入總計	五一三、九五四、六七九
歳出	
經常部	
皇室費	三、〇〇〇、〇〇〇円
皇室費	三、〇〇〇、〇〇〇
外務省所管	
外務本省	三一七、六七三
俸給及諸給	八八、一一五
廳費	五〇、七七一
修繕費	四、六八一
死傷手當	一〇
賠償及訴訟費	一〇
旅費	五、四八三
雜給及雜費	二三、八五五
傭外國人諸給	一〇、〇〇〇
電信料	一三九、〇三五
宴會費	五、〇〇〇
常設仲裁裁判所費分擔金	七三三
在外公館	三、三五〇、四七五
俸給及諸給	一、五〇〇、六一三
館費	三九八、六四一

科目	金額
賠償及訴訟費	一〇
旅費	一五三、八二八
傭外國人諸給	三六、八七五
裁判及囚徒費	一〇、九五三
登記用紙及公告料	八八四
在外國居留民取締費	一〇九、九五六
地所家屋借料	三三三、四八七
電信料	二四七、八〇五
宴會費	一四九、三八〇
在外國難民貸與金	二
墓地管理費	三三
外國留學生費	一八、〇〇〇
機密費	四〇〇、〇〇〇
合計	三、六六八、一四八
內務省所管	
神宮費	五〇、〇〇〇
神宮費	五〇、〇〇〇
神社費及國幣社例祭幣帛料	二二三、九一八
官國幣社費	二一〇、一三六
國幣社例祭幣帛料	二、一三五
招魂社諸費	二、六四七
內務本省	三八六、三九八
俸給及諸給	一六九、六七四
廳費	三九、四二四
修繕費	四、四〇〇
死傷手當	一
賠償及訴訟費	二三四
旅費	四〇、五一八
雜給及雜費	六六、七五三
萬國版權保護同盟費分擔金	二、三九四
感化救濟事業講習及調査費	一〇、〇〇〇
地方改良事業獎勵諸費	四三、〇〇〇
神職養成及神社調査費	一〇、〇〇〇
衛生試驗所	一三三、四九一
俸給及諸給	三三、〇七三
廳費	八、〇〇七
修繕費	一、三二八
死傷手當	四
賠償及訴訟費	二
旅費	七九五
雜給及雜費	一〇、二九五
依頼試驗用諸費	四六、五七六
阿片費	二四、四三二
傳染病研究所	一八一、四六四
俸給及諸給	二七、一四〇
廳費	七、四四一
修繕費	二、四五一
死傷手當	一
賠償及訴訟費	二
旅費	九〇四
雜給及雜費	八、五一六
研究費	二六、一八九
調製及配送費	一〇六、八三〇
警視廳	二四〇、五三二
俸給及諸給	一三八、三三〇
廳費	一五、七八八
修繕費	三、四〇六
死傷手當	八六
賠償及訴訟費	四一
旅費	八、〇一八

科目	金額
雜給及雜費	五八、〇〇八円
褒賞費	一
機密費	九、〇〇〇
畜牛結核病豫防費	七、八五三
北海道廳	七九六、九二九
傭給及諸給	二五四、九七六
廳費	四三、〇八五
修繕費	六、〇九五
死傷手當	一八七
賠償及訴訟費	二、〇七五
旅費	七六、二九九
雜給及雜費	五四、二七三
褒賞費	二、五二七
徵兵費	一六、七三九
恩賜及救助費	三、四七五
滯納處分費	六、六〇六
函館消毒所及避病院保存費	六七七
機密費	三、六〇〇
北海道舊土人保護費	一〇、九一五
傳染病豫防費補助	七、二九八円
警察費連帶支辨金	七二、九八二
畜牛結核病豫防費	七、八〇八
地方感化院費補助	四、〇〇〇
森林費	二三四、三一三
府縣	九、〇九六、〇九八
傭給及諸給	二、八四一、三〇三
廳費	三八八、七五三
死傷手當	四六六
賠償及訴訟費	六、一二八
旅費	八一七、五五一
雜給及雜費	四二四、七九〇
褒賞費	二三、五三六
爆揮發物倉庫諸費	一六、二四七
徵兵費	五〇三、三九六
恩賜及救助費	二二四、二五七
傳染病豫防費補助	四九五、五六一
傭外國人諸給	七、二〇〇
警察費連帶支辨金	二、三三二、五八八
消毒所及避病院保存費	一三九円
營繕土木費	二四、五六四
機密費	一三〇、〇〇〇
囚人及刑事被告人押送費	四五六
港務費	一三八、三八六
海港檢疫費	四九、四七七
畜牛結核病豫防費	一二七、五三二
行政處分强制費	三
地方感化院費補助	一四五、〇〇〇
地方費補給	二〇三、七六五
皇城外郭地營繕費補給	二六、〇〇〇
沖繩縣地方費補給	二〇〇、〇〇〇
地方費	七〇、八〇五
小笠原島地方費	二七、五三八
伊豆七島地方警察費	一三、七三一
對馬地方・警察費	一六、四一六
大島地方警察費	一三、七六〇
機密費	三六〇
古社寺保存補助及補給費	一五〇、〇〇〇

科目	金額
古社寺保存補助及補給費	一五〇、〇〇〇
合計	二一、三一九、六二四
大藏省所管	
大藏本省	二七七、〇八九
傭給及諸給	一四〇、三五三
廳費	三三、五三五
修繕費	五、〇八五
死傷手當	二
賠償及訴訟費	一、四六〇
旅費	二六、八四二
雜給及雜費	六六、三九〇
萬國關稅表刊行同盟費	五七八
關稅訴願審查委員會費	二、八四四
預金利子及手數料	六、九八四、二四一
預金利子	六、九六三、四一三
利子拂手數料	二〇、八二八
恩賞諸祿	三一、七六八、三一六
賞勳年金	一〇、六八四、〇七五
文官恩給	二、五四九、二九一
軍人恩給	一七、九六〇、四九九
學校職員恩給	二五四、六〇二
沖繩縣諸祿	一三七、〇一一
外國人恩給	二六、三五〇
特別年金	三〇〇
巡査及看守恩給	一五六、一八八
內閣	二九五、四三八
傭給及諸給	一〇〇、二三六
廳費	三三、二九八
修繕費	二、七五八
死傷手當	一七
旅費	九〇〇
雜給及雜費	四〇、九七三
褒賞費	一八、二六六
機密費	一〇〇、〇〇〇
樞密院	一四四、八八七
傭給及諸給	一三六、四五六
廳費	二、八一三
修繕費	一、一一〇
旅費	四〇〇
雜給及雜費	四、一〇八
貴族院	六七六、四六三
議員諸費	六〇一、二三二
傭給及諸給	二八、二四五
廳費	一九、九八七
修繕費	二、七〇〇
旅費	一〇〇
雜給及雜費	二四、一七九
衆議院	八六七、五九三
議員諸費	七八三、〇一七
傭給及諸給	二九、六九一
廳費	二五、四四〇
修繕費	二、五〇〇
旅費	六〇
雜給及雜費	二六、八八五
會計檢查院	一九五、二五六
傭給及諸給	一五一、七三七
廳費	六、八八八
修繕費	一、〇七五
旅費	一九、五九一
雜給及雜費	一五、九六五

科目	金額
行政裁判所	六一、六八七円
俸給及諸給	五三、〇七六
廳費	二、二五九
修繕費	六六七
死傷手當	五
旅費	一、三〇七
雜給及雜費	四、三七三
馬政局	一、三二八、四八二
俸給及諸給	一〇六、七九〇
廳費	一三、三六〇
修繕費	一三、七五〇
死傷手當	二〇
賠償及訴訟費	六〇
旅費	四九、〇二八
雜給及雜費	一七、三六七
奬勵及補償費	一八四、四六〇
去勢練習費	三、四三〇
事業費	八四三、二〇七
統監府	一、二〇一、八八六

科目	金額
俸給及諸給	三五三、七八一円
廳費	八一、二三九
修繕費	一四、六〇〇
死傷手當	五
賠償及訴訟費	五
旅費	六九、三七七
雜給及雜費	二九、八四三
裁判及登記諸費	二、七九〇
監獄費	一五一、三六一
間島派出所費	七五、七一五
電信料	一八、七二〇
宴會費	一四、二〇〇
褒賞費	二五〇
機密費	二〇〇、〇〇〇
稅關	一、〇〇六、一二一
俸給及諸給	四六〇、八六〇
廳費	一五七、〇七九
修繕費	四五、五四二
死傷手當	八

科目	金額
賠償及訴訟費	三三二円
旅費	三三、八九一
雜給及雜費	二八八、六九二
從價稅品買上代	三、五一九
收容貨物及無請求品費	一三、四三一
犯則者處分費	一〇〇
機密費	二、六六七
內國稅徵收費	六、七六一、二九〇
俸給及諸給	二、四八〇、一八六
廳費	三八四、三六九
修繕費	一三、八八〇
賠償及訴訟費	六、二九一
旅費	一、〇九六、九〇九
雜給及雜費	八六三、七五九
所得稅調查費	一三七、八〇二
營業稅調查費	一三、〇〇〇
相續稅調查費	一、七八三
市町村交付金	一、五九八、〇四六
滯納及犯則者處分費	七五、一三九

印紙鑑札類諸費	九五、七二八
災害地免租處分費	五、三九九
釀造試驗費	五〇、八九二
事務費	一六、五四九
事業費	三四、三四三
文官試驗費	四、七七五
廳費	四四五
修繕費	二五
雜給及雜費	四、三〇五
文官懲戒諸費	九三二
廳費	四〇九
修繕費	七〇
雜給及雜費	四五三
橫濱港維持費	一六二、七四六
俸給及諸給	二、四一五
廳費	七八八
修繕費	四五〇
死傷手當	一五五
賠償及訴訟費	二
旅費	九六一

雜給及雜費	二、八〇八
港灣維持費	一五五、一六七
國資運用費	一、七〇六、四六四
國庫金取扱及金融事項調査監督費	一、四七五、三一六
支拂命令及保管金引出切符用紙製造費	一八、〇〇三
貯蓄債券取扱手數料	二一三、一四五
諸拂戾及缺損補塡金	三、〇二九、五五二
諸拂戾金	三、〇〇〇、〇〇〇
缺損補塡金	二九、五五二
輸出交付金	五〇、五六八
輸出交付金	五〇、五六八
國債整理基金繰入	一五三、一七九、七九二
國債整理基金繰入	一五三、一七九、七九二
軍艦水雷艇補充基金繰入	一〇、六八九、五八六
軍艦水雷艇補充基金繰入	一〇、六八九、五八六
國庫豫備金	三、〇〇〇、〇〇〇
第一豫備	一、〇〇〇、〇〇〇
第二豫備	二、〇〇〇、〇〇〇
合計	二三三、三四四、〇三六
陸軍省所管	

陸軍本省	三三二、八二七
俸給及諸給	一九五、四五九
廳費	四一、三五四
修繕費	三、六七五
旅費	一八、七九五
雜給及雜費	三六、〇三〇
諸手當	六、九〇〇
糧秣費	一七、二〇二
被服費	一六〇
馬匹費	一三、二七三
軍事費	七〇、一四四、八九七
俸給及諸給	一六、八〇二、七九八
廳費	一、二七九、二七一
修繕費	一、三二四、九七三
死傷手當	四、九一三
賠償及訴訟費	二、六二〇
旅費	二、七二二、六一九
雜給及雜費	一、四二九、〇七五
諸手當	一、〇〇七、二九〇
外國駐在員費	一二八、五六八

科目	金額
糧秣費	三、二四六、一四一円
被服費	八、二四二、三三〇
兵器彈藥費	五、九四〇、七三九
馬匹費	一、七五七、九一四
演習費	一、八六二、一七八
患者費	六〇八、九一〇
軍隊需品費	一、八八〇、八六九
一年志願兵及自費生諸費	七四五、七六八
擬兵費	六五、〇一五
罷役恤金	七〇
囚徒費	六六、八二五
兵要地圖費	六、五四五
供奉費	二、六七〇
輸送費	一、七二七、五〇八
機密費	三一九、三〇〇
憲兵費	一、八〇六、五六八
俸給及諸給	六九五、四四三
廳費	一五〇、一五二
修繕費	二三、五〇〇
死傷手當	一七五円
賠償及訴訟費	二九八
旅費	二〇〇、〇二六
雜給及雜費	一七一、九五三
諸手當	三七、九七五
糧秣費	三七三、六九二
被服費	五六、三七四
兵器彈藥費	二八、三一九
馬匹費	一六、一四五
囚徒費	五、〇〇〇
機密費	四八、五一六
靖國神社寄付金	七、五五〇
靖國神社寄付金	七、五五〇
合計	**七二、二九一、八四三**
海軍省所管	
海軍本省	一六四、七九七
俸給及諸給	一一七、九二〇
廳費	一五、九九〇
修繕費	三、五〇五
死傷手當	一〇円
賠償及訴訟費	二〇
旅費	七、三五三
雜給及雜費	一九、九九九
軍事費	三五、一五八、三七五
俸給及諸給	九、一九〇、九五五
廳費	四五一、五六六
修繕費	二五八、五二一
死傷手當	四、〇四四
賠償及訴訟費	八、五五七
旅費	六〇二、三二五
雜給及雜費	三五三、八九三
諸手當	四二三、七六五
衣糧費	六、七三七、四七一
造船造兵及修理費	九、八四二、三三七
演習費	二六五、五三一
患者費	二二二、七三五
軍港要港費	四〇三、二二六
艦營費	五、七一三、八九一

科目	金額
扶助金	三〇三、五二三
囚徒費	六、三一二
水路費	二六五、七〇三
傭外國人諸給	一四、〇四〇
機密費	八〇、〇〇〇
艦船經費繰替金	二〇、〇〇〇
合計	**三五、三三三、一七二**
司法省所管	
司法本省	一五九、五八三
俸給及諸給	八〇、三三六
廳費	二〇、八五五
修繕費	一、四三〇
死傷手當	七
賠償及訴訟費	五五
旅費	七、二四七
雜給及雜費	一八、五二三
判事檢事及辯護士試驗費	六、一五三
外國司法制度視察費	一四、九七七
免囚保護事業獎勵費	一〇、〇〇〇
裁判所	五、六六三、八八七
俸給及諸給	三、四七一、七〇八
廳費	五三四、四七三
修繕費	六七、八三三
死傷手當	二七
賠償及訴訟費	八四七
旅費	一一九、九二五
雜給及雜費	九四三、六六八
裁判及登記諸費	四六五、一〇六
機密費	六〇、三〇〇
監獄費	五、五三九、四〇五
俸給及諸給	三一九、九八四
廳費	一八九、八五九
修繕費	九一、二〇九
死傷手當	四〇五
賠償及訴訟費	六
旅費	四五、〇六三
雜給及雜費	二、三〇五、八五二
在監人費	二、五八七、〇二七
合計	**一一、三六二、八七五**
文部省所管	
文部本省	四九三、四九九
俸給及諸給	九四、四九八
廳費	一四、七六五
修繕費	三、一五〇
死傷手當	三
賠償及訴訟費	七
旅費	一四、四〇〇
雜給及雜費	二七、四七三
編書費	四五、一〇一
帝國學士院費	八、七一六
教員免許及檢定費	九、五九七
萬國理學文書目錄委員會加盟諸費	四、五三九
美術獎勵費	一〇、〇〇〇
學生費	二五六、七七五
萬國學術協會費	四、四七六
震災豫防調查會	二一、三八二
修繕費	一、一四〇
死傷手當	一
賠償及訴訟費	二
調查費	二〇、二三五

科目	金額
測地學委員會	八、四八六円
修繕費	一〇〇
死傷手當	一
賠償及訴訟費	二
調査費	八、三八三
中央氣象臺	六五、一四四
俸給及諸給	一八、六九七
廳費	三、七〇三
修繕費	二、〇八五
死傷手當	一
賠償及訴訟費	二
旅費	三、八九五
雜給及雜費	一七、七六一
緯度觀測所	七、五六二
俸給及諸給	四、二三〇
廳費	一、六六二
修繕費	三〇四
死傷手當	一
賠償及訴訟費	二
旅費	二九八円
雜給及雜費	一、〇六五
醫術及藥劑師試驗費	七七、八二三
俸給及諸給	一、九四四
廳費	三、八八七
修繕費	九五〇
死傷手當	一
賠償及訴訟費	二
旅費	一、六七七
雜給及雜費	三〇、〇二三
病院費	三九、三三九
大學及學校圖書館支出金	四、二三四、八五七
東京帝國大學	一、三〇〇、〇〇〇
京都帝國大學	一、〇〇〇、〇〇〇
學校及圖書館	一、九三四、八五七
府縣立師範學校長俸給及諸給	八七、一五一
府縣立師範學校長俸給及諸給	八七、一五一
普通教育費	一、〇〇〇、〇〇〇
小學校教育費補助	一、〇〇〇、〇〇〇
實業教育獎勵費	三六五、〇〇〇円
實業教育費補助	三二五、〇〇〇
實業教員養成費	一四、九九五
實業教員養成費支出金	二五、〇〇五
合計	六、三六〇、九〇四
農商務省所管	
農商務本省	四五一、三一五
俸給及諸給	二〇九、二〇六
廳費	三五、九二三
修繕費	三、五二六
死傷手當	七
賠償及訴訟費	二、四四七
旅費	四四、一三四
雜給及雜費	三九、三六三
萬國協約分擔金	一三、一五九
度量衡費	三〇、八三三
調査事業費	三二、五四三
商品陳列館諸費	二〇、八二三
種牡牛檢查費	一一、八六四

重要技術員養成費	七、五〇〇
特許局	一五五、八五二
俸給及諸給	八一、六九二
廳費	三九、三三六
修繕費	一、一三八
死傷手當	三
賠償及訴訟費	三〇
旅費	二、二二四
雜給及雜費	二九、八七八
萬國工業所有權保護同盟費分擔金	一、五六九
森林費	四、三九八、四四〇
俸給及諸給	六七〇、八一〇
廳費	一三〇、三一〇
修繕費	一一、九三八
死傷手當	三〇〇
賠償及訴訟費	一〇、五三〇
旅費	二〇五、一七七
雜給及雜費	八八、七九三
事業費	三、二八〇、六七二
鑛山監督署	三七六、二二三
俸給及諸給	一九九、三五〇
廳費	五八、九四四
修繕費	二、〇〇〇
死傷手當	一〇
賠償及訴訟費	六〇〇
旅費	八四、一〇三
雜給及雜費	三一、二一六
農事試驗場	一九〇、五四八
俸給及諸給	六七、四五一
事務費	三三、二六二
事業費	九三、六三五
傭外國人諸給	七、二〇〇
水產講習所	一三〇、四四八
俸給及諸給	二三、一八三
事務費	二八、二八七
事業費	七八、九七九
蠶業講習所	一四三、五七〇
俸給及諸給	三五、六四八
事務費	一七、八四四
事業費	九〇、〇七八
生絲檢查所	八一、三五〇
俸給及諸給	一九、三四三
事務費	一七、五七〇
事業費	四四、四三七
畜產改良費	二三六、七二二
俸給及諸給	八、七〇四
事務費	一九、五〇二
事業費	二〇八、五一五
工業試驗所	九二、七六九
俸給及諸給	三一、三八六
事務費	九、〇五五
事業費	五二、三二八
花莚檢查所	五五、六八〇
俸給及諸給	一三、七九〇
事務費	一五、一九九
事業費	二七、六九一
補助費	四四三、五〇〇
農會補助	一四八、五〇〇
產業試驗費講習費補助	一九五、〇〇〇
蠶病豫防費補助	一〇〇、〇〇〇

科目	金額
合計	六、七五六、四二五円
逓信省所管	
逓信本省	六二三、〇五九
俸給及諸給	二二八、二八四
廳費	一六四、八八三
修繕費	九、四二五
死傷手當	五二
賠償及訴訟費	五一
旅費	六八、六三二
雜給及雜費	一四三、一三二
傭外國人諸給	六、六〇〇
萬國航海會議補助費	二、〇〇〇
逓信費	二五、五〇一、一一三
俸給及諸給	二、八九八、九一八
修繕費	一〇三、四七一
死傷手當	四、八六四
賠償及訴訟費	六、〇三三
旅費	三六一、三八八
萬國郵便電信聯約費	五五、四〇五
逓信事業費	一九、二七四、〇八五円
諸拂戻金	二、七九六、九五九
航路標識費	三六四、七四五
俸給及諸給	一七一、七二九
修繕費	七〇八
死傷手當	三六六
賠償及訴訟費	五
旅費	九、三七〇
航路標識事業費	一八二、五六七
船舶海員費	一六六、〇八四
俸給及諸給	一〇六、一四四
廳費	一六、六一〇
修繕費	九二九
死傷手當	一〇
賠償及訴訟費	三
旅費	一四、七三三
雜給及雜費	二四、二四六
審判費	一、六九三
難破船費	七一六
商船學校	一九五、七七八円
俸給及諸給	四六、九八一
廳費	二七、七五三
修繕費	七九七
死傷手當	六
賠償及訴訟費	三
旅費	一、二七五
雜給及雜費	一七、六六四
學生費	三七、〇九六
海上練習費	六四、二〇三
合計	**二六、八三〇、七七八**
經常部合計	**四〇〇、三七七、八二四**
臨時部	
外務省所管	
營繕費	一五〇、〇〇〇
在外公館新築費	五〇、〇〇〇
在外公館修築費	一〇〇、〇〇〇
在外公館移轉費	二三、〇〇〇
在外公館移轉費	二三、〇〇〇

科目	金額
移民調査費	三〇、〇〇〇
移民調査費	三〇、〇〇〇
關東都督府經費補充金	二、九六四、〇〇〇
關東都督府經費補充金	二、九六四、〇〇〇
條約改正調査費	一〇、〇〇〇
條約改正調査費	一〇、〇〇〇
在外公館創立費	三五、〇〇〇
在外公館創立費	三五、〇〇〇
合計	**三、三二三、〇〇〇**
内務省所管	
補助費	一、三八八、〇〇〇
東京市水道費補助	一八二、〇〇〇
大阪築港費補助	四六八、〇〇〇
砂防工事費補助	二〇〇、〇〇〇
京都市水道費補助	四〇、〇〇〇
大阪市水道費補助	六〇、〇〇〇
名古屋市水道費補助	四〇、〇〇〇
新潟市水道費補助	二七、〇〇〇
門司市水道費補助	三〇、〇〇〇
堺市水道費補助	二八、〇〇〇
高崎市水道費補助	一七、〇〇〇
小樽區水道費補助	二〇、〇〇〇
名古屋市下水道費補助	四〇、〇〇〇
廣島市下水道費補助	三三、〇〇〇
三重縣國道改修費補助	二六、〇〇〇
青森市水道費補助	六〇、〇〇〇
福岡縣若松町水道費補助	五〇、〇〇〇
木曾川橋梁架設費補助	二八、〇〇〇
橫濱市水道費補助	一〇、〇〇〇
小倉市水道費補助	三〇、〇〇〇
甲府市水道費補助	一〇、〇〇〇
土木事業費	三、三〇五、一一一
河川改良費	三、二〇五、一一一
調査費	一〇〇、〇〇〇
營繕費	二五七、一〇一
警視廳廳舍建築費	七九、一九八
新營費	一三五、五六四
修繕費	五二、三三九
造神宮使廳	二〇八、一八五
俸給及諸給	一九、六二七
廳費	二、八四六
營繕費	二五〇
死傷手當	一
賠償及訴訟費	二
旅費	一三、〇七八
雜給及雜費	一一、〇〇八
式年御造營費	一六二、三七三
小笠原島殖産事業費	一四、五五七
森林經營費	五、二八八
水産經營費	九、二六九
北海道地方費補給	三六一、〇〇〇
北海道地方費補給	三六一、〇〇〇
北海道拓殖費	一、四七九、〇八七
殖民事業費	三二六、二二五
農事試驗場費	一四、六四三
小樽築港費	四〇七、九一〇
釧路築港費	二三九、一七五
道路橋梁排水費	三〇〇、〇〇〇
驛遞及渡船費	三七、二一七
道路橋梁修繕費	八五、一五九

科目	金額	科目	金額	科目	金額
河川港灣費	七八、七六八円	合計	一〇、二七三、八〇一円	馬政事業設備費	二五五、三一五円
北海道森林整理費	一七七、二五六	大藏省所管		馬政事業設備費	二五五、三一五
俸給及諸給	二四、一七八	補助費	六一七、〇二〇	關稅定率調查費	一四、九〇三
廳費	四、三八〇	株式會社農工銀行補助	五、〇〇〇	關稅定率調查費	一四、九〇三
死傷手當	一八	罹災救助基金補助	二四七、〇二〇	四分利付清國債券元利	二、〇三〇、一一九
旅費	八、七八七	在韓國居留民教育費補助	四〇、〇〇〇	四分利付清國債券元利	二、〇三〇、一一九
雜給及雜費	五、〇四二	朝鮮海水產組合補助	二五、〇〇〇	臨時國債整理費	七一、八四四
事業費	一三三、七〇〇	東洋拓殖株式會社補助	三〇〇、〇〇〇	俸給及諸給	一九、一六二
營繕費	一三、一五一	營繕費	三、七二七、三九四	事務費	五三、六八二
港灣改良費	四七八、七九七	橫濱稅關海面埋立及陸上設備費	八一六、〇〇〇	海外駐劄財務官費	七四、五三八
那覇港修築費	二七八、七九七	橫濱港水堤修築費	一〇三、七一五	海外駐劄財務官費	七四、五三八
敦賀港改良費	二〇〇、〇〇〇	神戶稅關海陸運輸聯絡設備費	一、〇三三、〇〇〇	臨時事件行賞諸費	七六六、〇二九
出版圖書整理費	三、七〇七	煙草製造專賣創業建設費	一、〇三三、二〇〇	臨時事件行賞諸費	七六六、〇二九
出版圖書整理費	三、七〇七	理事廳新營費	九七、〇三六	印刷局機械增設及工場其他增築費	一〇九、五二四
臺灣特別會計繰入金	二、一〇〇、〇〇〇	內閣所屬廳舍及倉庫移轉改築費	四六、七六二	機械增設費	八一、八〇一
公債募集金繰入	二、一〇〇、〇〇〇	統監官舍新營費	九九、〇九七	工場其他增築費	二七、七二三
樺太經費補充金	五〇〇、〇〇〇	新營費	四三五、九九六	造幣局擴張費	一四〇、〇三七
樺太經費補充金	五〇〇、〇〇〇	修繕費	六四、五八八	機械增設費	九六、三一九

科目	金額	科目	金額	科目	金額
工場其他增築及改築費	四三、七一八	修繕費	一三一、三六九	戰後整理費	四、九七七、六六三
韓國政府立替金	四、六五三、五四〇	測量費	三一六、一七三	戰後殘務整理費	六九二、〇四四
韓國政府立替金	四、六五三、五四〇	俸給及諸給	五四、一五六	戰史編纂及統計費	一三三、〇九三
議院及諸官衙建築調查費	四七、五〇〇	廳費	七六三	復舊費	三、二五三、九一九
議院及諸官衙建築調查費	四七、五〇〇	雜給及雜費	二、五〇〇	倉庫建築費	八九八、六〇七
人口靜態統計定期編纂諸費	四、六一八	諸手當	七三八	土地建造物利用費	一八〇、〇〇〇
人口靜態統計定期編纂諸費	四、六一八	測量事業費	二五八、〇一六	土地建造物利用費	一八〇、〇〇〇
韓國鐵道資本勘定資金繰入	四、四一三、六一八	拂下地圖製造費	六六、〇〇〇	清國駐屯部隊費	四九七、六三九
韓國鐵道資本勘定資金繰入	四、四一三、六一八	拂下地圖製造費	六六、〇〇〇	清國駐屯部隊費	四九七、六三九
國庫豫備金	三、六三〇、〇〇〇	營繕及初度調辨費	八、八六四、四二七	合計	一五、四四〇、三三五
韓國派遣部隊豫備費	三、六三〇、〇〇〇	土地買上代	三四〇、四六二	海軍省所管	
合計	二〇、五五五、九九八	建築費	七、〇八〇、〇五一	營繕費	七三〇、五三〇
陸軍省所管		兵器其他諸費	一、四四三、九一四	水路部改築費	一三四、〇四六
砲臺建築費	二〇、〇〇〇	匪徒鎮定費	三〇、〇〇〇	軍令部其他廳舍增築費	一〇二、四三五
東京灣砲臺建築費	二〇、〇〇〇	匪徒鎮定費	三〇、〇〇〇	吳射的場移築費	一三三、九四〇
營繕費	四五九、八二三	一時賜金	二、〇二五	石炭庫移築費	四二、六九五
步兵第二十五聯隊其他水道布設費	八八、四五四	一時賜金	二、〇二五	吳海軍監獄移築費	二五七、四一四
小倉衛戍地各部隊給水設備支出金	五〇、〇〇〇	特別大演習外賓接待費	二六、四七三	新營費	八〇、〇〇〇
新營費	二〇〇、〇〇〇	特別大演習外賓接待費	二六、四七三	造兵廠改築費	三八五、七二七

科目	金額
造兵廠改築費	三八五、七二七円
受託造修費	五五〇、七八四
受託造修費	五五〇、七八四
臨時海軍建築部費	一六、三七四
俸給及諸給	一〇、三三六
廳費	七三八
旅費	二、四〇一
雜給及雜費	二、八九九
拂下圖誌製造費	一五、〇〇〇
拂下圖誌製造費	一五、〇〇〇
軍艦製造及建築費	六、四三六、〇九七
造船費	一、九二二、四五四
造兵費	三、〇二六、五四八
建築費	一、四八八、〇九五
海軍工廠資金	一三三、〇三九
海軍工廠資金	一三三、〇三九
海軍採炭所設備費	一二四、三三〇
海軍採炭所設備費	一二四、三三〇
戰史編纂費	三六、七八三
戰史編纂費	三六、七八三円
艦艇補足費	七、八一八、一三二
造船費	三、一二四、四一八
造兵費	四、七〇三、七〇三
整備費	九、四六七、五八〇
造船造兵及修理費	七、四二九、七八〇
建築費	二、〇三七、八〇〇
補充艦艇費	一〇、六八九、五八六
造船費	六、四〇〇、四〇九
造兵費	四、二八九、一七七
在韓國海軍用地經營費	三一、三三三
在韓國海軍用地經營費	三一、三三三
艦艇火藥庫冷却裝置費	二六〇、〇〇〇
艦艇火藥庫冷却裝置費	二六〇、〇〇〇
舊軍艦松島解船引揚費	三〇、〇〇〇
舊軍艦松島解船引揚費	三〇、〇〇〇
合計	三六、七〇三、〇六三
司法省所管	
法律調査費	三一、四七二
法律調査費	三一、四七二円
營繕費	六三二、〇四四
甲府監獄建築費	三〇、〇〇〇
秋田監獄建築費	四九、一〇〇
福岡監獄建築費	四七、九〇〇
安濃津監獄建築費	四二、七〇〇
市谷監獄建築費	二〇八、三四四
新營費	二〇一、七一〇
修繕費	五二、二九〇
合計	六六三、五一六
文部省所管	
營繕費	二三七、〇四七
東京高等師範學校附屬學校及寄宿舍其他新營費	三二、八九七
東京美術學校校舍改築費	三〇、三一五
東京盲學校新營費	四三、七九五
新營費	一〇〇、〇〇〇
修繕費	三〇、〇〇〇
設備費	一、九七〇
醫術開業試驗附屬病院設備費	九七〇

科目	金額
仙臺高等工業學校設備費	五〇〇
東京美術學校設備費	五〇〇
工科大學創立費	七三、九〇〇
新營費	六、三〇〇
設備費	六七、六〇〇
東北帝國大學創立費	九九、九五〇
新營費	三四、四五〇
設備費	六五、五〇〇
第二女子高等師範學校創立費	三七、三六〇
新營費	三二、六九〇
設備費	四、六七〇
第二高等農林學校創立費	五六、六九七
新營費	四二、五九八
設備費	一四、〇九九
蠶絲專門學校創立費	一〇〇、〇〇〇
新營費	五四、〇〇〇
設備費	四六、〇〇〇
第五高等商業學校創立費	四二、〇〇〇
新營費	三七、〇〇〇
設備費	五、〇〇〇
第八高等學校創立費	二、五〇〇
新營費	一、五〇〇
設備費	二〇、〇〇〇
第六醫學專門學校創立費	九〇、〇〇〇
新營費	七〇、〇〇〇
設備費	二〇、〇〇〇
仙臺工學專門學校創立費	五三、七九二
新營費	二八、七〇〇
設備費	二五、〇九二
第七高等工業學校創立費	三五、三五五
新營費	三五、三五五
鑛山專門學校創立費	七〇、〇〇〇
新營費	七〇、〇〇〇
學校臨時支出金	一〇、〇〇〇
學校臨時支出金	一〇、〇〇〇
臨時調査費	一〇、〇〇〇
國語調査費	一〇、〇〇〇
臨時教員養成所費	八、五〇〇
臨時教員養成所費	八、五〇〇
委託學生費	一四、四〇〇
清國委託學生費	一四、四〇〇
普通教育奬勵費	一五〇、〇〇〇
普通教育奬勵費	一五〇、〇〇〇
合計	一、一一三、四七一
農商務省所管	
外國貿易擴張費	九九、〇〇〇
實業練習生補助費	五七、三一八
商品陳列費	八四二
實業調査費	四〇、八四〇
製鐵所創立費	二四三、二七八
事務費	一三、六九八
製鐵原料鑛山費	二三〇、五八〇
營繕費	三〇三、一一一
新營費	二八九、一四六
修繕費	一三、九六五
國有林野經營費	二、六四七、一二七
俸給及諸給	三九四、〇五四
事業費	二、二五二、〇七三
營繕費	一、〇〇〇
製鐵所据置運轉資本補塡	一、五八〇、八五六

新規繼續費表

科目	金額
製鐵所据置運轉資本補塡	一、五八〇、八五六円
漁業免許處分費	二四、五六五
漁業免許處分費	二四、五六五
足尾國有林復舊費	七七、〇八〇
足尾國有林復舊費	七七、〇八〇
產業獎勵費	一、〇三六、二九七
遠洋漁業獎勵費	一五〇、〇〇〇
農事改良獎勵費	七〇三、〇六〇
糖業改良費	六五、二八〇
工業獎勵費	三八、〇〇〇
植樹獎勵費	七九、九五七
日本大博覽會費	五九、七七二
日本大博覽會費	五九、七七二
鑛毒調査費	四〇、〇〇〇
鑛毒調査費	四〇、〇〇〇
シアトル市博覽會費	二〇、〇〇〇
事務費	二〇、〇〇〇
合計	六、一三一、〇八六円
遞信省所管	
補助費	三、八二四、五四四
海員養成補助	五、〇〇〇
水難救濟補助	二〇、〇〇〇
航路擴張費	七、五二四、二四九
航海獎勵費	四、〇一二、四二五
造船獎勵費	一、二五二、八七〇
電信電話營繕費	五二五、〇〇〇
電信電話營繕費	五二五、〇〇〇
航路標識營繕費	一二八、六九〇
通航信號所新設費	四六、六九〇
犬吠崎燈臺霧笛號新設費	一七、〇〇〇
航路標識設置費	四一、〇三五
新營費	二、〇八〇
航路標識修繕費	八、四六五
修繕費	三、四二〇
營繕費	六九六、二五〇円
本省廳舍新營費	三一六、二五〇
札幌郵便局新營費	三六〇、〇〇〇
函館郵便局新營費	二〇、〇〇〇
新營費	二二三、九五五
修繕費	七六、〇四五
電話交換擴張費	四、二〇〇、〇〇〇
電話交換擴張費	四、二〇〇、〇〇〇
鐵道國有準備費	一七、六五一
鐵道國有準備費	一七、六五一
買收鐵道會社清算費	一九八、〇〇〇
買收鐵道會社清算費	一九八、〇〇〇
本省假廳舍敷地借料	五、四〇〇
本省假廳舍敷地借料	五、四〇〇
合計	一八、五七五、五三五
臨時部合計	一二三、六六八、六九三
歲出總計	三二三、九四六、三〇七

事項	總額	明治四十二年度	同四十三年度	同四十四年度	同四十五年度	同四十六年度	自同四十七年度至同五十三年度
釧路築港費	四、七五九、五四一円	二三九、一七五円	二六六、六九七円	二六一、五九四円	四一八、四二六円	四一二、四二八円	三、一六二、二二一円
敦賀改良費	八〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	〇	〇
小倉衛戍地各部隊給水設備支出金	二〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	〇	〇
市谷監獄建築費	六三七、七二〇	二〇八、三四四	一五八、三四四	九八、三四四	一〇八、三四四	六四、三四四	〇
合計	六、三九七、二六一	六九七、五一九	六七五、〇四一	六〇九、九三八	七七六、七七〇	四七五、七七二	三、一六二、二二一

第二款　追加豫算

明治四十二年度總豫算に對する追加豫算案は第二十五回帝國議會に於て二件、第二十六回帝國議會に於て四件提出せられたり。今其の内容及之が審議の經過を説明すれば左の如し。

第一　第二十五回帝國議會提出追加豫算

(一)本議會提出の第一號追加豫算案に計上する所の金額は、歳入歳出各百七萬八千二百四十二圓にして、其の追加を要する所以は歳入に在りては利根川第三期改修工費地方分擔納付金及前年度繰入金を豫算し、歳出に在りては利根川第三期改修工事費・内閣機密費・皇太子殿下御渡韓記念章調製諸費及日英博覽會費等を豫算せしに依る。右豫算案は明治四十二年三月二日衆議院に提出せられしが衆議院に於ては同月九日右豫算中歳入臨時部第十三款前年度繰入金を第十二款と修正(總豫算の修正に伴ふ修正)せし外は、總て原案の如く可決し、貴族院に於ては衆議院送付に係る右豫算案を審議の結果、同月十七日内閣機密費五萬圓を削除したる外は、衆議院議決の通可決すべきものと決定したり。三

月二十三日衆議院に於ては貴族院より回付に係る右豫算案に就き審議の結果、異議なく貴族院の修正に同意することに決定せしを以て、本追加豫算は裁可を經て三月二十九日公布せられたり。

（二）本議會提出の第二號追加豫算案に計上する所の金額は歳入歳出各四百九十四萬六千三百六十二圓にして、其の追加を要する所以は歳入に在りては特許法・意匠法・商標法・度量衡法及登錄稅法等の改正に伴ふ印紙收入の增加・製材事業收入及前年度繰入金を豫算し、歳出に在りては度量衡檢定に關する經費・輸入原料砂糖戻稅法の改正竝輸出菓子糖果原料砂糖戻稅法の施行に伴ふ諸拂戻金の增加・特許法・意匠法及商標法等の改正に伴ふ經費の增加・製材所經營費・火災復舊費・電信及電話線移築費等を豫算したるに依る。右追加豫算案は明治四十二年三月十五日衆議院に提出せられしが、衆議院は同月二十日、貴族院は同月二十四日何れも異議なく原案の通可決確定せしを以て、裁可を經て四月十三日公布せられたり。

以上第二十五回帝國議會の協贊を經たる追加豫算二件を一括表揭すれば左の如し。

明治四十二年度歳入歳出總豫算追加表（一）

科目	金額
歳入	
經常部	
印紙收入	八四、四六一円
印紙收入	八四、四六一
官業及官有財産收入	三七、八二一
森林收入	三七、八二一円
經常部合計	一二二、二八二
臨時部	
地方分擔納付金	二〇〇、〇〇〇
地方分擔納付金	二〇〇、〇〇〇
前年度繰入金	五、四六二、三三三円
前年度繰入金	五、四六二、三三三
臨時部合計	五、六六二、三三三
歳入總計	五、七八四、六一五
歳出	

科目	金額
經常部	
內務省所管	
北海道廳	一、九六九
俸給及諸給	七九二
廳費	二〇九
旅費	六二〇
雜給及雜費	三四八
府縣	六八、四九二
俸給及諸給	二五、五六〇
廳費	八、一八八
旅費	二七、三四〇
雜給及雜費	七、四〇四
合計	七〇、四六一
大藏省所管	
稅關	八、一四四
俸給及諸給	一、九四四
廳費	一、六二〇
旅費	七八
雜給及雜費	四、五二三
諸拂戻及缺損補塡金	四、〇四〇、〇〇〇
諸拂戻金	四、〇四〇、〇〇〇
合計	四、〇四八、一四四
農商務省所管	
農商務本省	八、九七一
俸給及諸給	四、三八六
廳費	六三〇
度量衡費	三、九五五
特許局	二〇、八七〇
俸給及諸給	四、七三九
廳費	一一、〇一五
旅費	九八〇
雜給及雜費	四、一三六
森林費	二七四、二五六
俸給及諸給	七、七五六
旅費	五〇〇
事業費	二六六、〇〇〇
合計	三〇四、〇九七
經常部合計	四、四二三、七〇二
臨時部	
內務省所管	
土木事業費	二〇〇、〇〇〇
河川改良費	二〇〇、〇〇〇
災害費	一〇一、五三〇
北海道廳燒失品調辨費	一〇一、五三〇
合計	三〇一、五三〇
大藏省所管	
營繕費	八八、六五八
新營費	八七、七八三
修繕費	八七五
記念章調製諸費	三、七一六
記念章調製諸費	三、七一六
合計	九二、三七四
陸軍省所管	
營繕費	一四九、一七三
新營費	一四九、一七三
海軍省所管	
營繕費	二三、七八〇
新營費	二三、七八〇
文部省所管	
臨時外國行諸費	一、八五六

科目	金額	科目	金額
伊太利地震調査派遣費	一、八五六円	臨時外國行諸費	五、四七六円
農商務省所管		萬國農事協會會議參列費	五、四七六
營繕費	三五、〇〇〇	計	三一、二三五
新營費	三五、〇〇〇	遞信省所管	一、三五一、二〇三
日英博覽會費	八三、六三〇	電信電話營繕費	五、九三〇、二〇三
日英博覽會費	八三、六三〇	電信電話營繕費	五、九三〇、二〇三

新規繼續費表

事項	總額	明治四十二年度	同四十三年度	同四十四年度	同四十五年度	同四十六年度	自同四十七年度至同五十六年度
河川改良費	八、三五四、七三〇円	二〇〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円	三〇〇、〇〇〇円	三〇〇、〇〇〇円	七、二五四、七三〇円
日英博覽會費	一、二〇〇、〇〇〇	八三、六三〇	九二、二〇三	五、三八	0	0	0
合計	一〇、三五四、七三〇	一、〇三三、六三〇	一、一二、二〇三	一三五、三八	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	七、二五四、七三〇

第二　第二十六回帝國議會提出追加豫算

（一）本議會提出の第一號追加豫算案に計上する所の金額は歳入歳出各百四十四萬四千九百三十八圓にして、其の追加を要する所以は、歳入に在りては鴨綠江採木公司配當金及前年度繰入金を豫算したるに依る。歳出に在りては警察費連帶支辨金、統監府司法廳裁判所及監獄費、遞信費の增加、佐賀縣災害土木費補助、軍艦常盤復舊修理費、日英博覽會費の追加及生産調査會費等を豫算したるに依る。右追加豫算案は明治四十三年一月二十八日衆議院に提出せられしが、衆議院豫算委員會に於ては審議の結果、歳出臨時部農商務省所管生産調査會費一萬千圓を削除し、其の他は總て原案の通可決すべきものと決定し、二月十二日本會議に於て採決の結果異議なく委員會決定の通可決すべきものと決定會に於ては衆議院送付の豫算案に就き審議の結果、衆議院議決の通可決すべきものと決定し、二月二十一日本會議に於て採決の結果異議なく委員會決定の通可決確定せしを以て、本追加豫算は裁可を經て二月二十三日公布せられたり。

（二）本議會提出の第二號追加豫算案に計上する所の金額は歳入歳出各五萬七千二百三圓にして、其の追加を要する所以はアルゼンチン共和國祭參列及日英博覽會參會の爲め帝國軍艦派遣費を、前年度繰入金を財源として豫算したるに依る。右は明治四十三年二月二十四日衆議院に提出せられしが、衆議院は三月一日、貴族院は同月七日は何れも異議なく原案の通之を可決せしを以て、本追加豫算は裁可を經て同月八日公布せられたり。

（三）本議會提出の第三號追加豫算案に計上する所の金額は歳入歳出各一萬二千六百圓にして、其の追加を要する所以は、貴衆兩院に於て議案其の他の增加に伴ひ議案類印刷費の豫算に不足を生じたるに依り、前年度繰入金を財源として之を豫算したるに依る。右豫算案は明治四十三年三月十五日衆議院に提出せられしが、衆議院は同月十八日、貴族院は同月二十二日何れも異議なく之を可決せしを以て、裁可を經て同月二十五日公布せられたり。

（四）本議會提出の第四號追加豫算案に計上する所の金額は歳入歳出各五萬五千百圓にして、其の追加を要する所以は、明治四十三年三月中東京府及神奈川外三縣下に於て牛疫發生し、病毒蔓延の虞あるを以て、之が豫防費を前年度繰入金を財源として豫算したるに依る。本追加豫算案は明治四十三

年三月十七日衆議院に提出せられしが、衆議院は同月十九日、貴族院は同月二十二日何れも異議なく之を可決せしを以て、裁可を經て同二十五日公布せられたり。

以上第二十六回帝國議會の協贊を經たる一般會計追加豫算四件を一括表掲すれば左の如し。

明治四十二年度歳入歳出總豫算追加表(二)

科目	金額
歳入	
經常部	
官業及官有財産收入	一〇〇、〇〇〇円
配當金收入	一〇〇、〇〇〇
臨時部	
前年度繰入金	一、四五八、八六八
前年度繰入金	一、四五八、八六八
歳入總計	一、五五八、八六八
歳出	
經常部	
內務省所管	
府縣	二八、六二六
警察費連帶支辨金	二八、六二六
大藏省所管	
預金利子及手數料	三、八〇一円
利子拂手數料	三、八〇一
貴族院	二、六〇〇
廳費	二、六〇〇
衆議院	一三、二五〇
廳費	一〇、〇〇〇
雜給及雜費	三、二五〇
統監府司法廳裁判所及監獄費	四七七、九六七
俸給及諸給	二一三、九一四
廳費	三〇、七三三
修繕費	四、三三三
死傷手當	三
賠償及訴訟費	六
旅費	一三、〇二九
雜給及雜費	一三六、七七七円
裁判及登記諸費	二、三六四
在監人費	三七、六八五
司法警察費	四五、八三三
機密費	三、三〇〇
合計	四九七、六一八
遞信省所管	
遞信費	四四三、二四一
通信事業費	一四八、九〇二
諸拂戻金	二九四、三三九
經常部合計	一、一五九、四八五
臨時部	
外務省所管	
臨時外國行諸費	二、九一三
海戰法規會議參列費	二、九一三
內務省所管	
災害費	六二、三八三
佐賀縣災害土木費補助	五六、〇〇〇
福岡縣港務部風水害復舊費	六、三八三
大藏省所管	
家祿賞典祿處分調査費	二、三九八
俸給及諸給	一、〇六〇
事務費	一、三三八
祿高整理公債端金	三五九
祿高整理公債端金	三五九
合計	二、七五七
海軍省所管	
軍艦常盤復舊修理費	八〇、〇〇〇
軍艦常盤復舊修理費	八〇、〇〇〇
外國派遣軍艦費	五七、二三〇
外國派遣軍艦費	五七、二三〇
合計	一三七、二三〇
農商務省所管	
産業奬勵費	九、〇〇〇
糖業改良費	九、〇〇〇
日英博覧會費	一三〇、〇〇〇
日英博覧會費	一三〇、〇〇〇
獸疫費	五五、一〇〇
獸疫費	五五、一〇〇
合計	一九四、一〇〇
臨時部合計	三九九、三八三
歳出總計	一、五五八、八六八

新規繼續費

事項	總額	明治四十二年度	同 四十三年度
日英博覧會費	二八〇、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円

今明治四十二年度歳入歳出總豫算の總額を示せば左の如し。

明治四十二年度歳入歳出總豫算總計表

區分	本豫算額	第二十五議會追加豫算額	第二十六議會追加豫算額	總計
歳入 經常部	四七〇、〇四一、八五四円	三一二、二八二円	一〇〇、〇〇〇円	四七〇、四五四、一三六円

區分	本豫算額	第二十五議會追加豫算額	第二十六議會追加豫算額	總計
經常部	四二、九一二、八二五円	五、六六二、三二二円	一、四五八、八六八円	五〇、〇三四、〇一五円
臨時部	五一二、九五四、六七九	五、九七四、六〇四	一、五五八、八六八	五二〇、四八八、一五一
合計	四〇〇、二七七、八一四	四、四二二、七〇二	一、一五九、四八五	四〇五、八六〇、〇〇一
經常部	一一二、六六八、六九三	一、五五一、九〇二	三九九、三八三	一一四、六一九、九七八
臨時部	五一二、九四六、五〇七	五、九七四、六〇四	一、五五八、八六八	五二〇、四七九、九七九
合計				

第三款　豫備金及豫備金外支出

明治四十二年度第一豫備金の豫算額は百萬圓にして、明治四十二年勅令第百三十八號に據り豫算全額を各費途に補充せり。今其の支出の重要なる事項を擧ぐれば外務本省及在外公館電信料・退官賜金・死亡賜金・死傷手當・褒賞及救助費・徴兵檢丁及新兵旅費・海港檢疫費・稅關臨時勤勞手當賠償及訴訟費・國有林被害諸費及遞信事業用證票類製造費等なり。

明治四十二年度第二豫備金の豫算額は二百萬圓にして、豫算外に生じたる必要の費途に豫算全額を支出せり。今其の支出の重要なる事項を擧ぐれば間島總領事館及分館設置費・傳染病豫防費・衆議院議員補缺選擧取締費・統監府臨時機密費・統監府司法及監獄費・米國派遣軍艦費・萬國各會議參列費・獸疫費・害蟲驅除豫防費・日淸電信協約施行費・火災復舊費及風水害復舊費等なり。

明治四十二年度韓國派遣部隊豫備費の豫算額は三百六十三萬圓にして、之を韓國派遣部隊に關する各費途に充用したる金額は三百六十萬六千百三十圓なり。

明治四十二年度一般會計に於て豫備金以外に國庫剩餘金を以て豫算超過及豫算外支出を爲したる金額は百九十九萬三千五百七十六圓三十九錢なり。今其の支出の重要なる事項を擧ぐれば北海道及宮城外三縣災害土木費補助・風水害復舊費・傳染病豫防費・統監府司法及監獄費・國葬費・禁野彈藥庫災害復舊費・蠶害復舊費・在監人諸費・火災復舊費及諸拂戻金等なり。

右明治四十二年度豫備金及豫備金外支出の件に關しては、政府は明治四十四年二月十七日第二十七回帝國議會の事後承認を求むる爲め、之が總計算書を衆議院に提出したり。衆議院に於ては之を特別委員に付託して審査を遂げしめしが、委員會に於ては豫備金外支出に關しては憲法・會計法の精神に違反するを以て之に承認を與ふべからずと爲す意見ありしも、結局政府に對し今後成るべく憲法・法律の精神に一致せしむべく相當の手段を採るべきことを警告したる上、全部承諾を與ふることに決し、三月九日本會議に於ても採決の結果委員會決定の通、豫備金及豫備金外支出に對し全部承諾を與ふることに決したり。貴族院は衆議院より送付の總計算書を特別委員に付託して審査を遂げしめたる結果、三月十八日異議なく全部承諾を與ふることに決定したり。

第四款　決　算

明治四十二年度の歳入歳出總決算に計上する所の經常部歳入額は四億八千三百二十四萬二千百六十九圓十一錢二厘、臨時部歳入額は一億九千四百三十萬四千百九圓三十錢七厘、歳入合計六億七千七百五十四萬六千二百七十八圓四十一錢九厘にして、之に對する經常部歳出額は三億九千四百十九萬三千百三十六圓八十四錢、臨時部歳出額は一億三千八百七十萬四百九十八圓四十七錢四厘、歳出合

計五億三千二百八十九萬三千六百三十五圓三十一錢四厘なり。故に歳入歳出差引一億四千四百六十五萬二千六百四十三圓十錢五厘の剩餘を生ぜり。該剩餘金は會計法第二十條に依り之を明治四十三年度の歳入に繰入せり。今右歳入歳出總決算を豫算に比較して其大要を說明すれば左の如し。

第一　歳　入

明治四十二年度歳入の決算額六億七千七百五十四萬六千二百七十八圓四十一錢九厘を以て其の豫算額五億二千四十八萬八千百五十一圓に對比すれば、一億五千七百五萬八千百二十七圓四十一錢九厘を增加せり。今之を經常・臨時に區分すれば、經常部歳入の決算額は四億八千三百二十四萬二千百六十九圓十一錢二厘にして、之を其の豫算額四億七千百七十八萬八千三十三圓十一錢二厘を增加し、臨時部歳入の決算額は一億九千四百三十萬四千百九圓三十錢七厘にして、之を其の豫算額五千三萬四千十五圓に對比すれば一億四千四百二十七萬九十四圓三十錢七厘を增加せり。今歳入の增減を生じたる重要の事項を擧ぐれば左の如し。

（一）　經常部

租稅は酒類・造石高の多かりし等の爲め酒稅の收入增加せしと、所得額の多かりしが爲め所得稅の收入增加せしと、營業稅課稅標準額の多かりしが爲め營業稅の收入增加せしと、相續稅課稅價額の多かりしが爲め相續稅の收入增加せしと、其の他取引所稅・醬油稅・通行稅・石油消費稅・地租等の收入增加せしとに依り、千八百八十五萬八千五十八圓六十九錢一厘を增加せりと雖も、砂糖課稅數量の少かりし等の爲め砂糖消費稅の收入減少せしと、其の他織物消費稅・兌換銀行券發行稅等の收入減少せしとに依り、千五百九十八萬五千百十五圓二十七錢七厘を減少せしを以て、差引二百八十七萬二千七百四十三圓四十一錢四厘を增加せり。

印紙收入は收入印紙賣下代の收入多かりし等に依り七百九十六萬六千二百七圓十二錢八厘を增加せり。

官業及官有財產收入は煙草の收納及製造竝煙草及鹽の回送保管に係る諸費の支出少かりし等の爲め專賣局益金の增加せしと、其の他囚徒工錢及製作收入等の增加せしとに依り、四百五十五萬二千百九十一圓三十二錢六厘を增加せりと雖も、郵便切手賣下代及海外電報料の收入少かりし等の爲め郵便電信收入の減少せしと、其の他森林收入・韓國鐵道益金・海軍工廠資金材料物品賣拂益金等の減少せしとに依り、二百七十六萬三千四百七十一圓八十六錢を減少せしを以て、差引百七十八萬八千七百十九圓四十六錢六厘を增加せり。

雜收入は懲罰及沒收金・雜入等の增加せしに依り四十五萬四千三百十二圓三十六錢五厘を增加せりと雖も、稅關雜收入・一年志願兵及幼年學校自費生納金の減少せしに依り、三十七萬六千二百八十三圓六十八錢五厘を減少せしを以て、差引七萬八千二十八圓六十八錢を增加せり。

預金利子繰入は普通預金及郵便貯金利子の支出多かりし等に依り五十八萬八千九百四十六圓二十八錢五厘を增加せり。

臺灣事業公債及借入金償却繰入は借入金利子の仕拂少かりし等に依り五十萬六千八百十一圓八十六錢一厘を減少せり。

（二）　臨時部

官有物拂下代は不用地所の賣拂少かりしが爲め地所拂下代の收入減少せしと、鑛山拂下代の收入

減少せしとに依り、百四萬二千百七十四圓二十四錢四厘を減少せりと雖も、物品拂下代等の收入增加せしに依り六十四萬千百五十三圓八十七錢九厘を增加せしを以て、差引四十萬千二十圓三十六錢五厘を減少せり。

雜收入は國庫金預入等に係る利子の收入及臨時軍事費所屬に係る諸種の收入ありしと、雜入等の增加せしとに依り三百五十三萬三千九百八十二圓三十九錢を增加せりと雖も、海軍受託造修收入等の減少せしに依り五十三萬二千百八十六圓十九錢七厘を減少せしを以て、差引三百萬千七百九十六圓十九錢三厘を增加せり。

地方分擔納付金は既往年度に屬する分擔金の納付ありし等に依り三萬五百二十三圓九十八錢を增加せり。

公債募集金は臺灣事業公債法に依る事業費の繰替借入を要すること多かりしに依り四十八萬二百四十圓を增加せり。

森林資金繰入は國有林野經營費の財源に充用すべき資金の繰入を要すること少かりしに依り、三十六萬八千三百二圓二十八錢一厘を減少せり。

陸軍營繕費補充資金繰入は修繕費及土地建物利用費の財源に充用すべき資金の繰入を要すること少かりしに依り、十二萬三千百二十五圓二十六錢を減少せり。

前年度繰入金は歳計剩餘金の繰入多かりしに依り、一億四千八十九萬九千九百八十二圓四錢を增加せり。

一時借入金は臺灣事業費の借入を要するものありしに依り七十五萬圓を皆增せり。

第二　歳　出

明治四十二年度歳出の決算額五億三千二百八十九萬三千六百三十五圓三十一錢四厘を以て其の豫算額五億二千四十七萬九千九百七十九圓に對比すれば、千二百四十一萬三千六百五十六圓三十一錢四厘を增加せり。今之を經常・臨時に區分すれば、經常部歳出の決算額は三億九千四百十九萬三千百三十六圓八十四錢にして、之を其の豫算額四億五百八十六萬六千八百六十四圓十六錢を減少し、臨時部歳出の決算額は一億三千八百七十萬四百九十八圓四十七錢四厘にして、之を其の豫算額一億千四百六十一萬九千九百七十八圓に對比すれば二千四百八萬五百二十圓四十七錢四厘を增加せり。

明治四十二年度歳出豫算額は五億二千四十七萬九千九百七十九圓なるも、豫算決定後に於て會計法第二十一條・第二十二條・明治三十八年法律第四十四號及明治三十九年法律第五十二號に依り、前年度の豫算殘額を本年度に繰越したるが爲め一億五千五十二萬四百九十五圓八十二錢六厘、國庫豫備金外に臨時支出を爲したるものありしが爲め三百二十六萬八百七十九圓三十九錢、合計一億五千三百七十八萬千三百七十五圓二十一錢六厘を增加せり。依て右歳出豫算額及豫算決定後增加額を合計すれば六億七千四百二十六萬千三百五十四圓二十一錢六厘にして、同年度支出濟額は五億三千二百八十九萬三千六百三十五圓三十一錢四厘、同年度に於て支出を終らずして翌年度に繰越したる金額は一億二千二百十九萬三千三百三十一圓三十錢四厘なる以て、差引千九百十七萬四千三百八十七圓五十九錢八厘の不用減少額を生ぜり。今翌年度繰越及不用減少に係る重要の事項を擧ぐれば左の如し。

（一）翌年度繰越

營繕土木の工事・林野の經營・韓國鐵道建設改良資金の繰入・艦船及兵器の製造修理・陸海軍の演習・其の他航海の補助等にして、海外註文品の遲達・天候の不良・其の他避くべからざる事故に依り年度内經費の支出を終らざりしが爲め、會計法第二十一條に依り翌年度に繰越したる金額は千九十四萬四千八十八圓五錢三厘なり。

砲臺の建築・軍艦及兵器の製造・河川の修築・電話の擴張・其の他營繕工事等の繼續事業にして、前年度に於て財政上の都合に依り事業繰延を爲したるものありしと、海外註文品の遲達・天候の不良・其の他の事故に依り豫定の如く事業進行せざるものありしとの爲め、會計法第二十二條に依り翌年度に繰越したる金額は五千三百二十五萬千七百四十三圓九十九錢なり。

臨時軍事費支辨に係る兵器及被服の製造・兵營及廳舍の建築・其の他沈沒船の引揚工事等の經費にして年度内支出を終らざりしが爲め、明治三十九年法律第五十二號に依り翌年度に繰越したる金額は五千七百九十九萬七千四百九十九圓三十五錢一厘なり。

（二）豫算不用

徴兵費竝恩賜及救助費の支出少かりし等の爲め北海道廳及府縣の經費に於て不用に歸したる金額は四十五萬七十四圓三十九錢八厘、明治四十三年度以降北海道拓殖事業に關し別途の豫算計畫を立てたる結果、同道に於ける道路橋梁排水に要する經費にして既往年度より繰越に係るものは、之が支出を要せざるに至りし等の爲め、北海道拓殖費に於て不用に歸したる金額は百十五萬五千八十八圓八十錢四厘、預金利子及手數料に於て不用に歸したる金額は六十八萬四百二十五圓九十七錢五厘、臨時事件の行賞に關する經費の支出少かりしが爲め臨時事件行賞諸費及韓國事件行賞諸費に於て不用に歸したる金額は百五十萬六千三百六十五圓六十二錢、糧秣費及航海年俸の支出少かりし等の爲め陸海軍軍事費及憲兵費に於て不用に歸したる金額は四百六十三萬八千七百四十五圓九十三錢一厘、依託に係る造修工事の少かりし爲め海軍受託造修費に於て不用に歸したる金額は四十八萬八千二百六十八圓五十一錢、森林及原野の經營に關する事業費の支出少かりし等の爲め森林費・國有林野經營費及北海道森林整理費に於て不用に歸したる金額は五十一萬八千八百三圓八十九錢一厘、年金又は恩給受領者の内權利の消滅し又は支給を停止せられたるものありしと、新に年金又は恩給を受領したる者少かりし等との爲め恩賞諸祿に於て不用に歸したる金額は四百萬六千七百五十二圓三十七錢三厘、罹災救助基金の補助を要すること少かりしと、航路擴張費・航海奬勵費及造船奬勵費に於て補助金の支出を要すること少かりし等との爲め各種の補助費に於て不用に歸したる金額は百八十六萬二千二百二十九圓四十六錢、以上の外經費の節約等に依り諸般の經費に於て不用に歸したる金額は三百八十六萬七千六百三十二圓六十三錢六厘なり。

明治四十二年度に於ける大藏省證券發行最高額は四千五百七十萬圓にして、其の豫定最高額八千萬圓に對比すれば三千四百三十萬圓を減少せり。

今明治四十二年度決算額を其の豫算額と對照すれば左の如し（圓位以下切捨）。

明治四十二年度決算額豫算額對照表

科目	決算額	豫算額	比較増減(△)
歳入			
經常部			
租税	三二三、四〇七、〇七五円	三二〇、五三四、一三二円	二、八七二、九四三円
地租	八五、六九三、九五四	八五、四八八、三九七	二〇五、五五七
所得税	三一、八〇〇、四三一	二九、七二九、八五八	三、〇七〇、五七三
營業税	二五、一一二、三三〇	二三、〇三七、七九〇	二、〇七四、五四〇
酒税	九一、四八〇、一〇〇	八一、五二八、八一九	九、九五一、二八一
醬油税	四、七三一、七九九	四、一四八、四三六	五八三、三六三
砂糖消費税	一三、二七〇、一八八	一七、二〇八、九一六	△三、九三八、七二八
織物消費税	一八、七七八、三二四	一九、四六二、一九六	△六八三、八七三
賣藥營業税	二三一、一六六	二一四、九四〇	一七、二二六
鑛業税	二、〇〇七、九七三	二、〇八八、六八八	△八〇、七一五
取引所税	三、六五七、四九九	二、八八四、二〇〇	七七三、二九九
兌換銀行券發行税	七二〇、一三九	一、一八八、三五〇	△四六八、二一一
噸税	五六八、七六〇	五七六、四九一	△七、七三一
關税	三六、四二三、八五九	四七、二二九、七二一	△一〇、八〇五、八六二
通行税	三、〇三二、八〇〇	二、四八三、〇六八	五四九、七三二
相續税	二、七八四、四三六	一、六一二、三七八	一、一七二、〇五八
石油消費税	二、一一二、三〇七	一、六五一、八四四	四六〇、四六三
舊税追納	二円	〇円	二円
印紙收入	三〇、七四六、〇四八	二二、七七九、八四一	七、九六六、二〇七
印紙收入	三〇、七四六、〇四八	二二、七七九、八四一	七、九六六、二〇七
官業及官有財產收入	一一五、二二六、五二一	一一三、四三七、八〇二	一、七八八、七一九
郵便電信收入	四三、九五八、八六二	四五、五一九、五五〇	△一、五六〇、六八八
森林收入	一〇、〇二四、五三三	一〇、七三四、四四五	七一九、九一二
囚徒工錢及製作收入	一、三四四、三九七	一、一九二、四九六	一五一、九〇一
官有物貸下料	四五〇、二九三	三七五、三二〇	七四、九七三
印刷局益金	三三五、四九七	二六二、五〇六	七二、九九一
專賣局益金	五八、四四九、三八二	五四、二五一、九五八	四、一九七、四二四
東京砲兵工廠益金	一八、二八二	一四、八八二	三、四〇〇
大阪砲兵工廠益金	〇	一五、二一三	△一五、二一三
千住製絨所益金	一七、一〇〇	二、七八〇	一四、三二〇
海軍採炭所益金	八三、八七四	五二、三二五	三一、五四九
海軍工廠資金材料物品賣拂益金	三七五、七九九	五五五、〇六五	△一七九、二六六
電信燈臺用品製造所益金	二、六五七	二、二〇〇	四五七
韓國鐵道益金	三九、九九八	三一六、五四五	△二七六、五四七
韓國森林益金	三七、六八九	三二、五一七	五、一七二
配當金收入	八八、一五一	一〇〇、〇〇〇	△一一、八四九

科目	決算額	豫算額	比較増減(△)
鹽專賣收入	〇	〇	〇
雜收入	三、三九〇、五〇七	三、三一二、四七九	七八、〇二八
免許及手數料	二一三、五五六	二一〇、四三七	三、一一九
懲罰及沒收金	九八五、六三二	七五七、六九二	二二七、九四〇
辨償及違約金	三一八、六三四	三一六、二八七	二、三四七
税關雜收入	一八〇、〇三四	四三五、一二七	△二五五、〇九三
雜入	六六〇、七〇〇	四七二、六五一	一八八、〇四九
官吏遺族扶助法納金	二八七、二七八	二六五、四七〇	二一、八〇八
學校圖書館職員退隱及遺族扶助料法納金	一一九、一〇八	一〇八、六二四	一〇、四八四
一年志願兵及幼年學校自費生納金	六二四、五七六	七四五、七六八	△一二一、一九二
小笠原島地方收入	九八五	四二三	五六二
預金利子繰入	七、五五二、三五九	六、九六三、四一三	五八八、九四六
預金利子繰入	七、五五二、三五九	六、九六三、四一三	五八八、九四六
臺灣事業公債及借入金償却繰入	二、九二九、六五七	三、四三六、四六九	△五〇六、八一二
臺灣事業公債及借入金償却繰入	二、九二九、六五七	三、四三六、四六九	△五〇六、八一二
經常部合計	四八三、二四二、一六九	四七〇、四五四、一三六	一二、七八八、〇三三
臨時部			
官有物拂下代	二、二三九、七五九	二、六四〇、七八〇	△四〇一、〇二一
鑛山拂下代	一、〇〇〇	五、〇九〇	△四、〇九〇
地所拂下代	一八九、四五五	一、二二七、五四〇	△一、〇三八、〇八五
建物拂下代	六四、二〇三	九、六三八	五四、五六五
物品拂下代	一、四八八、六四六	一、〇二〇、三三四	四六八、三一二
船舶拂下代	三五九、八〇五	二七八、八三二	八〇、九七三
家畜拂下代	一三六、六四八	九九、三四六	三七、三〇二
雜收入	一四、六二八、〇七一	一一、六二六、二七五	三、〇〇一、七九六
海軍受託造修收入	六七、五八九	五五八、三二七	△四九〇、七三八
返納金	五七〇、六三四	六一二、〇八三	△四一、四四九
清國償還金收入	二、〇三〇、一九九	二、〇三〇、一一九	八〇
雜入	八、七二七、三七三	八、四一五、七四六	三一一、六二七
利子收入	二、九二〇、二〇九	〇	二、九二〇、二〇九
臨時軍事費所屬收入	三〇二、〇六五	〇	三〇二、〇六五
地方分擔納付金	一、〇三五、六三四	一、〇〇五、一一一	三〇、五二三
地方分擔納付金	一、〇三五、六三四	一、〇〇五、一一一	三〇、五二三
港灣設備納付金	六〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	〇
港灣設備納付金	六〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	〇
公債募集金	二、五八〇、二四〇	二、一〇〇、〇〇〇	四八〇、二四〇
臺灣事業費繰替借入金	二、五八〇、二四〇	二、一〇〇、〇〇〇	四八〇、二四〇
森林資金繰入	二、二七八、八二四	二、六四七、一二七	△三六八、三〇三
森林資金繰入	二、二七八、八二四	二、六四七、一二七	△三六八、三〇三
陸軍營繕費補充資金繰入	一七八、二四三	三〇一、三六九	△一二三、一二六

科目	決算額	豫算額	比較増減（△）
陸軍營繕費補充資金繰入	一七八、二四三円	三〇一、三六九円	△一二三、一二六円
軍艦水雷艇補充基金繰入	一〇、六八九、五八六	一〇、六八九、五八六	〇
軍艦水雷艇補充基金繰入	一〇、六八九、五八六	一〇、六八九、五八六	〇
貨幣整理資金繰入	一四〇、〇三七	一四〇、〇三七	〇
貨幣整理資金繰入	一四〇、〇三七	一四〇、〇三七	〇
學校及圖書館資金繰入	九〇、五四五	九〇、五四五	〇
學校及圖書館資金繰入	九〇、五四五	九〇、五四五	〇
獻納金	五二七、〇〇〇	五二七、〇〇〇	〇
工科大學創立費獻納金	六八、八〇〇	六八、八〇〇	〇
東北帝國大學創立費獻納金	八七、二〇〇	八七、二〇〇	〇
第二高等農林學校創立費獻納金	二七、五〇〇	二七、五〇〇	〇
第五高等商業學校創立費獻納金	四二、〇〇〇	四二、〇〇〇	〇
第六醫學專門學校創立費獻納金	九〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	〇
第七高等工業學校創立費獻納金	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	〇
第八高等學校創立費獻納金	二二、五〇〇	二二、五〇〇	〇
鑛山專門學校創立費獻納金	七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	〇
蠶絲專門學校創立費獻納金	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	〇
前年度繰入金	一五八、五七六、一六七	一七、六七六、一八五	一四〇、八九九、九八二
前年度繰入金	一五八、五七六、一六七	一七、六七六、一八五	一四〇、八九九、九八二

科目	決算額	豫算額	比較増減（△）
一時借入金	七五〇、〇〇〇円	〇円	七五〇、〇〇〇円
一時借入金	七五〇、〇〇〇	〇	七五〇、〇〇〇
臨時部合計	一九四、三〇四、一〇九	五〇、〇三四、〇一五	一四四、二七〇、〇九四
歳入總計	六七七、五四六、二七八	五三〇、四八八、一五一	一四七、〇五八、一二七
歳出			
經常部			
皇室費	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	〇
外務省所管			
外務本省	三三九、一五〇	三一七、六七三	二一、四七七
在外公館	三、五三四、五三二	三、三五〇、四七五	一八四、〇五七
合計	三、八七三、六八二	三、六六八、一四八	二〇五、五三四
內務省所管			
神宮費	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	〇
神社費及國幣社例祭幣帛料	二二三、八二四	二二三、九一八	△九四
內務本省	三六八、六〇七	三八六、三九八	△一七、七九一
衞生試驗所	一三七、二三三	一三三、四九一	三、七四二
傳染病研究所	一九九、九二九	一八一、四六四	一八、四六五
警視廳	二三五、〇五八	二四〇、五二一	△五、四六三
北海道廳	七九八、二九七	七九八、八九八	△六〇一

科目	決算額	豫算額	比較増減（△）
府縣	九、〇〇六、六二八	九、三八三、二一六	△三七六、五八八
地方費	六七、七一一	七〇、八〇五	△三、〇九四
古社寺保存補助及補給費	一四九、九七七	一五〇、〇〇〇	△二三
合計	二一、二二七、二六七	二一、六〇八、七一一	△三八一、四四四
大藏省所管			
大藏本省	二六〇、七〇五	二七七、〇八九	△一六、三八四
預金利子及手數料	七、五七四、九一九	六、九八八、〇四二	五八六、八七七
恩賞諸祿	一三六、六六九	一三七、〇一一	△三四二
內閣	二九四、四七九	二九五、四三八	△九五九
樞密院	一三六、五二六	一四四、八八七	△八、三六一
貴族院	六四九、二二三	六七九、〇六三	△二九、八四〇
衆議院	八七五、七四〇	八八〇、八四三	△五、一〇三
會計檢查院	一九四、〇二四	一九五、二五六	△一、二三二
行政裁判所	六三、二五一	六一、六八七	一、五六四
統監府	一、一〇四、一〇八	一、二〇一、八八六	△九七、七七八
稅關	一、〇〇四、七一五	一、〇一四、二六五	△九、五五〇
內國稅徵收費	六、七一六、九六四	六、七六一、二九〇	△四四、三二六
釀造試驗費	五〇、八九二	五〇、八九二	〇
文官試驗費	四、六四九	四、七七五	△一二六
文官懲戒諸費	六一一	九三二	△三二一

科目	決算額	豫算額	比較増減（△）
橫濱港維持費	一六二、〇四二	一六二、七四六	△七〇四
國資運用費	一、一七七、七九三	一、七〇六、四六四	△五二八、六七一
諸拂戾及缺損補塡金	六、七五九、七八〇	七、〇六九、五五二	△三〇九、七七二
輸出交付金	一一四、九一五	五〇、五六八	六四、三四七
國債整理基金繰入	一五三、一七九、七九二	一五三、一七九、七九二	〇
軍艦水雷艇補充基金繰入	一〇、六八九、五八六	一〇、六八九、五八六	〇
國庫豫備金	〇	三、〇〇〇、〇〇〇	△三、〇〇〇、〇〇〇
統監府司法廳裁判所及監獄費	二五二、三六六	四七七、九六七	△二二五、六〇一
合計	一九一、四〇三、七五八	一九五、〇三〇、〇三一	△三、六二六、二七三
陸軍省所管			
陸軍本省	三二四、〇七九	三三二、八二七	△八、七四八
軍事費	六六、三三九、六四〇	七〇、一四四、八九七	△三、八〇五、二五七
憲兵費	一、七三二、六六八	一、八〇六、五六八	△七三、九〇〇
靖國神社寄付金	七、五五〇	七、五五〇	〇
馬政局（元大藏省所管）	一、一九八、五六六	一、二二八、四八二	△二九、九一六
合計	六九、六〇一、五〇四	七三、五二〇、三二四	△三、九一八、八二〇
海軍省所管			
海軍本省	一五二、二七三	一六四、七九七	△一二、五二四
軍事費	三四、九九一、一五九	三五、一五八、三七五	△一六七、二一六

科目	決算額	増減額	比較増減(△)
歳入	三、一四七、四六五、四三四	四、四〇〇、四三四	三、〇〇〇、〇〇〇
歳出	三、一四七、四六五、四三四	四、四〇〇、四三四	三、〇〇〇、〇〇〇
歳入歳出差引			
翌年度へ繰越すべき財源			
実質収支			
単年度収支			
実質単年度収支			
財政調整基金積立金			
財政調整基金繰入金			
減債基金積立金			
減債基金繰入金			
歳入総額	三、一四七、四六五、四三四	四、四〇〇、四三四	三、〇〇〇、〇〇〇
歳出総額	三、一四七、四六五、四三四	四、四〇〇、四三四	三、〇〇〇、〇〇〇
実質収支			
単年度収支			
実質単年度収支			
財政調整基金積立金			
財政調整基金繰入金			
減債基金積立金			
減債基金繰入金			

科目	決算額	増減額	比較増減(△)
歳入	三、一四七、四六五、四三四	四、四〇〇、四三四	三、〇〇〇、〇〇〇
歳出	三、一四七、四六五、四三四	四、四〇〇、四三四	三、〇〇〇、〇〇〇
歳入歳出差引			
翌年度へ繰越すべき財源			
実質収支			
単年度収支			
実質単年度収支			
財政調整基金積立金			
財政調整基金繰入金			
減債基金積立金			
減債基金繰入金			
歳入総額	三、一四七、四六五、四三四	四、四〇〇、四三四	三、〇〇〇、〇〇〇
歳出総額	三、一四七、四六五、四三四	四、四〇〇、四三四	三、〇〇〇、〇〇〇
実質収支			
単年度収支			
実質単年度収支			
財政調整基金積立金			
財政調整基金繰入金			
減債基金積立金			
減債基金繰入金			

第四表　（其一）

第四表　（其二）

科目	決算額	豫算額	比較增減(△)
臨時國債整理費	七一、二八九円	七一、八四四円	△五五五円
海外駐劄財務官費	七四、三六八	七四、五三八	△一七〇
臨時事件行賞諸費	二三六、七〇八	七六六、〇二九	△五二九、三二一
印刷局機械增設及工場其他增築費	三〇二、三三七	一〇九、五二四	一九二、八一三
造幣局擴張費	一四〇、一九四	一四〇、〇三七	一五七
韓國政府立替金	四、六五三、五四〇	四、六五三、五四〇	〇
議院及諸官衙建築調査費	三三、六七五	四七、五〇〇	△一三、八二五
人口靜態統計定期編纂諸費	四、六〇四	四、六一八	△一四
韓國鐵道資本勘定資金繰入	三、〇二七、七〇三	四、四二三、六一八	△一、三九五、九一五
國庫豫備金	〇	三、六三〇、〇〇〇	△三、六三〇、〇〇〇
記念章調製諸費	三、二九八	三、七一六	△四一八
家祿賞典祿處分調査費	七、〇九七	二、三九八	四、六九九
祿高整理公債端金	五四	三五九	△三〇五
帝國鐵道資本勘定資金繰入	三、五五一、二〇四	〇	三、五五一、二〇四
臨時外國行諸費	五、五〇〇	〇	五、五〇〇
統監府臨時機密費	二〇、〇〇〇	〇	二〇、〇〇〇
統監府司法及監獄費	七〇七、五八九	〇	七〇七、五八九
國葬費	四四、七九二	〇	四四、七九二
傳染病豫防費	一三、九八〇	〇	一三、九八〇
(元外務省所管)			
關東都督府經費補充金	二、九六四、〇〇〇円	二、九六四、〇〇〇円	〇円
(元內務省所管)			
臺灣特別會計繰入金	三、三三〇、二四〇	二、一〇〇、〇〇〇	一、二三〇、二四〇
樺太經費補充金	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	〇
合計	二七、三三〇、三五六	二五、九五九、八一四	一、三七〇、五四二
陸軍省所管			
砲臺建築費	二九三、〇三九	二〇、〇〇〇	二七三、〇三九
營繕費	五五四、一八八	六〇八、九九六	△五四、八〇八
測量費	三一六、六三〇	三一六、一七三	四五七
拂下地圖製造費	六二、二五七	六六、〇〇〇	△三、七四三
營繕及初度調辨費	一一、〇〇八、九七二	八、八六四、四二七	二、一四四、五四五
匪徒鎭定費	二一、四一九	三〇、〇〇〇	△八、五八一
一時賜金	五、五〇九	二、〇二五	三、四八四
特別大演習外賓接待費	二六、四四八	二六、四七三	△二五
戰後整理費	四、〇八六、二一二	四、九七七、六六三	△八九一、四五一
土地建造物利用費	八一、〇九四	一八〇、〇〇〇	△九八、九〇六
淸國駐屯部隊費	四七二、四五七	四九七、六三九	△二五、一八二
臨時軍事費	一五、〇二九、九七四	〇	一五、〇二九、九七四

科目	決算額	豫算額	比較增減(△)
韓國派遣部隊費	三、五五五、七三三	〇	三、五五五、七三三
韓國事件行賞費	六四二、四八八	〇	六四二、四八八
災害費	一三一、四三二	〇	一三一、四三二
羅疫馬匹補充費	一三、六〇五	〇	一三、六〇五
(元大藏省所管)			
馬政事業設備費	二五五、一二五	二五五、三一五	△一九〇
臨時馬疫調査費	八、九〇五	〇	八、九〇五
合計	三六、五六四、四九六	一五、八四四、七一一	二〇、七一九、七八五
海軍省所管			
營繕費	四七九、六三一	七五四、三一〇	△二七四、六七九
造兵廠改築費	三〇六、三四九	三八五、七二七	△七九、三七八
受託造修費	六二、五一五	五五〇、七八四	△四八八、二六九
臨時海軍建築部費	一四、九七三	一六、三七四	△一、四〇一
拂下圖誌製造費	一一、四〇〇	一五、〇〇〇	△三、六〇〇
軍艦製造及建築費	七、四九六、四六一	六、四三六、〇九七	一、〇六〇、三六四
海軍工廠資金	一三三、〇三八	一三三、〇三九	△一
海軍採炭所設備費	一四四、八二四	一一四、二二〇	三〇、六〇四
戰史編纂費	三六、六四七	三六、七八三	△一三六
艦艇補足費	一〇、二七六、九七八	七、八一八、一二一	二、四五八、八五七
整備費	九、二七七、六〇二	九、四六七、五八〇	△一八九、九七八
補充艦艇費	六、九六四、七八一	一〇、六八九、五八六	△三、七二四、八〇五
在韓國海軍用地經營費	三〇、五一〇	三一、二三三	△七二三
艦艇火藥庫冷却裝置費	一四八、六七三	二六〇、〇〇〇	△一一一、三二七
舊軍艦松島解船引上費	三六、八七九	三〇、〇〇〇	六、八七九
軍艦常盤復舊修理費	五三、九四九	八〇、〇〇〇	△二六、〇五一
外國派遣軍艦費	五七、二二〇	五七、二三〇	△一〇
臨時軍事費	二五四、四三四	〇	二五四、四三四
災害費	二六、三九七	〇	二六、三九七
米國派遣軍艦費	九九、六八八	〇	九九、六八八
合計	三五、九〇二、九五九	三六、八六六、〇七三	△九六三、一一四
司法省所管			
法律調査費	三一、四六六	三一、四七二	△六
營繕費	六五三、一〇一	六三二、〇四四	二一、〇五七
災害費	二三三、九九五	〇	二三三、九九五
臨時外國行諸費	四、〇三七	〇	四、〇三七
合計	九一二、六〇一	六六三、五一六	二四九、〇八五
文部省所管			
營繕費	二五四、八六七	二三七、〇四七	一七、八二〇
設備費	一、九六九	一、九七〇	△一
工科大學創立費	八、一八〇	七三、九〇〇	△六五、七二〇

科目	決算額	豫算額	比較增減(△)
東北帝國大學創立費	四九、〇三三円	九九、九五〇円	△五〇、九一七円
第二女子高等師範學校創立費	九〇、七二三	三七、三六〇	五三、三六三
第二高等農林學校創立費	九四、〇二〇	五六、六九七	三七、三二三
蠶絲專門學校創立費	六、六八五	一〇〇、〇〇〇	△九三、三一五
第五高等商業學校創立費	一八、一六二	四二、〇〇〇	△二三、八三八
第八高等學校創立費	一七、一三三	二一、五〇〇	△四、三六七
第六醫學專門學校創立費	五六、四四〇	九〇、〇〇〇	△三三、五六〇
仙臺工學專門學校創立費	五七、三五〇	五三、七九二	三、五五八
第七高等工業學校創立費	五七、八八四	三五、三五五	二二、五二九
鑛山專門學校創立費	九、九一九	七〇、〇〇〇	△六〇、〇八一
學校臨時支出金	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	〇
臨時調査費	九、九九六	一〇、〇〇〇	△四
臨時教員養成所費	八、四九一	八、五〇〇	△九
委託學生費	一四、四〇一	一四、四〇〇	一
普通教育獎勵費	一四九、九八一	一五〇、〇〇〇	△一九
臨時外國行諸費	三七、一九九	一、八五六	三五、三四三
災害費	一七、一六三	〇	一七、一六三
合計	九六九、六〇四	一、一一四、三三七	△一四四、七三三
農商務省所管			
外國貿易擴張費	九六、三八四円	九九、〇〇〇円	△二、六一六円
製鐵所創立費	一、四七〇、一一三	二四三、二七八	一、二二六、八三五
營繕費	五四四、六九〇	三三八、一一一	二〇六、五七九
國有林野經營費	二、二七八、八二四	二、六四七、一二七	△三六八、三〇三
製鐵所据置運轉資本補塡	一、五七七、三九一	一、五八〇、八五六	△三、四六五
漁業免許處分費	二三、九二七	二四、五六五	△六三八
足尾國有林復舊費	七四、〇〇二	七七、〇八〇	△三、〇七八
產業獎勵費	一、〇一五、二三四	一、〇四五、二九七	△三〇、〇六三
日本大博覽會費	一三八、六〇一	五九、七七二	七八、八二九
鑛毒調査費	三三、二四三	四〇、〇〇〇	△六、七五七
シヤトル博覽會費	一九、七四九	二〇、〇〇〇	△二五一
日英博覽會費	八二三、三九三	九五二、六七〇	△一二九、二七七
臨時外國行諸費	六、八七八	四、三七四	二、五〇四
獸疫費	八〇、二五三	五五、一〇〇	二五、一五三
害蟲驅除豫防費	六五、九五一	〇	六五、九五一
災害費	三、一三一	〇	三、一三一
合計	八、二五〇、七五九	七、一八七、二二〇	一、〇六三、五三九
遞信省所管			
補助費	二、七九八、二八九	三、八二四、五四四	△一、〇二六、二五五

科目	決算額	豫算額	比較增減(△)
電信電話營繕費	五九四、二〇五	六四〇、六七九	△四六、四七四
航路標識營繕費	一四五、七九五	一一八、六九〇	二七、一〇五
營繕費	一、六三八、一八一	七〇一、七二六	九三六、四五五
電話交換擴張費	三、八八五、四一六	四、二〇〇、〇〇〇	△三一四、五八四
鐵道國有準備費	一七、五一二	一七、六五一	△一三九
買收鐵道會社清算費	六〇、八三三	一九八、〇〇〇	△一三七、一六七
本省假廳舍敷地借料	五、一五一	五、四〇〇	△二四九
災害費	一二九、三六〇	〇	一二九、三六〇
浮流水雷發見者給與費	一、三〇〇	〇	一、三〇〇
日清電信協約施行費	一九一、一二四	〇	一九一、一二四
臨時外國行諸費	二、三三三	〇	二、三三三
合計	一八、四六九、六一四	一八、六九六、六九〇	△二二七、〇七六
臨時部合計	一三八、七〇〇、四九八	一一四、六一九、九七八	二四、〇八〇、五二〇
歲出總計	五三二、八九三、六三五	五一〇、四七九、九七九	二二、四一三、六五六

右明治四十二年度歲入歲出總決算は、同年度各特別會計決算及會計檢査院の檢査報告と共に、明治四十五年一月二十七日第二十八回帝國議會に提出せられたり。衆議院決算委員會に於ては之が審査を遂げたる上、三月二十二日委員長上野要太郎は委員會に於ける經過及結果を本會議に報告せしが、今其の中一般會計決算に關する分を掲載すれば大要左の如し。

『決算委員會に於て不法若くは不當なりと議決したる事項は明治四十二年度決算歲入に於て租稅の徵收不足に屬するもの四件、租稅の徵收過に屬するもの百二十二件、歲出に於て競爭入札に付すべき物件の購買を隨意契約に依りたるもの二件、虛構の事實に對し支出を爲したるもの四件、設計に違反し且粗造なる工事に對し工費を仕拂ひたるもの二件、當初入札に付したる設計の內容を變更し且其の出來形設計に違反したる粗造工事に對し工費を仕拂ひたるもの一件、豫算の目的外の支出を爲したるもの二件、過度の工事を施行し豫算の目的を達せざりしもの一件、其の他不當なるもの二件なり。右の內重要と認むべきものを詳述すれば、歲入經常部營業稅に於

て神田橋外百十九税務署の徴收に係る一萬八千五百九十六圓二十一錢及幸橋外一税務署の徴收に係る四百十九圓三十二錢は、孰れも徴收過に屬するものにして、前者は淺野セメント合資會社外二百四十六會社、後者は東京共產合資會社外二會社の資本金額を算定するに當り、現實の出資金額に依らず契約出資金額を以て計算せる不法の徴收なるを以て、右は孰れも政府に於て納税者に還付すべきものなりと議決せり。又歳入經常部相續税に於て名古屋税務署の徴收に係る七萬六千九百七十圓七十三錢は、名古屋市德川家の相續税を定むるに當り相續財產の價格を低減したるものなるを以て、會計檢查院は不當なりと報告したるも、德川家に對する分は價格低減と認むべき點ありと雖も、本税の如きは一般に苛察に流るるの弊あり、宜しく獨り權門のみならず一般に公平寬大に取扱ふべしと政府に注意し、政府亦之を容れたるを以て委員會は之を不問に付せり。更に又大藏省所管歳出臨時部東洋拓殖株式會社補助の件は會計檢查院の報告には之なきものなり。抑東洋拓殖會社に補助を與ふべき場合は、同會社法第三十一條に準じ積立金を爲し、其の殘額より同會社法第三十九條に依り拂込資本金に對し年八朱に相當する金額以外の利益金を控除して補給すべきものなるに、全額金三十萬圓を支拂ひたるは處置の宜しきを失したるものなり。而して政府の辯明する所は會社の基礎を鞏固ならしむるには繰越金を多からしむる要ありと云ふに在るも、委員會は政府をして同會社法を勵行し拓殖の目的を貫徹せしむる爲め警告を與ふるに決せり。終りに臨み一言せん。從來政府は會計檢查院又は決算委員會に於て違法又は不當と決し若くは警告を與ふるも、措て顧みざるのみならず、偶、其の決議事項が下僚の行爲に出づる場合には其の報告を求め又は處分を加ふるも、上官の行爲に對しては口實を設け徒に抗辯を弄するの狀あり。是れ年々歳々違法不當事項の增加する所以なるを以て將來十分注意すべきことを警告せり。殊に陸軍省に對しては問題も金額も過多なるを以て特に大々的警告を與へたり。』

右報告終るや、加瀨禧逸は歳入經常部第三項營業税の徴收過に屬する分を委員會の決議に從ひ返還するやと質問し、政府委員橋本圭三郎は政府の意見は委員會に於て陳辯したる通なるも、重大問題なるを以て將來之を如何にすべきかに就ては大に考慮すべしと答辯したり。次に高木正年は年々歳々豫算又は法令違反事項の續出するは、政府が責任の所在を明にせざると、豫算の實施を愼重にせざるとに基因すとて、縷々實例を引用して委員長の報告に贊成し、再び加瀨禧逸は營業税の徴收過に屬する件に關し、委員會は過當徴收金を返還すべしと議決したるに拘らず、政府は返還を爲すに及ばずと反對せり。過當徴收金たるや僅々一萬九千餘圓にして、數字の上に於ては洵に微々たる問題なりと雖も、其の行爲たるや法律の規定を無視し、兼て國民の利權を蹂躙するものなりと冒頭し、過當徴收金は之を返還するの至當なる所以を縷述して委員長の報告に贊成せり。斯くて採決の結果總て委員長報告の通決定したり。

貴族院決算委員會に於ては審議の末、一般會計歳出に於ては、政府の處置穩當を缺くを以て特に將來の注意を促すべきものと認め、又一般會計歳入に於て七件、同歳出に於て三件は政府に對し將來の注意を促すべきものと認めて、更に一般會計歳出五件は政府の處置穩當を缺くものと認め、其の他は異議なしと議決し、三月九日決算委員長德川賴倫は之を本會議に報告せしが、本會議に於て採決の結果異議なく總て委員會議決の通決定したり。

第九節　明治四十三年度歳計

第一款　豫　算

第一項　豫算案の大綱

戰後財政の整理に關しては既に前年度の財政計畫に於て之が大方針を決定せしが故に、本年度豫算の編成に當りては、主として右既定の方針に基き漸次戰後財政整理の事業を完うせんことを期すると同時に、現下財政上及一般行政上最も急務とする所を實行することと爲し、左記の事項に關し之が計畫を定めたり。

（一）皇室費既定額三百萬圓を增加して四百五十萬圓とすること。

（二）戰時倉匆の際制定せられたる稅法を改定し、國民の負擔を衡平ならしむるの目的を以て其の最も急なるものに就き之が整理を實行すること。之に依りて生ずべき歳入の減額は約一千萬圓なり。

（三）既定の軍備を縮小せざる範圍に於て行政各般の整理を行ふ方針の下に、吏員を減少し政費に節約を加へ、之に依りて既定歳出に約五百八十餘萬圓の減額を爲すこと。

（四）物價の騰貴、貨幣法の改正等に依り增額の必要を促進せられたる文武官吏の俸給及下士卒の給與に對し約三割の增給を行ふこと。之が爲め前項行政整理に依る減額と差引き新に約九百萬圓の歳出增加を要する豫定なり。

（五）明治四十一年度に於て生じたる歳計剩餘中必要已むを得ざる經費に充當すべきものを除き、其の殘額を國債償還に充て、以て最も適實に之を國庫負擔の輕減に利用するが爲め、國債整理基金に對する經常繰入額の外臨時に七百五十萬圓を同基金に繰入すること。

（六）以上各項の實行と共に、各般の經費に就きては歳計全體を通じて努めて緊縮を圖り、新規要求は成るべく之を見合すると共に既定經費に對しても能ふ限り節約を加ふるの方針を採ると雖も戰後の經營は徒に消極に偏するを許さず、國力の發展竝に經濟社會の進運に伴ひ必要缺くべからざる各般の施設に關しては、確實なる財源の許す範圍內に於て其の遂行を期すること。

以上の方針に基き編成せられたる明治四十三年度歳入歳出總豫算の數額は、歳入歳出各五億三千四百十七萬二千七百六圓にして、內歳入經常部四億八千八百九十二萬九千五百六十四圓、同臨時部四千五百二十四萬三千百四十二圓、歳出經常部四億二千九十八萬四百五圓、同臨時部一億千三百十九萬二千三百一圓なり。然るに右豫算に計上せる金額以外に、明治四十一年度より繰延べたる經費の中七百五十萬四千百八十六圓九百四十三圓、及臨時軍事費特別會計より繰越したる經費の中七百五十萬四千百八十八圓、合計千四百三十九萬五千百三十一圓は本年度に於て之が使用を要するものにして、右は前年度剩餘金を以て之を支辨するの計畫なり。今本年度豫算額を前年度豫算額に比較すれば左の如し。

區分		明治四十三年度豫算額	明治四十二年度豫算額	比較 增	比較 減
歳入	經常部	四八八、九二九、五六四円	四七〇、三五四、一三六円	一八、五七五、四二八円	
	臨時部	四五、二四三、一四二	四八、五七五、一四七		三、三三二、〇〇五
				○	○円

區分	明治四十三年度豫算額	明治四十二年度豫算額	比較増減
歳出計	五三四、一七二、七〇六円	五一八、九二九、二八三円	一五、二四三、四二三円
經常部	四二〇、九八〇、四〇五	四〇四、五二九、七八二	一六、四五〇、六二三
臨時部	一一三、一九二、三〇一	一一四、三九一、三二九	一、一九九、〇二八
合計	五三四、一七二、七〇六	五一八、九二一、一一一	一五、二五一、五九五

（備考）一、明治四十二年度豫算額は本豫算額及第二十五議會に於て成立の追加豫算額の合計なり。
二、明治四十二年度歳出豫算額中本年度豫算との比較對照上、經常部と臨時部との間に組替掲記せるものあるを以て、該年度決定金額と符合せず。

今明治四十三年度歳入豫算を前年度豫算に比較して其の増減せる重要なる事項を擧ぐれば、經常部に於ては營業稅・酒稅・醬油稅取引所稅印紙收入・郵便電信及電話收入・專賣局益金雜收入・預金利子繰入・臺灣事業公債及借入金償却繰入等の増加したるを以て、差引三百三十三萬二千五圓を減少したりと雖も、物品拂下代・公債證書賣却代・陸軍營繕費補充資金繰入等に於て千十一萬八千二百六十五圓を増加し、臨時部に於ては地所拂下代・公債證書賣却代・陸軍營繕費補充資金繰入等に於て千十一萬八千二百六十五圓を増加したるとの爲め二千六百七十四萬五千五百七十七圓を増加すると雖も、所得稅・砂糖消費稅・織物消費稅・關稅・通行稅・海軍工廠資金材料物品賣拂益金等に於て八百十七萬百四十九圓を減少するを以て、差引千八百五十七萬五千四百二十八圓を増加し、臨時部に於ては地所拂下代・公債證書賣却代・陸軍營繕費補充資金繰入等に於て千十一萬八千二百六十五圓を減少すると雖も、物品拂下代・返納金・地方分擔納付金・臺灣事業費繰替借入金・森林資金繰入前年度繰入金等に於て六百七十八萬六千二百六十圓を増加するを以て、差引三百三十三萬二千五圓を減少したりと雖も、外務省所管に於て間島總領事館及同分館新設に伴ふ經費・商務官派遣費、内務省所管に於て神宮費の増加、大藏省所管に於て貴衆兩院議員歳費の増加・馬匹改良奬勵及補償費の増加・統監府司法廳裁判所及監獄新設に伴ふ經費・國債整理基金繰入の増加、陸軍省所管に於て軍備充實及二年現役に伴ふ經費の増加・兵卒の増俸・海軍省所管に於て新艦艇及戰利艦船經費の増加・兵卒の増俸・定員補充に伴ふ經費の増加、司法省所管に於て立木に關する法律施行に伴ふ經費、文部省所管に於て諸學校學級學科及生徒増加に伴ふ經費・諸學校授業・開始に伴ふ經費・教育資金配當金、農商務省所管に於て造林費の増加、遞信省所管に於て電話交換擴張に伴ふ維持費・通信事業増進に伴ふ經費等に於て二千五十七萬五千五百二圓を増加すと雖も、内務省所管に於て傳染病豫防費補助の減少、大藏省所管に於て統監府監獄費及間島派出所費の皆減・國資運用費及諸拂戻金の減少、陸軍省所管に於て糧秣費・患者費・一年志願兵及幼年學校自費生諸費及輸送費の減少せし等の爲め四百十二萬四千八百七十九圓を減少するを以て、差引千六百四十五萬六百二十三圓を増加し、臨時部に於ては内務省所管に於て東京市水道費補助の皆減・造神宮使廳經費の減少・那覇港修築費及北海道地方費補給の皆減、大藏省所管に於て罹災救助基金補助・馬政事業設備費・臨時事件行賞諸費・韓國政府立替金及韓國鐵道資本勘定繰入の減少・韓國派遣部隊豫備費の皆減、陸軍省所管に於て營繕及初度調辨費及戰後整理費の減少、海軍省所管に於て營繕費・受託造修費・軍艦製造及建築費及整備費の減少・造兵廠改築費及海軍工廠資金の皆減、文部省所管に於て普通教育奬勵費の皆減、農商務省所管に於て製鐵所据置運轉資本補塡の減少、遞信省所管に於て航海奬勵費・造船奬勵費・電信電話營繕費及營繕費の減少・買收鐵道會社清算費の皆減したる等の爲め二千七百四十四萬四千七百五十七圓を減少すと雖も、外務省所管に於て間島總領事館及同分館修築費、

內務省所管に於て道路改良費補助・北海道拓殖費の增加・關門海峽改良費、大藏省所管に於て神戸稅關防波堤築造費・國債整理基金臨時繰入、陸軍省所管に於て旭川衞戍地各部隊水道布設費・臺灣兵營廳舍營繕及初度調辨費・軍用氣球研究費、海軍省所管に於て永興防備隊兵舍其他移築費・舞鶴海軍港第一期設備費、司法省所管に於て大阪控訴院地方裁判所區裁判所建築費、文部省所管に於て仙臺醫學專門學校講義室新營費・金澤醫學專門學校校舍改築費、農商務省所管に於て公有林植樹奬勵費・府縣聯合共進會費・日英博覽會費の增加・羅馬及チュラン萬國博覽會費・生產調查會費、遞信省所管に於て發電水力調查費等に於て二千六百二十四萬五千七百二十九萬九千二十八圓を增加するを以て、差引百十九萬九千二十八圓を減少したり。

今官吏增俸及行政整理に依る歲出の增減內譯を示せば左の如し。

區別	增俸に依る歲出增加額			行政整理に依る歲出減少額			差引純增加額
	文官及武官	下士卒	計	給料	費其他	計	
	円	円	円	円	円	円	円
一般會計	九、五三二、四六九	二、九七二、三五五	一二、五二五、八四四	二、七三二、一三三	九四〇、七九九	三、七二三、一三三	八、八一三、七四二
外務省	一〇九、一〇三	〇	一〇九、一〇三	〇	一四、六五四	一四、六五四	九四、五四八
內務省	九四七、二五五	〇	九四七、二五五	三八一、三二四	二五、六五八	四〇六、九六三	五四〇、三五二
大藏省	一、〇〇七、〇四九	〇	一、〇〇七、〇四九	五五八、六七四	二四五、一三六	八〇三、八一〇	二〇三、二三九
陸軍省	三、〇九八、三三三	一、九二九、二四七	五四八、四七〇	三九〇、四七〇	二〇〇、九二五	五九〇、四七〇	四、四五六、一六八
海軍省	一、五四八、一八四	一、〇四三、一四八	二、五九一、三三二	六二、一三二	三七三、〇六五	四三五、一九七	二、二一八、二六七
司法省	一、〇〇九、一四五	〇	一、〇〇九、一四五	四四八、一三〇	七〇、二八一	五一八、四一一	四九〇、七二四
文部省	五五一、一五〇	〇	五五一、一五〇	八三、八八八	一六、六六六	一〇〇、五五四	四五〇、五七六
農商務省	四七四、七一五	〇	四七四、七一五	二四八、三六〇	二二、八四八	二七〇、二〇八	二〇四、五二五
遞信省	三六二、九二六	〇	三六二、九二六	五五八、一九六	七四、八一八	六三五、〇一六	一七五、一四〇二
特別會計	二、三五三、四一三	公六	二、三五三、五〇八	一、四五四、一六〇	七二九、八四二	二、一八四、一二三	一六九、三八六
總計	二、九六二、八九二	二、九七二、四八一	一四、八七九、三七二	一、四五四、八六〇三	一、七一〇、六四一	五、八九六、二四四	八、九三、二八

明治四十三年度に於て新に要求に係る繼續費及既定繼續費追加額の合計は千二百十二萬七百六圓にして、其の年限最も長きは明治五十六年度に終る。而して既定繼續費の明治四十三年度以降に要する金額は三億八千七百二十一萬千七百五十一圓五十七錢五厘なるを以て、既定額に新規要求を加ふるときは繼續費の總計は三億九千九百三十三萬二千四百五十七圓五十七錢五厘となるの計算なり。

明治四十三年度に於て國庫豫備金は第一豫備金百萬圓、第二豫備金二百萬圓なり。

明治四十三年度に於て會計法第九條に據り定むべき大藏省證券發行最高額は八千萬圓なり。

第二項　豫算の成立及公布

明治四十三年度歲入歲出總豫算案は同年度各特別會計豫算案と共に、明治四十三年一月二十二日第二十六回帝國議會衆議院に提出せられ、同日大藏大臣桂太郎は右豫算に關し衆議院に於て左の演說を爲したり。

『本大臣は玆に明治四十三年度歲計豫算を諸君に紹介するの光榮を有す。明治四十三年度總豫算に計上する所の歲入は經常部に屬するもの四億八千八百九十二萬九千五百六十四圓、臨時部に屬するもの四千五百二十四萬三千百四十二圓、合計五億三千四百十七萬二千七百六圓にして

其の歲出は經常部に屬するもの四億二千九十八萬四百五圓、臨時部に屬するもの一億千三百十九萬二千三百一圓、合計五億三千四百十七萬二千七百六圓なり。故に經常歲入を以て之を經常歲出に比較すれば六千七百九十四萬九千百五十九圓の超過にして、之を前年度に於ける經常部歲入歲出の關係に對照すれば一層良好なる狀態を示せり。右總豫算に計上せる歲出の外、明治四十三年度に於ては明治四十一年度より繰延べたる經費の內六百八十九萬九百四十三圓、及臨時軍事費特別會計より繰越したる經費の內七百五十萬四千百八十八圓、合計千四百三十九萬千百三十一圓を使用するの豫定なるを以て、前年度剩餘金を以て之が財源に充てんとす。明治四十三年度歲入を以て之を前年度豫算に比較するに、經常部に在りては稅制の整理に依り歲入に多少の減額を行ふに拘らず、一般經濟の發展に伴ひ租稅印紙收入、郵便電信電話收入及專賣局益金等に於て收入の增加すると、新に南滿洲鐵道株式會社よりの配當金收入を豫算したるとに依り千八百五十七萬餘圓を增加するも、臨時部に於て三百三十三萬餘圓を減少する爲め、差引歲入總額に於て千五百二十四萬餘圓を增加す。明治四十三年度歲出を以て之を前年度豫算に比較するに、經常部に在りては一方に於て行政整理に依り各般の政費に節約を加へ其の他既定經費に減額を見るものあるも、他方に於て皇室費增加、官吏の增俸及下士卒の增給、日韓協約に基く統監府司法廳、裁判所及監獄の新設、日淸協約に基く間島總領事館の新設、既定の計畫に基く事業の進捗及軍備の充實、敎育資金配當金の設置等あるが爲に、差引千六百四十五萬餘圓を增加し、臨時部に在りては一方に於て既定繼續費年割額の增加するものあるの外、道路改良費の補助、北海道の拓殖、韓國鐵道の建設改良、關門海峽の改良、神戶稅關防波堤の築造、臺灣兵營廳舍の營繕、軍用氣球の研究、鎭海軍港の設備及發電水力の調査等、經濟上竝軍事上緊急缺くべからざるの施設を爲し、竝國債償還額を增加する爲め臨時に國債整理基金の繰入を增加したるも、他方に於て事業の完了し又は既定年割額の減少するものある等の爲に差引百十九萬餘圓を減少し、結局歲出總額に於て千五百二十五萬餘圓の增加を見るものとす。以上明治四十三年度豫算に關し其計數の大體を說明したり。本大臣は更に進んで同年度豫算に關する財政計畫の綱領に付一言せんと欲す。抑戰後財政の調理は歲計の基礎を確實にし、急劇に增加したる公債を整理するを以て第一の急務とすべきは、本大臣の前議會に於て既に述べたる所にして、明治四十二年度豫算を編成するに當りては、主として將來に亙り歲入歲出を整頓して其の均衡を保ち、新規公債の發行を避け、其の償還額を增加し、以て財政の基礎を鞏固にし、公債に對する信用を厚うし、併せて一般經濟界の調和を計るの方針を取れり。此方針は幸に諸君の協贊を得、戰後財政の整理漸く其の緖に就くを得たるは本大臣の深く喜ぶ所なり。今明治四十三年度豫算を編成するに方りても右の方針は之を動かさず、更に進んで愈適實に之を實行し、以て漸次至難なる戰後財政整理の事業を完了せんことを期し、(一)國民負擔の衡平を計るが爲め稅制の整理を實行し、(二)行政の整理を行ひ政費の節約を計ると同時に、多年の宿題たりし官吏增俸下士卒增給を行ひ、併せて國運の發展上必要已むべからざる各般の施設を爲し、(三)償還期限の差迫りたる國庫債券の償還を便にし、併せて國債の信用を增加するの計畫を立てたり。大戰役の後我が國勢は一變せり。隨て國民の負擔力が戰役前と同じきを得ざるべきは復言說を須ひず。然れども戰時匆忙の際成るべく簡便の方法に依り租稅の增徵を爲さんとして制定せられたる各種稅法の下に於て、負擔に衡平を

失するものあるは之を否認することを得ず。負擔に厚薄なからしむるは極めて必要の事とす。明治四十三年度に於ては其の最も急とするものに就て整理を行はんとするものにして、之が爲に生ずべき歳入の減額約一千萬圓なり。國防の大計は之を動かすことを得ず。故に既定の軍備を縮小せざる範圍内に於て行政各般の整理を行ひ、事務の執行を簡捷にして官吏の定員を減少し、之に依りて政費を節約すると同時に、物價の騰貴貨幣法の改正等に依りて久しく增額の必要を促進せられたる文武官吏の俸給竝下士卒の給與に對し約三割の增給を行ひ、以て適材を適所に任じ、政務の振興を計らんとす。增俸增給の爲に歳出を增加すること一般會計及特別會計を通じて約千五百萬圓なるも、行政整理に依りて政費の減少すること約六百萬圓なるを以て、差引新に財源を要するもの約九百萬圓なりとす。其の他各般の經費に就きては歳計全體を通じて努めて緊縮を圖り、新規要求は成るべく之を見合せ、既定の計畫に屬するものに在りても出來得る限り之に節減を加ふるの方針に依れりと雖も、戰後の經營は徒に消極に偏するを許さず、國力の發展竝經濟社會の進運に伴ひ若くは國民經濟力の發達に必要缺くべからざる各種の施設に關しては、確實なる財源の許す範圍内に於て其の遂行を期することとせり。明治四十三年度國債整理基金繰入額は一億九千三百九十三萬餘圓にして、之を前年度に比較するに實に千八十萬圓の增加なり。而して右繰入金の内元金の償還に充つべき金額は六千八拾萬圓にして、前年度に比し一千萬圓を增加するものとす。右の如く國債償還額の增加したるは、既定計畫に基き前年度に於て償還したる元金の利子に相當する金額卽ち約二百五十萬圓を增加するの外、明治四十一年度に於て生じたる歳計剩餘中、必要已むを得ざる經費に充當すべきものを除きたる殘額七百五十萬圓を臨時に國債整理基金に繰入するに依る。歳計剩餘金を國債の償還に使用するは國庫の負擔を輕減するに最適實なる方法なるのみならず、最近に償還期限の到來すべき國庫債券の償還に對して大なる便宜を與ふるものとす。

顧て我經濟界の趨勢を按ずるに、金融緩漫を告げ内外市場の不振は未だ遽に多大なる商工業資金の需要を喚起するに至らずと雖も、明治四十二年中銀行會社の新設增加に係るもの約一億二千萬圓に上り、大體に於て我經濟界は順次秩序的の發達を示しつつあるものと謂はざるべからず。又同年中に於ける我外國貿易の狀況を見るに、輸出四億一千三百餘萬圓、輸入三億九千四百餘萬圓、合計八億七百餘萬圓にして、之を前年の貿易額に比較すれば總額に於て七百餘萬圓を減少せり。蓋し内外商工業不振の結果に外ならずと雖も、其の内容に就て之を見るときは前年に比して輸出は三千四百餘萬圓を增加し、輸入は四千二百餘萬圓を減じたるものにして、前年に於ける輸入超過五千八百餘萬圓に對し約千九百萬圓の輸出超過を示せるは、去る明治二十五年以來嘗て見ざる所の現象にして、我内地産業が漸次其の潜勢力を發揮するの時期に到達しつつあるものと認めざるを得ず。

之を要するに戰後の財政は一度は必ず整理を要するものなりと雖も、整理の目的は財政の鞏固を期するに在るを以て、之を成すには先づ緩急其の序を誤らざるを要す。明治四十三年度豫算に於ては前年度豫算計畫に次ぎて其の最も急なりと認むる所を實行せんとするのみにして、本大臣は更に進んで充分の調査を遂げ、内外の形勢に鑑み事情の緩急に應じ、漸次必要なる施設を

怠らざらんとす。本大臣は諸君が愼重審議以て速に豫算案に協賛を與へられんことを望む。』

然るに其の後政府は曩に衆議院に提出せる所得稅法中改正法律案を撤回せしと、海軍省所管歳出臨時部軍艦製造及建築費の年度割額を變更せしとの結果、豫算に異動を生ずるに至りしを以て、政府は議院法第三十條に依り二月六日及九日の兩次に於て明治四十三年度歳入歳出總豫算に對する修正書を衆議院に提出したり。今之を原案に比較すれば左の如し。

款項	原案	修正案	比較增減（△）
歳入經常部			
租稅	三二二、五五八、七七二円	三二七、〇三四、七九九円	四、四七六、〇二七円
所得稅	二七、五〇一、六四四	三一、九七七、六七一	四、四七六、〇二七
歳入經常部合計	四八八、九二九、五六四	四九三、四〇五、五九一	四、四七六、〇二七
歳入臨時部			
前年度繰入金	一九、七二八、九三八	一九、五五一、七四四	△一七七、一九四
前年度繰入金	一九、七二八、九三八	一九、五五一、七四四	△一七七、一九四
歳入臨時部合計	四五、二四三、一四二	四五、〇六五、九四八	△一七七、一九四
歳入總計	五三四、一七二、七〇六	五三八、四七一、五三九	四、二九八、八三三
歳出臨時部			
海軍省所管			
軍艦製造及建築費	一、七九〇、三六〇	一、六一三、一六六	△一七七、一九四
造船費	一、〇三二、七八二	九四二、七五四	△九〇、〇二八
造兵費	一〇二、一六六	一五、〇〇〇	△八七、一六六
海軍省所管合計	三七、〇八八、七〇八	三六、九一一、五一四	△一七七、一九四
歳出臨時部合計	一一三、一九二、三〇一	一一三、〇一五、一〇七	△一七七、一九四
歳出總計	五三四、一七二、七〇六	五三三、九九五、五一二	△一七七、一九四

衆議院に於ては一月二十四日より豫算委員會を開きて審議を遂げたる結果、之に對して修正を加へたり。卽ち歳入經常部に在りては、地租條例中改正法律案及通行稅法案の修正に伴ひ租稅に於て差引六百八十萬九千八十一圓を減少し、官業及官有財産收入に於て七萬千三百六十六圓を增加し、同臨時部に在りては森林資金繰入に於て一萬二千七百八圓、前年度繰入金に於て百二十八萬千五百四十三圓を夫々削減し、又歳出經常部に在りては大藏省所管貴族院及衆議院議員費に於て合計三十三萬八千圓、陸軍省所管糧秣費に於て百三萬四千六百五十七圓、海軍省所管衣糧費に於て十七萬五千百四十圓、司法省所管在監人費十二萬九千三百五十一圓、同臨時部に在りては大藏省所管外國司法制度視察費一萬五千三十六圓、陸軍省所管韓國派遣部隊機密費一萬五百圓、遞信省所管發電水力調査費に於て九萬二千五百五十六圓等を夫々削減し、此の外官吏俸給の增率を約二割五分に止むることと爲せし爲め、經常部及臨時部を通じて各省所管經費俸給の項に於て合計百七十六萬六百九十九圓を削減したり。以上修正の結果歳入總計に於て八百三萬千九百六十六圓、歳出總計に於て三百五十五萬五千九百三十九圓を夫々減少したり。二月十二日豫算委員長鳩山和夫は右豫算委員會審議の經過及結果に就き大要左の如く本會議に報告したり。

『豫算委員總會の決定を報告するに、第一、皇室費の增加百五十萬圓に就ては、委員會は特に總員起立敬意を表しつつ滿場一致を以て可決せり。

第二、官吏增俸と地租輕減は豫算に於て直接の關係あるに非ざるも、議論百出の後結局地租輕減

は自ら法律の決定に依るべく、官吏增俸は政府の要求三割增なるも約二割五分の增率に修正し行政整理に依る減額の外約七百萬圓を增加することとなれり。此の問題に關し或は判任官以下下士卒等に就ては政府の要求を容れ其の他は之を否決すべし、或は下士卒以下に就ては政府の要求を認め其の他は之を否決すべしとの修正說ありしも、孰れも少數にて否決せられたり。第三、警察官吏及判檢事の增俸に關聯して人權尊重の問題起り、過去に於ける警察及判檢事の人權侵害の非難に對し、內務大臣及司法大臣は將來適當なる時機に於て適當なる方法を以て人權尊重の趣旨を當該官吏に訓示し、其の矯正に努むる旨を聲明したり。

第四、豫算委員會に於ては査定方針として決議したるものなしと雖も、分科會に於ける質問及査定又は總會に於ける最後の決定に依り、自ら三箇條の方針に基き豫算全體を査定したり。卽ち第一、繼續費の性質を有して其の事業數年に亙り又は財源の明かならざるものは之を否決すること、第二、新要求は緩急を圖りて之を査定すること、第三、從來支出し來りたる費目と雖も不用と認め又は過大に失すと認むるものは之を削減することの三條にして、例へば第一に於ては關門海峽の如き、鎭海灣軍港の如きもの之に該當し、第二に於ては貴衆兩院議員の歲費增加の如き、臺灣總督府廳舍建築費の如きもの之に該當し、第三に於ては陸軍糧秣費の如き、海軍衣糧費の如きもの之に該當す。

第五、是より數字に亙り豫算の編成順序に基き各省所管に於て削減したる所のものを報告すべし。（一）歲出經常部大藏省所管第五款貴族院に於て十四萬六千五百圓、第六款衆議院に於て十九萬千五百圓は、兩院議員の歲費一人五百圓宛增加するの要求なるも、緊急ならずと認めて之を削減し、陸軍省所管第二款軍事費第八項糧秣費に於て、糧米及馬糧の單價高きに過ぐるを以て糧米に於て一割、馬糧に於て五分を減じ百三萬四千六百五十七圓を削減し、海軍省所管第二款軍事費第七項衣糧費に於て、糧米の單價高きに過ぐるを以て五分を減じ十七萬五千百四十圓を削減し司法省所管に於て從來保釋責付は普通許可せられずして、大抵刑事被告人たるものは未決監に收容せらるるを常とせしも、拘留は證據湮滅若くは逃走の虞ある場合に限り之を行ふべきものにして、其の他は保釋責付を許可すべきものなること、未決拘留の日數は刑期に通算すること、刑の執行猶豫は成るべく許可の方針を採ること、及假出獄は其の條件を充す時は成るべく許可の方針を執ること、在監人費は四十一年度現計に依りて之を見るも剩餘あること等の理由を以て第三款監獄第六項在監人費に於て其五分を減じ十二萬九千三百五十一圓を削減せり。（二）歲出臨時部大藏省所管第十六款第二項外國司法制度視察費は必要なきものと認めて之を削減し、陸軍省所管第九款第一項韓國派遣部隊費中機密費は必要なきものと認めて一萬五百圓を削減し遞信省所管第八款第一項發電水力調査費二十九萬二千五百五十六圓は多きに過ぐるを以て九萬二千五百五十六圓を削減せり。乙號に於て右削減の結果修正を加へし點あるも、別に報告せず。又丙號は原案通決定せり。（三）特別會計關東都督府歲出經常部第一款第四項旅費中一萬四千圓は孰れも都督及隨行員の外國出張に要する旅費にして、第六項二萬圓は宴會費なるが、共に必要なしと認めて之を削減し、臺灣總督府歲出臨時部第二款事業費第七項總督府廳舍新營費十萬圓は總額二百五十萬圓を要する繼續費なるも、緊急ならずと認めて之を削減し、第十七項阿里山森林經營費は本年度要求額百四十二萬圓の中八萬圓を削減し、而して繼續費總額に於て百萬

圓を削減せり。是れ藤田組に交付する賠償金百八十萬圓の中六十萬圓を削減し、其の他事業費に於て一割を削減したる結果なり。又第九款第一項航海費補助の中二十六萬圓は櫻丸の補助にして、之を廢棄すべしとの議論ありしも、政府は尙一年間之を試みんことを希望したるを以て四萬圓を減じ二十二萬圓に査定したり。

第六、豫算委員會の希望として決定したるものは、第一增俸に關し從來文武官吏の俸給に於て權衡を得ずと認められるものあり、政府は特に此の點に注意し、殊に下級官吏及下士卒に厚うすること、第二臺灣の關稅は大藏省の直轄とすること、第三臺灣の砂糖消費稅を內地に於て徵收し一般會計に組入るるの方針を執ること、第四南滿洲鐵道配當金增加のこと、第五日本銀行課稅增額のことの諸項なり。

第七、歲入は專ら地租條例中改正法律案修正の結果に依りて異動を生じたると、通行稅法案修正せられたる爲め、地租に於て減額を示し、通行稅に於て增加を見ることとなれり。此の金額は本年度に於ては地租七百八十一萬六千餘圓なり。是れ納期の都合に依り全一年分を徵收することと能はざるが故なり。而して通行稅に於ては百萬七千餘圓の增額を見るものとす。

以上修正の結果歲入に於て八百三萬千九百六十六圓を減少し、歲出に於て三百五十五萬五千九百三十九圓を減少し、而して歲入歲出各五億三千四十三萬九千五百七十三圓となれり。以上は孰れも重要事項にして此以外報告せざる部分は總て豫算委員會に於て可決すべきものと決定したるものなり。』

此の際大藏大臣桂太郎は、委員長の報告したる歲入の修正は政府の修正せんと欲する所と同一なるを以て政府は之に同意すと言明したり。次で島田三郎は大要左の如く演說せり。

『本員は同志の議員諸君と共に豫算全部に亙る修正案を提出し置けり。今一々款項に亙りて說明するの煩を省くべきも、要するに大體に於て約一千三百萬圓の削減を加へんとするにあり。今其の中の主なるものを擧ぐれば官吏增俸議員歲費增加其の他給料又は恩給の增加は一切削除し、唯陸海軍下士卒の給與に關しては政府案に贊成し、又內務省所管に於て恩給及年金取扱事務費は其の事務既に遞信省に移りたるを以て削除し、大藏省所管に於て政府が競馬會社の既得權を害せりとの理由に依り、損害補償の意味に於て競馬奬勵補助の名義の下に二十年間に支出せんとする三百三十餘萬圓を削除し、鹽專賣事業は根柢に於て反對なるを以て新營費を削除し陸軍省所管に於て糧秣費は米穀低廉の今日單價を十六圓十錢と見積りたるを失當とし、改めて之を十四圓と見積り結局百十六萬圓を削減し、禁野彈藥庫費は事業其のものを不當とするに非ざるも、設計の輕卒を非難する意味に於て之を削除し、海軍省所管に於て衣糧費は陸軍省所管糧秣費に於けると同一意味を以て削減し、文部省所管に於て測地學委員會基線實測費は參謀本部事業と重複するを以て削除し、遞信省所管に於て發電水力調査費は政府自ら調査せざるも嚴正に其の事を監督すれば足れりとして削除し、臺灣內地間航路補助は臺灣の事業既に盛大に赴ける今日最早保護の必要なしと認めて削除し、阿里山森林經營費は昨年と同一理由に依りて削除せんとするものなり。是より吾人が特に政治上の主義方針として反對を表するものに就て一言すべし。豫算の全體を通覽するに政府の事業を計畫する、總て其の名の美を求め其の實之に副はざるの跡あり。見よ彼の行政整理若くは行政緊縮も其の實際を解剖せば、行政を整理して

得たる所の五百萬圓を基礎とし總收入中の一千萬圓を補足し、合計一千五百萬圓を以て官吏の增俸に充つと云ふに過ぎず。曩に國債償還を增額すと言ひ、公債價格を引上げたるは頗る吾人の意を得たる所なるも、凡そ物其の中を得ざれば利早く盡きて害至る。今日政府は遮二無二公債償還に熱中し、他により多くの急務あるに拘らず、臨時に七百五十萬圓の償還を增加せんとす。是れ卽ち吾人が大體の精神上より將又政治の方針上より之に反對を表する所以なり。夫れ既に行政整理と言ふ、若し能く繁文縟禮を芟除し、政務を簡易切實にし、二重の局課を廢合し根本的改革を加へんか、國民は喜で能力ある留任官吏に對し給料の增加を首肯せん。然るに事實は之に反し、有名無實の整理に依て餘し得たる五百萬圓を基礎とし、國本培養の必要ある今日一千萬圓を租稅に取り、敢て官吏に增俸せんとす。抑〻何等の輕擧ぞや。戰後旣に五六年、戰時增加に係る租稅の平和克復後數年間一錢一厘を減ぜざるのみならず、却て三千餘萬圓の一大增稅を見るが如き史上類例なきの事實たり。租稅過重、民力疲弊の結果として著しく事實に現はれたるは貿易總額の減少なり。就中其の輸入に於て諸般の工業材料なり。是れ獨り現下の不景氣を語るに止らず、將來當に起るべき事業の根柢を枯しつつあることを說明するものなり。今や國民は戰後の財政整理は成るべく早く行はれんことを望み、誅求苛酷の俗吏的政治は成るべく速に廢められんことを望み、法律の根本を改めて稅額を輕減せられんことを望み、平生溫和にして政論に關係するを好まざる商工業者も營業稅の苦痛を訴へつつあり。斯る最中に杜撰孟浪の官吏增俸案を提げ以て本院に臨むに至つては、政府の意圖大に疑はざるを得ず。本員は敢て言はんとす、相當の時機に於て國民一致歡迎するの時機まで其の計畫を見合はすの優れるに如かず。

次に國債償還は現內閣の成立以來主義として計畫する所あり、前內閣の失轍を承け孜々として價格引上に鋭意せられしは頗る喜ぶべしとするも、之が爲め過度の償還を行ふは斷じて不要の業に屬す。曩に政府が年々二千五百萬圓以上の公債を償却せんとし、一年實行の結果更に多くを償却すべきことは經常費豫算に出されたれば、臨時費の上に七百五十萬圓を償却するの要なし。政府は言を爲して曰く、短期公債の償還を急ぐもの向後二年に迫りつつあり、故を以て之を增すの要ありと。而も思へ、今日財政經濟の狀態は五千萬圓の利息其の他は借換するも容易に之に應ずべし、果して何を苦しみてか民間の疲弊をも顧みず敢て公債の臨時償還を行はんとするか。之を要するに國債償還額の增加是れ亦不急の計畫たり。寧ろ宜しく移して以て民力休養に活用するの機宜に適する道たるを思ふ。本員は如上の意味に於て各省に修正を施し、結局一千三百七十萬圓の削減を主張するものなり。』

次で竹越與三郎は大要左の如く演說せり。

『本員は豫算委員長の報告を維持せんと欲するものなり。吾々が租稅の金額三億二千萬圓中より地租八厘を輕減して九百萬圓を取り得たるは大成功なり。當初政府は歲計の剩餘を以て所得稅の改正に仕向けんとしたるも、議會は之を地租に振り向け宿說を實行せんことを期せしに政府は歡然之に同意し、乃ち相互折衝して愈〻地租の輕減を見たり。隴を得て蜀を望むの徒は地租を輕減すると共に三稅其の他戰時稅をも輕減せよと唱ふるも、若し其の言の如くせば明かに四千四百萬圓の歲入不足を生ず。論者將た其の財源を如何にするの意か。島田君は官吏の增俸を以て政治上の害惡なるが如く論ずるも、帝國存在の要義を爲す所の官吏が、今や經濟上の變

動に依り延て生活上の動搖を受けつつあるを以て、其の俸給を增加し其の淸廉を維持せしむるは刻下急中の急務たり。而して官吏增俸の財源は悉く租稅の收入に據るにあらずして、行政整理に依る節減額六百萬圓に一般經濟より七百萬圓を補足せるものなり。斯くて地租を輕減し豫算に改廢を加へ、政費を節減し、而して官吏の俸給を增加す。正に目下の國情に對して機宜に適せる計畫なるを信ず。』

次に加藤政之助・木村省吾・佐々木安五郎三名の豫算案に對する修正意見の陳述ありて、豫算全部に對する討論終結し、先づ島田案・加藤案・木村案・佐々木案に就き順次に採決したるに孰れも少數にて否決せられ、豫算委員長報告の通全部可決確定したり。今政府原案と衆議院議決額とを對照すれば左の如し（政府原案は政府の修正に依り修正したるものを計上す）。

區分	政府原案	衆議院議決額	差引削減額
歳入			
經常部	四九三、四〇五、五九一円	四八六、六六七、八七六円	六、七三七、七一五円
臨時部	四五、〇六五、九四八	四三、七七一、六九七	一、二九四、二五一
合計	五三八、四七一、五三九	五三〇、四三九、五七三	八、〇三一、九六六
歳出			
經常部	四二〇、九八〇、四〇五	四一七、六三八、三五八	三、三四二、〇四七
臨時部	一一三、〇一五、一〇七	一一二、八〇一、二一五	二一三、八九二
合計	五三三、九九五、五一二	五三〇、四三九、五七三	三、五五五、九三九

而して右修正の結果官吏增俸に依る歳出增額及行政整理に依る歳出減額の關係は左の如くなれり。

區別	增俸に依る歳出增加額			行政整理に依る歳出減少額	差引增俸の爲め純增加額	
	政府原案				政府原案	衆議院修正案
	文官及武官	下士卒	計			
一般會計	九、五五三、四六九円	二、七二二、三九五円	一二、二七五、八六四円	八、一四〇、一〇三円	八、八三、七四三円	七、〇〇四、一二〇円
內（陸海軍兩省	四、六四六、五〇七	二、九七二、三九五	七、六、八、九〇三	四、〇三五、五八三	六、六四四、一四三五	五、六四七、二五五
（其他各省	四、九〇六、九六二	〇	四、九〇六、九六二	四、一〇四、五二〇	二、五九、三〇七	一、三五六、八六五
特別會計	二、三五三、四二三	八六	二、三五三、五〇八	二、五四六、九二〇	一六九、三八六	三六二、八七三
總計	二、八九六、八九二	二、九七二、四八一	一四、八七九、三七三	一〇、六八七、〇三三	八、九二、一二八	七、三六八、九三

區別	增俸に依る歳出增加額			行政整理に依る歳出減少額	差引增俸の爲め純增加額	
	政府原案	衆議院修正案			政府原案	衆議院修正案
	文官及武官	下士卒	計			
一般會計	二、五七六、一三九円	一〇、七一六、二四二円		三、七二二、一三三円		
內（陸海軍兩省	二、五七六、一三九	六、六二一、七二三		九六四四、四六七	六、六五四四、四三五	五、六四七、二五五
（其他各省	〇	四、一〇四、五二〇		二、七四七、六五五	二、一五九、三〇七	一、三五六、八六五
特別會計	七五	二、五四六、九二〇		二、一四四、二三三	一六九、三八六	三六二、八七三
總計	二、五五六、二一四	一三、二六三、三三七		五、八九六、二四四	八、九二、一二八	七、三六八、九三

貴族院に於ては二月十三日衆議院より明治四十三年度豫算案を受領し、同月十七日より豫算委員會を開きて愼重審議の結果、豫算案全部衆議院修正案の通可決すべきものと決定し、三月九日豫算委員長會我祐準は豫算委員會に於ける經過及結果を大要左の如く本會議に報告したり。

『豫算案は二月十六日本議場に於て二十日間の審査期限を以て委員に付託せられしが、委員總會を開くこと二回にして分科會に移し、其の審査終了を待ちて本月五日再び委員總會を開き、各分科主査の報告の後、質問、意見、希望の陳述等ありて之を議了せり。先づ一般に亙る質問中重要なるものを擧ぐれば（一）政府が地租輕減及官吏俸給削減に付衆議院に於て提案を枉げて之に同意せる理由（二）北海道拓殖の成績竝將來の計畫方針及十五箇年計畫に關する質問（三）滿洲經營卽ち關東都督府鐵道守備兵竝經濟問題に關する質問（四）競馬會社に關する質問（五）阿里山の件殊に衆議院の六十萬圓削減を容認したる理由（六）官吏增俸に次で來るべき公吏學校教師等の增俸に對する政府の定見（七）農民保護に對する政府の方針（八）最近に於ける隣邦の兵備增減に關する質問

（九）旅順開放及鎭海灣設備に關する質問（十）韓國最近の狀態及派遣兵に關する質問（十一）錦愛鐵道に關する政府外交の手段竝決心に關する質問等にして、政府は之に對し一々答辯する所ありたり。來年度の豫算は歳入歳出共に五億三千萬圓を超過せるが、政府は本案提出後自ら二回の修正を行へり。而して衆議院は更に之に對して大なる修正を加へたれば、豫算委員總會の議したる原案と提案當初の政府案とは多大の相違を生じ居れり。歳出經常部第一款皇室費の增額に對しては委員會は謹で全會一致を以て協贊の誠意を表し奉れり。外務省所管商務官の外國派遣に關する費用七萬六千餘圓に對しては、其の權限過少なりとの理由を以て削除說出でたるも少數にて消滅せり。大藏省所管兩院議長交際手當二萬五千圓宛に對し削除說出でたるも、同じく少數にて消滅せり。右二修正說の外何等の修正說なく、悉く衆議院修正案の通可決せり。次に豫算委員總會に發表せられたる委員の希望を擧ぐれば（一）來年度豫算中には關門海峽改良費・神戸港防波堤費・鎭海灣軍港設備費等の、性質上繼續事業に屬するものが一年立の形式を以て計上されたるは好ましからず。依て次年度より繼續費の形式に改められたきこと（二）不良少年の取締を嚴重にすべきこと、及官吏たる直轄學校教員增俸の影響として地方教員の增給を見るべく、其の結果授業料增額の必要を生ずべければ、一面之と均衡を保つ爲め官立學校に於ても授業料引上を必要とすること（三）森林組合の範圍を森林監督に及ぼし、官民共同して森林保護を全うするの方法を講ずること（四）商務官海外派遣は既に決せるも更に農務官・工務官の派遣を實行すること（五）水力調査に關する手續を簡捷にすること等なりき。其の他或る委員は官吏增俸額三割の減じて二割五分となり、議員歳費增加の削除せられしを遺憾なりとし、次年度に於て其の復活を希望したるに對し、一委員の猛烈なる反對あり。或る委員の如きは進んで貴族院議員の歳費全廢說を唱ふるに至り、豫算委員總會の最終は頗る活氣を呈したることを特に報告す。』

右報告終るや他に討論もなく、議長は先づ第一に歳出經常部第一款第一項皇室費に付憲法第六十六條に依り採決する旨を宣告し、總員起立して原案を可決せり。次で豫算案全部に對し採決の結果總て豫算委員長報告の通可決確定したり。

右貴衆兩院の協贊を經たる明治四十三年度歳入歳出總豫算は、裁可を經て明治四十三年三月二十四日左の如く公布せられたり。

明治四十三年度歳入歳出總豫算表

科目	金額	科目	金額
歳入		賣藥營業稅	二萬、八三一圓
經常部		銀行業稅	二、二五二、九五六
租稅	三二〇、二五二、七一八圓	取引所稅	三、一〇三、七六七
地租	七七、五六〇、三一九	兌換銀行券發行稅	一、一八四、三一七
所得稅	三一、九七七、六七一	噸稅	五九一、三四九
營業稅	二五、三〇三、四六七	關稅	四五、四一一、三一七
酒稅	八七、七八一、八五七	通行稅	二、八五一、〇六九
醬油稅	四、五〇〇、九三一	相續稅	一、五一〇、五三六
砂糖消費稅	一五、二四三、二一一	石油消費稅	二、一八、三五四
織物消費稅	一八、七〇五、五一五	印紙收入	二四、一〇八、一五九
印紙收入	二三五、八三一	官業及官有財産收入	一二五、六八四、一四六
官業及官有財産收入	二、一二五、九五六	郵便電信及電話收入	四七、四四五、七七七
郵便電信及電話收入	三、一〇三、七六七	森林收入	一〇、七四三、〇八三
森林收入	一、一八四、三一七	配當金收入	三、五〇〇、〇〇〇
配當金收入	五九一、三四九	囚徒工錢及製作收入	一、二三四、七一六
囚徒工錢及製作收入	四五、四一一、三一七	官有物貸下料	三八九、〇四八
官有物貸下料	二、八五一、〇六九	印刷局益金	二六〇、九七九
印刷局益金	一、五一〇、五三六	專賣局益金	六一、三二一、四九九
專賣局益金	二、一二八、三五四	東京砲兵工廠益金	二六、一〇二
東京砲兵工廠益金	二四、一〇八、一五九		

科目	金額
大阪砲兵工廠益金	二四、五五五円
千住製絨所益金	三、六六二
海軍採炭所益金	五一、三三七
海軍工廠資金材料物品賣拂益金	三三三、九一〇
電信燈臺用品製造所益金	二、七二一
韓國鐵道益金	三二四、六八〇
韓國森林益金	三二、一八七
雜收入	三、六四五、二二六
免許及手數料	二三三、五五三
懲罰及沒收金	七九七、一〇九
辨償及違約金	三一九、〇一三
税關雜收入	二八三、二二四
雜入	一、〇六一、一一七
官吏遺族扶助法納金	二八九、五七四
學校圖書館職員退隱及遺族扶助料法納金	一二〇、八二七
一年志願兵及幼年學校自費生納金	五五〇、三五〇
小笠原島地方收入	四五九
預金利子繰入	七、八四九、八二三
預金利子繰入	七、八四九、八二三

科目	金額
臺灣事業公債及借入金償却繰入	五、一五四、八二五円
臺灣事業公債及借入金償却繰入	五、一五四、八二五
經常部合計	四八六、六六七、八七六
臨時部	
官有物拂下代	二、二一八、八二六
鑛山拂下代	一、〇〇〇
地所拂下代	二三〇、一一三
建物拂下代	八、七三二
物品拂下代	一、三三六、七六七
船舶拂下代	四二八、四九四
家畜拂下代	一三三、六五〇
雜收入	四、〇八〇、三八六
海軍受託造修收入	二一七、四六七
返納金	一、七九八、一三二
清國償還金收入	二、〇五一、一九七
雜入	一三、五九〇
地方分擔納付金	一、三一三、九〇一
地方分擔納付金	一、三一三、九〇一
港灣設備納付金	六〇〇、〇〇〇

科目	金額
港灣設備納付金	六〇〇、〇〇〇円
公債募集金	三、〇四五、〇〇〇
臺灣事業費繰替借入金	三、〇四五、〇〇〇
森林資金繰入	二、九五七、七四二
森林資金繰入	二、九五七、七四二
陸軍營繕費補充資金繰入	二二〇、〇〇〇
陸軍營繕費補充資金繰入	二二〇、〇〇〇
軍艦水雷艇補充基金繰入	一〇、六八九、五八六
軍艦水雷艇補充基金繰入	一〇、六八九、五八六
貨幣整理資金繰入	六二、八三一
貨幣整理資金繰入	六二、八三一
學校及圖書館資金繰入	七五、四九五
學校及圖書館資金繰入	七五、四九五
獻納金	四四七、七三九
學校創立費獻納金	四四七、七三九
前年度繰入金	一八、二七〇、二〇一
前年度繰入金	一八、二七〇、二〇一
臨時部合計	四三、七七一、六九七
歳入總計	五三〇、四三九、五七三

歳出

經常部

皇室費	四、五〇〇、〇〇〇
皇室費	四、五〇〇、〇〇〇
外務省所管	
外務本省	七八〇、八〇二
俸給	二一〇、七三九
廳費	四三、三三三
修繕費	四、六八一
旅費	五、四八三
雜給及雜費	二七、六四六
傭外國人諸給	一五、〇〇〇
電信料	一五〇、〇〇〇
宴會費	五、〇〇〇
常設仲裁裁判所費分擔金	九三一
外國留學生費	一八、〇〇〇
機密費	四〇〇、〇〇〇
在外公館	三、四三八、二九六
俸給	一、八〇〇、一一三
館費	四二六、八四九

旅費	一八七、一一二
傭外國人諸給	三六、八七五
裁判及登記諸費	一、五一六
在外國居留民取締費	一八二、八九一
在監人費	一三、〇六九
地所家屋借料	三三四、二七二
電信料	三〇〇、〇〇〇
宴會費	一五六、五八〇
諸支出金	二一、五四〇
諸支出金	二一、五四〇
合計	四、二四〇、六三八
內務省所管	
神宮費	七〇、〇〇〇
神宮費	七〇、〇〇〇
神社費及國幣社例祭幣帛料	二三三、七八二
官國幣社費	二三〇、〇〇〇
國幣社例祭幣帛料	二、一三五
招魂社諸費	一一、六四七
內務本省	四二三、八一二
俸給	一八二、〇四三

廳費	三七、八〇四
修繕費	四、四〇〇
旅費	四〇、五一八
雜給及雜費	六六、七五三
萬國協約分擔金	二、八九四
感化救濟事業奬勵諸費	五〇、〇〇〇
地方改良事業奬勵諸費	三九、四〇〇
衞生試驗所	一三二、四六三
俸給	三八、三〇一
事務費	一四、八七二
事業費	五四、八六九
阿片費	二四、四二一
傳染病研究所	一八二、六五四
俸給	二九、九四二
事務費	一四、九七六
事業費	一三七、七三六
警視廳	二五九、五八一
俸給	一六一、七一八
廳費	一三、四三三
修繕費	三、九三〇

科目	金額
旅費	一〇、七七〇円
雜給及雜費	六〇、七四一
機密費	九、〇〇〇
北海道廳	五六三、八一九
俸給	二六九、一四六
廳費	四〇、九二一
修繕費	六、二〇六
旅費	八〇、七八六
雜給及雜費	五四、三三三
徵兵費	二〇、七四六
舊土人保護費	一〇、九五三
警察費連帶支辨金	七七、一三八
機密費	三、六〇〇
府縣	八、二六四、〇二四
俸給	三、二六四、六七四
廳費	三六九、〇三六
修繕費	三〇、九〇五
旅費	九一五、三四五
雜給及雜費	四四九、五七二
徵兵費	四三八、九七八円
傭外國人諸給	七、二〇〇
警察費連帶支辨金	二、四六一、八三五
港務費	一四〇、〇九二
海港檢疫費	五六、三七七
機密費	一三〇、〇〇〇
地方費	六七、七五七
小笠原島地方費	二七、一九二
島地警察費	四〇、二〇五
機密費	三六〇
補助費	一、〇二一、六五一
傳染病豫防費補助	三四一、一九九
地方感化院費補助	一〇〇、六八七
地方費補給	四二九、七六五
古社寺保存補助及補給費	一五〇、〇〇〇
諸支出金	二六八、四五七
諸支出金	二六八、四五七
合計	二、四八七、九八九
大藏省所管	
大藏本省	三六六、三二四円
俸給	一八六、七二七
廳費	三六、七九四
修繕費	五、〇八五
旅費	二五、五五三
雜給及雜費	六九、二二五
關稅訴願審查委員會費	二、八四四
萬國關稅表刊行同盟費	五七八
證券類取扱費	三九、五一九
預金利子及手數料	七、八七三、三〇一
預金利子	七、八四九、八二三
利子拂手數料	二三、四七九
內閣	三二一、九九六
俸給	一一二、五〇九
廳費	三二、三七八
修繕費	二、七五八
雜給及雜費	四一、三八〇
褒賞費	一八、二六六
文官試驗費	四、七七五

科目	金額
文官懲戒諸費	九三二
機密費	一〇〇、〇〇〇
樞密院	一七五、五〇三
俸給	一六六、六六三
廳費	二、八二三
修繕費	一、一一〇
雜給及雜費	四、九一七
貴族院	六九六、八四八
議員諸費	六二一、二一七
俸給	三三、七九九
廳費	三三、五三七
修繕費	二、一八〇
雜給及雜費	二五、二二五
衆議院	九〇三、八一七
議員諸費	八〇五、五七三
俸給	三四、一五九
廳費	三三、六六七
修繕費	一、七五七
雜給及雜費	二九、六六一
會計檢查院	二二三、九七五
俸給	一六九、〇六三
廳費	六、一〇三
修繕費	一、〇七五
旅費	二、七六九
雜給及雜費	一五、九六五
行政裁判所	七三、六二三
俸給	六三、一八一
廳費	二、二〇六
修繕費	八六七
雜給及雜費	七、三六九
馬政局	一、七四五、九九五
俸給	一二九、〇六一
廳費	一〇、六〇〇
修繕費	一三、七五〇
旅費	五〇、六三九
雜給及雜費	一八、三三六
奬勵及補償費	六三〇、九一三
去勢練習費	三、四三〇
事業費	九〇〇、二六六
統監府	九五四、七二四
俸給	三五八、三五二
廳費	七五、〇三五
修繕費	一三、八〇〇
旅費	六七、一八八
雜給及雜費	一九二、六〇一
審判及證明費	二、二四〇
電信料	一七、一六〇
宴會費	一四、二〇〇
中學校費	一四、一四八
機密費	二〇〇、〇〇〇
統監府司法及監獄費	三、二八七、五五一
俸給	一、五九七、九五三
廳費	一九一、三三二
修繕費	二八、二五〇
旅費	一五一、一四一
雜給及雜費	七七七、八九二
裁判及登記諸費	一四、一八九
在監人費	二三〇、八五四
判事檢事試驗費	九四〇
司法警察費	二七五、〇〇〇

科目	金額
歳入	
租税	一〇、〇〇〇、〇〇〇円
印紙収入	一、〇〇〇、〇〇〇
官有財産収入	三〇、一一四、〇〇〇
官業収入	一、〇〇〇、〇〇〇
雑収入	一、〇〇〇、〇〇〇
公債金	三〇、〇〇〇、〇〇〇
前年度繰越金	一、〇〇〇、〇〇〇
歳入合計	八六、一一四、〇〇〇
歳出	
皇室費	三、〇〇〇、〇〇〇
国会費	一、〇〇〇、〇〇〇
行政費	一、〇〇〇、〇〇〇
司法費	一、〇〇〇、〇〇〇
警察費	一、〇〇〇、〇〇〇
監獄費	一、〇〇〇、〇〇〇
教育費	一、〇〇〇、〇〇〇
学校及教育費	一、〇〇〇、〇〇〇
神社及宗教費	一、〇〇〇、〇〇〇
保護救済費	一、〇〇〇、〇〇〇
衛生費	一、〇〇〇、〇〇〇
病院及療養所費	一、〇〇〇、〇〇〇
土木費	一、〇〇〇、〇〇〇
農業費	一、〇〇〇、〇〇〇
商業費	一、〇〇〇、〇〇〇
工業費	一、〇〇〇、〇〇〇
水産業費	一、〇〇〇、〇〇〇
山林費	一、〇〇〇、〇〇〇
鉱業費	一、〇〇〇、〇〇〇
貿易費	一、〇〇〇、〇〇〇
移民及植民費	一、〇〇〇、〇〇〇
海外駐在員費	一、〇〇〇、〇〇〇
外国駐在員費	一、〇〇〇、〇〇〇
雑費	一、〇〇〇、〇〇〇
恩給及退隠料	一、〇〇〇、〇〇〇
賞与金	一、〇〇〇、〇〇〇
予備費	一、〇〇〇、〇〇〇
歳出合計	八六、一一四、〇〇〇

科目	金額
歳入	
租税	一〇、〇〇〇、〇〇〇円
印紙収入	一、〇〇〇、〇〇〇
官有財産収入	三〇、一一四、〇〇〇
官業収入	一、〇〇〇、〇〇〇
雑収入	一、〇〇〇、〇〇〇
公債金	三〇、〇〇〇、〇〇〇
前年度繰越金	一、〇〇〇、〇〇〇
歳入合計	八六、一一四、〇〇〇
歳出	
皇室費	三、〇〇〇、〇〇〇
国会費	一、〇〇〇、〇〇〇
行政費	一、〇〇〇、〇〇〇
司法費	一、〇〇〇、〇〇〇
警察費	一、〇〇〇、〇〇〇
監獄費	一、〇〇〇、〇〇〇
教育費	一、〇〇〇、〇〇〇
学校及教育費	一、〇〇〇、〇〇〇
神社及宗教費	一、〇〇〇、〇〇〇
保護救済費	一、〇〇〇、〇〇〇
衛生費	一、〇〇〇、〇〇〇
病院及療養所費	一、〇〇〇、〇〇〇
土木費	一、〇〇〇、〇〇〇
農業費	一、〇〇〇、〇〇〇
商業費	一、〇〇〇、〇〇〇
工業費	一、〇〇〇、〇〇〇
水産業費	一、〇〇〇、〇〇〇
山林費	一、〇〇〇、〇〇〇
鉱業費	一、〇〇〇、〇〇〇
貿易費	一、〇〇〇、〇〇〇
移民及植民費	一、〇〇〇、〇〇〇
海外駐在員費	一、〇〇〇、〇〇〇
外国駐在員費	一、〇〇〇、〇〇〇
雑費	一、〇〇〇、〇〇〇
恩給及退隠料	一、〇〇〇、〇〇〇
賞与金	一、〇〇〇、〇〇〇
予備費	一、〇〇〇、〇〇〇
歳出合計	八六、一一四、〇〇〇

第四類　計（十）

科目	金額
歳入	
租税	一〇、〇〇〇円
印紙収入	一、〇〇〇、〇〇〇
官有財産収入	三〇、一一四、〇〇〇
官業収入	一、〇〇〇、〇〇〇
雑収入	一、〇〇〇、〇〇〇
公債金	三〇、〇〇〇、〇〇〇
前年度繰越金	一、〇〇〇、〇〇〇
歳入合計	八六、一一四、〇〇〇
歳出	
皇室費	三、〇〇〇、〇〇〇
国会費	一、〇〇〇、〇〇〇
行政費	一、〇〇〇、〇〇〇
司法費	一、〇〇〇、〇〇〇
警察費	一、〇〇〇、〇〇〇
監獄費	一、〇〇〇、〇〇〇
教育費	一、〇〇〇、〇〇〇
学校及教育費	一、〇〇〇、〇〇〇
神社及宗教費	一、〇〇〇、〇〇〇
保護救済費	一、〇〇〇、〇〇〇
衛生費	一、〇〇〇、〇〇〇
病院及療養所費	一、〇〇〇、〇〇〇
土木費	一、〇〇〇、〇〇〇
農業費	一、〇〇〇、〇〇〇
商業費	一、〇〇〇、〇〇〇
工業費	一、〇〇〇、〇〇〇
水産業費	一、〇〇〇、〇〇〇
山林費	一、〇〇〇、〇〇〇
鉱業費	一、〇〇〇、〇〇〇
貿易費	一、〇〇〇、〇〇〇
移民及植民費	一、〇〇〇、〇〇〇
海外駐在員費	一、〇〇〇、〇〇〇
外国駐在員費	一、〇〇〇、〇〇〇
雑費	一、〇〇〇、〇〇〇
恩給及退隠料	一、〇〇〇、〇〇〇
賞与金	一、〇〇〇、〇〇〇
予備費	一、〇〇〇、〇〇〇
歳出合計	八六、一一四、〇〇〇

科目	金額
在監人費	六、三一二円
水路費	二六七、六八三
傭外國人諸給	一四、〇四〇
機密費	八〇、〇〇〇
艦船經費繰替金	二〇、〇〇〇
諸支出金	二〇、九〇七
諸支出金	二〇、九〇七
合計	三八、四七四、七二五
司法省所管	
司法本省	一五六、二六〇
俸給	八八、五九四
廳費	一八、七七七
修繕費	一、四三〇
旅費	七、二四七
雜給及雜費	一八、七三〇
判事檢事及辯護士試驗費	六、五〇五
外國司法制度視察費	一四、九七七
裁判所	六、〇三九、一九二
俸給	三、八七二、五六一
廳費	四七三、五二一円
修繕費	六七、八三三
旅費	一三〇、四三四
雜給及雜費	九六六、二九〇
裁判及登記諸費	四七八、二六三
機密費	六〇、三〇〇
監獄	五、四二五、八四八
俸給	三三八、五七二
廳費	一六九、一八九
修繕費	九一、二〇九
旅費	四五、〇六三
雜給及雜費	二、三二四、一三九
在監人費	二、四五七、六七六
諸支出金	六二、六九二
諸支出金	六二、六九二
合計	一二、六八三、九九二
文部省所管	
文部本省	五三九、八九五
俸給	二一一、四〇八
廳費	一四、九〇四円
修繕費	三、一五〇
旅費	一六、四〇〇
雜給及雜費	二九、〇六九
編書費	四五、一〇一
帝國學士院費	八、七一六
教員免許及檢定費	九、五九七
萬國理學文書目錄委員會加盟諸費	四、五三九
美術奬勵費	一〇、〇〇〇
外國留學生費	二八二、五三五
萬國學術協會費	四、四七六
震災豫防調査會	二、三七九
修繕費	一、一四四
調査費	二〇、二三五
測地學委員會	八、四八三
修繕費	一〇〇
調査費	八、三八三
中央氣象臺	六九、二九四
俸給	二三、三二一

科目	金額
廳費及修繕費	二四、五二八
雜給及雜費	二、四五五
緯度觀測所	八、五六〇
俸給	五、二三三
廳費及修繕費	一、九六六
雜給及雜費	一、三六二
醫術及藥劑師試驗費	八〇、一七五
俸給	二、三〇〇
廳費及修繕費	四、八三七
雜給及雜費	三一、六九九
病院費	四一、三三九
大學及學校圖書館支出金	四、八四六、八六〇
東京帝國大學	一、三五八、八三八
京都帝國大學	一、〇四一、四〇〇
學校及圖書館	二、四四六、六二三
府縣立師範學校長俸給	一一五、〇七〇
府縣立師範學校長俸給	一一五、〇七〇
普通教育費	一、五〇〇、〇〇〇
小學校教育費補助	一、〇〇〇、〇〇〇
教育資金配當金	五〇〇、〇〇〇
實業教育奬勵費	三七五、〇〇〇
實業教育費補助	三三五、〇〇〇
實業教員養成費	一四、九九五
實業教員養成費支出金	二五、〇〇五
諸支出金	二、三〇二
諸支出金	二、三〇二
合計	七、五六七、〇一八
農商務省所管	
農商務本省	五〇三、三一二
俸給	二四九、〇六二
廳費	三八、〇五一
修繕費	三、五二六
旅費	四八、六三四
雜給及雜費	四三、八六三
萬國協約分擔金	二〇、九二〇
度量衡費	三四、七八八
調査事業費	二四、二九二
商品陳列館諸費	二〇、八一二
種牡牛檢査費	一一、八六四
重要技術員養成費	七、五〇〇
特許局	一九七、五八五
俸給	九八、〇七二
廳費	五七、四〇七
修繕費	一、一二八
旅費	三、七六二
雜給及雜費	三六、九六八
審判及審査諸費	二四八
森林費	四、六九二、七一九
俸給	七五七、七一六
廳費	一二三、六三二
修繕費	一一、九三八
旅費	二〇五、六七七
雜給及雜費	九七、九〇〇
事業費	三、四九五、八五六
鑛山監督署	三八六、九五七
俸給	二一三、〇二五
廳費	五六、六二〇
修繕費	二、〇〇〇
旅費	八四、一〇二
雜給及雜費	三一、二一〇

科目	金額
農事試驗場	一九四、三三七円
俸給	七五、七三九
事務費	二一、九九七
事業費	九六、六〇一
水產講習所	一四〇、〇一五
俸給	三〇、〇四五
事務費	二八、八二三
事業費	八二、一四七
蠶業講習所	一七五、七四六
俸給	四九、〇八三
事務費	二〇、四四四
事業費	一〇六、二一九
生絲檢査所	八八、七八九
俸給	二三、一〇六
事務費	一七、六〇二
事業費	四八、〇八一
畜產改良費	二五七、〇七二
俸給	一三、〇三五
事務費	二〇、九二四
事業費	二三三、一一三円
工業試驗所	一〇八、六四四
俸給	三七、八八六
事務費	八、六三六
事業費	六二、一一三
花莚檢査所	五六、五五五
俸給	一四、三七四
事務費	一四、四九〇
事業費	二七、六九一
補助費	四一四、〇〇〇
農會補助	一三八、五〇〇
產業試驗費講習費補助	一七五、五〇〇
蠶病豫防費補助	一〇〇、〇〇〇
諸支出金	四七、五七五
諸支出金	四七、五七五
合計	七、二六五、三〇六
遞信省所管	
遞信本省	六四三、〇〇一
俸給	二三八、五一八
廳費	一七四、六九四円
修繕費	九、四二五
旅費	六八、六三三
雜給及雜費	一四三、一三二
傭外國人諸給	六、六〇〇
萬國航海會議補助費	二、〇〇〇
遞信費	二六、六四〇、二四七
俸給	三、〇九八、七三〇
修繕費	一〇三、四七一
旅費	三五〇、六〇五
萬國郵便電信聯約費	五、二〇一
遞信事業費	二〇、二三〇、七〇四
諸拂戻金	二、八五一、五三六
航路標識費	四〇五、五二三
俸給	二一〇、六三八
修繕費	七〇八
旅費	八、八三八
航路標識事業費	一八五、三三九
船舶海員費	一七三、五六〇

科目	金額
俸給	一一六、六五二
廳費	一五、三〇七
修繕費	九二九
旅費	一四、七三三
雜給及雜費	二四、二四六
審判費	一、六九三
商船學校	二一〇、九二七
俸給	五三、〇五六
廳費	二八、二六三
修繕費	七九七
旅費	一、二七五
雜給及雜費	一七、六八四
學生費	三九、九八〇
海上練習費	六九、八七二
恩給及年金	二九、五二〇、七五四
賞勲年金	一〇、四六八、三一〇
文官恩給	二、七三九、〇四一
軍人恩給	一五、八二六、三六四
學校職員恩給	二七〇、九一九
外國人恩給	二六、三五〇
特別年金	三〇〇
巡査及看守恩給	一八九、四七〇
諸支出金	五七、五三三
諸支出金	五七、五三三
合計	五七、六五一、三五五
經常部合計	四一七、六三八、三三八
臨時部	
外務省所管	
營繕費	二二、〇〇〇
在外公館新築費	二五、〇〇〇
在外公館修築費	一八七、〇〇〇
在外公館移轉費	一〇、〇〇〇
在外公館移轉費	一〇、〇〇〇
移民調査費	二〇、〇〇〇
移民調査費	二〇、〇〇〇
關東都督府經費補充金	二、九四八、四一六
關東都督府經費補充金	二、九四八、四一六
條約改正費	三〇、〇〇〇
條約改正費	三〇、〇〇〇
在外公館創立費	一五、〇〇〇
在外公館創立費	一五、〇〇〇
海牙平和宮殿寄贈品費	四〇、〇〇〇
海牙平和宮殿寄贈品費	四〇、〇〇〇
合計	三、二七五、四一六
內務省所管	
補助費	一、七一六、〇〇〇
大阪築港費補助	四六八、〇〇〇
砂防工事費補助	二〇〇、〇〇〇
京都市水道費補助	五〇、〇〇〇
大阪市水道費補助	六〇、〇〇〇
名古屋市水道費補助	四〇、〇〇〇
新潟市水道費補助	七〇、〇〇〇
門司市水道費補助	三一、〇〇〇
堺市水道費補助	六六、〇〇〇
高崎市水道費補助	六〇、〇〇〇
小樽區水道費補助	五〇、〇〇〇
名古屋市下水道費補助	四〇、〇〇〇
廣島市下水道費補助	六五、〇〇〇
福岡縣若松町水道費補助	五六、〇〇〇
橫濱市水道費補助	二〇、〇〇〇

科目	金額
小倉市水道費補助	四〇、〇〇〇円
甲府市水道費補助	三〇、〇〇〇
秋田市水道費補助	七〇、〇〇〇
道路改良費補助	三〇〇、〇〇〇
土木事業費	四、三一三、九〇一
河川改良費	四、二一三、九〇一
調査費	一〇〇、〇〇〇
營繕費	四三〇、四四九
警視廳廳舍建築費	一四一、〇四〇
新營費	二三七、〇七〇
修繕費	五二、三三九
造神宮使廳	八四、五〇〇
俸給	一九、九三四
廳費及修繕費	二、六二四
旅費	一〇、六五八
雜給及雜費	一〇、九六五
式年御造營費	四〇、三一九
小笠原島殖產事業費	一七、七六四
森林經營費	五、二一〇
水產經營費	一二、五五四円
北海道拓殖費	二、五〇〇、〇〇〇
殖民費	三八四、三七四
產業費	一八四、五九二
道路橋梁費	八八七、四四〇
土地改良費	一三、五五二
河川費	一五一、七三四
港灣費	八七八、三〇八
北海道森林費	四〇〇、五〇四
俸給	一〇七、二〇三
廳費及修繕費	二〇、五〇七
雜給及雜費	一六二、二九〇
事業費	一一〇、五〇四
港灣改良費	七〇〇、〇〇〇
敦賀港改良費	二〇〇、〇〇〇
關門海峽改良費	五〇〇、〇〇〇
出版圖書整理費	三、七〇七
出版圖書整理費	三、七〇七
臺灣特別會計繰入金	三、〇四五、〇〇〇
公債募集金繰入	三、〇四五、〇〇〇円
樺太經費補充金	五四四、七一四
樺太經費補充金	五四四、七一四
神職養成及神社調査費	一〇、〇〇〇
神職養成及神社調査費	一〇、〇〇〇
臨時外國行諸費	七、八七八
萬國衞生及人口學會議參列費	三、〇八八
比律賓群島醫學會參列費	九六五
萬國道路會議參列費	三、八二五
議員總選擧取締費	二、〇〇〇
北海道會議員總選擧取締費	二、〇〇〇
合計	一三、七六六、四一七
大藏省所管	
補助費	四六七、六二二
株式會社農工銀行補助	五、〇〇〇
罹災救助基金補助	八二、六二二
在韓國居留民教育費補助	五五、〇〇〇
朝鮮海水產組合補助	二五、〇〇〇
東洋拓殖株式會社補助	三〇〇、〇〇〇

科目	金額
營繕費	四、〇九〇、五八三
橫濱稅關海面埋立及陸上設備費	七三五、〇〇〇
橫濱港水堤修築費	五三二、〇一三
神戶稅關海陸運輸聯絡設備費	一、〇七〇、〇〇〇
煙草製造專賣創業建設費	七五四、五〇〇
理事廳新營費	四九、八四四
內閣所屬廳舍及倉庫移轉改築費	二三、四五一
統監官舍新營費	五七、七四七
京城中學校新營費	六五、四〇〇
神戶稅關防波堤築造費	三〇〇、〇〇〇
新營費	八四八、五九四
修繕費	一三四、〇三四
馬政事業設備費	一三八、五一九
馬政事業設備費	一三八、五一九
關稅定率調査費	一四、七八二
關稅定率調査費	一四、七八二
四分利付淸國債券元利	二、〇五一、三〇九
四分利付淸國債券元利	二、〇五一、三〇九
海外駐劄財務官費	八二、八九七
海外駐劄財務官費	八二、八九七
臨時事件行賞諸費	二九、一八七
臨時事件行賞諸費	二九、一八七
印刷局機械增設及工場其他增築費	五六、二五九
機械增設費	四〇、〇九四
工場其他增築費	一六、一六五
造幣局擴張費	六二、八三一
機械增設費	五七、六八〇
工場其他增築及改築費	五、一五一
韓國政府立替金	二、六〇〇、〇〇〇
韓國政府立替金	二、六〇〇、〇〇〇
人口靜態統計定期編纂諸費	六、二五一
人口靜態統計定期編纂諸費	六、二五一
臨時秩祿處分費	二、六九四
調査費	一四、七五八
裁判費	六、九三六
國勢調査準備委員會費	八、〇〇〇
國勢調査準備委員會費	八、〇〇〇
臨時馬疫調査費	二五、〇〇〇
臨時馬疫調査費	二五、〇〇〇
北韓貿易調査費	一〇、〇〇〇
北韓貿易調査費	一〇、〇〇〇
臨時外國行諸費	六、〇〇〇
統監府日英博覽會出張旅費	六、〇〇〇
韓國鐵道資本勘定へ繰入	三、五〇〇、〇〇〇
韓國鐵道資本勘定へ繰入	三、五〇〇、〇〇〇
國債整理基金臨時繰入	七、五〇〇、〇〇〇
國債整理基金臨時繰入	七、五〇〇、〇〇〇
公債端金	三九、八二六
公債端金	三九、八二六
合計	三〇、七一〇、七五九
陸軍省所管	
砲臺建築費	二五〇、〇〇〇
東京灣砲臺建築費	二五〇、〇〇〇
營繕費	五九四、二三二
小倉衞戍地各部隊給水設備支出金	五〇、〇〇〇
旭川衞戍地各部隊水道布設費	一〇〇、〇〇〇
新營費	三五四、二三二
修繕費	九〇、〇〇〇
營繕及初度調辨費	二、三二六、三〇九
土地買上費	一〇〇、〇〇〇

科目	金額
造船費	一、〇〇〇、〇〇〇
兵器費	一、一〇〇、〇〇〇
建築費	一、二〇〇、〇〇〇
製鉄所費	一、三〇〇、〇〇〇
鉄道費	一、四〇〇、〇〇〇
通信費	一、五〇〇、〇〇〇
電気事業費	一、六〇〇、〇〇〇
水道費	一、七〇〇、〇〇〇
港湾費	一、八〇〇、〇〇〇
道路橋梁費	一、九〇〇、〇〇〇
河川費	二、〇〇〇、〇〇〇
砂防費	二、一〇〇、〇〇〇
森林費	二、二〇〇、〇〇〇
耕地整理費	二、三〇〇、〇〇〇
開墾及植民費	二、四〇〇、〇〇〇
牧畜及養蚕費	二、五〇〇、〇〇〇
漁業費	二、六〇〇、〇〇〇
鉱業費	二、七〇〇、〇〇〇
商業費	二、八〇〇、〇〇〇
工業費	二、九〇〇、〇〇〇
貿易費	三、〇〇〇、〇〇〇
移民費	三、一〇〇、〇〇〇
統計費	三、二〇〇、〇〇〇
度量衡及計量器検定費	三、三〇〇、〇〇〇
倉庫費	三、四〇〇、〇〇〇
保険費	三、五〇〇、〇〇〇
救恤及慈善費	三、六〇〇、〇〇〇
衛生費	三、七〇〇、〇〇〇
医師及産婆試験費	三、八〇〇、〇〇〇
薬品及薬舗取締費	三、九〇〇、〇〇〇
伝染病予防費	四、〇〇〇、〇〇〇
種痘費	四、一〇〇、〇〇〇
検疫費	四、二〇〇、〇〇〇
水産伝染病予防費	四、三〇〇、〇〇〇
家畜伝染病予防費	四、四〇〇、〇〇〇
家畜衛生費	四、五〇〇、〇〇〇
獣医講習所費	四、六〇〇、〇〇〇
獣医試験費	四、七〇〇、〇〇〇
獣医免許費	四、八〇〇、〇〇〇
獣医開業試験費	四、九〇〇、〇〇〇
獣医検査費	五、〇〇〇、〇〇〇
獣医手数料	五、一〇〇、〇〇〇
獣医講習費	五、二〇〇、〇〇〇
獣医試験費	五、三〇〇、〇〇〇
獣医免許費	五、四〇〇、〇〇〇
獣医開業試験費	五、五〇〇、〇〇〇
獣医検査費	五、六〇〇、〇〇〇
獣医手数料	五、七〇〇、〇〇〇
獣医講習費	五、八〇〇、〇〇〇
獣医試験費	五、九〇〇、〇〇〇
獣医免許費	六、〇〇〇、〇〇〇
獣医開業試験費	六、一〇〇、〇〇〇
獣医検査費	六、二〇〇、〇〇〇
獣医手数料	六、三〇〇、〇〇〇
獣医講習費	六、四〇〇、〇〇〇
獣医試験費	六、五〇〇、〇〇〇
獣医免許費	六、六〇〇、〇〇〇
獣医開業試験費	六、七〇〇、〇〇〇
獣医検査費	六、八〇〇、〇〇〇
獣医手数料	六、九〇〇、〇〇〇
獣医講習費	七、〇〇〇、〇〇〇
獣医試験費	七、一〇〇、〇〇〇
獣医免許費	七、二〇〇、〇〇〇
獣医開業試験費	七、三〇〇、〇〇〇
獣医検査費	七、四〇〇、〇〇〇
獣医手数料	七、五〇〇、〇〇〇
獣医講習費	七、六〇〇、〇〇〇
獣医試験費	七、七〇〇、〇〇〇
獣医免許費	七、八〇〇、〇〇〇
獣医開業試験費	七、九〇〇、〇〇〇
獣医検査費	八、〇〇〇、〇〇〇
獣医手数料	八、一〇〇、〇〇〇
獣医講習費	八、二〇〇、〇〇〇
獣医試験費	八、三〇〇、〇〇〇
獣医免許費	八、四〇〇、〇〇〇
獣医開業試験費	八、五〇〇、〇〇〇
獣医検査費	八、六〇〇、〇〇〇
獣医手数料	八、七〇〇、〇〇〇
獣医講習費	八、八〇〇、〇〇〇
獣医試験費	八、九〇〇、〇〇〇
獣医免許費	九、〇〇〇、〇〇〇
獣医開業試験費	九、一〇〇、〇〇〇
獣医検査費	九、二〇〇、〇〇〇
獣医手数料	九、三〇〇、〇〇〇
獣医講習費	九、四〇〇、〇〇〇
獣医試験費	九、五〇〇、〇〇〇
獣医免許費	九、六〇〇、〇〇〇
獣医開業試験費	九、七〇〇、〇〇〇
獣医検査費	九、八〇〇、〇〇〇
獣医手数料	九、九〇〇、〇〇〇
獣医講習費	一〇、〇〇〇、〇〇〇

科目	金額
造船費	一、〇〇〇、〇〇〇
兵器費	一、一〇〇、〇〇〇
建築費	一、二〇〇、〇〇〇
製鉄所費	一、三〇〇、〇〇〇
鉄道費	一、四〇〇、〇〇〇
通信費	一、五〇〇、〇〇〇
電気事業費	一、六〇〇、〇〇〇
水道費	一、七〇〇、〇〇〇
港湾費	一、八〇〇、〇〇〇
道路橋梁費	一、九〇〇、〇〇〇
河川費	二、〇〇〇、〇〇〇
砂防費	二、一〇〇、〇〇〇
森林費	二、二〇〇、〇〇〇
耕地整理費	二、三〇〇、〇〇〇
開墾及植民費	二、四〇〇、〇〇〇
牧畜及養蚕費	二、五〇〇、〇〇〇
漁業費	二、六〇〇、〇〇〇
鉱業費	二、七〇〇、〇〇〇
商業費	二、八〇〇、〇〇〇
工業費	二、九〇〇、〇〇〇
貿易費	三、〇〇〇、〇〇〇
移民費	三、一〇〇、〇〇〇
統計費	三、二〇〇、〇〇〇
度量衡及計量器検定費	三、三〇〇、〇〇〇
倉庫費	三、四〇〇、〇〇〇
保険費	三、五〇〇、〇〇〇
救恤及慈善費	三、六〇〇、〇〇〇
衛生費	三、七〇〇、〇〇〇
医師及産婆試験費	三、八〇〇、〇〇〇
薬品及薬舗取締費	三、九〇〇、〇〇〇
伝染病予防費	四、〇〇〇、〇〇〇
種痘費	四、一〇〇、〇〇〇
検疫費	四、二〇〇、〇〇〇
水産伝染病予防費	四、三〇〇、〇〇〇
家畜伝染病予防費	四、四〇〇、〇〇〇
家畜衛生費	四、五〇〇、〇〇〇
獣医講習所費	四、六〇〇、〇〇〇
獣医試験費	四、七〇〇、〇〇〇
獣医免許費	四、八〇〇、〇〇〇
獣医開業試験費	四、九〇〇、〇〇〇
獣医検査費	五、〇〇〇、〇〇〇
獣医手数料	五、一〇〇、〇〇〇
獣医講習費	五、二〇〇、〇〇〇
獣医試験費	五、三〇〇、〇〇〇
獣医免許費	五、四〇〇、〇〇〇
獣医開業試験費	五、五〇〇、〇〇〇
獣医検査費	五、六〇〇、〇〇〇
獣医手数料	五、七〇〇、〇〇〇
獣医講習費	五、八〇〇、〇〇〇
獣医試験費	五、九〇〇、〇〇〇
獣医免許費	六、〇〇〇、〇〇〇
獣医開業試験費	六、一〇〇、〇〇〇
獣医検査費	六、二〇〇、〇〇〇
獣医手数料	六、三〇〇、〇〇〇
獣医講習費	六、四〇〇、〇〇〇
獣医試験費	六、五〇〇、〇〇〇
獣医免許費	六、六〇〇、〇〇〇
獣医開業試験費	六、七〇〇、〇〇〇
獣医検査費	六、八〇〇、〇〇〇
獣医手数料	六、九〇〇、〇〇〇
獣医講習費	七、〇〇〇、〇〇〇
獣医試験費	七、一〇〇、〇〇〇
獣医免許費	七、二〇〇、〇〇〇
獣医開業試験費	七、三〇〇、〇〇〇
獣医検査費	七、四〇〇、〇〇〇
獣医手数料	七、五〇〇、〇〇〇
獣医講習費	七、六〇〇、〇〇〇
獣医試験費	七、七〇〇、〇〇〇
獣医免許費	七、八〇〇、〇〇〇
獣医開業試験費	七、九〇〇、〇〇〇
獣医検査費	八、〇〇〇、〇〇〇
獣医手数料	八、一〇〇、〇〇〇
獣医講習費	八、二〇〇、〇〇〇
獣医試験費	八、三〇〇、〇〇〇
獣医免許費	八、四〇〇、〇〇〇
獣医開業試験費	八、五〇〇、〇〇〇
獣医検査費	八、六〇〇、〇〇〇
獣医手数料	八、七〇〇、〇〇〇
獣医講習費	八、八〇〇、〇〇〇
獣医試験費	八、九〇〇、〇〇〇
獣医免許費	九、〇〇〇、〇〇〇
獣医開業試験費	九、一〇〇、〇〇〇
獣医検査費	九、二〇〇、〇〇〇
獣医手数料	九、三〇〇、〇〇〇
獣医講習費	九、四〇〇、〇〇〇
獣医試験費	九、五〇〇、〇〇〇
獣医免許費	九、六〇〇、〇〇〇
獣医開業試験費	九、七〇〇、〇〇〇
獣医検査費	九、八〇〇、〇〇〇
獣医手数料	九、九〇〇、〇〇〇
獣医講習費	一〇、〇〇〇、〇〇〇

科目	金額
第六醫學專門學校創立費	一〇〇、〇〇〇円
新營費	六〇、五三〇
設備費	三九、四七〇
仙臺工學專門學校創立費	三九、九七九
新營費	二二、〇四八
設備費	一七、九三一
第七高等工業學校創立費	五八、〇〇〇
新營費	四八、〇〇〇
設備費	一〇、〇〇〇
鑛山專門學校創立費	七〇、〇〇〇
新營費	五〇、〇〇〇
設備費	二〇、〇〇〇
學校臨時支出金	一四、三八〇
學校臨時支出金	一四、三八〇
臨時調查費	一〇、〇〇〇
國語調查費	一〇、〇〇〇
臨時教員養成所費	九、二七一
臨時教員養成所費	九、二七一
委託學生費	一三、五九〇
清國委託學生費	一三、五九〇円
測地學委員會基線實測費	六、五〇〇
測地學委員會基線實測費	六、五〇〇
臨時外國行諸費	一四、〇五六
日英博覽會派遣費	七、一九三
萬國衞生及人口學會議參列費	三、二九六
萬國行政學會議參列費	三、五六七
合計	一、二七八、五三四
農商務省所管	
外國貿易擴張費	九九、〇〇〇
實業練習生補助費	五七、三一八
商品陳列費	八四三
實業調查費	四〇、八四〇
製鐵所創立費	二四八、五〇〇
事務費	一三、六九八
製鐵原料鑛山費	二三五、八〇三
營繕費	三六八、九六三
新營費	三四四、八六三
修繕費	二四、一〇〇
國有林野經營費	二、九五七、七四二円
俸給及諸給	四〇六、五三五
事業費	二、五五一、二〇七
製鐵所据置運轉資本補塡	一、〇〇〇、〇〇〇
製鐵所据置運轉資本補塡	一、〇〇〇、〇〇〇
漁業免許處分費	一七、〇九七
漁業免許處分費	一七、〇九七
足尾國有林復舊費	四一、二一七
足尾國有林復舊費	四一、二一七
產業獎勵費	一、二七四、一五五
遠洋漁業獎勵費	一四九、七九八
農事改良獎勵費	七〇四、三六三
糖業改良費	八九、八二四
工業獎勵費	三八、〇〇〇
植樹獎勵費	一八一、八二三
府縣聯合共進會費	一一〇、三六八
日本大博覽會費	六一、八六九
日本大博覽會費	六一、八六九
臨時調查費	七四、四〇三

科目	金額
鑛毒調查費	四〇、〇〇〇
鑛物調查費	三四、四〇二
日英博覽會費	一、一三二、八〇二
日英博覽會費	一、一三二、八〇二
臨時外國行諸費	四、三七四
萬國農事協會會議參列費	四、三七四
羅馬及チユラン萬國博覽會費	一〇一、〇〇〇
羅馬及チユラン萬國博覽會費	一〇一、〇〇〇
臨時標本購入費	一〇、〇〇〇
商品陳列館標本購入費	一〇、〇〇〇
生產調查會費	三九、九六四
生產調查會費	三九、九六四
合計	七、四二〇、〇八五
遞信省所管	
補助費	三、七七三、八八七
海員養成補助	五、〇〇〇
水難救濟補助	二〇、〇〇〇
航路擴張費	九、八一六、九五四
航海獎勵費	一、八二四、三二三
造船獎勵費	一、一一七、六二〇
電信電話營繕費	五〇〇、〇〇〇
電信電話營繕費	五〇〇、〇〇〇
航路標識營繕費	六〇、〇〇〇
航路標識設置費	三一、九一〇
新營費	八〇〇
航路標識修繕費	二、〇九五
修繕費	二五、一九五
營繕費	二八八、九七〇
札幌郵便局新營費	三〇、〇〇〇
函館郵便局新營費	二〇、〇〇〇
新營費	一六八、七四〇
修繕費	七〇、二三〇
電話交換擴張費	四、〇〇〇、〇〇〇
電話交換擴張費	四、〇〇〇、〇〇〇
本省假廳舍敷地借料	一、三五〇
本省假廳舍敷地借料	一、三五〇
本省廳舍移轉費	二、〇〇〇
本省廳舍移轉費	二、〇〇〇
發電水力調查費	二〇〇、〇〇〇
發電水力調查費	二〇〇、〇〇〇
合計	一七、八二六、二〇七
臨時部合計	一二三、八〇一、二二五
歲出總計	五三〇、四二九、五七三

新規繼續費表

事項	總額	明治四十三年度	同四十四年度	同四十五年度	同四十六年度	同四十七年度
海牙平和宮殿寄贈品費	八三、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	〇円	〇円
京城中學校新營費	一五〇、〇〇〇	六五、四〇〇	八四、六〇〇	〇	〇	〇

事項	總額	明治四十三年度	同四十四年度	同四十五年度	同四十六年度	同四十七年度
旭川營戍地各部隊水道布設費	四五〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円	〇円
臺灣兵營廳舍營繕及初度測辨費	一、七六三、六一九	四〇〇、〇〇〇	六八三、七三六	六七九、八八三		
測量費	一、四五三、三八〇	二九〇、六七六	二九〇、六七六	二九〇、六七六	二九〇、六七六	二九〇、六七六
大阪控訴院地方裁判所區裁判所建築費	八〇〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇
臨時馬及チユラン萬國博覽會費	一五〇、〇〇〇	一〇一、〇〇〇	四九、〇〇〇	〇	〇	〇
合計	四、八四九、九九九	一、一五七、〇七六	一、三八八、〇一二	一、二五三、五五九	六〇〇、六七六	四五〇、六七六

第二款　追加豫算

明治四十三年度總豫算に對する追加豫算案は第二十六回及第二十七回帝國議會に於て各四件提出せられたり。今其の內容及之が審議の經過を說明すれば左の如し。

第一　第二十六回帝國議會提出追加豫算

(一)本議會提出の第一號追加豫算案に計上する所の金額は、歳入歳出各三十三萬六千二百十圓にして、其の追加を要する所以は、アルゼンチン共和國祭參列及日英博覽會參會の爲め帝國軍艦を派遣するの必要あり、其の明治四十二年度に屬する經費は別に該年度追加豫算として要求せるも、其の明治四十三年度に屬する經費を前年度繰入金を財源として豫算したるに依る。右は明治四十三年二月二十四日衆議院に提出せられしが、衆議院は三月一日、貴族院は同月七日何れも異議なく之を可決せしを以て、裁可を經て同月二十四日公布せられたり。

(二)本議會提出の第二號追加豫算案に計上する所の金額は歳入歳出各三百三十四萬三千三百八十四圓にして、其の追加を要する所以は、歳入に在りては鴨綠江採木公司より受入るべき配當金庄川及渡良瀨川改修費地方分擔納付金臺灣內地間海底電線布設費の財源として借入るべき一時借入金及前年度繰入金等を豫算し、歳出に在りては庄川及渡良瀨川改修費臺灣內地間海底電線布設費臺灣特別會計繰入宅地地價修正費地租名寄帳整理補助金各種萬國會議參列費電氣測定法の制定に伴ふ經費東京市の市區改正に伴ふ電話線移築費火災復舊費及八重山基隆間海底電線布設替費等を豫算したるに依る。右は明治四十三年三月二日衆議院に提出せられしが、衆議院は同月十八日、貴族院は同月二十二日何れも異議なく之を可決せしを以て、裁可を經て同月二十五日公布せられたり。

(三)本議會提出の第三號追加豫算案に計上する所の金額は歳入歳出各八千百六十圓にして、其の追加を要する所以は、明治四十二年十二月中韓國永登浦郵便局火災に罹り燒失せしを以て、之が再築に要する經費を前年度繰入金を財源として豫算したるに依る。右は明治四十三年三月十五日衆議院に提出せられしが、衆議院は同月十八日、貴族院は同月二十二日何れも異議なく之を可決せしを以て裁可を經て同月二十五日公布せられたり。

(四)本議會提出の第四號追加豫算案に計上する所の金額は歳入歳出各十七萬六千五百三十四圓にして、其の追加を要する所以は、明治四十三年三月中東京府外四縣下に於て牛疫發生し、病毒蔓延の虞あるを以て之が豫防費を要すると、同年三月中那覇郵便局火災に罹り燒失せしを以て、局舍の再築及電信電話器具機械等の復舊費を要するとの爲め、前年度繰入金を財源として之を豫算したるに依る。右は明治四十三年三月十七日衆議院に提出せられしが、衆議院は同月十九日、貴族院は同月二十二日

何れも異議なく之を可決せしを以て裁可を經て同月二十五日公布せられたり。

以上第二十六回帝國議會の協贊を經たる追加豫算四件を一括表掲すれば左の如し。

明治四十三年度歳入歳出總豫算追加表(一)

科目	金額
歳入	
經常部	
官業及官有財産收入	一〇〇、〇〇〇円
配當金收入	一〇〇、〇〇〇
臺灣事業公債及借入金償却繰入	二六、〇〇〇
臺灣事業公債及借入金償却繰入	二六、〇〇〇
合計	一二六、〇〇〇
臨時部	
地方分擔納付金	一八四、〇〇〇
地方分擔納付金	一八四、〇〇〇
前年度繰入金	二、七五四、二八八
前年度繰入金	二、七五四、二八八
一時借入金	八〇〇、〇〇〇
一時借入金	八〇〇、〇〇〇
合計	三、七三八、二八八
歳入總計	三、八六四、二八八
歳出	
經常部	
大藏省所管	
國債整理基金繰入	二六、〇〇〇円
國債整理基金繰入	二六、〇〇〇
遞信省所管	
遞信本省	一八、五二八
俸給	七、四三二
廳費	九、九七〇
雜給及雜費	一、一二六
經常部合計	四四、五二八
臨時部	
內務省所管	
土木事業費	一八四、〇〇〇
河川改良費	一八四、〇〇〇
臺灣特別會計繰入金	八〇〇、〇〇〇
借入金繰入	八〇〇、〇〇〇円
合計	九八四、〇〇〇
大藏省所管	
宅地地價修正費	一、六二九、六六二
宅地地價修正費	一、六二九、六六二
名寄帳整理補助金	九三、三一五
名寄帳整理補助金	九三、三一五
議院建築準備費	四五、四七〇
議院建築準備費	四五、四七〇
合計	一、七六八、四四七
陸軍省所管	
災害費	三二六、五六〇
近衛輜重兵大隊倉庫其他火災復舊費	三一八、四六〇
輜重兵第十一大隊木鍜工場火災復舊費	八、一〇〇
海軍省所管	
外國派遣軍艦費	三三六、二一〇
外國派遣軍艦費	三三六、二一〇
司法省所管	
臨時外國行諸費	二、二六四
萬國海法會議參列費	二、二六四
文部省所管	
臨時外國行諸費	一一、三三九
萬國光線學及電氣學會議參列費	七、五六四
萬國理學文書目錄委員會大會參列費	三、七七五
農商務省所管	
獸疫費	九三、二〇〇
獸疫費	九三、二〇〇
遞信省所管	
電信電話營繕費	一〇四、五二六
電信電話營繕費	一〇四、五二六
航路標識營繕費	九、八〇〇
航路標識設置費	九、八〇〇
營繕費	一一八、六六〇
新營費	一一八、六六〇
電氣器具機械設備費	一五〇、〇〇〇
電氣器具機械設備費	一五〇、〇〇〇
臨時外國行諸費	二、二六四
萬國海法會議參列費	二、二六四
八重山基隆間海底電線布設替費	二〇二、五〇〇
八重山基隆間海底電線布設替費	二〇二、五〇〇
合計	五八七、七五〇
臨時部合計	三、八一九、七七〇
歳出總計	三、八六四、二八八

新規繼續費

事項	總額	明治四十三年度	同 四十四年度	同 四十五年度	同 四十六年度	同 四十七年度	同 四十八年度	同 四十九年度	自同五十年度至同五十六年度
河川改良費	七、五七〇、〇〇〇円	一八四、〇〇〇円	二三四、〇〇〇円	一七四、〇〇〇円	二六二、〇〇〇円	二六二、〇〇〇円	二六二、〇〇〇円	二六二、〇〇〇円	五、九三〇、〇〇〇円

第二 第二十七回帝國議會提出追加豫算

(一)本議會提出の第一號追加豫算案に計上する所の金額は歳入歳出各八十九萬七千二百九十九圓にして、其の追加を要する所以は、拓殖局設置に依り明治四十四年二・三兩月分經費及朝鮮總督府經費補充金を要するが爲め、前年度繰入金を財源として之を豫算したるに依る。右は明治四十四年一月二十四日衆議院に提出せられしが、衆議院豫算委員會は全部原案の通之を可決すべきものと議決し同月三十一日委員長は本會議に之を報告したり。本會議に於ては本案の決議を延期すべしとの意

見ありしも少數にて否決せられ、結局委員會議決の通之を可決し、又貴族院は二月三日異議なく之を可決せしを以て、本追加豫算は裁可を經て同月三日公布せられたり。

（二）本議會提出の第二號追加豫算案に計上する所の金額は歳入歳出各四百三十萬八千六百三十三圓にして、其の追加を要する所以は、歳入に在りては電話に係る收入の增加及前年度繰入金を豫算し歳出に在りては警察費連帶支辨金・裁判及登記諸費・在監人費及諸拂戻金の不足・埼玉外四縣災害土木費補助・府縣風水害諸費及遠洋漁業奬勵費等を豫算したるに依る。右は明治四十四年二月三日衆議院に提出せられしが、衆議院豫算委員會は審議の末全部原案の通可決すべきものと議決し、同月十四日委員長は之を本會議に報告したり。本會議に於ては在監人費に就き削除の動議提出せられしも少數にて否決せられ、結局委員會議決の通之を可決し、又貴族院は同月二十五日異議なく之を可決しを以て、本追加豫算は裁可を經て同月二十八日公布せられたり。

（三）本議會提出の第三號追加豫算案に計上する所の金額は歳入歳出各七十六萬五千圓にして、其の追加を要する所以は在淸國帝國居留民ペスト防疫費・關東都督府に於てペスト防遏の經費を要するに依り關東都督府經費補充金の追加・滿洲駐箚部隊ペスト豫防費を要するが爲め、前年度繰入金を財源として之を豫算したるに依る。右は明治四十四年二月六日衆議院に提出せられしが、衆議院は同月九日、貴族院は同月十五日何れも異議なく之を可決せしを以て、裁可を經て同月十六日公布せられたり。

（四）本議會提出の第四號追加豫算案に計上する所の金額は歳入歳出各七百九十七萬五千五百二十一圓にして、其の追加を要する所以は、歳入に在りては新に貨幣整理資金特別會計に移屬したる舊韓國貨幣整理に關する債務の返償金・明治四十三年法律第四十八號に依る交付金の中國債證券の額面金額に滿たざる端金等を豫算したるに依る。右は明治四十四年二月二十五日衆議院に提出せられしが、衆議院は三月七日、貴族院は同月十一日何れも異議なく之を可決せしを以て、裁可を經て同月十四日公布せられたり。

以上第二十七回帝國議會の協賛を經たる追加豫算四件を一括表揭すれば左の如し。

明治四十三年度歳入歳出總豫算追加豫算表（二）

科目	金額	科目	金額
歳入		歳出	
貨幣部		貨幣部	
官業及官有財産收入	五〇〇、〇〇〇円	外務省所管	
郵便電信及電話收入	五〇〇、〇〇〇	外務本省	
臨時部		電信料	一〇〇、〇〇〇円
貨幣整理資金繰入	七、六〇〇、〇〇〇	在外公館電信料	一〇〇、〇〇〇
貨幣整理資金繰入	七、六〇〇、〇〇〇	電信料	五〇、〇〇〇
前年度繰入金	五、八四八、四五三	拓殖局	五〇、〇〇〇
前年度繰入金	五、八四八、四五三	俸給	五〇、〇〇〇
合計	一三、四四八、四五三	雇費	一三〇、〇〇〇
歳入總計	一三、九四八、四五三	府縣	
		警察費連帶支辨金	三五、一七四
		雜給及雜費	三五、一七四
		合計	三五、一七四
		大藏省所管	
		預金利子及手數料	四、〇四二円
		利子拂手數料	四、〇四二
		稅關	一、八九四
		配當金	一、八九四
		拓殖局	二三、二九九
		俸給	六、四三八
		雇費	二、五二〇
		修繕費	一六七
		雜給及雜費	三、一七四
		合計	一八、二四四

科目	金額
司法省所管	
裁判所	二三、九六六円
裁判及登記諸費	二三、九六六
監獄	二四一、三三四
在監人費	二四一、三三四
合計	二六五、三〇〇
文部省所管	
大學及學校圖書館支出金	一四、五四八
學校及圖書館	一四、五四八
逓信省所管	
逓信費	五二〇、四四七
旅費	九四〇
逓信事業費	一〇、一四四
諸拂戻金	五〇九、三六三
經常部合計	一、三一八、八三三
臨時部	
外務省所管	
在清國帝國居留民防疫費	三〇、〇〇〇円
在清國帝國居留民防疫費	三〇、〇〇〇
內務省所管	
營繕費	一三、二八〇
新營費	一三、二八〇
災害費	三、一二六、一四〇
府縣風水害諸費	三八、一四〇
埼玉縣災害土木費補助	一、二六五、〇〇〇
群馬縣災害土木費補助	一、〇九三、〇〇〇
長野縣災害土木費補助	四一八、〇〇〇
秋田縣災害土木費補助	一三八、〇〇〇
富山縣災害土木費補助	一八四、〇〇〇
合計	三、一六九、四二〇
大藏省所管	
國債整理基金臨時繰入	七、六〇〇、〇〇〇
國債整理基金臨時繰入	七、六〇〇、〇〇〇円
公債端金	二〇八、二〇〇
公債端金	二〇八、二〇〇
朝鮮總督府經費補充金	八八五、〇〇〇
朝鮮總督府經費補充金	八八五、〇〇〇
關東都督府經費補充金	六六七、〇〇〇
關東都督府經費補充金	六六七、〇〇〇
合計	九、三六〇、二〇〇
陸軍省所管	
滿洲駐劄部隊ペスト豫防費	六八、〇〇〇
滿洲駐劄部隊ペスト豫防費	六八、〇〇〇
農商務省所管	
產業獎勵費	三〇、〇〇〇
遠洋漁業獎勵費	三〇、〇〇〇
臨時部合計	一二、六二七、六二〇
歳出總計	一三、九四六、四五三

今以上第二十六・二十七兩議會に於て成立したる追加豫算額を本豫算額に加算して、明治四十三年度歳入歳出總豫算の總額を示せば左の如し。

明治四十三年度歳入歳出總豫算總計表

區分		本豫算額	第二十六議會追加豫算額	第二十七議會追加豫算額	總計
歳入	經常部	四八六、六六七、八七六円	一二六、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円	四八七、二九三、八七六円
	臨時部	四三、七七一、六九七	三、七三八、二八八	一三、四四六、四五三	六〇、九五六、四三八
	合計	五三〇、四三九、五七三	三、八六四、二八八	一三、九四六、四五三	五四八、二五〇、三一四
歳出	經常部	四一七、六三八、三五八	四四、五一八	一、三一八、八三三	四一九、〇〇一、七〇九
	臨時部	一一二、八〇一、二一五	三、八一九、七七〇	一二、六二七、六二〇	一二九、二四八、六〇五
	合計	五三〇、四三九、五七三	三、八六四、二八八	一三、九四六、四五三	五四八、二五〇、三一四

第三款　豫備金及豫備金外支出

明治四十三年度第一豫備金の豫算額は百萬圓にして、明治四十三年勅令第二百二十五號に依り豫算全額を各費途に補充せり。今其の支出の重要なる事項を擧ぐれば在外公館電信料・血清類及痘苗調製及配送費・檢丁及新兵旅費・褒賞費・稅關臨時勤勞手當・印紙類諸費・諸拂戻金・輸出交付金・退官及死亡賜金・裁判費及獸疫費等なり。

明治四十三年度第二豫備金の豫算額は二百萬圓にして、豫算外に生じたる必要の費途に豫算全額を支出せり。今其の支出の重要なる事項を擧ぐれば臨時機密費・智國獨立百年祭參列費・傳染病豫防費・ドレスデン萬國衞生博覽會費・拓殖局設置費・統監府臨時機密費・火災復舊費・馬疫豫防費・臨時韓國派

遣憲兵費・驅逐艦引揚及修理費・害蟲驅除豫防費等なり。

明治四十三年度一般會計に於て、豫備金以外に國庫剩餘金を以て豫算超過及豫算外支出を爲したる金額は千三十六萬三千百八十六圓十四錢なり。今其の支出の重要なる事項を擧ぐれば風水害復舊費・東京府外九縣災害土木費補助・傳染病豫防費・臨時治水調査會費・朝鮮總督府經費補充金・統監府臨時機密費・火災復舊費・臨時韓國派遣憲兵費・在監人費・諸拂戻金・遞信事業用證票類費・爲替貯金受拂費・電信電話線其他水害應急費・對馬朝鮮間海底電信線買收費等なり。

右明治四十三年度豫備金及豫備金外支出の件に關しては、政府は第二十八回帝國議會の事後承諾を求むる爲め、明治四十五年二月十三日之が總計算書を衆議院に提出したり。衆議院に於ては之を特別委員に付託して之が審査を爲さしめしが、右委員會は審議の結果其の全部に對し承諾を與ふべきものと決定し、三月十九日特別委員長菅原傳は委員會に於ける經過及結果を大要左の如く本會議に報告したり。

『明治四十三年度に於ては一般會計に於て第一豫備金百萬圓、第二豫備金二百萬圓を支出し、尙國庫剩餘金千三十餘萬圓を支出し、特別會計に於ても豫備金以外に於て剩餘金を支出したり。是等總額の費用は勿論各省に亙れるものなるも、殊に朝鮮併合の場合に臨時に多額の費用を要したると、同年度に於て關東・東北等に大洪水ありたる爲めにして、剩餘金支出の多き一原因を爲せり。豫備金に就ては別に議論なかりしも剩餘金に關しては議論頗る盛にして、承諾を與ふべからずとするものは之に附帶して第一豫備金を三百萬圓、第二豫備金を四百萬圓、合計七百萬圓に增加すべしと主張し、承諾を與ふべしとするものは之に附帶して、豫備金以外に政府が責任を以て支出したるものは次期の議會に提出して承諾を求むべしと希望せり。今各議論の大要を報告せんに、剩餘金に承諾を與ふべからずとする論者の大旨は、每年の經費は豫算の外第一・第二の豫備金に依り、其の他は憲法第七十條に依るの外あるべからず。剩餘金を支出するが如きは憲法より見るも會計法より見るも違憲違法なるが故に、承諾を與ふべからずと云ふに在り。而して豫備金增加の點に就ては、歲計一億圓の場合も今日六億圓に垂んとする場合も豫備金額同一なるは、道理に於ても事情に於ても許すべからざる所なれば、宜しく相當に增加すべしと主張し一方承諾を與ふべしとする論者の大旨は剩餘金支出を憲法違反なりとするの見解は必ずしも排すべきにあらざるも、右に關しては議會開設以來幾多の論爭幾多の變化あり、或る場合に於ては憲法違反なりと決議したることとあり、或る場合に於ては實地問題として可否を決したること あり、殊に第九回議會以來專ら實地問題に就て其の支出に係る事項の可否を決し來りたる慣例なり。故に不文法的慣例に依て處置するを相當なりとす。況んや四十三年度の剩餘金支出は必要已むを得ざる事情に出でたるものなるに於てをや。宜しく承諾を與ふべし。されど行政官をして剩餘金を濫出せしむるは其の弊甚大なるを以て、立法者として監督を嚴にし、能ふ限り責任支出を爲さしめざるを可とす。依て剩餘金の支出に對しては必ず事後承諾案を次の會期に提出せしむるを當然とすとの希望を附加して承諾を與ふべしと云ふに在りき。又豫備金增加に關しては或る程度迄之を增加するは不可なきも、多額の豫備金を存するは今日の財政狀態に於て之を許さざるのみならず、當局者をして恣に使用せしむるの弊あるを以て、適度を誤らざるを要す。又朝鮮の機密費に就ては說明不十分の點なきに非ざるも、一兵に衂らずして朝鮮の

合併を爲し遂げたるは當局者の力多きに居るを以て、此意味よりすれば百五十萬圓の金額必ずしも多きに過ぐと云ふべからず。乃ち承諾を與ふるを至當とすと言ふに在り。委員會に於ては多數を以て全部承諾を與ふるに決したり。

次で加藤政之助は委員長の報告に反對して左の如く演述せり。

『豫算外支出は第二回議會以來連年政府と議會との間に紛爭を重ねたる問題にして、第一・第二豫備金以外に於ては政府は憲法上・法律上何等の金をも支出するの權能なきなり。唯其の議會を召集すること能はざる場合に憲法第七十條に依り勅令を以て財政上の處分を爲し得るのみ。然るに第二回議會以來今日迄政府は憲法の規定に頓著せず、恣に剩餘金を支出して事後承諾を求むる慣例を踏襲せり。今年度に於ても一般會計に於て千三十餘萬圓、特別會計に於て千二百餘萬圓と云ふが如き巨額の剩餘金を支出し、本議會に承諾を求めたり。其の說明に曰く、政府は憲法・法律に依らず、唯責任を以て支出したるものなるに依り、責任解除を求むるなりと。而も其の支出を爲すや必ず次の議會に提出して承諾を求めざるべからざるに、他の豫備費と同一視して、一議會を經過したる今期議會に之を提出せるは、啻に手續を誤りたるのみならず、違憲違法の處置と云はざるべからず。吾人は之を不當と決議して政府の反省を促さんと欲す。然りと雖も每期同一件に關し徒に論爭を繰返すは其の弊堪ふべからざるを以て、此の機會に於て弊害を根絕せんと欲す。意ふに其の法たる或る程度迄豫備費を增加して紛爭の根源を芟除するに在り。抑我國の豫備費を設けたるは今を距ること十數年前、歲計數千萬圓に過ぎざる時代に在り。然るに今や無慮六億に垂んとする歲計に對し依然從來の豫備金を置くに過ぎずして、而も當局者を戒め豫算外支出を爲すべからずと云ふは、或は酷に失すると共に實際行ふべからざるの事たらん。依て此際第一豫備金を增して三百萬圓とし、第二豫備金を增して四百萬圓と爲さんと欲す。從來政府の剩餘金を支出したること日露戰爭・朝鮮合併の兩時を除き近き二十年間に於ける平均額は三百四十萬圓なり。故に第一豫備金を三百萬圓、第二豫備金を四十萬圓なるを以て、之に加ふるに三百四十萬圓なり。而して現在の第一豫備金・第二豫備金は三百萬圓とすれば、此の十數年間の平均に該當する譯なり。

同じ、議會の議決せる金額以外濫に厘毛も支出せざるの覺悟を以て、我財政の衝に當るべく、容易に宿弊を根絕するを得べし。人或は言はん。然らば今日如何にして其の財源を求むべきやと。本員の信ずる所に依れば是れ決して至難の業に非ず。顧みれば過去に於て全然豫算不用に屬する剩餘金及自然歲入の增加より來る剩餘金は年々歲々多少之あり。殊に最近數年間に於て巨額の剩餘を生じたり。此の如きものを存すればこそ、當局者は過去の慣例に依り不用意にも之を濫出するに至る。故に向後剩餘金は擧げて之を公債償還基金に繰入れ、其の當然の結果として從來還債の財源として一般會計より公債償還基金に繰込みたる金額の內より生ずる不用額を移して、容易に第一・第二豫備金の增加額卽ち四百萬圓を捻出するを得べし。是れ敢て不可能の議にあらず。是れ本員の現在に於ける剩餘金支出を否認すると同時に、其の財源を明にしつつ此際豫備金額を增加し、以て弊根を將來に根絕せんと主張する所以なり。』

次で齋藤珪次は委員長の報告に贊成して左の如く演述せり。

『豫備金を增加して問題を解決せんとする議論は一應尤もなるが如くにして實は然らず。剩餘

金支出の弊慣は今日迄の實例に徴するに、到底四五百萬圓を以ては必ずしも之を根絶するを得ず。試に首を囘せば二十三年度より四十三年度に至る期間に於て、日露戰役、韓國合併以外五六百萬圓を支出したる幾多の實例あり。故に或る一定の豫備費を增加して剩餘金支出の弊を絶たんとするは、言ふべくして行ふべからざる所なり。若夫れ際限なき要求に向て一々之に應ぜんとせば巨額の豫備費を要すべく、是れ亦濫費濫出の廣あり。寧ろ始より之を增さず、剩餘金を支出する場合に於ては必ず責任問題として次期の議會に承諾案を提出せしめ、以て其の責任を問ふの的確にして刺戟あるに若かず。剩餘金支出に對する憲法上の議論の歷史は種々ありと雖も、今は本院の先例に基き議論を避けて事實を重んじ、公平に當否を表決して承諾を與ふるの頗る穩當なるを信ず。されど向後最も嚴正の意味に於て責任支出なる責任を有效確的ならしめんが爲め、從來の如く翌々年度を以て提出するが如き緩漫の方法を認めずして、必ず次期議會に提出するを條件として之を通過せしめんと欲す。若し一定の豫備費を增加するも、翌年に於て大水害若は大事變生じたりとせんか、直に議論は破壞せらるるに非ずや。尙又朝鮮合併に伴ふ機密費は不當なりと論ずるものあるも、是れ亦事實の上に就て當不當を認むるを以て相當なりとせん。何となれば二千萬の民衆を有する朝鮮を合併するに、一兵に斃らず、一砲を發せず、極めて平和圓滿の裡に成功せるを觀れば、百五十萬圓の犧牲決して高價のものに非ず。然るに今此の機密費に對し其の內情に迄立入りて感情的に之を否認するが如きは本員の取らざる所なり。之を要するに我國今日の場合に於ては、何人が路に當ると雖も此種の運用微りせば政務を執ること能はざるを以て、豫備金の不足を補ふ爲に責任支出の先例を開き、政府者をして十分責任を負はしめ、以て問題を解決するの至當なるを信じ、本案に贊成するものなり。」

次で卜部喜太郎の反對演說、松田源治の贊成演說ありて討論終結し、採決の結果多數を以て委員長報告の通全部承諾を與ふることに決定したり。

貴族院に於ては衆議院より送付を受けたる明治四十三年度豫備金及豫備金外支出の件を特別委員に付託し、審査せしめしが、特別委員會に於ては審議の結果全部承諾を與ふべきものと決定し、三月二十五日特別委員長村上敬次郎は特別委員會に於ける經過及結果を大要左の如く本會議に報告したり。

『委員會に於ては各事項に就て質問し、政府委員一々之に答辯せり。就中重なるものを擧ぐれば

（一）議會開會中に豫備金を支出したる理由如何との問に對しては、第一豫備金は金額の存する限り別に議會に提出せず、第二豫備金及國庫剩餘金は議會に提出するの慣例なりと答へ（二）豫備金を以て官衙を新設したるものあり、將來亦此方針を有するかの問に對しては、將來如何なる緊急の場合なきを保せざるも、成るべく此事なからんことを期すと答へ（三）安奉線の警備費に於て、一は安奉線の警備費とあり、一は臨時警備費とあり、其の實同一の事件なるに拘らず、一は第一豫備金より支出し、一は第二豫備金より支出したる理由如何との問に對しては、第一豫備金に於て臨時警備費なる極めて廣義の名稱あるより、一は第一豫備金より支出し、第二豫備金は安奉線警備費なる狹義卽ち特殊の名稱あるより、一は第二豫備金より支出したりと答へ（四）蕃匪鎭定費は一方千五百萬圓五箇年繼續の理蕃費を有するに拘らず、豫備金より支出したる理由如何との問に對しては、當時生蕃聯合大擧して襲來せるに依り理蕃費豫算の目的以外に臨時の必要起りたる

を以て、之が支出に仰ぎたりと答へ(五)國債整理基金二億五千餘萬圓の支出は四十三年三月倫敦及巴里に於て四分利公債を募り、五分利公債を借換の際要したるものにして、以前內國に於て起債したる分は議會開會中なりしを以て追加豫算を要求したるも、此方は閉會中なりしを以て臨時に支出したるものにして、年々償還する五千萬圓以外のものなりと答へ(六)本件の承諾に關し衆議院は一の條件を付したりやとの問に對しては、政府は條件に非ず唯國庫の剩餘金支出に就ては必ず次の議會に提出すべしとの希望なり。此希望に對して政府は法規の改正其の他種々困難の事情あるに依り篤と調査する考なりと答辯せり。次に委員中より述べられたる希望二件を紹介せん。其一は近來第二豫備金及國庫剩餘金の支出に於て稍濫出の傾向あり。例へば火災復舊費の如き、風水害復舊費の如き、名實共に已むべからざるものなるべきも、其の金額に於て考慮を要すべきものなきにあらず。又豫算の不正確に基きたるが如きものなきにあらず。將來十分の注意を要す。殊に國庫剩餘金は豫備金と全く性質を異にし、大に責任を重んぜざるべからず。然るに是れ亦殆んど豫備金の支出と同樣に取扱はるるの觀なきにあらず。今後は大に其の支出を嚴重にし、相當の制限を附せられんことを望むと云ふに在り。其二は承諾案に就ては前々議會に於ても特別委員長より成るべく早く之を提出し、貴族院にも十分調査の時日を與ふべき旨を警告したるに、本回も矢張遲延し、本院の之を受領せるは僅に兩三日前に在り。今後一層注意して豫算案の提出と同時若は殆んど同時期位に必ず提出あらんことを希望すと云ふにありき。委員會は斯の如くにして全會一致を以て全部承諾すべきものと議決せり。』

右報告終るや別に討論もなく委員長報告の通全部承諾を與ふることに決定したり。

第四款　決　算

明治四十三年度の歳入歳出總決算に計上する所の經常部歳入額は四億九千百三十三萬千三百二十七圓四十八錢五厘、臨時部歳入額は一億八千百五十四萬二千四百五十圓六十五錢七厘、歳入合計六億七千二百八十七萬三千七百七十八圓十四錢二厘にして、之に對する經常部歳出額は四億千二百萬九千百七十九圓三十五錢七厘、臨時部歳出額は一億五千七百十四萬四千八百四十八圓十八錢五厘、歳出合計五億六千九百十五萬四千二十七圓五十四錢二厘にして、差引一億三百七十一萬九千七百五十圓六十錢の剩餘を生ぜり。該剩餘金の內二百四十七萬千九百五十五圓二十七錢二厘は治水費資金特別會計法附則第二項に依り之を明治四十四年度治水費資金特別會計に、一億百二十四萬七千七百九十五圓三十二錢八厘は會計法第二十條に依り之を明治四十四年度の歳入に繰入せり。今右決算額を豫算額に比較して其の大要を說明すれば左の如し。

第一　歳　入

明治四十三年度歳入の決算額六億七千二百八十七萬三千七百七十八圓十四錢二厘を以て、其の豫算額五億四千八百二十五萬三百十四圓に對比すれば、一億二千四百六十二萬三千四百六十四圓十四錢二厘を增加せり。今之を經常臨時に區分すれば經常部歳入の決算額は四億九千百三十三萬千三百二十七圓四十八錢五厘にして、之を其の豫算額四億八千七百二十九萬三千八百七十六圓に對比すれば四百三萬七千四百五十一圓四十八錢五厘を增加し、臨時部歳入の決算額は一億八千百五十四萬二千四百五十圓六十五錢七厘にして、之を其の豫算額六千九十五萬六千四百三十八圓に對比すれば

一億二千五十八萬六千十二圓六十五錢七厘を増加せり。今歳入の増減を生じたる重要の事項を擧ぐれば左の如し。

（一）　經常部

租稅は輸入の少かりし等の爲め關稅の收入減少せしと、水害地免租の處分を爲したるもの多かりし等の爲め地租の收入減少せしと、酒類造石高の少かりし等の爲め酒稅の收入減少せしと、其の他繊物消費稅・兌換銀行券發行稅・所得稅等の收入減少せしとに依り八百九十六萬八千七百九十一圓七十六錢五厘を減少せりと雖も、既往年度に屬する砂糖消費稅の未納金を徴收したるものありし等の爲め砂糖消費稅の收入增加せしと、相續稅課稅價額の多かりしが爲め相續稅の收入增加せしと、其の他通行稅・取引所稅・營業稅・醬油稅等の收入增加せしとに依り六百二萬八千六百七十八圓七十七錢二厘を、增加せしを以て、差引二百九十四萬百十二圓九十九錢三厘を減少せり。

印紙收入は收入印紙賣捌代の收入多かりし等に依り三百十一萬千二百六十六圓八十四錢七厘を增加せり。

官業及官有財産收入は電話に係る收入及外國郵便物遞送料差金の收入多かりし等の爲め郵便電信及電話收入の增加せしと、其の他專賣局益金・囚徒工錢及製作收入・森林收入等の增加せしとに依り、二百九十九萬三百八十六圓四十六錢一厘を增加せりと雖も、配當金等の收入減少せしに依り五十萬六千八百、三十二圓六十四錢三厘を減少せしを以て、差引二百四十八萬三千五百五十三圓八十一錢八厘を增加せり。

雜收入は雜入・憲罰及沒收金・辨償及違約金等の增加せしに依り六十二萬五千七百六十五圓八十九錢五厘を增加せりと雖も、稅關雜收入・一年志願兵及幼年學校自費生納金の減少せしに依り二十三萬八千九百六圓九十六錢七厘を減少せしを以て、差引三十八萬六千八百五十八圓九十二錢八厘を增加せり。

預金利子繰入は郵便貯金利子及普通預金利子の仕拂多かりし等に依り百十四萬五千二百四十圓五十八錢六厘を增加せり。

臺灣事業公債及借入金償却繰入は、公債利子及借入金利子の仕拂少かりし等に依り十四萬九千三百五十五圓七十錢一厘を減少せり。

（二）　臨時部

官有物拂下代は船舶及地所拂下代等の收入增加せしに依り三十六萬七千九百三十九圓二十三錢六厘を增加せり。

雜收入は國庫金預入等に係る利子の收入及臨時軍事費に屬する諸種の收入ありし等に依り二百九十二萬四千四百九十四圓八十九錢四厘を增加せりと雖も、海軍受託造修收入及返納金等の減少せしに依り十一萬八百五十四圓四十三錢三厘を減少せしを以て、差引二百八十一萬三千六百四十圓四十六錢一厘を增加せり。

地方分擔納付金は既往年度に屬する分擔金の納付ありしに依り六萬九千四百七十五圓九十八錢を增加せり。

公債募集金は臺灣事業公債法に依る事業費の繰替借入を要すること少かりしにより二十萬六千百三十圓を減少せり。

森林資金繰入は國有林野經營費の財源に充用すべき資金の繰入を要すること少かりしに依り十八萬千三百八十四圓十五錢五厘を減少せり。

陸軍營繕費補充資金繰入は土地建物利用費の財源に充用すべき資金の繰入を要すること少かりし等に依り四千六百三十三圓九十一錢を減少せり。

貨幣整理資金繰入は造幣局擴張費の財源及舊韓國貨幣整理に關する債務返償の財源に充用すべき資金の繰入を要すること少かりし等に依り五萬八百二十七圓六十四錢を減少せり。

學校及圖書館資金繰入は東京高等師範學校附屬學校等に係る新營費の財源に充用すべき資金の繰入を要すること少かりしに依り三千七百六十八圓四十二錢を減少せり。

前年度繰入金は歲計剩餘金の繰入多かりしに依り一億千七百七十八萬千七百一圓十錢五厘を增加せり。

第二　歲　出

明治四十三年度歲出の決算額五億六千九百十五萬四千二十七圓五十四錢二厘を以て其の豫算額五億四千八百二十五萬三百十四圓に對比すれば、二千九十萬三千七百十三圓五十四錢二厘を增加せり。今之を經常・臨時に區分すれば經常部歲出の決算額は四億千二百萬九千百七十九圓三十五錢七厘にして、之を其の豫算額四億千九百萬千七百九圓に對比すれば六百九十九萬二千五百二十九圓六十四錢三厘を減少し、臨時部歲出の決算額は一億五千七百十四萬四千八百四十八圓十八錢五厘にして、之を其の豫算額一億二千九百二十四萬八千六百五圓に對比すれば二千七百八十九萬六千二百四十三圓十八錢五厘を增加せり。

明治四十三年度歲出豫算額は五億四千八百二十五萬三百十四圓なるも、豫算決定後に於て會計法第二十一條・第二十二條及明治三十九年法律第五十二號第三に依り、前年度の豫算殘額を本年度に繰越したるが爲め一億二千二百十九萬三千三百三十一圓三十錢四厘、國庫豫備金外に臨時支出を爲したるものありしが爲め千百七十一萬四百三十九圓十四錢、合計一億三千三百九十萬三千七百七十四圓四十四錢四厘を增加せり。依て右歲出豫算額及豫算決定後增加額を合計すれば六億八千二百十五萬四千八十四圓四十四錢四厘にして、同年度支出濟額は五億六千九百十五萬四千二十七圓五十四錢二厘、同年度に於て支出を終らずして翌年度に繰越したる金額は九千八百三十五萬千二百五十八圓八十一錢九厘、明治四十三年九月三十日迄に支出を終らずして同年度朝鮮總督府特別會計に移用したる金額は四千四百五十五圓一錢なるを以て、差引千四百六十四萬四千三百四十三圓七錢三厘の不用額を生ぜり。今翌年度繰越及特別會計移用竝豫算不用に係る重要の事項を擧ぐれば左の如し。

（一）　翌年度繰越

營繕土木の工事・林野の經營・艦船及兵器の製造修理・陸海軍の演習・其の他航海の補助等にして、海外に注文したる物品の年度內に到達せざるものありしと、天候不良其の他避くべからざる事故に依り事業を遲延し又は豫定の計畫を遂行すること能はざるものありし等との爲め年度內支出を終らざりし經費にして、會計法第二十一條に依り翌年度に越繰したる金額は七百七十萬六千七十二圓三十五錢三厘なり。但し右の內一萬二千圓は朝鮮總督府特別會計設置の爲同會計に繰越したるものとす。

砲臺の建築・軍艦及兵器の製造・河川の修築其の他營繕工事等の繼續事業にして、爰に財政上の都合

に依り事業繰延を爲したるものありしと、海外に注文したる物品の年度內に到達せざるものありしと、天候不良其の他の事故に依り豫定の如く事業進行せざるものありしとの爲め、會計法第二十二條に依り翌年度に繰越したる金額は三千八百八十六萬七千五百九十六圓十一錢三厘なり。

臨時軍事費支辨に係る兵器及被服の製造・兵營及廳舍の建築等の經費にして、年度內支出を終らざりし爲め、明治三十九年法律第五十二號第三に依り翌年度に繰越したる金額は四千五百九十萬三千五百三十二圓五十四錢三厘なり。

公共團體の經營に係る工事の經費に對する補助にして年度內支出を終らざりし爲め、明治四十四年法律第二號に依り翌年度に繰越したる金額は五百八十七萬四千五十七圓八十一錢なり。

（二）特別會計移用

統監府及其の所屬官署の經費にして、既に契約を爲し又は仕拂義務を生じ明治四十三年九月三十日迄に支出を終らざりし爲め、同年勅令第四百六號第十條に依り同年度朝鮮總督府特別會計に移用したる金額は四千四百五十五圓一錢なり。

（三）豫算不用

俸給及在外國居留民取締費の支出少かりし等の爲め在外公館の經費に於て不用に歸したる金額は二十七萬六千四百六十圓七十六錢五厘、徵兵費及警察費連帶支辨金の支出少かりし等の爲め北海道廳及府縣の經費に於て不用に歸したる金額は十六萬千八百四十圓七十三錢一厘、預金の增加に伴ひ預金利子に於て豫算超過の支出を爲したるも、其の仕拂豫定の額に達せざりし等の爲め、預金利子及手數料に於て不用に歸したる金額は二十萬二千八百六圓三十六錢四厘、朝鮮總督府特別會計設置に伴ひ明治四十三年十月以降統監府及其所屬官署の經費に於て不用に歸したる金額は二百八十三萬九千三十圓九十四錢八厘、從來國庫の支辨に屬したる舊韓國臺灣・樺太及滿洲地方所在の金庫事務取扱及貨幣類逓送等に要する經費を本年度より日本銀行の負擔に改めたると、貨幣交換差金の支出少かりし等との爲め、國債運用費に於て不用に歸したる金額は八十八萬九千九百二十六圓十三錢八厘、糧秣費及被服費の支出少かりし等の爲め陸海軍軍事費及憲兵費に於て不用に歸したる金額は二百四十七萬百二十六圓五錢三厘、戰役殘務整理事務進捗の結果俸給の支出少かりし等の爲め戰後整理費に於て不用に歸したる金額は二十一萬二千五百五圓七十九錢七厘、森林及原野の經營に關する事業費の支出少かりし等の爲め森林費及國有林野經營費等に於て不用に歸したる金額は六十九萬五百三十三圓八錢七厘、逓信事業に關する經費の支出少かりし等の爲め逓信費に於て不用に歸したる金額は二十六萬八千三百十三圓十六錢七厘、年金又は恩給受領者の內權利の消滅し又は支給を停止せられたるものありし等の爲め恩給及年金に於て不用に歸したる金額は百二十萬八百六圓七十錢、罹災救助基金・航路擴張竝航海及造船奬勵等に關する補助金の支出を要すること少かりし爲め、各種の補助費に於て不用に歸したる金額は百五十八萬五千四百五十一圓八錢、一時賜金の支出を要すること少かりし等の爲め臨時軍事費に於て不用に歸したる金額は二百五萬三千二百五十圓一錢八厘、以上の外經費の節約等に依り諸般の經費に於て不用に歸したる金額は百七十九萬三千二百九十二圓二十二錢五厘なり。

明治四十三年度に於ける大藏省證券發行最高額は、一時借入金を併せ五千九百三十萬圓にして、之を其の豫定最高額八千萬圓に對比すれば二千七十萬圓を減少せり。

今明治四十三年度決算額を其の豫算額と對照すれば左の如し(圓位以下切捨)。

明治四十三年度歲入歲出決算額豫算額對照表

科目	決算額	豫算額	比較增減(△)
歲入 經常部			
租稅	三一七、二八五、六〇五円	三二〇、二二五、七一八円	△二、九四〇、一一三円
地租	七六、二九一、七九六	七七、五八〇、五一九	△一、二八八、七二三
所得稅	三一、七二二、二五七	三一、九七七、六七一	△二五五、四一四
營業稅	二五、七五六、八四四	二五、三〇三、五〇七	四五三、三三七
酒稅	八六、七〇一、一四四	八七、七八一、八五七	△一、〇八〇、七一三
醬油稅	四、六八〇、九〇一	四、五〇〇、九三二	一七九、九六九
砂糖消費稅	一七、九〇六、三六七	一五、二四三、二一一	二、六六三、一五六
織物消費稅	一八、二三三、六二一	一八、七〇五、五一五	△四七一、八九四
賣藥營業稅	二三三、三一三	二二五、八三一	七、四八二
鑛業稅	二、一六七、六四六	二、一二五、九五六	四一、六九〇
取引所稅	三、六一七、五八四	三、一〇三、七六七	五一三、八一七
兌換銀行券發行稅	八一五、九五七	一、一八四、三一七	△三六八、三六〇
噸稅	五八〇、二四六	五九一、三四九	△一一、一〇三
關稅	三九、九四九、三三八	四五、四一一、三二七	△五、四六一、九八九
通行稅	三、四〇八、四八五円	二、八五一、〇六九円	五五七、四一六円
相續稅	三、一三三、三四三	一、五三〇、五三六	一、六〇二、八〇七
石油消費稅	二、〇八七、七五五	二、一一八、三五四	△三〇、五九九
印紙收入	二七、二二九、四三五	二四、一〇八、一五九	三、一二一、二六六
印紙收入	二七、二二九、四三五	二四、一〇八、一五九	三、一二一、二六六
官業及官有財產收入	一三八、七六七、六九九	一三六、二八四、一四六	二、四八三、五五三
郵便電信及電話收入	四九、二二七、二一三	四七、九四五、七七七	一、二八一、四三六
森林收入	一〇、八八五、〇四八	一〇、七四三、〇八三	一四一、九六五
配當金收入	三、一〇〇、〇〇〇	三、六〇〇、〇〇〇	△五〇〇、〇〇〇
囚徒工錢及製作收入	一、四三四、九〇二	一、二三四、七一六	二〇〇、一八六
官有物貸下料	四六六、六九七	三八九、〇四八	七七、六四九
印刷局益金	五五四、六〇〇	二六〇、九七九	二九三、六二一
專賣局益金	六二、〇八九、五七三	六一、三一一、四九九	七七八、〇七四
東京砲兵工廠益金	二〇、九九六	二六、一〇二	△五、一〇六
大阪砲兵工廠益金	四八、〇五一	二四、五五五	二三、四九六
千住製絨所益金	一、九三四	三、六六二	△一、七二八

科目	決算額	豫算額	比較增減(△)
海軍採炭所益金	一〇三、〇三九	五一、二三七	五一、八〇二
海軍工廠資金材料物品賣拂益金	三九七、九九〇	三三三、九一〇	六四、〇八〇
電信燈臺用品製造所益金	五、五一七	二、七一一	二、八〇六
韓國鐵道益金	三三八、三七九	三二四、六八〇	一三、六九九
韓國森林益金	四一、七五〇	三二、一八七	九、五六三
製鐵所益金	五二、〇〇二	〇	五二、〇〇二
雜收入	四、〇三二、〇七四	三、六四五、二一六	三八六、八五八
免許及手數料	二七六、七七三	二二三、五五三	五三、二二〇
懲罰及沒收金	九七〇、三四七	七九七、一〇九	一七三、二三八
辨償及違約金	四五〇、二五〇	三一九、〇一三	一三一、四八七
稅關雜收入	一六三、〇三九	二八三、二一四	△一二〇、一七五
雜入	一、二六〇、三二四	一、〇六一、一一七	一九九、二〇七
官吏遺族扶助法納金	三四九、八六〇	二八九、五七四	六〇、二八六
學校圖書館職員退隱料法納金及遺族扶助料法納金	一三九、〇四六	一三〇、八二七	八、二一九
一年志願兵及幼年學校自費生納金	四三一、六一八	五五〇、三五〇	△一一八、七三二
小笠原島地方收入	八一四	四五九	三五五
預金利子繰入	八、九九五、〇六二	七、八四九、八二三	一、一四五、二四〇
預金利子繰入	八、九九五、〇六二	七、八四九、八二三	一、一四五、二四〇
臺灣事業公債及借入金償却繰入	五、〇三一、四五九	五、一八〇、八一五	△一四九、三五六
臺灣事業公債及借入金償却繰入	五、〇三一、四五九	五、一八〇、八一五	△一四九、三五六
經常部合計	四九一、三三一、三二七	四八七、二九三、八七六	四、〇三七、四五一
臨時部			
官有物拂下代	二、四八六、七五五	二、一一八、八一六	三六七、九三九
鑛山拂下代	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇
地所拂下代	三一六、四五五	二二〇、一七三	九六、二八二
建物拂下代	三一、〇四七	八、七三二	二三、三一五
物品拂下代	一、三八八、二〇五	一、三三六、七六七	五一、四三八
船舶拂下代	五九一、四五六	四二八、四九四	一六二、九六二
家畜拂下代	一五八、五九〇	一二三、六五〇	三四、九四〇
雜收入	六、八九四、〇二六	四、〇八〇、三八六	二、八一三、六四〇
海軍受託造修收入	一四〇、一七三	二一七、四六七	△七七、二九四
返納金	一、七六五、三三三	一、七九八、一三三	△三二、八一〇
淸國償還金收入	二、〇六二、三六九	二、〇五一、一九七	一一、一七二
雜入	一三、八三八	一三、五九〇	△七五二
利子收入	二、五七七、七八八	〇	二、五七七、七八八
臨時軍事費所屬收入	三三三、一三三	〇	三三三、一三三
公債償還金收入	二、四〇〇	〇	二、四〇〇
地方分擔納付金	一、五七六、三七六	一、四九七、九〇一	七八、四七五
地方分擔納付金	一、五六七、三七六	一、四九七、九〇一	七八、四七五
港灣設備納付金	六〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	〇

科目	決算額	増減額	比較増減(△)
歳入歳出総計	千円	千円	千円
歳入総計	千円	千円	千円
歳出総計	千円	千円	千円
歳出			
皇室費	千円	千円	千円
国会			
衆議院	千円	千円	千円
参議院	千円	千円	千円
会計検査院	千円	千円	千円
内閣			
内閣	千円	千円	千円
内閣官房	千円	千円	千円
法制局	千円	千円	千円
人事院	千円	千円	千円
内閣統計局	千円	千円	千円
北海道開発庁	千円	千円	千円
沖縄開発庁	千円	千円	千円
国家公安委員会	千円	千円	千円
警察庁	千円	千円	千円
防衛庁	千円	千円	千円
防衛本庁	千円	千円	千円
防衛施設庁	千円	千円	千円
経済企画庁	千円	千円	千円
科学技術庁	千円	千円	千円
原子力委員会	千円	千円	千円
原子力安全委員会	千円	千円	千円
環境庁	千円	千円	千円
公害等調整委員会	千円	千円	千円
沖縄総合事務局	千円	千円	千円
北海道開発庁	千円	千円	千円
防衛庁			
防衛本庁	千円	千円	千円
防衛施設庁	千円	千円	千円
経済企画庁	千円	千円	千円
科学技術庁	千円	千円	千円
原子力委員会	千円	千円	千円
原子力安全委員会	千円	千円	千円
環境庁	千円	千円	千円
公害等調整委員会	千円	千円	千円
沖縄総合事務局	千円	千円	千円
総理府			
本府	千円	千円	千円
統計局	千円	千円	千円
恩給局	千円	千円	千円
地方自治庁	千円	千円	千円
青少年対策本部	千円	千円	千円
交通安全対策室	千円	千円	千円
男女共同参画室	千円	千円	千円
北方対策本部	千円	千円	千円
沖縄開発庁	千円	千円	千円
法務			
法務本省	千円	千円	千円
公安調査庁	千円	千円	千円
外務			
外務本省	千円	千円	千円
在外公館	千円	千円	千円
国際連合分担金	千円	千円	千円
国際連合平和維持活動等分担金	千円	千円	千円
国際機関等分担金	千円	千円	千円
国際連合軍縮活動等分担金	千円	千円	千円
国際連合難民高等弁務官事務所拠出金	千円	千円	千円
国際連合児童基金拠出金	千円	千円	千円
国際連合パレスチナ難民救済事業機関拠出金	千円	千円	千円
国際原子力機関拠出金	千円	千円	千円
国際農業開発基金拠出金	千円	千円	千円
国際熱帯木材機関拠出金	千円	千円	千円
国際熱帯木材理事会拠出金	千円	千円	千円
国際熱帯木材機関特別拠出金	千円	千円	千円
国際熱帯木材協定拠出金	千円	千円	千円
国際小麦理事会拠出金	千円	千円	千円
国際穀物理事会拠出金	千円	千円	千円
国際穀物協定拠出金	千円	千円	千円
国際すず協定拠出金	千円	千円	千円
国際すず理事会拠出金	千円	千円	千円
国際すず協定特別拠出金	千円	千円	千円
国際ゴム協定拠出金	千円	千円	千円
国際ゴム理事会拠出金	千円	千円	千円
国際ゴム協定特別拠出金	千円	千円	千円
国際オリーブ協定拠出金	千円	千円	千円
国際オリーブ理事会拠出金	千円	千円	千円
国際オリーブ協定特別拠出金	千円	千円	千円
国際コーヒー協定拠出金	千円	千円	千円
国際コーヒー理事会拠出金	千円	千円	千円
国際コーヒー協定特別拠出金	千円	千円	千円
国際熱帯木材協定拠出金	千円	千円	千円
国際熱帯木材理事会拠出金	千円	千円	千円
国際熱帯木材機関特別拠出金	千円	千円	千円
国際熱帯木材協定拠出金	千円	千円	千円
国際小麦理事会拠出金	千円	千円	千円
国際穀物理事会拠出金	千円	千円	千円
国際穀物協定拠出金	千円	千円	千円
国際すず協定拠出金	千円	千円	千円
国際すず理事会拠出金	千円	千円	千円
国際すず協定特別拠出金	千円	千円	千円
国際ゴム協定拠出金	千円	千円	千円
国際ゴム理事会拠出金	千円	千円	千円
国際ゴム協定特別拠出金	千円	千円	千円
国際オリーブ協定拠出金	千円	千円	千円
国際オリーブ理事会拠出金	千円	千円	千円
国際オリーブ協定特別拠出金	千円	千円	千円
国際コーヒー協定拠出金	千円	千円	千円
国際コーヒー理事会拠出金	千円	千円	千円
国際コーヒー協定特別拠出金	千円	千円	千円

科目	決算額	増減額	比較増減(△)
歳入歳出総計	千円	千円	千円
歳入総計	千円	千円	千円
歳出総計	千円	千円	千円
歳出			
皇室費	千円	千円	千円
国会			
衆議院	千円	千円	千円
参議院	千円	千円	千円
会計検査院	千円	千円	千円
内閣			
内閣	千円	千円	千円
内閣官房	千円	千円	千円
内閣法制局	千円	千円	千円
人事院	千円	千円	千円
内閣統計局	千円	千円	千円
北海道開発庁	千円	千円	千円
沖縄開発庁	千円	千円	千円
国家公安委員会	千円	千円	千円
警察庁	千円	千円	千円
防衛庁	千円	千円	千円
防衛本庁	千円	千円	千円
防衛施設庁	千円	千円	千円
経済企画庁	千円	千円	千円
科学技術庁	千円	千円	千円
原子力委員会	千円	千円	千円
原子力安全委員会	千円	千円	千円
環境庁	千円	千円	千円
公害等調整委員会	千円	千円	千円
沖縄総合事務局	千円	千円	千円
総理府			
本府	千円	千円	千円
統計局	千円	千円	千円
恩給局	千円	千円	千円
地方自治庁	千円	千円	千円
青少年対策本部	千円	千円	千円
交通安全対策室	千円	千円	千円
男女共同参画室	千円	千円	千円
北方対策本部	千円	千円	千円
沖縄開発庁	千円	千円	千円
法務			
法務本省	千円	千円	千円
公安調査庁	千円	千円	千円
外務			
外務本省	千円	千円	千円
在外公館	千円	千円	千円
国際連合分担金	千円	千円	千円
国際連合平和維持活動等分担金	千円	千円	千円
国際機関等分担金	千円	千円	千円
国際連合軍縮活動等分担金	千円	千円	千円
国際連合難民高等弁務官事務所拠出金	千円	千円	千円
国際連合児童基金拠出金	千円	千円	千円
国際連合パレスチナ難民救済事業機関拠出金	千円	千円	千円
国際原子力機関拠出金	千円	千円	千円
国際農業開発基金拠出金	千円	千円	千円
国際熱帯木材機関拠出金	千円	千円	千円
国際熱帯木材理事会拠出金	千円	千円	千円
国際熱帯木材機関特別拠出金	千円	千円	千円
国際熱帯木材協定拠出金	千円	千円	千円
国際小麦理事会拠出金	千円	千円	千円
国際穀物理事会拠出金	千円	千円	千円
国際穀物協定拠出金	千円	千円	千円
国際すず協定拠出金	千円	千円	千円
国際すず理事会拠出金	千円	千円	千円
国際すず協定特別拠出金	千円	千円	千円
国際ゴム協定拠出金	千円	千円	千円
国際ゴム理事会拠出金	千円	千円	千円
国際ゴム協定特別拠出金	千円	千円	千円
国際オリーブ協定拠出金	千円	千円	千円
国際オリーブ理事会拠出金	千円	千円	千円
国際オリーブ協定特別拠出金	千円	千円	千円
国際コーヒー協定拠出金	千円	千円	千円
国際コーヒー理事会拠出金	千円	千円	千円
国際コーヒー協定特別拠出金	千円	千円	千円
国際熱帯木材協定拠出金	千円	千円	千円
国際熱帯木材理事会拠出金	千円	千円	千円
国際熱帯木材機関特別拠出金	千円	千円	千円
国際熱帯木材協定拠出金	千円	千円	千円
国際小麦理事会拠出金	千円	千円	千円
国際穀物理事会拠出金	千円	千円	千円
国際穀物協定拠出金	千円	千円	千円
国際すず協定拠出金	千円	千円	千円
国際すず理事会拠出金	千円	千円	千円
国際すず協定特別拠出金	千円	千円	千円
国際ゴム協定拠出金	千円	千円	千円
国際ゴム理事会拠出金	千円	千円	千円
国際ゴム協定特別拠出金	千円	千円	千円
国際オリーブ協定拠出金	千円	千円	千円
国際オリーブ理事会拠出金	千円	千円	千円
国際オリーブ協定特別拠出金	千円	千円	千円
国際コーヒー協定拠出金	千円	千円	千円
国際コーヒー理事会拠出金	千円	千円	千円
国際コーヒー協定特別拠出金	千円	千円	千円

科目	決算額	豫算額	比較増減(△)
軍事費	三八、一四一、九二九円	三八、二六〇、六六一円	△一一八、七三二円
諸支出金	三一、四三〇	二〇、九〇七	一〇、五二三
合計	三六、三五九、三二一	三六、四七四、七一五	△一一五、四〇三
司法省所管			
司法本省	一五五、二六八	一五六、二六〇	△九九二
裁判所	六、〇八五、六二三	六、〇六三、一八八	二二、四三五
監獄	五、九九一、二四三	五、六六七、一八二	三二四、〇六一
諸支出金	八六、二〇〇	六二、六九二	二三、五〇八
合計	一二、三一八、三三五	一一、九四九、三二二	三六九、〇一三
文部省所管			
文部本省	五三六、四二四	五三九、八九五	△三、四七一
震災豫防調査會	二一、二八九	二一、三七九	△九〇
測地學委員會	八、四八二	八、四八三	△一
中央氣象臺	六九、二七〇	六九、二九四	△二四
緯度觀測所	八、五五七	八、五六〇	△三
醫術及藥劑師試驗費	七九、九七〇	八〇、一七五	△二〇五
大學及學校圖書館支出金	四、八六九、六二七	四、八六一、四〇八	八、二一九
府縣立師範學校長俸給	一一五、〇六〇	一一五、〇七〇	△一〇
普通教育費	一、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	〇
實業教育奬勵費	三七四、七四六円	三七五、〇〇〇円	△二五四円
諸支出金	六二三	二、三〇三	△一、六八〇
合計	七、五八四、〇五一	七、五八一、五六六	二、四八五
農商務省所管			
農商務本省	四七〇、五八三	五〇三、三一二	△三二、七二九
特許局	一九五、四五九	一九七、五八五	△二、一二六
森林費	四、四七七、九四三	四、六九二、七一九	△二一四、七七六
鑛山監督署	三六三、六六七	三八六、九五七	△二三、二九〇
農事試驗場	一九一、六〇二	一九四、三三七	△二、七三五
水産講習所	一三九、七一二	一四〇、〇一五	△三〇三
蠶業講習所	一六六、一五六	一七五、七四六	△九、五九〇
生絲檢查所	八五、四五七	八八、七八九	△三、三三二
畜産改良費	二五五、三一九	二五七、〇七二	△一、七五三
工業試驗所	一〇七、七九七	一〇八、六四四	△八四七
花莚檢查所	五一、三〇四	五六、五五五	△五、二五一
補助費	四一三、七〇一	四一四、〇〇〇	△二九九
諸支出金	七四、五三一	四七、五七五	二六、九五六
合計	六、九九三、二三七	七、二六三、三〇六	△二七〇、〇六九
遞信省所管			

科目	決算額	豫算額	比較増減(△)
遞信本省	六二九、〇〇一	六六一、五一九	△三二、五一八
通信費	二八、〇八三、八一八	二七、一六〇、六九四	九二三、一二四
航路標識費	三九六、〇九八	四〇五、五二三	△九、四二五
船舶海員費	一六九、〇八〇	一七三、五六〇	△四、四八〇
商船學校	二一〇、〇七六	二一〇、九二七	△八五一
恩給及年金	二八、三一九、九四七	二九、五二〇、七五四	△一、二〇〇、八〇七
諸支出金	六七、九三七	五七、五三三	一〇、四〇四
合計	五七、八七五、九六〇	五八、一九〇、五〇〇	△三一四、五四〇
經常部合計	四二二、〇〇九、一七九	四二九、〇〇一、七〇九	△六、九九二、五三〇
臨時部			
外務省所管			
營繕費	三九八、八一五	二一二、〇〇〇	一八六、八一五
在外公館移轉費	九、七三八	一〇、〇〇〇	△二六二
移民調査費	二二、五四九	二〇、〇〇〇	二、五四九
條約改正費	二五、四九二	三〇、〇〇〇	△四、五〇八
在外公館創立費	一四、九九七	一五、〇〇〇	△三
海牙平和宮殿寄贈品費	三九、一〇〇	四〇、〇〇〇	△九〇〇
在清國帝國居留民防疫費	一七、四〇〇	三〇、〇〇〇	△一二、六〇〇
救恤金査定委員會費	二、八四七	〇	二、八四七
在長沙帝國臣民救護費	八、〇〇〇	〇	八、〇〇〇
臨時機密費	一〇〇、〇〇〇	〇	一〇〇、〇〇〇
在外公館被害復舊費	九、五三一	〇	九、五三一
臨時外國行諸費	二四、九三四	〇	二四、九三四
合計	六七三、四〇七	三五七、〇〇〇	三一六、四〇七
內務省所管			
補助費	一、五六六、〇九二	一、七一六、〇〇〇	△一四九、九〇八
土木事業費	四、五八八、七五二	四、四九七、九〇一	九〇、八五一
營繕費	五〇六、九二三	四三三、七二九	七三、一九四
造神宮使廳	一〇七、六六三	八四、五〇〇	二三、一六三
小笠原島殖産事業費	一五、七〇六	一七、七六四	△二、〇五八
北海道拓殖費	二、三五三、一三五	二、五〇〇、〇〇〇	△一四六、八六五
北海道森林費	三七一、一四六	四〇〇、五〇四	△二九、三五八
港灣改良費	六〇五、二八三	七〇〇、〇〇〇	△九四、七一七
出版圖書整理費	三、七〇二	三、七〇七	△五
神職養成及神社調査費	九、九九九	一〇、〇〇〇	△一
臨時外國行諸費	七、一四八	七、八七八	△七三〇
議員總選擧取締費	一、九七九	二、〇〇〇	△二一
災害費	一、五八四、七〇八	三、一二六、一四〇	△一、五四一、四三二
傳染病豫防費	一六四、四五五	〇	一六四、四五五
ドレスデン萬國衞生博覽會費	一五九、六三〇	〇	一五九、六三〇

科目	決算額	豫算額	比較增減(△)
臨時取締費	三〇、九一七円	〇円	三〇、九一七円
陸軍大演習地方廳臨時諸費	八、六九六	〇	八、六九六
臨時治水調査會費	一五、二三五	〇	一五、二三五
合計	一二、一〇一、一七七	一三、五〇〇、一二三	△一、三九八、九四六
大藏省所管			
補助費	七三、七一五	四六七、六二一	△三九三、九〇六
營繕費	四、一九四、三一〇	四、〇九〇、五八三	一〇三、七二七
關稅定率調査費	一四、四九七	一四、七八二	△二八五
四分利付清國債券元利	二、〇五一、三〇九	二、〇五一、三〇九	〇
海外駐劄財務官費	八二、五七一	八二、八九七	△三二六
臨時事件行賞諸費	二四、〇一八	二九、一八七	△五、一六九
印刷局機械增設及工場其他增築費	一〇〇、五二八	五六、三五九	四四、一六九
造幣局擴張費	九四、三一三	六二、八三一	三一、四八二
韓國政府立替金	二、六〇〇、〇〇〇	二、六〇〇、〇〇〇	〇
人口靜態統計定期編纂諸費	六、二三〇	六、二五一	△二一
臨時秩祿處分費	一八、九二四	二一、六九四	△二、七七〇
國勢調査準備委員會費	七、四一七	八、〇〇〇	△五八三
北韓貿易調査費	四、七五八	一〇、〇〇〇	△五、二四二
臨時外國行諸費	八、七八七	六、〇〇〇	二、七八七
韓國鐵道資本勘定へ繰入	六、一四四、九〇四円	三、五〇〇、〇〇〇円	二、六四四、九〇四円
國債整理基金臨時繰入	一五、〇六四、三九四	一五、一〇〇、〇〇〇	△三五、六〇六
公債端金	二三八、一八七	二四八、〇二六	△九、八三九
宅地地價修正費	九一四、九四三	一、六二九、六六三	△七一四、七二〇
名寄帳整理補助金	九三、三一二	九三、三一五	△三
議院建築準備費	三四、七六九	四五、四七〇	△一〇、七〇一
朝鮮總督府經費補充金	二、八八五、〇〇〇	八八五、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
祿高整理公債端金	四八	〇	四八
災害費	二八、七六六	〇	二八、七六六
清國事件費	二〇	〇	二〇
拓殖局	四五、三四八	〇	四五、三四八
統監府臨時機密費	一、五〇〇、〇〇〇	〇	一、五〇〇、〇〇〇
內閣臨時通信費	一、四九八	〇	一、四九八
沖繩縣金祿	二五四	〇	二五四
會計檢査院官吏朝鮮出張旅費	三、九九〇	〇	三、九九〇
(元外務省所管)			
關東都督府經費補充金	三、六一五、四一六	三、六一五、四一六	〇
(元內務省所管)			
臺灣特別會計繰入金	三、六三八、八七〇	三、八四五、〇〇〇	△二〇六、一三〇

科目	決算額	豫算額	比較增減(△)
樺太經費補充金	五四四、七一四	五四四、七一四	〇
合計	四四、〇三五、八〇六	三九、〇一四、〇一七	五、〇二一、七八九
陸軍省所管			
砲臺建築費	六三、〇五二	二五〇、〇〇〇	△一八六、九四八
營繕費	六四八、三八五	五九四、二三二	五四、一五三
營繕及初度調辦費	五、六一四、三五五	二、三二六、三〇九	三、二八八、〇四六
臺灣兵營廳舍營繕及初度調辦費	三二九、四一六	四〇〇、〇〇〇	△七〇、五八四
土地建造物利用費	九六、四二一	一一〇、〇〇〇	△一三、五七九
軍用氣球研究費	二六二、九六七	四七一、二〇九	△二〇八、二四二
測量費	三〇二、六四八	二九〇、六七六	一一、九七二
拂下地圖製造費	六五、九九一	六六、〇〇〇	△九
韓國派遣部隊費	三、四〇二、五四八	三、五二八、三七一	△一二五、八二三
清國駐屯部隊費	四七九、〇九六	四九二、〇六九	△一二、九七三
特別大演習外賓接待費	一九、四二四	二八、八八九	△九、四六五
匪徒鎭定費	二九、九九一	三〇、〇〇〇	△九
一時賜金	三〇、一九〇	三、七八五	二六、四〇五
戰後整理費	三、〇八六、三六〇	二、二五三、九五四	八三二、四〇六
罹疫馬匹補充費	二七、五六八	二七、五七〇	△二
災害費	七七〇、一四六	三六、五六〇	七三三、五八六
滿洲駐劄部隊ペスト豫防費	四三、二九八	六八、〇〇〇	△二四、七〇二
臨時軍事費	九、九九〇、九六〇	〇	九、九九〇、九六〇
馬疫豫防費	一三二、六八九	〇	一三二、六八九
臨時韓國派遣憲兵費	八八八、四九一	〇	八八八、四九一
(元大藏省所管)			
馬政事業設備費	一三八、三〇三	一三八、五一九	△二一六
臨時馬疫調査費	二三、〇五三	二五、〇〇〇	△一、九四七
合計	二六、四三五、三六〇	一一、一四一、一四三	一五、二九四、二一七
海軍省所管			
營繕費	五五五、六五九	三二九、七〇〇	二二五、九五九
鎭海軍港第一期設備費	三二七、三九六	五五二、三〇〇	△二二四、九〇四
受託造修費	一四六、二二四	二一二、二八三	△六六、〇五九
臨時海軍建築部費	一六、九一五	一八、四五九	△一、五四四
拂下圖誌製造費	一二、七〇七	一五、〇〇〇	△二、二九三
軍艦製造及建築費	一、九二一、〇八三	一、六一三、一六六	三〇七、九一七
海軍採炭所設備費	六四、一六三	六三、九二〇	二四三
戰史編纂費	二八、九〇九	二四、九三八	三、九七一
艦艇補足費	一二、三九六、三六三	一五、二七五、二五七	△二、八七八、八九四
整備費	八、〇四九、〇三一	七、七五六、五八八	三〇四、二八七
補充艦艇費	二〇、六六〇、七四六	一〇、六八九、五八六	九、九七一、一六〇
在韓國海軍用地經營費	一六、九二六	三〇、〇〇〇	△一三、〇七四

科目	決算額	比較増(△)	摘要
歳入			
租税	一一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
官業収入	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
官有財産収入	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
雑収入	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
歳入合計	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
歳出			
皇室費	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
国会費	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
会計検査院費	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
内閣及枢密院費	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
行政費	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
司法及警察費	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
外務費	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
内務費	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
大蔵費	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
陸軍費	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
海軍費	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
文部費	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
農商務費	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
逓信費	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
鉄道費	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
北海道庁費	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
植民費	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
台湾総督府費	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
関東都督府費	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
樺太庁費	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
南洋庁費	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
関東州及満鉄補給費	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
朝鮮総督府特別会計繰入	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
歳出合計	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
歳入歳出差引	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
国債及借入金			
国債	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
内国債	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
外国債	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
借入金	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
国債及借入金	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
国債及借入金償還	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
国債及借入金利子	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
国債及借入金取扱費	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
国債及借入金合計	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
歳出総合計	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	

科目	決算額	増減(△)	摘要
歳入			
租税	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
官業収入	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
官有財産収入	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
雑収入	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
歳入合計	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
歳出			
皇室費	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
国会費	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
会計検査院費	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
内閣及枢密院費	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
行政費	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
司法及警察費	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
外務費	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
内務費	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
大蔵費	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
陸軍費	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
海軍費	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
文部費	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
農商務費	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
逓信費	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
鉄道費	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
北海道庁費	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
植民費	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
台湾総督府費	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
関東都督府費	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
樺太庁費	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
南洋庁費	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
関東州及満鉄補給費	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
朝鮮総督府特別会計繰入	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
歳出合計	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
歳入歳出差引	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
国債及借入金			
国債	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
内国債	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
外国債	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
借入金	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
国債及借入金償還	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
国債及借入金利子	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
国債及借入金取扱費	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
国債及借入金合計	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	
歳出総合計	一、一三一、三一七円	一、一三一、三一七円	

右明治四十三年度歳入歳出總決算は同年度各特別會計歳入歳出決算及會計檢査院の檢査報告竝に舊韓國豫算襲用會計歳入歳出決算同各特別會計歳入歳出決算及同檢査報告と共に、大正二年二月二十四日第三十回帝國議會に提出せられたり。衆議院決算委員會に於ては審査を遂げたる末三月二十六日を以て之を終了し、同日委員長齋藤珪次は委員會に於ける審議の經過及結果を本會議に報告せり。其の中一般會計に關する部分を摘錄すれば大要左の如し。

『決算委員會に於て不法若は不當なりと議決したる事項は、明治四十三年度總決算歳入に於て、官有土地を擅に貸與し其の賃貸料を歳入に納付せざりしもの一件、競爭入札に際し高價の入札を排し低價を以て拂下を爲したるもの一件、歳出に於て豫算目的外の支出を爲したるもの十四件競爭入札に付すべき工事の施設にして隨意契約に依りたるもの三件、虚構の事實に對し支出を爲したるもの十一件、前金拂を爲したるもの二件、低價の物品を納入せしめ其の差額を騙取せしめたるもの一件、豫算に剩餘あるに際し施設を企畫したるもの二件、豫算の豐裕なるに乘じ計畫外に屬する土地の買上を爲したるもの一件、設計に違反し且粗造なる工事に對し工費を支拂ひたるもの四件、實用の程度を超え過大の工事を施行したるもの一件、年度違の支出を爲したるもの四件、工事施行に際し設計其宜しきを得ざりしもの一件にして、此の外委員會に於て重要の爭點となり少數意見の提出せられたるもの一件、又陸海軍兩省に於て其の豫算の豐富なるに乘じ幾多不法の支出を爲したる事實あり。之に對しては委員會は警告を與ふることに議決せり。今是等特別のものに就き報告せんに、法令違反若は不當と認めたるもの陸軍省所管に於て二十件、海軍省所管に於て八件あり。其の陸軍省所管に關しては當局者は多く處置其の當を得ざりしを陳謝し、殊に陸軍大臣は將來大廓清を期し必ず此の過を再びせざるべきを誓言せり。是れ洵に諒とすべし。然れども四十三年度に於ける陸軍の支出は不當なるもの甚だ多く、委員會は終に「陸軍省所管決算中其の不法若は不當事項の多くは豫算豐裕なるに乘じ豫算外の工事を爲し又は豫算外の買入を爲す等豫算實施上甚だ誠意を缺くものと認む。依て政府は陸軍省所管に對しては將來特に此の點に反省すべきことを警告す」との警告を與ふるに決せり。海軍省所管に關しては當局者は曾に之を改むるの誠意を示さざるのみならず、八件共總て抗辯せり。就中曩に朝鮮蔚浦に大砲發射場を新設するの計畫を以て豫算の協贊を經たるに拘らず、其後獨斷を以て其の位置を大分縣高田町に變更せしが如き不當至極の事項に就ても、一片の陳謝を表せず。乃ち委員會に於ては海軍省所管に對しても「海軍省所管決算中其不法若は不當事項に就き政府は抗辯する所あれども、其の理由甚だ淺薄なるのみならず、却て法規を輕んじ將來尚是が改善を爲すの誠意を疑ふ。依て政府は海軍省所管に對しては豫算實施上一層注意すべきことを警告す」との警告を與ふるに決せり。唯玆に少數意見の報告を見るの遺憾を感ずるは大藏省所管歳入經常部に於ける砂糖消費稅問題なるが、審査の結果多數を以て「龜戸・玉造小倉・神奈川及神戸稅務署の徴收に係る砂糖消費稅の件（會計檢査院報告一）は、大日本製糖株式會社及横濱・神戸精糖株式會社製造の砂糖に對し本年度（四十三年度）に於て改定施行せし改定標準査定方法は敢て法令に違反するものと認めずと雖、尚改定の餘地存すべきものと認むるが故に、政府に於て之が調査を爲すべきことを望む」と決議せり。初め會計檢査院は「本稅の徴收は砂糖消費稅法の命ずる所に依り砂糖製造場より

現實引取る數量に依り課稅すべきものなるに、稅務署が使用原料糖に一定の標準を設け課稅數量を推算して徵收するの方法を取りしは法令に違犯すとの檢定を下して同付せり。而して此の所謂一定の標準なるものは實際の數量歩留に適合せず、且又輸出砂糖に對する標準歩留は大に低めありて實際に適合せずと云ふ二點も、違法不當の理由として數へらる。之に反し法律に違反すと認むべからざるも尙改訂の餘地ありとする委員會多數の主張は(一)現實取引秤量に代へ一定の標準を設けて原料砂糖に課稅するは、畢竟査定方法に關する見解の相違のみ。之を以て違法と認むる能はず(二)且又歩留の如きも政府多年の經驗に徵し之を積算せるものなれば、之を以て實際に適合せずとする會計檢査院の斷定は未だ必ずしも確實を保すべからず(三)輸出糖に對する歩留低しと云ふも、外國に輸出する砂糖は內地消費のものより一層優良なる製造を要するを以て、內地消費稅に比すれば數層の歩減を見ざるべからず。殊に方今外國糖と激甚なる競爭の下に立てる我國糖業に對しては、國家の糖業政策として將又外國貿易政策として寧ろ至當の事象なるを信ずと云ふに在り。之に對し川合直次君外十五名は、明治四十三年度歳入經常部第一款租稅第六項砂糖消費稅徵收に際し、殊に大日本製糖株式會社及橫濱神戸精糖株式會社製造の砂糖に對し原料糖に一定の標準率を設け其數量を推算して課稅せるは、砂糖消費稅法の正條に背反せるのみならず、其標準率の實際に適合せざるが爲め國庫に多額の損失を招かしめしは不當の所爲なりとすとの少數意見を提出せり。其の他は從來有觸れたる案件にして、詳細は報告書に依り了知あらんことを望む。』

右報告終るや川合直次は左の如く少數意見を陳述せり。

『砂糖消費稅は其の製造場より引取る精製糖に課稅すべきものなることは法律上明白なるに拘らず、政府之を辯明して正條に背くも精神に反せずとせり。法の擁護に任ずる議院は到底之を容認する能はず。殊に政府の原料糖に對し定めたる推定率と檢査院の調査したる所と兩々大なる差額あり。檢査院の調査に依れば普通の課稅方法に依る時は其の差四十二萬圓、又外國輸出品と然らざるものとの區別を設けたる爲め徵稅不足四十三萬圓に上り、前後合計して八十五萬圓の收入不足を見るも、政府の推定率なるものは總ての糖業者に對し行はるるにあらずして大日本製糖株式會社・橫濱及神戸精糖株式會社の三會社製造の砂糖に限られ、其の他に對しては精製糖に課稅し居れり。斯の如く三大會社にのみ特定法を設くるは啻に逋稅脫稅の虞あるのみならず、徒に世上の疑惑を招く所以なるを以て、會計檢査院の報告を容れ少數者の意見に贊成あらんことを望む。』

次で小西和は曩に提出せる決議案『明治四十三年度歳入歳出の決算中には會計法に違反の收支を爲し或は不當の出入を爲せるもの尠からず。如上の事實あるは啻に該會計年度の決算にのみ止まるにあらざるを以て、政府に向ひ屢警告する所ありしに拘らず依然として之を改めざるもの多き所以は、政府の歳入歳出取扱に對して誠意を缺けると、上級官廳の下級官廳に對する監督に怠慢なる所ある結果なりと認む。依て更に之を警告す』の趣旨に關し大要左の如く說明せり。

『陸海軍以外の官省に於ても不當或は法令違反の處置夥多あり。就中朝鮮總督府及鐵道院の如き其の最も甚だしきものあり。然るに獨り陸海軍兩省のみに警告を與へて他の官省に及ばざるは、偶以て暗に之を認容するが如き觀あるのみならず、公平を失すと云はざるべからず。此際

宜しく他の官省にも一般的警告を與へ、以て政府當局者をして今後成るべく不當或は法令違反の行爲なからしめんことを期すべし。是れ本案を提出する所以なり。

委員長齋藤珪次は之に對し左の如く陳述せり。

『決議案の趣意は委員會に於ても之を認め、一般官省に對しても陸海軍省同樣警告其他相當の手續を爲したり。政府に於ても議會の注意警告、會計檢査院の論告に對し飽迄之を遵奉し、其の趣旨に副はんことを努むべしと明言し、且又違反不當件數を以て昨年提出の決算に比較するに六十餘件を減じたり。事情既に斯の如し。旁〻以て本會議に於て重ねて之を決議するの要なし。』

斯くて採決の結果少數意見及小西和提出の決議案は共に少數にて否決となり、多數を以て總て委員長報告の通決定したり。

貴族院決算委員會に於ては審議の結果、總決算中歳出に於て二件は不當の處置と認めて左記決議案を議決し、又歳出に於て六件は政府の措置穩當を缺くものと認め、更に歳出に於て八件は政府に對し將來の注意を促すべきものと認め、其の他は總て異議なきものと議決し、三月二十六日決算委員長寺島誠一郎は之を本會議に報告せしが、採決の結果異議なく總て委員長報告の通可決確定したり。

一、貴族院は明治四十三年度歳入歳出總決算歳出臨時部海軍省所管第一款營繕費第七項水路部改築費中、海軍省經理局の支出に係る件は不當の處置にして、政府の監督宜しきを得ずと議決す。

一、貴族院は明治四十三年度歳入歳出總決算歳出臨時部海軍省所管第一款營繕費第八項軍令部其他廳舍增築費中、海軍省經理局の支出に係る件は不當の處置にして政府の監督宜しきを得ずと議決す。

第五款　舊韓國政府豫算襲用會計決算

明治四十三年八月二十九日韓國併合の結果、同年勅令第三百二十六號に基き、同日以後舊韓國政府に屬する歳入歳出の豫算は當分の內從前の儘之を襲用することとなりたるを以て、舊韓國政府隆熙四年度の歳入歳出豫算額中、同年一月一日乃至八月二十八日の間に於ける收入濟額又は出給命令濟額を控除したる殘額を以て、其の歳入歳出の豫算額とせり。然るに同年九月三十日勅令（緊急）第四百六號を公布し、新に朝鮮總督府特別會計を設置すると同時に、右襲用豫算に關する會計年度は同年九月三十日を以て之を終結し、本會計所屬の工事又は製造にして同日迄に經費の支出を終らざりしもの、及本會計所屬の諸費にして既に契約を爲し又は仕拂義務を生じ同日迄に支出を終らざりしものは、其の支出未濟の豫算額を明治四十三年度朝鮮總督府特別會計に移し使用することと爲したり。

右（自明治四十三年八月二十九日至同年九月三十日）舊韓國政府豫算襲用會計歳入歳出決算額は、

三百萬四千九百六十五圓十九錢八厘、歳出決算額は二百九十六萬六千七百八十一圓八十一錢九厘にして、差引三萬八千百八十三圓三十七錢九厘の歳入超過を生ぜり。該超過額は明治四十三年勅令第四百六號第十一條に依り之を明治四十三年度朝鮮總督府特別會計の歳入に繰入せり。

歳入の決算額三百萬四千九百六十五圓十九錢八厘を以て其豫算額八百六十五萬六千四百八十七圓三錢一厘に對比すれば五百六十五萬千五百二十一圓八十三錢三厘を減少せり。今之を經常臨時に區分すれば、經常部歳入の決算額は八十八萬千七百七十圓六十錢九厘にして、之を其豫算額五百八十九萬二千九百二圓三錢一厘に對比すれば、五百一萬千百三十一圓四十二錢二厘を減少し、臨時部歳

入の決算額は二百十二萬三千百九十四圓五十八錢九厘にして、之を其豫算額二百七十六萬三千五百八十五圓に對比すれば六十四萬三百九十圓四十一錢一厘を減少せり。歳入の決算額に於て豫算に比し斯の如き多額の減少を來せる所以のものは、主として右豫算額は舊韓國政府の會計年度の殘期間卽ち四箇月餘に亙る豫定額なるに、之を實行したる期間は僅に一箇月餘に過ぎざりしが爲なり。

歳出の決算額二百九十六萬六千七百八十一圓八十一錢九厘を以て、其豫算額千三百八十七萬七千二百三十六圓九十三錢三厘に對比すれば千九十一萬四百五十五圓十一錢四厘を減少せり。今之を經常臨時に區分すれば、經常部歳出の決算額は百五十四萬九千六百八十四圓二錢五厘にして、之を其豫算額六百二十三萬三千百九十五圓三十四錢六厘に對比すれば、四百六十八萬三千五百十一圓三十二錢一厘を減少し、臨時部歳出の決算額百四十一萬七千九十七圓七十九錢四厘にして、之を其豫算額七百六十四萬四千四十一圓五十八錢七厘に對比すれば六百二十二萬六千九百四十三圓七十九錢三厘を減少せり。前記歳出減少額千九十一萬四百五十五圓十一錢四厘の內百五十九萬九千八百九十一圓七錢一厘は明治四十三年勅令第四百六號第九條及第十條に依り明治四十三年度朝鮮總督府特別會計に移したる金額にして、九百三十一萬五百六十五圓四錢三厘は全く不用となりし金額なり。

今右舊韓國政府襲用會計の決算額を其の豫算額と對照すれば左の如し（圓位以下切捨）。但し舊韓國政府に在りては其の豫算各款の金額は彼此流用することを得るの規定なりしを以て、各項の金額は恰も帝國政府豫算の各目の金額に相當するが故に決算に於ては款別の金額を計上することとせり。

自明治四十三年八月二十九日
至同　年九月三十日　舊韓國政府豫算襲用會計決算額豫算額對照表

科目	決算額	豫算額	比較增減（△）
大藏省所管			
舊韓國政府豫算襲用會計			
歳入			
經常部			
租稅	五、一八、二〇圓	三、五二、三六圓	△二、九九四、一三圓
印紙收入	三、八四二	八三、八二	△五九、九七九
罰金賠償收入	六、二三八	一、四七二、七四四	△一、四六六、五〇六
官業及官有財産收入	七七、一六九	四三、四四七	△三八五、二七八
雜收入	二九六、三二五	四〇一、五六二	△一〇五、二四七
經常部合計	八六一、七二〇	三、八六二、九〇二	△三、〇二一、一四二
臨時部			
公債金繰入	一、一三、一八四	一、七六三、五八五	△六四〇、三九一
借入金	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇
臨時部合計	二、一三、一八四	二、七六三、五八五	△六四〇、三九一
歳入總計	三、〇〇四、九〇五	六、六二五、四八七	△三、六六一、一三三
歳出			
經常部			
皇室費	一三五、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	△三七五、〇〇〇

科目	決算額	豫算額	比較增減（△）
元內部所管			
內部本廳	五八、六八圓	一〇一、三四九圓	△四二、六六一圓
警視廳	一二、二四〇	九、八一五	二、四二五
漢城府	五、二五九	一八、三四〇	△一三、〇八一
地方各道	四六、二四六	一五二、六四七	△一〇五、四〇一
地方各郡	一二三、六六四	四七五、〇九八	△三六一、四三四
地方警察費	一二、四一二	九一、八七八	△七九、四七六
大韓醫院	四四、七五九	一二三、三六六	△七八、六〇七
水道事業費	一〇、一〇三	五一、一八一	△四一、〇七九
慈惠醫院支出金	四五、〇二七	六二、三〇〇	△一七、四七三
合計	二四八、四二〇	一、〇八四、一六八	△七三五、七四八
元度支部所管			
度支部本廳	一〇五、八六九	三一八、三五五	△二一三、六六六
內閣	一四四、三九八	二三、七七五	八、二七七
中樞院	一〇、三三四	一九、八二四	△九、四九〇
表勳院	二、三〇三	七、五六〇	△三、九四三
會計檢查局	八、五一五	二五、二四四	△一六、七三九
建築所	三五、五〇四	五二、四五五	△一六、九五一

目	決算額	増減	比較減(△)
歳入			
租税及印紙収入	一一、八一〇、一一四円	一、一〇〇、一一四円	一〇、七一〇、〇〇〇円
官有財産収入	一、一一〇、一一四	一〇、一一四	一、一〇〇、〇〇〇
官業収入	一、一一〇、一一四	一〇、一一四	一、一〇〇、〇〇〇
雑収入	一、一一〇、一一四	一〇、一一四	一、一〇〇、〇〇〇
公債及借入金	一、一一〇、一一四	一〇、一一四	一、一〇〇、〇〇〇
前年度繰越金	一、一一〇、一一四	一〇、一一四	一、一〇〇、〇〇〇
歳入合計	一、一一〇、一一四	一〇、一一四	一、一〇〇、〇〇〇
歳出			
皇室費	一、一一〇、一一四	一〇、一一四	一、一〇〇、〇〇〇
国債費	一、一一〇、一一四	一〇、一一四	一、一〇〇、〇〇〇
行政費	一、一一〇、一一四	一〇、一一四	一、一〇〇、〇〇〇
司法費	一、一一〇、一一四	一〇、一一四	一、一〇〇、〇〇〇
警察費	一、一一〇、一一四	一〇、一一四	一、一〇〇、〇〇〇
教育費	一、一一〇、一一四	一〇、一一四	一、一〇〇、〇〇〇
軍事費	一、一一〇、一一四	一〇、一一四	一、一〇〇、〇〇〇
植民費	一、一一〇、一一四	一〇、一一四	一、一〇〇、〇〇〇
歳出合計	一、一一〇、一一四	一〇、一一四	一、一〇〇、〇〇〇

科目	決算額	増減	比較減(△)
歳入			
租税及印紙収入	一一、八一〇、一一四円	一、一〇〇、一一四円	一〇、七一〇、〇〇〇円
官有財産収入	一、一一〇、一一四	一〇、一一四	一、一〇〇、〇〇〇
官業収入	一、一一〇、一一四	一〇、一一四	一、一〇〇、〇〇〇
雑収入	一、一一〇、一一四	一〇、一一四	一、一〇〇、〇〇〇
公債及借入金	一、一一〇、一一四	一〇、一一四	一、一〇〇、〇〇〇
前年度繰越金	一、一一〇、一一四	一〇、一一四	一、一〇〇、〇〇〇
歳入合計	一、一一〇、一一四	一〇、一一四	一、一〇〇、〇〇〇
歳出			
皇室費	一、一一〇、一一四	一〇、一一四	一、一〇〇、〇〇〇
国債費	一、一一〇、一一四	一〇、一一四	一、一〇〇、〇〇〇
行政費	一、一一〇、一一四	一〇、一一四	一、一〇〇、〇〇〇
司法費	一、一一〇、一一四	一〇、一一四	一、一〇〇、〇〇〇
警察費	一、一一〇、一一四	一〇、一一四	一、一〇〇、〇〇〇
教育費	一、一一〇、一一四	一〇、一一四	一、一〇〇、〇〇〇
軍事費	一、一一〇、一一四	一〇、一一四	一、一〇〇、〇〇〇
植民費	一、一一〇、一一四	一〇、一一四	一、一〇〇、〇〇〇
歳出合計	一、一一〇、一一四	一〇、一一四	一、一〇〇、〇〇〇

科目	決算額	豫算額	比較増減（△）	科目	決算額	豫算額	比較増減（△）
歳入	円	円	△	歳出	円	円	△
租税	八七九、〇四四、四九八	八七九、〇四四、四九八		内閣及内閣所轄	一、三三五、四九八	一、三三五、四九八	
官有財産収入	一、一四四、四九八	一、一四四、四九八		元老院	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
官業収入	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇		会計検査院	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
官有物払下代	一、〇〇〇	一、〇〇〇		宮内省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
雑収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇		外務省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
公債金	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇		内務省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
前年度剰余金受入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇		大蔵省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
歳入合計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇		陸軍省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
				海軍省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
				司法省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
				文部省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
				農商務省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
				逓信省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
				鉄道院	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
				北海道庁	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
				台湾総督府	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
				樺太庁	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
				関東都督府	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
				予備費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
				歳出合計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	

科目	決算額	豫算額	比較増減（△）	科目	決算額	豫算額	比較増減（△）
歳入	円	円	△	歳出	円	円	△
租税	一、七五五、〇〇〇、〇〇〇	一、七五五、〇〇〇、〇〇〇		内閣及内閣所轄	一、三三五、四九八	一、三三五、四九八	
官有財産収入	一、一四四、四九八	一、一四四、四九八		元老院	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
官業収入	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇		会計検査院	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
官有物払下代	一、〇〇〇	一、〇〇〇		宮内省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
雑収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇		外務省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
公債金	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇		内務省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
前年度剰余金受入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇		大蔵省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
歳入合計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇		陸軍省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
				海軍省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
				司法省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
				文部省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
				農商務省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
				逓信省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
				鉄道院	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
				北海道庁	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
				台湾総督府	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
				樺太庁	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
				関東都督府	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
				予備費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
				歳出合計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	

九萬四千五百三十九圓、歳出經常部四億七百十六萬三千九百九十一圓、同臨時部一億四千四百八十六萬八千五百四十八圓なり。尚右の外臨時軍事費特別會計より繰越したる經費の中二百六十五萬圓は、本年度に於て之が使用を要するものにして、右は前年度剩餘金を以て之を支辨するの計畫なり。

今本年度豫算額を前年度豫算額に比較すれば左の如し。

區分		明治四十四年度豫算額	明治四十三年度豫算額	比較 増	比較 減
歳入	經常部	四九二、一三八、〇〇〇 円	四八三、九九八、二六六 円	八、一三九、七三四 円	○ 円
	臨時部	五九、八九四、五三九	四七、五〇七、七四八	一二、三八六、七九一	○
	朝鮮に屬する歳入	○	二、七九七、八四七	○	二、七九七、八四七
	合計	五五二、〇三二、五三九	五三四、三〇三、八六一	一七、七二八、六七八	○
歳出	經常部	四〇七、一六三、九九一	四一一、一三一、六二二	○	三、九六七、六三一
	臨時部	一四四、八六八、五四八	一二三、一七二、二三九	二一、六九六、三〇九	○
	合計	五五二、〇三二、五三九	五三四、三〇三、八六一	一七、七二八、六七八	○

（備考）一、明治四十三年度豫算額は本豫算額及第二十六議會通過の追加豫算額の合計なり。

二、本表中「朝鮮に屬する歳入」とあるは、明治四十三年度豫算に於て一般會計に屬したる統監府所屬歳入を指すものにして、明治四十四年度以降は朝鮮總督府特別會計に編入せらるべきものとす。

三、明治四十三度歳出豫算額中本年度豫算額との比較對照上、經常部中朝鮮に關する金額を臨時部に組替掲記せるを以て、該年度決定金額と符合せず。

今明治四十四年度歳入豫算を前年度豫算に比較して其の增減せる重要なる事項を擧ぐれば、經常部に於ては所得稅・相續稅・通行稅・酒稅・醬油稅・取引所稅・關稅・印紙收入・郵便電信及電話收入・配當金收入・囚徒工錢及製作收入・專賣局益金等の增加したると、臺灣總督府特別會計より砂糖消費稅の繰入あるとの爲め千三百七十一萬二千六百七十四圓を增加すると雖も、地租・營業稅・鑛業稅・兌換銀行券發行稅・砂糖消費稅・纖物消費稅・賣藥營業稅・森林收入・雜收入等に於て五百五十七萬二千九百四十圓を減少するを以て、差引八百十三萬九千七百三十四圓を增加し、臨時部に於ては官有物拂下代・雜收入・陸軍營繕費補充資金・軍艦水雷艇補充基金繰入及前年度繰入金等の增加したると、新に治水費資金繰入を豫算したるとの爲め千五百四十七萬八千二百二圓を增加すると雖も、地方分擔納付金・公債募集金・森林資金繰入・獻納金及一時借入金等に於て三百九萬千四百十一圓を減少するを以て、差引千二百三十八萬六千七百九十一圓を增加したり。

又其の歳出豫算增減の重要なる事項を擧ぐれば、經常部に於ては大藏省所管に於て國資運用費・諸拂戻金・國債整理基金繰入の減少・統監府・統監府司法及監獄費の皆減・陸軍省所管に於て一年志願兵諸費の減少・海軍省所管に於て廢艦に依る經費の減少・農商務省所管に於て森林費の減少・遞信省所管に於て年金及恩給の減少したる等の爲め千二百九十四萬六千七百九十四圓を減少すと雖も、內務省所管に於て高等警察事務增加に伴ふ經費・警察費連帶支辨金の增加・大藏省所管に於て拓殖局新設費・輸出交付金及軍艦水雷艇補充基金繰入の增加・陸軍省所管に於て軍備充實及二年現役に伴ふ經費の增加・糧秣費及馬政局經費の增加・海軍省所管に於て新艦艇及戰利艦船に要する軍事費の增加・定員補充に伴ふ經費の增加・司法省所管に於て在監人增加に伴ふ經費の增加・文部省所管に於て學級學科增加及授業開始等に伴ふ經費の增加・農商務省所管に於て原蠶種製造所及牛疫血清製造所設置に伴ふ經